

第Ⅱ部

ムラ・マチ地域の形成と展開

— 砺波散村地域 —

まえがき

人びとの住まいと暮らしの基盤をなす集落の形態は集住か分散居住かによって集村と散村とに分類される。散村について、ドゥマンジュオンはその成立過程の分析から古代の一次的分散と中世以降の二次的分散とに大きく分類した。そして、散村では「家と土地との結びつきの方が家と家の結合よりも強く」、家々は「分立」を旨とする傾向にあることを強調した（第1章参照）。

そこで、日本の数少ない散村の代表例である富山県西部の砺波散村地帯を取り上げ、その社会的特性と社会空間構造について、社会的側面のみならず経済的側面にまで視野を広げ、さらに歴史的展開をもしっかりと踏まえながら検証する。砺波散村は基本的には近世に成立した散村であり、その点からすればドゥマンジュオンのいう二次的分散ということになる。その点に関連して、散村の成立過程と起源論について論じ、さらに近世における散村の社会空間構造の変遷を跡付ける。そして、そこに一貫して認められる散村の社会的特性と社会空間構造を発達史的に明らかにする（第3章）。次いで、村落の枠組みを超えた広域水利組織と神社の広域祭祀圏を明らかにし、そこから重層的な広がりをもつ広域社会空間がムラを基礎的社会単位として成立していることを検証する（第4章、第5章）。続く第6章と第7章では近世における商品経済の発達、特に在村商人の分析からムラ地域における商品の生産・流通の展開とその空間的構造を検証する。さらに、マチとムラにおける商品生産・流通の発達、年貢収納圏や商品流通圏の変化などの分析を通して浮かび上がってくるマチを中心としたマチ・ムラ地域構造の展開を多角的に論じる。第8章と第9章では、近・現代における急激な社会的・経済的変容、特に圃場整備という散村の生活・生産空間を大きく塗り替えるような変革に対して、散居という居住様式がどのように対応しているのかを検討し、基本的には散居を維持する方向にあることを検証する。

以上のように、この第Ⅱ部は、人の住まい方の一つの典型としての散村の成立史、その社会的特性、水利、祭祀、商品生産・流通を通して散村地域における空間の形成と構造を見ることになる。それは、マチとムラとの関係という視点からは、第Ⅳ部で論じる都市と周辺の関係の議論にも通じる。

第3章 散村の社会空間構造とその展開

はじめに

日本の村落社会に関する研究は社会学・歴史学をはじめとする多くの学問分野においてなされてきた。地理学においても、集落地理・社会地理などの諸部門において多面的に論じられてきた¹⁾。社会の構造を論じるには、構成諸要素の機能とその関連性を分析するだけでは不十分であって、その社会のコアをなしている制度ないし仕組みを抽出し、それを維持し、あるいは変えていく力を解き明かすことが重要である²⁾。もちろん地理学は社会事象の空間における展開や空間の内容（地域性、より端的には地域特性ともいえる）との関係を対象とする。だから、この問題への地理学的アプローチは、対象とする社会事象をもたらしている仕組み、そしてその構造とそこに働いている機能を地域との関連において比較地理学的に分析することになる。さらに、そこにみられる因果関係と空間的展開過程を時系列的に展望・解明することによって、その社会の基盤をなしてきたものと、それを維持したり、変化させてきた要因が明確にされるであろう。そうすることによって、その地域社会の基底をなしてきた社会構造（環境総体との関連における）の核心が帰納される。それには出発点として、人間の地域形成の営みが色濃く塗り込められている生活空間の検討は大きな手懸りを与えてくれるであろう。

かかる観点から、典型的散村地帯である富山県砺波平野の旧鷹栖^{たかのす}村を事例として、散村の社会構造の地理学的特性とその核心について論じたい。

1 地域の概観

1.1 地域特性について

まず、筆者のこれまでの研究より抽出された鷹栖の諸特性を箇条書きして呈示し、その中から砺波散村地帯（図3-1）の属性と散村一般の属性を区別し、さらに鷹栖の特殊性を引き出すことにより、以下の論考における特殊と一般の区別の基準としたい。

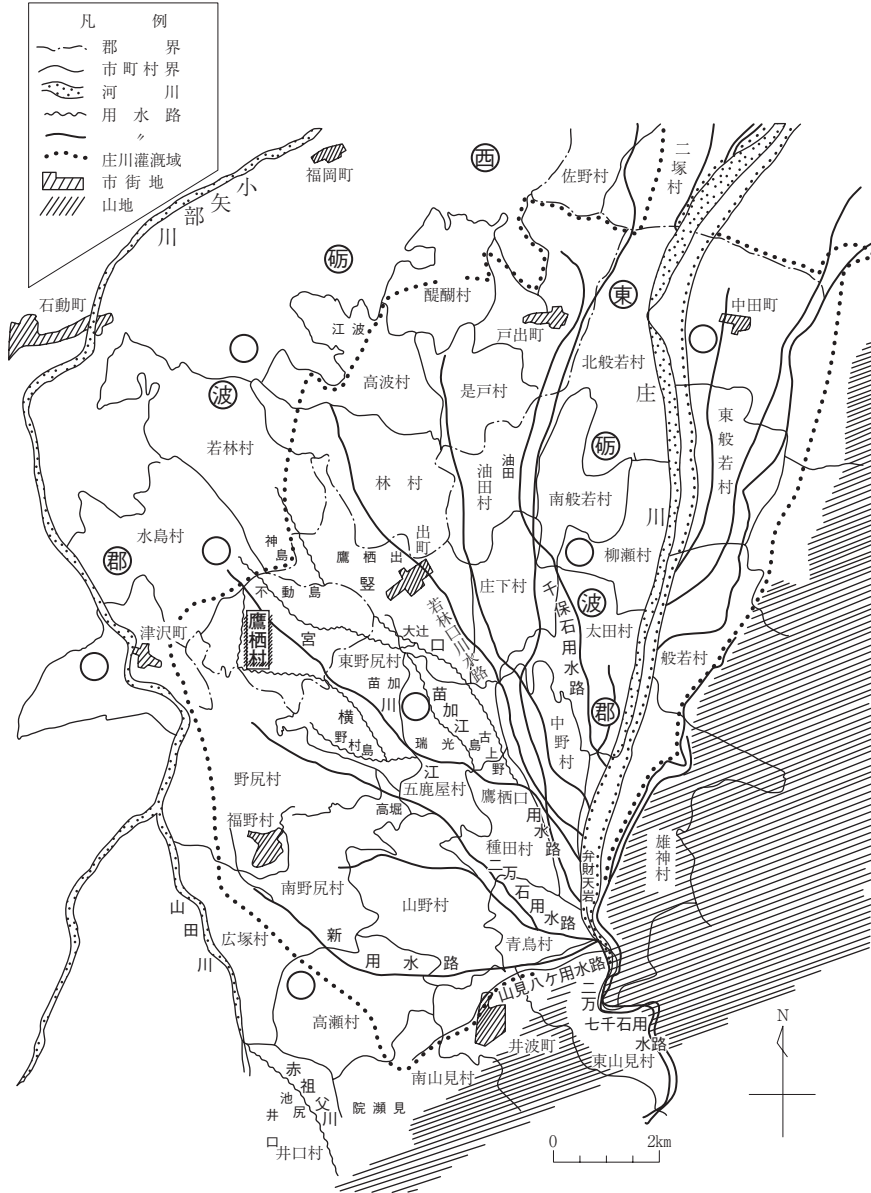


図3-1 庄川灌漑域

(注)『庄川合口用水史』より作成(昭和5年現在)

①冬季積雪地であって水田単作を営む³⁾。②扇状地の扇央部に位置するが、大河川灌漑域であるため、その網状に発達した水路網が豊富な水を供している。③散居制が典型的に発達し、耕地圍繞制⁴⁾をとる。④土地占取において、所有権(地下権ともいう)と耕作権(地上権ともいう)の分離が行われた(明治中期には、耕作権が所有権より優位に立つという慣行小作権が制度的に確立された)ことが、この地方の社会に大き

な経済的・社会的影響を与えた。⑤大規模治水を可能とした中世末～近世にかけての技術的・経済的発展という歴史的背景⁵⁾のもとで近世に本格的な開拓が進んだ地域で比較的新しい村が多い。⑥ムラ⁶⁾≡藩政村≡明治行政村である鷹栖は中世的起源をもつ村で、その領域は5.2km²に及ぶ加賀藩随一の大村であって、その村域は今日まで大きな変化はなかった(明治に不動島を合併)。大字という下部ユニットをもたない村でもあった。

以上、六つの特性が鷹栖の特色として挙げられる。このうち、③と⑤はわが国の散村の一般的特性であり(⑤については、若干の留保が必要)、①・②・④は砺波散村地帯の特性ないし固有性に帰属し、⑥は鷹栖の特異な一面であるといえる。以下、それぞれの特徴や固有性が地域社会の形成にどのように関係し、社会構造にどのような特性を付与しているのかについて考察を加えていく。

1.2 歴史的展望

まず鷹栖社会の展開プロセスを概観しておきたい。以下、時代を第Ⅰ期(～17世紀中頃)、第Ⅱ期(17世紀後半～18世紀前半)、第Ⅲ期(18世紀後半～19世紀初期)、第Ⅳ期(19世紀前期～1880年頃)、第Ⅴ期(1880年頃～1939年)、第Ⅵ期(1940年～)に区分して述べる(区分の理由は後述する)。

開拓の歴史と用水組織の発達 砺波地方には既に古代より人が住んでいたが、扇中央部に人の手が加えられたのは中世に入ってからのものであり、安楽院領油田のような自然堤防跡の微高地の一部で農耕が営まれていた。鷹栖の開拓初期の状況を証す明確な資料を欠くが、諸般の状況より推して、近世以前に開拓の端緒をもち、近世初期には自然的水路を利用して旧中村川から引水し、ある程度開拓も進んでおり、村の徐々なる形成がみられたようである⁷⁾。

第Ⅰ期の1600年頃～第Ⅱ期前半の1670年頃にかけての時期は開拓最盛期にあたり、この間に草高は2.4倍になっている(表3-1参照)。自然的水路の整備、新規水路の開さくが行われ⁸⁾、村内の水路網も発達した⁹⁾。かかる開拓の急速な進捗は旧中村川筋諸村をして庄川よりの大規模取水ならびに水路の整備による安定取水へと志向させ、ついに1656～1678年にかけて鷹栖口用水が開さくされるに至った。一方、藩においても1670年より松川除の治水工事などの大規模治水に着手したことにより、大量の用水の安定取水が可能となり、開拓残地の充填や既墾地の充実が行われる内部充実期(第Ⅱ期)に入る。しかし、いまだ荒蕪地が多く残され、畠として低位な利用しか行われていない部分も相当多かった(殊に西部地区に多かったようで、西部が居住空間とな

表3-1 草高・戸数・江高

年 号	草 高	戸 数 百姓数	鷹栖口江高 ・関係村数	鷹栖・不 動島江高	備 考
慶長年間 元和元年 (1615)	1486 [93]	10余軒 36			草高は慶長総検地の結果(?) 河合古文書
慶安4年 (1651)		50余軒	4208 (7)		同年御立藪屋敷31戸
明暦元年 (1655)			? (11)		
明暦2年 (1656)	3473 [241]				
寛文10年 (1670)	3533 [251]	61人 [9]			高百姓数は百姓所有高帖より
元禄6年 (1693)		76人			百姓数は弥右衛門堂に記載数
享保6年 (1721)	3552.7 [251]		8360 (13)	2645 [107]	江高は役高を示す。新開増高あり
享保15年 (1730)	3654 [254]	117人 [15]			手上高・畠直極高あり増高
延享4年 (1747)	3654 [255]	141人			同年頭振数72人で計213人
天保10年 (1839)	3654 [265]		10059 (13)	3275 [265]	江高は落高を示す。役高は変りなし
天保13年 (1842)		302人			
弘化3年 (1846)		343人			百姓数に頭振数を含む
安政3年 (1856)	3670	357戸			
明治5年 (1872)		368戸 [31]	10183 (13)		江高は明治7年の数字
明治29年 (1896)		407戸			明治21年に不動島合併

(注) [] 内は不動島の数字である。() は関係村数。

るのは相当遅れたと考えねばならない)。そして、他村への出作りも盛んで¹⁰⁾、なお開拓の風土を残していた。その意味では、この第Ⅱ期は開拓後期に当たるともいえる。なお、この期の後半には現在の用水路網の骨格はほぼできあがっていた¹¹⁾。

第Ⅲ期には村内の土地占取はおおむね完了し、第Ⅲ～Ⅳ期には内部充実の後半に入る。一部では川原跡や低湿地の新開・畠直しが行われていた。第Ⅳ期には、各用水の水路網が完備され、焦点は庄川からの用水確保をめぐる上流用水と下流用水の連合、対立に移り、用水間の再編成への動きが活発となった時期でもある¹²⁾。第Ⅴ期にも農業的発展は持続的に展開されたが、一部に非農業的要素の浸透がみられ、街村部が形成されるとともに村の外的発展期（従来はムラ内部での経済活動にほとんど終始していたのが、ムラの外に経済的発展を求めて行こうとする時期という意味で）に入る。一方、用水は数々の挫折を乗り越えて、ついに昭和15年に合口取水に成功し、水の合理的配分が行われるようになった。第Ⅵ期には、前期からの非農業的発展がいっそう顕著となり街村部の膨脹が進む。用水路網は再編成期に入り、各種改修工事が行われ、近年になって圃場整備が実施され、村内用水路網の全面的再編成・用排水分離が実施されようとしている。

農業経営の展開と階層構成 鷹栖は、明暦元年（1655）頃には家数50余軒（本百姓）で、一戸平均の草高は約63石である。少し後の寛文10年（1670）の百姓所有高帖によっても、40石以上が32人と過半数を占めた。土地保有において鷹栖と同様なヒエラルキーを示した太田村の場合¹³⁾、惣領相続制下にあつて多くの農民は隷属的労働力として位置づけられた。本百姓は同居二・三男層と隷属的な譜代家持下人（労務契約的ではあつたが、土地保有権を有する下百姓ではなかつた）を抱え、馬匹を使役して大規模手作経営を行つていた。城端北方の山田野新田（寛文13年新開）でも同様な経営様式による開拓が行われた¹⁴⁾。こうした事例より推して、鷹栖村でも同様な中世的な名残をとどめる大規模手作経営が行われていたことが推測される。なお、1650～1670年の間に増加した家数の大半は二・三男の分高別家であり、一部に他村よりの入植者が加わつた。太田村でも17世紀中頃より中世的な惣領相続制が崩れ始め、二・三男の分高別家が増加していることから、当地方では加賀藩のたびたびの禁令にかかわらず、10～40石の高をつけて分家させることが広く行われたようである。

さらに下つて享保15年（1730）の鷹栖の高構成をみると（表3-2参照）、15石未満層が過半を占め、なかでもそれまでみられなかつたいわゆる名高層（高が9斗5升以下の名ばかりの高持ち）が19人と顕在化していることが注目される。これは分高別家の増加、分高の零細化、切高が盛んになったことによる。さらにその後の展開をみると、かかる層が急激に増加しており、18世紀前後に封建農民の零細化がかなり進行したことがわかる（1750年頃には名高層が34人、5石未満が16名、およびその範疇に入ると推定される者8名で、計58名と急増している）。今一つ注目しなければならない

表3-2 持高階層別百姓数

石高 \ 年次	寛文10 (1670)	享保15 (1730)
150石以上	4	5
100 〃	10	5
60 〃	11	9
40 〃	7	7
30 〃	9	6
15 〃	13	16
5 〃	7	31
0.95 〃	0	19
同 未 満	0	19
合 計	61	117

- (注) 1. 他村への掛作分を含まず。
 2. 寛文10年の最高持高170石、最低持高5石。享保15年は同355石、同5升。
 3. 寛文10年は百姓所有高帖による。享保15年は百姓所有石高調査による。

のは頭振層あたまふりが増加したことで、延享4年(1747)の高免家数人馬諸事覚帖によると¹⁵⁾、鷹栖村は本百姓数141人に対し72人の頭振を数え、その数は本百姓の半分に及んだ。こうした頭振層は高を貰えない二・三男の別家、他村よりの流入者、家持下人の自立、あるいは本百姓よりの零落者(切高が17世紀後半より著しく増加した)などからなる。いずれにしても、封建農村の底辺を形成する名高・頭振層がこの期に急激に膨脹したことは確かである。そして切高された高の大部分は一握りの大高持層に集中し、中には持高が400石に達する者もあらわれた(その性格はもはや大規模手作経営のそれではなく、在村地主として村の支配階層を形成するに至った)、幕末期の村内はこれら大高持層と彼らに従属する大多数の5石未満の小高持層・小作農民層に二分された。

かかる形態は明治の地租改正によりいっそう顕在化した。しかし当地方では耕作権が所有権より優位に立つ慣行小作権が広く認められ、しかもその成立起源は1640年代に施行された加賀藩の田地割制に求められ¹⁶⁾、相当古くから土地所有権と耕作権の分離が慣行化していたと考えられる。しかも、散村地帯特有の耕地圍繞制を貫こうとするために、大高持や地主といえども、その耕作地は他人の土地を小作することになるという事情もあって、大高持・地主層の小作に対する支配は土地貸借を通じて直接的に行われるというよりは、大高持・地主、小高持、小作という身分的・地位的なヒエラルキーに基づく支配を通じて行われたことに注目しなければならない¹⁷⁾。それ故に、他地方の地主支配の在り方と比べれば、当地方のそれは比較的緩やかであったといえよう。しかし、それは程度の問題であって、地主層は特異な形ではあったが、彼らの支配を貫徹したことはいうまでもない。

第二次世界大戦後、農地改革によりかかる農村社会の階層構成は崩れ、自作農率は96%に達した。この時点における経営面積の多寡が、労力の払底状況とあいまってその後の農業経営の方向を左右し、兼業化・脱農業の方向を目指さざるをえない階層と、専業農家ないし第1種兼業農家にとどまりえている階層とに分かれてくる。そして、社会的ステータスの基準はもはや旧来のような所有地の多少、あるいは本家：分家、旧家：新来者といった色わけでは律し切れなくなっている¹⁸⁾。

2 生活空間の形成とその基盤

本節では、先ず①村内自治空間としての第1社会空間¹⁹⁾の形成過程の歴史的裏付け

を行い、次いで②同族分岐の展開が社会空間の形成にどのような陰影を与えているかを考察し、さらに③水利組織が社会空間の形成に占める意義について論じる（図3-2参照）。

2.1 第1社会空間の形成

開拓期には、大規模手作経営を営み土豪的性格をもった長百姓たちが小シマに分立し、開拓者的な生活空間を形成していた（2.2項参照）。彼らは用水路によって区分されることが多い島状微高地に居住し、その周辺を漸次開拓していった（小シマ空間の形成、この時期は17世紀中頃までと考えてよからう）。開拓が進み、こうした生活空間が連鎖的に形成されてくると、それらの複合的な生活空間として、後世のシマの原形にあたる小シマ複合空間が醸成されてくる（この時期は17世紀中頃から18世紀前半にかけてであろう）。一方、その頃になると加賀藩の村方支配制度も確立してく

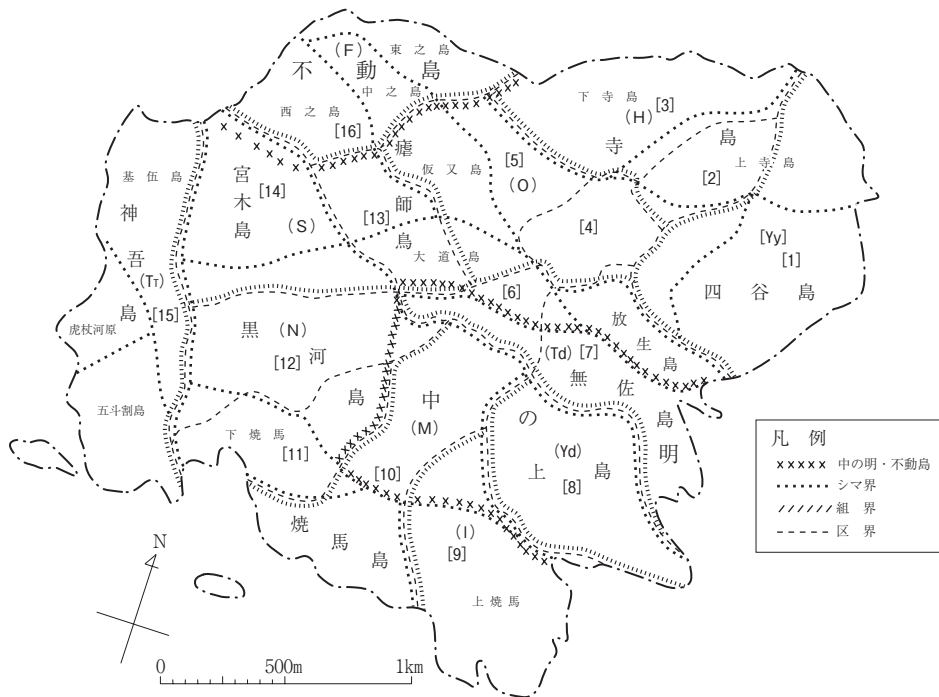


図3-2 第1社会空間の変遷

- (注) 1. シマは推定であり、小シマも含む。
 2. シマは無佐島、上島……などと記す。
 3. 組…… (F) 不動島、(H) 林組、(I) 今井組、(M) 村中組、(N) 中西組、(O) 大矢組、
 (S) 島田組、(Td) 多田組、(Tt) 高田組、(Yy) 四谷組、(Yd) 吉田組
 4. 区は[1]、[2]、[3]、……と記す。

る²⁰⁾。改作奉行の下にあって数十カ村をたばねる十村役が各地域に配され、各村には村方役人として肝煎（庄屋に当たる）以下、その補佐役としての組合頭、相談役としての長百姓または惣代が各数名ずつおかれた。

鷹栖の場合、肝煎は17世紀末～18世紀初頃には2名となり（それ以前については、1名か2名かは不詳である）、表3-4に示すようにおおむね宮川の東西より1名ずつ出ていた。組合頭と惣代の数は一定しないが、嘉永2年のケースを除いては、両者合わせてほぼ6～10名である。さて、嘉永2年（1849）に村方から十村役の菊池氏へ、年貢米の貢納方法について次のように請願がなされている。

……右両所蔵納勢子方者全ク役人共身当リニ御座候得共惣卸附壺枚通ニ而御年貢米取立方仕候ニ付小作せり立方等大村之事故何角雜費と相懸リ申候間嶋々八組ニ手分ケ仕役人共方より勢子い多し呉候様高持人より相願至小作廻り料として年ニ拾貳貫文宛役人共方江高方より相渡勢子方い多し□来度旨……（傍点筆者）

その意は、当所は大村であるので小作の年貢米のせり立方などかく費用がかさむので、村を「嶋々八組」に区分して年貢米を取り立てるようにし、役人に小作廻りと勢子をしてもらいたいとの申し出があった。ついては、その費用は高持人が負担するとしている。その請願が受理されたか否かは別として、ここで問題になるのは村内を八組に分けたいということであり、その発想の土台になるような生活空間がいつ頃から、どのような領域をもって形成されていたかということである。

まず表3-3より次のことが読み取れる。①嘉永2年の請願は受理されたのではない。なぜなら、それ以降は組合頭が8名となって惣代は2名に減ぜられたことは八組の代表的性格を組合頭に与えたことを示唆しているととられるからである。②しかも、嘉永年間の願では組合頭・惣代がそれぞれ7～8名が連署していることは、その時既に実質的に八組の代表が浮かびあがっていたことを示しているようにみえる。③それ以前については、宝永年間に6～8名が肩書なく連署しており、下って、天保年

表3-3 村役人の数

年代	類別	組合頭	惣代	計
宝永2年（1705）		？	6	6
〃 4年（1707）		？	8	8
天保9年（1839）		4	3	7
嘉永2年（1849）		7	8	15
安政3年（1856）		8	2	10
慶応2年（1866）		7	2	9
明治4年（1875）		8	2	10

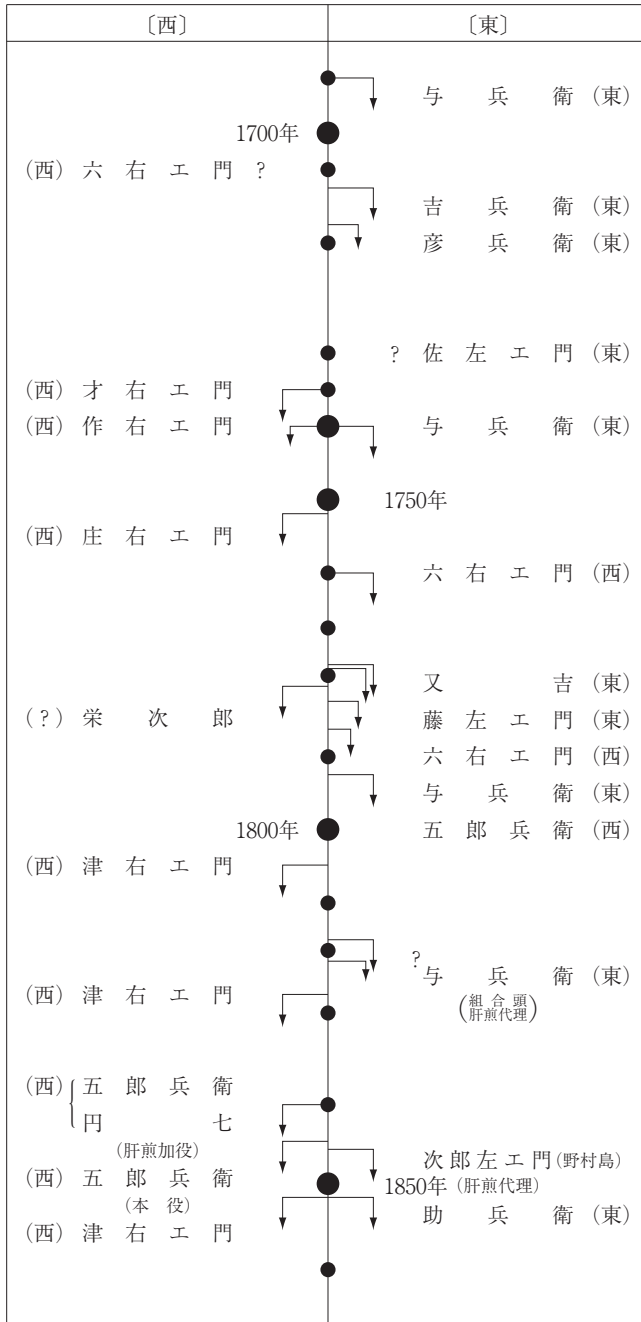
間には組合頭4名、惣代3名の計7名が記されていることは、村には6～8名の百姓代表あるいは村行政補助者が必要であったことを示すようである。①、②より、嘉永2年以降八つの組が実質的には成立したこと、ならびに組合頭にその代表的性格を付したことが推定され、しかも先ほどの「嶋々八組……」（傍点筆者）という記録とを考え合わせると、この八組は第Ⅲ期のシマ空間をベースに成立した社会空間であったと考えられる。

それでは、③の事実は社会空間に関して何を物語っているのか。そこで、彼らの居住地を地図上に求めてみた。すると、ほぼ後世の島あるいは組の範囲内にそれぞれ見い出せるのである。故に、彼等が組・島に類似する領域、すなわちシマの代表的性格を合わせもったか、あるいは組合頭・惣代はかかる領域を単位として選出されたのではないかと推定される。ただし、宝永年間のそれは村の東部に片寄って分布しており、開発の遅れた神吾島南部・宮木島などには見出せない。これは、これら地区が宝永年間にはいまだまとまりある生活空間を形成していなかったからであると解釈される（2.2項参照）。だから、宝永の頃よりその時代々々に形成されていたまとまりある生活空間（第1社会空間）を“……島”という呼称をもって他より識別・区別することが行われ、しかも徐々に惣代・組合頭にこうした領域の代表的性格を加味していったのではないだろうか。そして第Ⅳ期後半には後世の“組”の原形となるような八つの領域（これを“クミ”と呼ぶ）が画定され、組合頭にその代表的性格をおわせたことと推定されるのである（1.2項：開拓の状況，2.3項：江ざらえ組織，3.1項：地区信仰組織の形成などの状況より考えて、19世紀以前にはクミ的空間はいまだ未熟であって、シマが第1社会空間であったと考えられる）。

明治に入り生活のあらゆる面で激しい変化が起こってくると、再び生活空間の再編成が必要とされ、明治7年（1874）には、地券調整のため古くより村民に使われてきた地域呼称たる“「……島」”に依拠して大まかな地域区分（道路、水路などにより区分した）がなされ、“……島”と画定した²¹⁾（実生活面での内実性という点では、この区画はかつての“シマ”空間と比べて低かったといえよう）。明治19年（1886）には村内に10組の衛生組合が設けられ、以後この地域区分が地域住民の団結・共同の単位となった。

ここで“島”と“組”の関係を整理しておかねばならない。“島”の呼称は地名に由来し、クミ以前の生活空間シマ（このシマは厳密に区画されたという性質のものではなく、ある地区名をとってその時代のまとまりある生活空間を識別するという性格のものであった）に依拠して大雑把に区画したものである。組は、幕末期に実質的生

表3-4 肝煎の東・西の区分



- (注) 1. 東・西は宮川の東部・西部を示す。
 2. 栄次郎は瘧師地区の人で、宮川の東西の別ははっきりとしない。
 3. 東・西の区分は、引き継ぎ関係から仕分けたが、正式に各々の地区の代表として機能したかどうかははっきりとしない。
 4. 氏名の付した東・西の区分は、それぞれの出自を示している。

活空間であった8クミをより細かく10に分けた（後に不動島を合併し11組となる）空間であった。昭和15年（1940）には、大きな組から街村部を析出して区分けし、村を16区に分かった。以上の事実を通史的に整理すると、第1生活空間の発展過程は第Ⅰ期（～17世紀中頃）：分立的で未成熟な小シマ、第Ⅱ期（17世紀後半～18世紀前半）：小シマの複合、一部にシマの形成、第Ⅲ期（18世紀後半～19世紀初期）：シマ、第Ⅳ期（19世紀前期～1880年頃）：クミ、第Ⅴ期（1880年頃～1939年）：組、第Ⅵ期（1940年～）：区・村というように、前記の歴史的時代区分と同じように区分されるであろう。以下、この区分に従って第1社会空間の形成基盤や構造などについて論じる。

2.2 同族の展開と第1社会空間

本項では同族分岐の様態を通観し、それが第1社会空間の形成に占める意義ならびに散居制展開との関連について論じる。図3-3は各時代（本項では資料の関係より前項の時代区分と若干異なる）の分家分派のおおよその様子を示している。さて、第

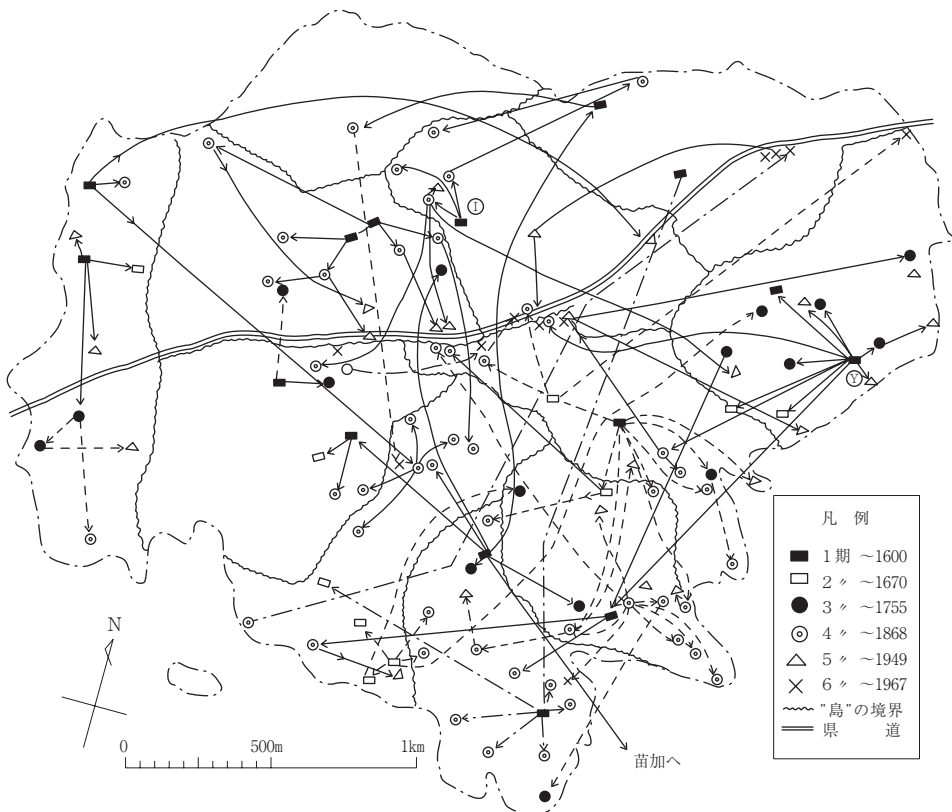


図3-3 同族分岐の変遷

(注) 挙例数は各時代の数を代表するものではない。

1期（慶長以前）～第2期（慶長年間～1670年）は開拓期に当たり、草分けの家々が各小シマに分立的に居住し、散居の形態をとっていた。ここであげられた家々はいわゆる長百姓であって、前項で述べたとおり、その下には隷属的な世帯員・家持下人・下人・下女を擁していた。問題は別家していたかもしれない世帯員の一部と家持下人の住居がどのような立地形態を示したかということである。はたして、彼らは宗家の屋敷周辺または屋敷内に集居し、小村（hameau）あるいは塊村状の居住形態をとったのであろうか。残念ながら、それを明確にする資料を欠く。とはいえ、図3-3の1600年以前の分家はいずれも本家よりある程度距離をおいて分家していることがわかる。このことは、既にこの時代においても一戸前の家は分立することを建前としたことを示唆している。そして、仮に長百姓屋敷周辺に隷農群が群居したとしても、それらを擁した姿が長百姓の屋敷なのであるから、その一群をもって一戸と考えられよう。しかも、その後の傾向は以下述べるごとく散居を志向しているのであるから、この期の居住態様もその傾向を内包した形態をとった可能性が高いといえよう。

第2期（慶長～1670年）には中世的大規模手作経営を支える惣領相続制が崩れはじめ、二・三男の分高別家が増えてくる。分家は後期のそれに比べ相当多くの高の分与を受け、本家の開拓前線に立つか、または新たな開拓地を求めて本家から離れて立地したりしている。この期は開拓の最も進んだ時期でもあったので、他村よりの入植者（挙例15軒中の6軒）も多くみられた。彼らは全て分散的居住をなし（ということはそれ以前に散居を否定しざるような集落構成の慣習をもたなかったことを意味する）、中の明地区と宮川東部に片寄って分布し、徐々に小シマ空間を形成していった。

第3期（1671～1755年）に入ると分高別家制が普及し、それにつれ百姓数も増加する。後になるほど、その増加率は高い。彼らの多くはある程度の高の分与と本家の耕作田の一部（本家圍繞耕地の外縁部に当たる場所）を与えられたようである。そのことは、彼らが本家からあまり離れることなく別家していることから容易に推察される。なぜなら、高だけの分与なら、既に田地割制により散在する“高”地の分与を受けていた彼らが本家の近くに居を構えなければならないという必然性は非常に乏しいといえよう²²⁾。しかし、こうしたかたちの分家をできるものは恵まれた階層であって、形ばかりの高をもつ名高層や頭振と呼ばれる無高層を形成する二・三男も少なくなかったことは1.2項で既に述べたところである。さて、分布状況を全体的にみれば、前期には空白部が多くみられた西部地区でも居住空間としての充実が認められ、第4期のシマの原形となる小シマの複合が進んでいる。その内部は、同族集团的要素の強いことは分布状況を一瞥すれば明らかであるし、前述の“調書”には困窮した同族の

救済に一族が当たり、高の持添えをしたり後見人となったりして親分・子分という関係が結ばれた様子が記されている。

以上をまとめると、この期には、耕地圍繞制を敷く本家からその持ち地の外縁部の分与を受けて、本家近くに別家することが本格化して同族集団の形成をみ、それを母体とする小シマ複合が展開していった。もちろん、その間に開拓者的分家層、他村よりの入植者、無高層らが混入し、小シマ複合空間の同族集団的色彩が弱められていった。そして全体的には、疎密はあるものの、あちらこちらに、こうした第1社会空間の充実が進行したのがこの時代の特徴であるといえよう。

第4期に入ると(1756~1868年)、第3期の傾向はいっそう顕著となる。二・三男の分高別家が慣習化し、中小の高持層からも分家が輩出するようになった(頭振と呼ばれる無高層は時代が下だるにつれて減少する)²³⁾。分家の多くは5石未満の“高”の分与と耕作地の一部を分け与えられ、名高あるいはそれに近い層として、いわゆる封建的小農民層を形成していた。その結果、この期の階層構成は一部の大高持層と大多数の零細農という封建農村の一般的なパターンを示した。その分布状況は前期のそれとあまり変わりはなく、本家から放射状の同族分岐がみられ、分家は本家の居住シマあるいはクミよりあまりはみ出すことなく分住し、一部には顕著な同族集団の形成がみられた(例えば、仮又島のI家など)。そして、前期の同族間における相互扶助の慣習が引き継がれたこと、ならびに彼らが同族神を祭っていたことから考えて、かなり強い同族的結合を保っていたとみられる。しかし、この期の後期に入るとこうした同族的結合は地縁的結合にとって代われ、その中に解消されて行った(第3節参照)。

第5期(1868~1949年)においても分家様式にはそう大きな変化はみられなかった。しかし、日本経済における商工業の発達、資本主義経済の進展は農村社会に大きな変化をもたらした。明治21年に貫通した出町一津沢間の県道沿いに、幕末期より芽ばえていた紺屋などの商工業者が屋並を連ね、徐々に集居し街村部を形成するようになった。その多くは中・小農の二・三男分家であった。時代が下だるにつれて、これらの非農業的分家が多くなった。分布的視点からは、分家は本家と同じ組・区に属するケースが多くみられるのだが、北海道移住者²⁴⁾の跡家へ皆添え分家(家屋・田畠など、全てを引き継ぐこと)する場合には本家一分家の位置関係は崩れた。そして、第5期末より地縁的結合の強化、生活圏の拡大、一部地区の街村化(同族的結合要素が最も稀薄)などによって同族的結合は急速に薄れて行った。第6期(1950年~)には、分家のほとんどは非農家であり、日常生活での便利性の高い街村部に進出し、その膨脹

をもたらし、部分的にはあるが散居景観の変容が顕著となる。

以上の通史的概観から次のようにいえよう。①分家は原則的に散居制を貫いてきた。②第3期より第4期にかけ第1社会空間（小シマあるいはシマ）の中に同族的結合がみられたが、第4期末には早くも地縁的結合の中に溶解されていった。③かかる分家様式の在り方が居住様式の展開と地域社会の枠組みの変化に大きく関与したことはいうまでもない。しかし、幕末期より芽生えていた街村部の形成は、部分的にはあるが、この地域の居住景観に変化をもたらした。

2.3 水利組織と社会形成

本項では水利組織が社会空間の形成にどのように関与しているかについて論じる（図3-4参照）。

水利空間と第1社会空間の関係 ^{ぎやくし} 瘧師地区（図3-5参照）を例にとって社会空間の形成過程と水利空間との関連について述べておきたい。図上に示された地域を灌漑する主要水路は鷹栖口用水豎口系の瘧師江 = G（宮木シマに入ると宮木江 = Mとなる）、砂田江 = S、および大矢江 = Oである。一部地区は伊勢田江 = I、雪車江 = Z、黒河江 = Kから取水している。各主水路からそれぞれの田へは小用水路が引かれている。

開拓が進み、G・O・Sといった主水路がある程度整備されてくると（17世紀中頃）、それぞれの灌漑域（G）・（O）・（S）が充実し、未成熟とはいえ、ある程度の内実を備えた社会空間が分立的に形成されてくる。これが小シマとよばれる生活空間である（第Ⅰ期）。

開拓が進行し、各小シマ内部は充実するとともに外延部への膨脹がみられ、それまで人の住まなかった（G・I）・（M）地区などに（G）地区からの二・三男分家のみ、同じG用水を利用するという機縁もあって、これら地区は（G）と共通の生活空間を構成し、早くも“シマ”の原形が形成される。他方（O）・（S）に小シマ・小シマ複合空間としての仮又島・大道島が充実してくる（第Ⅱ期）。次の時代になると（第Ⅲ期）、（G）に従属していた（M）地区が充実し、（K）・（Z）地区をその生活空間に含むようになってくる。その結果、広範な（M）地区は（G）地区から独立した生活空間として宮木島を形成する。一方、（G）地区は新たに隣接する大道島の一部の（I）・（S）を併合し瘧師島を形成する（この前後関係は不明だが、宮木島の形成と並行して起こったと理解するのが妥当であろう。なお、この期に村の東西の区分が顕在化してきたことも、こうした地域形成に看過しえない作用を及ぼしたであろう）。

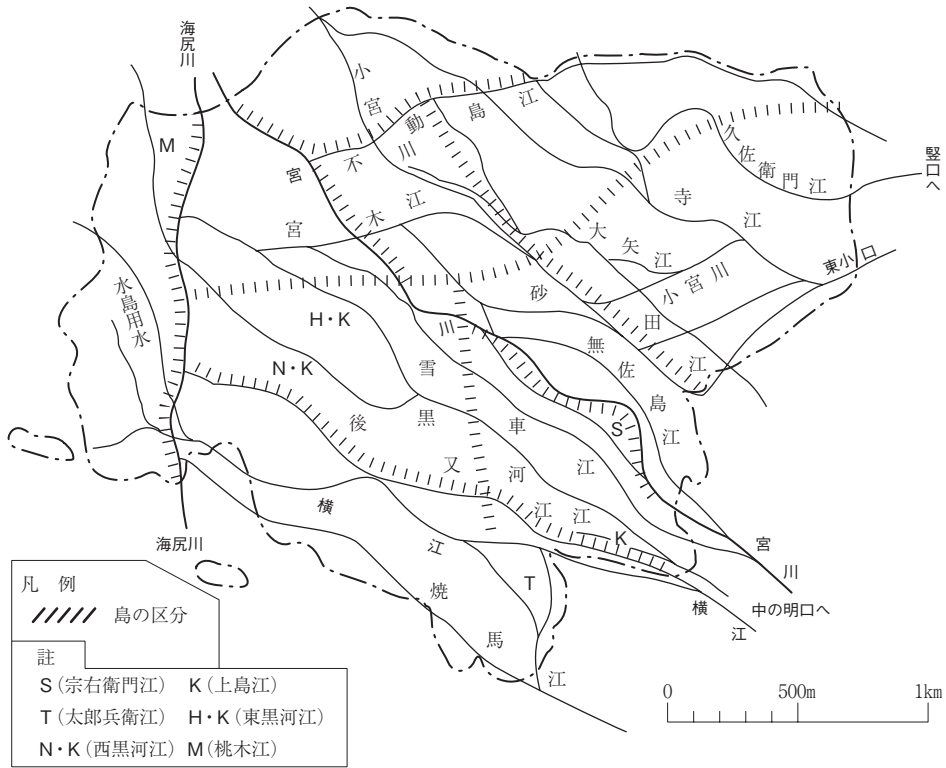


図3-4 用水路網図

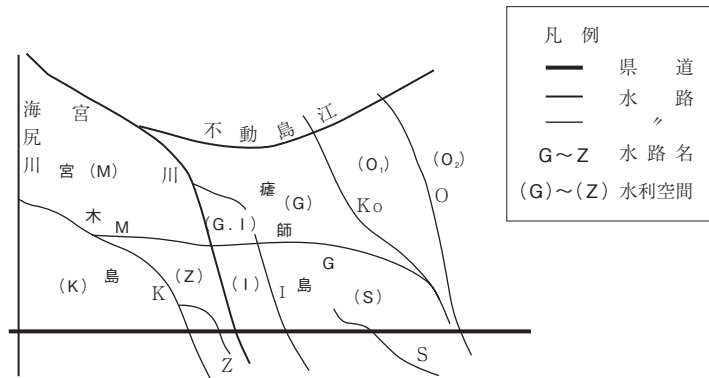


図3-5 瘡師地区の水利空間

なお、O用水路より取水する(O₁)地区は明治の“島”区画では(G)島に含まれるが、後の時代の“クミ”や“組”との関係、用水、同族関係などから考えると、むしろ(O₂)地区との関係を深めていったようである。

以上のように、瘡師地区の例は、シマ空間が複数の主水路によって灌漑されること、

すなわち複数の用水空間からなっていることを示している。シマが単一水利空間たりえないのは、そもそもシマ=レベルの空間が一つないし少数の水利空間からなる小シマの複合体であり、その複合過程において水利以外の要素も作用するからである（例えば同族的結合）。とはいえ、その原核的空間、すなわち瘡師島では（G）地区、宮木島では（M）地区は単独用水空間からなる。この瘡師島、宮木島は最も用水関係の複雑な地域であって、他の地域（四谷島など）では水利関係はもっと単純なパターンを示し、ほぼ一つの主水路による水利空間を中心とし複数の主水路灌漑域の一部を併合する形をとっている。したがって、シマ空間は中核的用水空間と他の複数の水利空間の一部を併合した複合水利空間ということになる。

明治（第Ⅴ期）に入ると、幕末のクミ（第Ⅳ期）をベースにした組が形成される。瘡師地区は島田組と呼ばれ、瘡師島（(O₁) 水利空間を除く）と宮木島からなっていた。基本的には組は結合力の強い主たるシマを中心に、小シマや結合力の弱いシマの一部が併合されて形成されたといえよう。ただし、今井（上焼馬島の一部+旧「中の明」の一部）・中西（黒河島+下焼馬島）・村中（上焼馬島の一部+旧「中の明」の一部）の各組の場合、それぞれの領域は用水空間との整合性を乱した形で形成されていた。こうした社会空間が出現する前段として、既に第Ⅳ期の“クミ”の時代に、シマの領域をこえた生活空間の形成がみられ、結合力の弱いシマの分解と再編成があったことが指摘される。

上記の3組の「組」領域と用水空間との不整合が生じた直接的な要因を“シマ”空間に注目して整理すると、次の3点があげられる。①初期における鷹栖の中心的生活空間であった「中の明」地区から、まず上島と無佐島の2空間がシマとして分立し、それらを析出した残りの地区がやがて他の生活空間に併合されていった。②大きくは焼馬島（図3-2参照）に入る上焼馬と下焼馬は開拓者が異なっていた。最初の開拓者の焼馬弥左衛門は下手を開拓し、上手は後から寺系の原田孫七の開墾になったこともあって、やや異種な生活空間を形成していたと考えられる。③黒河島の西部は最も開発の遅れた地区で、社会空間の充実も遅かった。以上のように、組は中核的水利空間を擁するとはいえ、その領域の拡大により組内の水利関係は多岐にわたり、単一の水利関係による結合という側面は薄れ、複合的な水利体系からなる空間、換言すれば複合水利空間とも呼ぶべき性格がいつそう明確になる。

次の“区”の時代（第Ⅵ期）には、組の一部から街村部が析出されてくる。この街村部はもはや用水関係の拘束を全く受けない空間である。一方、縮小された残りの地区の一部には旧シマへの還元がみられたが、そこでは水利空間との不整合は覆いがた

いものがあった。そして、もはや水利関係を越えて、換言すれば水利の拘束を受けずに形成された生活空間という性格を強く帯びてくるといえよう。このように、第1社会空間は水利空間をその基盤としながらも、地域生活が拡大・充実するにつれて水利空間からは逸脱した側面が現れてくる。特に、シマ→クミ・組へという第1社会空間の展開は、同族的結合から地縁的結合への転化とあいまって注目される。

なお、ムラ空間と水利空間の関係についていえば、明治21年に不動島村を合併したこと以外には藩政初期以来村領の範囲に変わりはなく、その灌漑用水はほとんど鷹栖口用水より仰ぎ、一部地区が二万石用水より取水する。なお、その詳細については後述する。

水利共同の母体と社会空間 まず用水の管理組織の検討より始めよう。鷹栖口用水をはじめ庄川左岸から取水する諸用水は、同じ庄川より取水するということで当然相互に密接な利害関係を有した。そのため、古くから庄川左岸全用水の調整機構が存在してきた。その機構は各用水の独立性を前提として成立しており、合口以降においてもその性格に大きな変化はない。例えば、既得権の確認のもとに合口が成立したのであるから、各用水への配水量は協議事項ではなく、慣習的配分によっている（ただし渇水期には適宜に合議される）。

さて鷹栖口用水の管理者としては、藩政期には世襲的な江肝煎が豎口・横江に各1名おり、村行政とは別立ての形で用水行政が行われた。しかし、その実体は村行政機構の村肝煎・組合頭などの補佐によって維持されており、明治以降における用水管理機構の村連合行政・村行政への組み込みの素地は藩政期より抱えていた。すなわち、用水の管理・運営は村行政の主要な部分をなすとともに²⁵⁾、用水関係による連帯は村連合の重要な基盤となっていた。では、その管理者の選出はどのようになされたのか。藩政期には各村の肝煎が形式的推薦者であり、明治以降には用水惣代（水利土功会）・議員（普通水利組合）・総代（土地改良区）がそれぞれ直接の選挙人であった。さらに、彼らの選出母体は村（藩政村）・“水利区”であるが、おおむね水利区＝村であるから（灌漑域の狭い場合は数カ村で一つの区をなす）、用水管理者は村を選出母体としたと考えてよい。このように村代表的性格をもつ惣代・議員・役員を基盤に、換言すれば、“村”をユニットとして用水組織が運営されたということは、用水組織が村落を単元空間とし、各村の自立性を前提とした村落連合体²⁶⁾であることを意味する。

次に江浚え組織（自普請）の分析を通じて、水利組織が村落共同体と第1社会空間の形成にどのように関与しているかを考察する。当村の江浚え組織は「土木協議費台帖」²⁷⁾に記されている。図3-6は8区（旧上島）とその周辺の江浚え区分を示す。

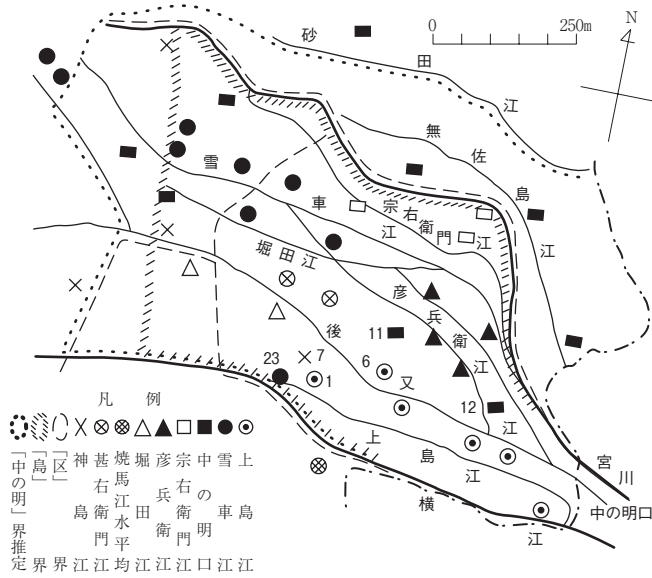


図3-6 8区江浚え分担図

当地区は雪車江・上島江・彦兵衛江・黒河江・堀田江・宗右衛門江から取水する。ほとんどの者は関係用水に出役するが、図上の6, 7, 11, 12, 23は関係用水以外の箇所へ出役している。6は上島江の開鑿者の後を継ぐ本家1の初代分家であり、旧領域はおそらく上島江灌漑域にもわたったと考えられる。7は1の分家で、戦後に成立したため、台帳には記載されていない。11, 12は幹線江から雪車江・後又江などが分流する地点の“中の明口”に出役する。“中の明口”には無佐島地区と上島地区、黒河地区からもそれぞれ出役する。23は1.5反前後を耕作する飯米農家で、2万石用水系の焼馬江堀に出役する。次いで各用水に目を移すと、灌漑域の広い雪車江には黒河地区からも相当多くの人たちが出役し、その出役者の範囲はほぼ旧“中の明”地区全体に広がっている。なお、他の水路にはその水路を利用する関係者が出役している。

このように全村にわたって分析した結果、次のようにいえる。①原則として関係用水に出役する。②大用水路・樋などの人手のいる場所には関係用水路の受益者が出、なお不足する場合は関係のない地区からも出る。③そうした場合、新来の家・新分家・街村部の非農家が回される。④人手のいる上流部へは下流用水の受益者が出る。⑤屋敷替があった場合は、前関係用水に出役するケースが多い。⑥宮川を越えて出役することはほとんどない（ただし両域にまたがる宮木江への出役は両地区より出ること、宮川改修に伴う流路変更により西部より東部に属するようになった1軒は元の西部へ出役するという例外がある）。この結果より判明するのは、自普請は村（ムラ）単

位で行われるということである。

なぜそうなるのか。一般に、江浚え組織は水利の共同あるいは共同水利権という基礎の上に成立している。それは水利の共同に育まれた共同組織であり、換言すれば共同水利権の保証組織であるともいえる²⁸⁾。そこで鷹栖口用水全体の江浚え組織を振り返ってみると、各関係村の村領内用水の一般的維持管理は鷹栖と同様に行われる。そして用水全体にわたる維持管理（要所の普請、臨時の普請、洪水対策など）は用水管理者（江肝煎・理事長）の管掌するところである。ということは、用水の権利主体が鷹栖口用水全体にあることを意味する。しかし、そのことは、用水の全関係者が権利主体であるというような個我的認識に発動する組織であることを意味するわけではない。あくまでも村が水利権の单元としてあり、各農家は村の構成員であることを通じて鷹栖口用水の受益者になりうるのである。そして、その維持管理に共同責任を有するゆえに、夫役的に江浚え組織の構成メンバーとなる（非農家といえども出役するのはまさにこうした用水の性格による）。つまり、鷹栖口用水の関係者は村という单元空間をクッションとして用水と関係しているということになる。だからこそ、江浚え、用水費の割当徴収、用水管理者の選出は全て村を単位とすることになる。2万石用水系の焼馬地区の江浚えに鷹栖口用水の受益者が出役したり、その逆のケースがあったりするのもまさにこのような用水組織の在り方による。このように考えるならば、村は水利共同組織・江浚え組織の单元空間でもあるし、その母体となる共同水利権の单元でもあることが理解されるであろう。

次に水利共同体の在り方と、それがムラ共同体とどのような関連をもっているのかについて検討しておきたい。村落共同体との関連からみた水利共同体については既に多く論じられている²⁹⁾。その論点を整理すると、水利共同体は水の共同体的占取に発して経済外的規制・共同体的規制を伴なうゲマインシャフト的な組織体であるということになろう。鷹栖村あるいは鷹栖口用水の組織形態がこのような共同体的側面を具備していることは、これまでの江浚え組織の分析よりその一端は明らかにされたと考える。後述する水利・耕作に関する共同体的規制についても、当地域の特性によってその規制がゆるやかであるとはいえ、それが欠けているとは到底いえない。そして、何よりも用水の開鑿・維持管理は個人的能力を越えた仕事であり、それは近世においてはゲマインシャフト的な組織形態を通して成立しうるという性格を必然的に伴ったのである。だから、いかに用水が豊富であろうと、そうした性格から完全には抜け出しきれないという歴史性を背負っていることになる。

ところで、余田³⁰⁾は水利共同体の主たる基盤を混在耕地制に求め、ヨーロッパの耕

区制とのアナロジーを行っている。はたして水利共同体・ムラ共同体は混在耕地制を不可欠な基盤とするのか。もしそうだとすれば、耕地囲繞制を採る当地域には、極端にいえば、水利共同体、ムラ共同体が成立しえなかったことになる。ところが既述のとおり、ゆるやかではあるが当地域にも水利共同体が成立しえたのであって、当地域

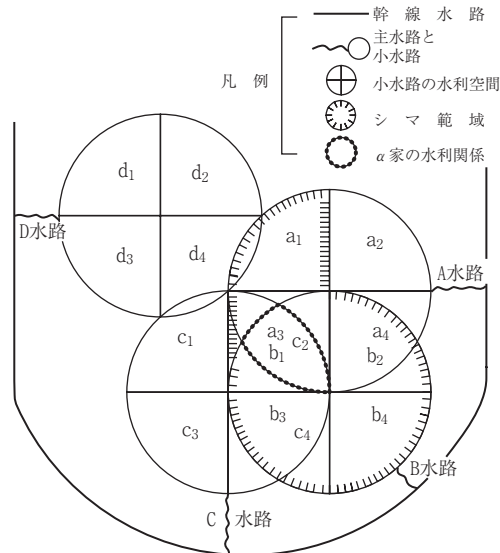


図 3-7 a家の水路網の模式図

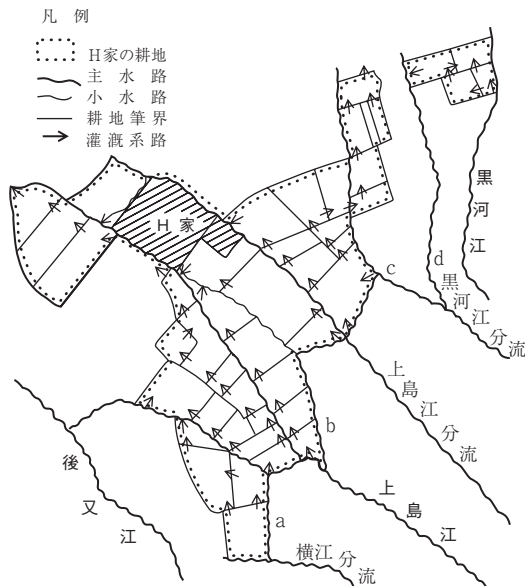


図 3-8 耕地と用水 (H家の場合)

をわが国の封建農村の一般的範疇の枠外に置くことには賛成しかねる。では耕地圍繞制下において水利共同体はどのような形で成立しえたのか（以下、図3-5～図3-8を参照）。

鷹栖村の用水系統は図3-7に示したように、幹線水路－主水路－小水路からなる。例えば、図3-8のH家の場合は三つの主水路から取水し、関係小水路は6水路である。ほぼ、どの農家もH家同様に2～4の主水路から引水される3～6の小水路より取水している。そして、1小水路の江浚えは田ブチ（用水路沿いという意味）の関係者（1～5戸）の話し合いで行われる。田ブチの関係を通して用水の共同関係が認識される。この“田ブチ”の直接的用水関係の範囲は、耕地圍繞制をとるために、混在耕地制の地域のそれと比べると非常に狭い範囲に限られている（10戸前後である）。次に主水路に目を移すと、1農家は2～4の主水路と関係し、1主水路には10～30戸が関係する。ゆえに、主水路を通じて1農家が関係する範囲は60戸前後となる。この関係は田ブチのそれのように直接的とはいえないが、水の連続性が彼等の引水状態に対して深い関心を払わせるのは当然である。例えば、上流部で多量に取水されると、下流部の農家はたちまち水涸れに苦しまねばならないことになる。ここに共同体的規制が有効に作用する素地があるわけで、こうした関係を模式化すると図3-7のようになる。 α 家が小用水に連なって直接関係する範囲は、 a_3 関係・ b_1 関係・ c_2 関係でそれぞれ4軒とすると合計12軒となる。さらに主水路を通じた間接的關係は、 $A \cdot B \cdot C$ の各灌漑域に及ぶ。このように用水関係は水の連続性あるいは水口の連なりによって結ばれていると考えてよからう。そのように考えるならば、 α 家にとりD水路も無関係であるとはいえない。このように混在耕地制を介さなくとも、水利の共同関係は認識される。そして α 家と直接的、間接的に関係する農家群の間には水利を共同するとともに相互規制をし合うという共同体的社会関係が生じる。この共同体的関係の母集団的基礎は共同水利権の単元空間たる村（ムラ）にあることはいままでもない。

しかし、不明瞭ながらサブユニットとしての第1社会空間の範囲が存在する。それは江浚え組織から明らかとなる。なお、前述①の關係用水に出役するという原則に②～⑤の攪乱要因が作用して、利用水路と出役場所が一致しないケースが出てくるので、それらの攪乱要因に該当するケースは除外する。それでも、なお不一致がみられる。しかしある範囲を外枠にとると、その枠を越えて出役するケースはほとんどなくなる。その範囲は島・組の範囲と類似の空間である。諸種の資料から、現在の江浚え組織の原形は明治以前にさかのぼると推察されるので、おそらくクミないしそれ以前のシマの範囲がそうしたサブユニットとして“発露”したのではないだろうか。“発

露”したというのは、この空間が一つの単元ユニットと呼ぶには非完結的であり、なんら水利組織体としての実態を備えていないものの（シマあるいは組独自の水利組織というものはない）、地形・水路といった自然条件や開拓空間としての単元性からこうした区切りがおのずと発露したと考えられるからである。シマが水利空間を基礎にした社会空間であってみれば、そこに一つの水利共同の区切りが発露してくるのは当然であろう。そして、このようにシマや組が水利共同体として不完全な空間であるのは、それがあくまでも複合的水利空間であって、完結的な単一水利空間ではないという事実を反映した結果であることはいうまでもない。

以上の筆者の論点は、混在耕地制は水利共同体の成立とは全く関係がないという点にあるのではない。また筆者はその意義を低く評価する者でもない。ただ混在耕地制が水利共同体やムラ共同体の成立に絶対不可欠の条件とはいえないことを主張したいのである。

これまで非混在耕地制下における水利共同体の成立基盤について論じてきた。しかし、鷹栖が散村地帯にあるという地域特性からして、その成立基盤の脆弱性は覆いがないものがあることも事実である。その一因として前述の耕地囲繞制を挙げねばならない。各農家は自家周囲に自耕地を集め、その間に他人の耕地が介在することを極力排除してきた。その結果、屋敷周りの一定領域の耕地は個農家の占有するところとなり、混在耕地制をとる他地域に比べると、自耕地の使用・変更にあたって他からの規制を受けることは少ない。用水についても田渡しによる水の授受はなく、その意味でもここでは田の“公共性”は非常に低い。しかも、用水共同の直接的関係範囲は非常に狭く、さらに散村特有の非干渉的生活意識が作用して相互監視が乏しいせいもあって、その水利規制は弱い。

とはいえ、水田農村の一般的特徴として、水の分配は水管理機構の厳密な管理下であり、各農家の引水利用は全く自由というわけではなかった。藩政期の各村の“定書”³¹⁾には、一定地区においては水口を勝手に開けてはならないとか、水涸れ時の番水の規定などが見受けられる。近年における鷹栖口用水組合の規定³²⁾でも渇水時の番水が規定されている。しかし、そこにみられる水利規制は、水不足に悩まされる小河川地域や溜池灌漑地域のものに比べれば、はるかに弱いものである。これには、大河川灌漑域である当地域が、近世の大土木工事や近代に入ってから合口によって用水の安定取水、充足が進んだことも大きく関わっている。例えば、前述の組合規定でも違反者に対する処罰を否定しているし、水口を開ける上でも他人の規制を受けることがほとんどないのが実情である。水利規制が微弱であることは当然耕作にまつわる規制も

非常に乏しいことを意味する。規制的なこととしては、藩による特定品種の奨励（強制的でない）や、大正11年の農事必須事項³³⁾で品種の申し合わせ規定をつくったことなどが散見される程度であり、その他に特別に申し合わせをすとか規定を設けるようなことはなかった。耕作規制が微弱であるもう一つの理由として、先程述べた耕地囲繞制による一定領域の耕地の占有と田の公共性が乏しいということが挙げられる。このような当地域の特性に基づく利水や耕作面における共同体規制の微弱さが水利共同体・ムラ共同体の基盤を薄弱にする一因であった。本項においてはムラ共同体の成立基盤を主に水利権の共同体的占取の観点から説明したが、それだけでは説明しきれない面があり、現段階では村領の共同体的占取という観点からのアプローチも必要なのではないかと考えている。しかし、これはあくまでも作業仮説の段階であり、今後の研究課題として残される。

3 社会空間の構造とその特性

本節では、前節までの個別検討を踏まえながら社会空間の発展プロセスと、そこから読みとれる論理と特性を考察し、鷹栖あるいは散村の社会構造の特性とその核心について論じる。

3.1 社会空間の構造とその特性

図3-9は鷹栖の社会空間の発展プロセスの模式図であるが、そこには第1、第2、

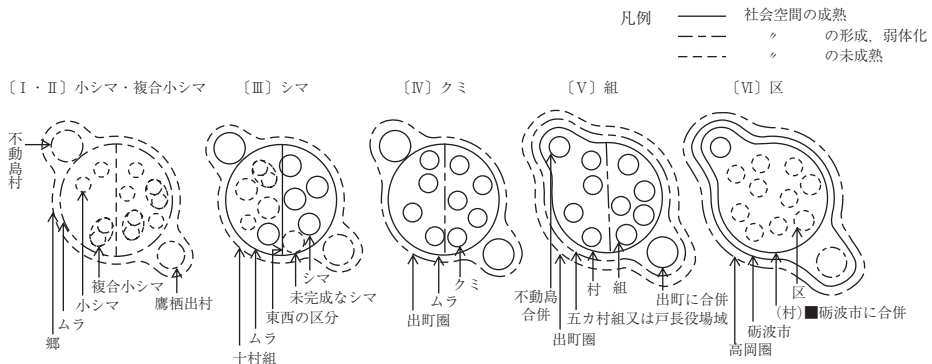


図3-9 社会空間の発展プロセス

第3社会空間の鮮やかな対応関係が浮かび上がっている。

第Ⅰ～Ⅱ期（小シマ・複合小シマ）はムラの形成期であり、村領の開拓が進み、分立的小シマの形成、さらにそれらの連繋・複合へと進展した。一方、幕藩体制の確立とともに村惣請制を根幹とする藩による閉鎖的な村方支配制度が行き渡り、徐々に封建的ムラ共同体が成熟していった。しかしこの段階においては、第1・第2社会空間ともに形成段階あるいは成熟への過程にあり、その中間的サブユニットとして、第Ⅱ期の後半には村の東・西の区分³⁴⁾が生じた。それは、政治面では東・西肝煎の並立、宗教面では東部の神明宮、西部の八幡社という二宮の並立として顕現した。前者については既に触れたので、ここでは後者が社会空間の形成過程に占める意味について随時触れてゆきたい。両宮とも、その出発点においては土豪の守護神的性格をもったことを口碑は述べており³⁵⁾、17世紀中頃には有力者がそれぞれ堂をもち、土産神として山伏に奉仕させていた³⁶⁾。そして、17世紀末～18世紀初期には土産神的な両宮が東・西に分立していた。このことは、あくまでもムラの枠内においてはあるが、その頃既に村の東・西が社会空間として分立的発展をとげつつあったことを示す。それが東・西よりそれぞれ肝煎を出すという政治的体制の確立につながっていった訳である。すなわち、第1～第2社会空間の間に東・西というサブユニットが介在するようになったということである。そして、18世紀中頃には既に両宮とも村氏神として祭られ、形式的には適宜にいずれかを村社とし、他を増宮としていた³⁷⁾。

そうしたサブユニットが出現した理由としては³⁸⁾、①両地区の開拓の遅速と第1社会空間のアンバランス（東部が西部―中の明地区を除く―より早く開拓された）が生じていたこと、②用水系統が異なったこと、③交通・交流の面で宮川という自然的障害があったことなどがあげられる。視点を変えれば、それは村としての統合強化への一つのプロセスとしてとらえられよう。すなわち、第2社会空間としての村（ムラ）を支え強化して行くには、未だ未成熟な第1社会空間の小シマ空間・複合シマ空間のみをサブユニットとするには不十分であって、さらに東・西というサブユニットをムラ統合への1ステップとして付加して行ったと考えられる。このように、両宮の分立は両地域の社会的分立性を反映する一方で、ムラ一元化に向けて競争原理³⁹⁾を働かせるという役割を担ったことになる。

第Ⅲ期（シマ）になると、開拓の段階から内部充実へと移り、同族的結合を内包する生活空間としてのシマが形成された。しかし、開拓の遅れた村の両端の周縁地区にはいまだシマというまとまりある生活空間が形成されておらず、全体的には第1社会空間の形成はアンバランスな状態にあった。その意味で東・西区分の有意性は保持さ

れていて、両宮ともムラ氏神として祭られた。しかし、この期の後半には地域間交流も進み、生活空間の再編成がおこってきたことは注目される。

一方、ムラの共同体的側面はこの間に大いに進み、村統合が強化された次の第Ⅳ期（クミ）になると、第Ⅲ期の地域形成を踏まえてクミなる社会空間が形成された。しかも、その実態は前期のそれとはかなり異なっていた。第Ⅲ期のシマは水利の共同を基盤とし、同族的結合を内包し、その範囲に大小のある社会空間であったのに対して、クミは水利空間の枠をこえて地縁的結合を根幹とし、比較的均等な広がりをもつ社会空間であった。

このクミ空間において同族的結合が地縁的結合に溶解されて行く。そこで、地区神と地蔵組について振り返っておこう。まず地区神だが、現在、鷹栖には村社以外に八つの宮があり、その起源は明瞭に2期に分かれる。早期の宮は初期開拓者がその開拓成就を記念して屋敷神として祭ったケース（4社）である。それは同族的結合の形成状況から推して、18世紀に同族神に転化し、さらにその内の2社は幕末期に“地区”神へと変わっていった。後期の宮は幕末期（天保～安政）に“地区”神として出発したケース（3社）であり、“地区”神の範囲は、その構成人員が10～20戸であったことから、新たに形成されつつあったクミではなく、もっと小規模な旧小シマないしそれに類する広がりをもつ地区であったようである。いずれにしても、幕末期にはかつては同族的結合のシンボルであった宮が地縁的結合過程において、“地区神”に再編されていったことがわかる。次に地蔵組だが、文化・文政頃より地蔵組が形成された（一体だけは1767年の創建と伝えられる）。現在は村内にある地蔵は25体を数え、それぞれに地縁的な地蔵組が形成されている。地蔵組を地図上にドットすると、現在の“区”の範囲を越えた分布を示し、“組”あるいは“島”の範囲と合致するところから、地蔵組はそれらの範囲を外枠とした組織であったことがわかる。

このように、幕末に地縁的結合による第1社会空間の形成が進んだのはなぜか。第1社会空間そのものの変化として次の3点があげられる。すなわち、①時代を経るとともに他村よりの入植者、他同族集団よりの分家を交えるようになり、同族集团的側面が薄められたこと、②散村の特徴として、離れた親戚より近隣のよしみによる社会関係が密であったこと、③第1社会空間が未成熟な段階では同族的団結による相互扶助も必要であったが、シマからクミへと第1社会空間が充実してくると、地縁的な団結・相互扶助が顕著となってきたことである。この第Ⅲ期から第Ⅳ期にかけての顕著なムラ・第1社会空間の変化過程は散村における早期の同族团的結合の融解と地縁的結合の強化・卓越を端的に表明している。今一つは、封建的小農制は崩れてきて寄生

地主制の萌芽がみられるようになり、一部で大高持層による村の支配が顕著となり、彼らを中心とする地域間交流が活発となり、同族的結合を越えた社会関係がもたらされるようになったことである。さらに、杉木新（出町）を中心とする高次生活空間の醸成がムラの共同体的側面を薄めていったことも無視できない。このようにして、それまでの自立的、自然発生的な第1社会空間を越えて村の斉一的区分が行われるようになったことも付加されよう。

さて、この間に東・西区分はどのような適応を示したか。もちろん、両宮はこの期においても維持され、そのシンボリックな意味を失いはしなかったが（この期から第Ⅴ期にかけて、村の中央部に位置し、秋葉社を合祀するようになった神明宮が実質的には村総氏神的な位置を徐々に占めるようになった）、実生活面ではもはや東・西区分という1クッションを経ないで、クミを直接的基盤とする村統合が推進され、この傾向は次の第Ⅴ期に引き継がれた。すなわち、政治面では村の長の東・西交替制が早期に解消され、第1社会空間として新たに組の形成をみ、東・西の区分は祭事などの儀礼的側面において残され、その本来的な意義は失われていった。

第Ⅴ期（組）から第Ⅵ期（区）にかけては、村の外との結びつきが著しく進み、出町、さらには高岡を中心とする高次生活空間の形成、村統合の弛緩、それに伴う第1社会空間としての“組”や“区”の結合の弱化という一連の変化がおこり、やがて1955年には砺波市に合併され、形式的には村が消えることになった。社会空間としてのムラの包摂力が弱化したとはいえ、農村社会における最もまとまりある一義的社会空間としての有意性をまだ保っている。まとまりある社会空間としての意義を失いつつあるのは、むしろ第1社会空間の“区”である。“組”の時代には、組を単位とする報恩講などの講集団が形成され、清掃班・処女会・自警団・児童愛護会・在郷軍人会などの半官制的集団も組を単位とし、さらに部落万雑会・年頭交換会などもとり行われ、第1社会空間としての“組”は単に村のサブユニットであることにとどまらず、自律的な一面も合わせもっていた。ところが、現在の区においては諸種の社会関係、集団の重層がみられるが、区域を越えて親しさ・仲間意識に基づいた社会関係や機能を尖鋭化した集団の形成が活発となり、旧来の諸社会関係は急速にその内容を失いつつある。

以上の通史的検討より、当地域における社会の空間的構造の特性として次の諸点が抽出された。①ムラ（村）が最も完結的な社会空間である。②第1社会空間の内容は本質的にはムラの在り様によって規定されるが、ムラの社会的充実を促進・強化する役割を果たす過程において、本地域では大村であるという特性から、ムラ機能の多く

の部分を担うことにより自立性を獲得するという一面も見逃すことができない。その意味で、当村では顕著な第1社会空間の形成がみられたといえよう。③上記の①・②の結果、ムラは共同体としては弱体である。④一方、第1社会空間の方も単位社会空間として有意性をもつものの、ムラと呼べる性格を獲得するまでには至らなかった。⑤その結果、両者の社会空間としての役割関係にあいまいさが生じている。⑥東・西の区分は地域的差異に基づくが、同時にそれがムラの統合を促進する役割を担うという両義的な性格をもった。⑦高次生活空間の発達はムラの結合を弱めた。その結果、第1社会空間の内容が薄められ、単元社会空間としての実体に欠ける面が出てくる。⑧同族的結合が早期に地縁的結合の中に溶解されていき、地縁的社会関係が卓越するという散村の特性が如実にあらわれている。以上のような社会の空間的構造の特性は次項に述べる社会構造とも密接に関連していることはいうまでもない。

3.2 鷹栖あるいは散村における社会構造の特性とその基盤

本稿は、散村における社会空間の形成過程と社会構造の解明に力点をおいてきた。そのことを踏まえて、最後に鷹栖あるいは散村の地域特性が社会構造にどのように反映してきたかを整理し、鷹栖あるいは散村の社会構造の特性とその基盤ならびにその核心について考察を深めたい。

散居制に起因する特性としては、まず“家々の分立主義”があげられる。散居という居住様式は「家と土地の結びつきの方が家と家の結合より強い」⁴⁰⁾という特性を備えている。この家と土地との堅い結合は必然的に農民をして耕地囲繞制へと向かわせることになる。その結果、各農家は自家周辺の耕地・水路を占有するところとなり、その耕作・水利において直接的に関係する範囲は狭められることになる。加えて、本地域が水田単作地帯であるため他作目への志向が弱く、また大河川灌漑地帯であったためその水利・耕作規制は微弱である（家々の分立主義に起因する相互監視が比較的緩やかであったことも、その一因に加えられる）。この水利・耕作規制というムラ共同体が必然的に内包する共同体的規制が乏しいということは、前項で述べた第1社会空間の自立性とあいまって、微弱なムラ共同体の形成という特性に結びついて行く。

今一つ、散居制に起因する地縁的結合の卓越があげられる。社会関係の浅さ（ゆるやかな社会空間の構成）とこの地縁的結合の卓越はいわば相関関係にある。すなわち、地縁的結合の卓越は家の近接性を有力な結合因子としているので、その結合範囲は結合目的に応じて変わってくる。だから、一定範囲に社会関係が重複することが集村に比べて少なく、諸社会関係圏にずれが生じる（もちろん、第1社会空間に最も多く重

複していることはいうまでもないが、歴史的にはその範囲がたびたび変わったことは既に述べたところである) ことが多く、それが社会関係を浅いものにし、第1社会空間の流動性をもたらしめている⁴¹⁾。このことは一見、既述の顕著な第1社会空間の形成という事実と矛盾するようであるが、それは次のように説明される。第1社会空間の流動性は散村一般の地縁的結合の卓越に対応しており、顕著な第1社会空間の形成は当村が大村であったという特殊性に対応する性格であるという側面が強くみられる。当村の第1社会空間のこの矛盾した性格は当村の特殊性に由来するのではないかといえよう。なお、かかる第1社会空間の流動性にもかかわらず、水利共同の濃密な空間は分裂することなく第1社会間の核心的空間として持続されたことも忘れてはなるまい。こうした地縁的結合の卓越、社会関係の浅さ、社会空間のルーズさ、あるいは流動性は互いに密に関連しており、その根源は散居制そのものに由来している。

次に社会階層構成について一瞥しておきたい。1.2項で述べたように、耕地圍繞制と加賀藩独特の田地割制の相互作用の結果、土地保有における保有権と耕作権の分離が促進され、高持ちでも自家周囲耕作のために他人の土地を小作することになる⁴²⁾。そのため、土地の貸借関係を通じた地主・小作という支配・被支配関係は強くなかった。むしろ、高持ちは彼等の身分的・地位的優位性をもとに村行政を牛耳ることによりその支配力を強めた。この関係は、明治に入って永小作権として制度的確立をみることにより、いっそう明確な形をとった。かくして、ゆるやかな支配・被支配関係と相対的に小作の地位が他地域ほど劣悪でないという本地域の特性が生まれた。

ゆえに、当地域の社会構造の特性として、①ムラ共同体の形成の弱さ、②これに対応する顕著な第1社会空間の形成、③地縁的結合の卓越、④社会関係の浅さ、⑤②と矛盾する形であらわれる社会空間のルーズな構成とそのユニットの流動性、⑥地主・小作間の支配・被支配関係が緩やかであることなどがあげられる。このうち、①・③・④・⑤は散居制そのものが大きく作用しているのだから、散村の一般的特性と考えられ、③、⑥については本地域の特性が強く作用している。しかし、そこにも散居制が色濃く作用していることは前述のとおりである。このような散村の社会構造の特性をうむ散居制の本質を一言でいうならば、それはフランスの地理学者ドゥマンジュオンがいう“家々の分立主義”⁴³⁾と呼ぶことができよう。もちろん、その内容には、その本質から生じる耕地圍繞制、水利組織の特性、ゆるやかな社会関係、地縁的結合……といった諸要素が当然含まれるわけであって、筆者はこの“家々の分立主義”が鷹栖あるいは散村の社会構造の核心をなしているとみたい。

なお、鷹栖村落共同体の性格が弱いことは確かだが、それはあくまでも近世日本の

封建体制の中にあつてのことであつて、なんら鷹栖をその埒外におくことにはならないことを改めて強調しておきたい。

むすび

一応、散村の社会構造の歴史的過程・特性・基盤に関する筆者なりの結論を出したが、まだまだ不十分であることが痛感される。鷹栖の研究から得られたかかる結果がどの程度わが国の散村一般にあてはまるのかについてはいっそうの検証が必要であり、ムラ共同体と土地占取の関係⁴⁴⁾や、大村の誕生は惣的連合によるものなのか、さらに他の散村との比較研究など、多くの検討課題が残されている。それらを今後の課題としていっそう研究を深めたいと思う。

注

- 1) 水津一朗による“基礎地域”の研究、山澄元・伊藤忠らによる藩政村の研究（鈴木栄太郎の自然村概念の空間論的展開がなされている）、小川徹らによる分布論的考察、山口弥一郎・千葉徳爾らの民俗学的接近、石原潤の形態論的アプローチなどが注目される。
- 2) Pahl, R. E. (1967) *Sociological Models in Geography*. in K. J. Cholley and P. Haggett: *the Models in Geography*, Methuen, London.
- 3) 幕末期よりの自給肥料としてれんげが栽培され、近年では一部にチューリップの裏作がある。
- 4) 耕地囲繞制とは、耕地を自家周囲に集中させて、自家と自耕地の間に他人の耕地が介在することを排する耕作様式を指す。それは散居という居住様式を採る農民に必然的に付帯する営力である。
- 5) 古島敏雄（1954, 1967年合本版）『日本農業技術史』、東京大学出版会。鈴木栄太郎（1940）『日本農村社会学原理』、時潮社、626-631。
- 6) “ムラ”とは自然村を指し、鈴木栄太郎が説く概念に依っている。
- 7) 砺波市史編纂委員会（1965）『砺波市史』、砺波市役所、203-208, 244-250。水島村史編纂委員会（1958）『水島村史』、水島村史編纂委員会、204頁。中明宗平（1962）『鷹栖村史』、富山県砺波市广栖自治振興会。①中世五輪塔跡がある、②中世の館跡が伝えられている、③慶長年間には戸数10余戸（長百姓のみの数）、村高1486石を数えた、④14世紀末より勢力を張った初期の水島勝満寺と縁が深い、⑤近隣の苗加、野尻村は中世末には相当開拓されていた、などがその根拠としてあげられる。
- 8) 横江の開さくは1630年頃（庄川合口用水史編纂委員会（1967）『庄川合口用水史』、庄川合口用水史刊行会、465頁）とも1656年（村中源太郎（1952）『鷹栖口用水史』、鷹栖口用水土地改良区事務所、601頁）ともいわれる。
- 9) 例えば二万石用水系の下焼馬の場合、焼馬弥左衛門なる者が元和元年（1615）に18石を開拓し、明暦年中に庄川よりの疏水に成功し、80石を開いたと伝えられている。このことは、元和頃には庄川より直接に疏水しておらず不十分な自然的水路によっていたのが、17世紀中頃になって庄川より直接取水するようになって（おそらく野尻口より直接取水するようになったことを指すのであろう）急速に開

拓が進んだことを意味する。

- 10) 17C後半～18C前半にかけ、開拓前線は村外にまで及んでおり、鷹栖出村の成立（1685）、不動島・水島・苗加への盛んな出作経営が行われたことはそれを証している。
- 11) 村の四谷与兵衛の年代不詳の記録（鷹栖口用水史）と天明4年（1784）調の江図はだいたい同じ内容を示し、前者の全江役高は8160石で後者のそれは8360石であるから、前者は1784年以前のものでと推定され、しかも記録内容より1721年以前のものではないので、1721～1784年の間に現用水路の原形はでき上がっていたと考えてよい。
- 12) 若林口（18C中～20C初）や野尻・岩屋口（1774～1786年）との合口が図られた。しかし、いずれも相互の利害が対立して長続きせず、前者とはしばしば離反している。
- 13) 注7の砺波市史編纂委員会（1965）、273-293。
- 14) 城端町史編纂委員会（1959）『城端町史』、城端町役場、465-511。
- 15) 注7の砺波市史編纂委員会（1965）、613頁。
- 16) 農政調査会（1952）『富山県砺波地方における慣行小作権の構成と農地改革』、農政調査会、33-40。
- 17) 水津一朗（1968）『社会地理学の基本問題』、大明堂、8頁。
- 18) 東畑精一・神谷慶治編（1964）『日本の農業と農民』、岩波書店。
- 19) 鈴木栄太郎（『日本農村社会学原理』、1968〈初版1940〉、未来社）はわが国の農村社会における社会意識内容を規定する主体的空間は自然村（以下ムラと記す）であるとして、それを「第2社会地区」と設定し、その下位に近隣集団、あるいは自然村のサブユニットとして「第1社会地区」を設けている。水津一朗は社会生活の基礎的空間として生態学的連鎖をもつ生活空間たる「基礎地域」を論じ、社会空間の地理学的研究の方向づけを行った。社会構造を論じる際に、筆者は基礎的な生活空間あるいは社会空間の認定に当たっては、鈴木のような社会意識内容の主体的集団とその生活空間がもっとも肝要なメルクマールと考えるので、それを「第2社会空間」とし、その下位にあって第2社会空間のフレームをなす空間を「第1社会空間」と呼ぶ（非常にぎこちない用語であるが、今後の研究の発展に期したい）。ここであえて第1社会“空間”と呼んだのは、鈴木概念があまりに社会学的概念であり、それはより地理学的概念化が施されねばならないと考えるからである。ムラより高次な生活空間を「第3社会空間」と呼ぶ。
- 20) 田地割制が慶安4年（1651）頃より施行され、それに次いで十村制度も確立された。
- 21) 中明宗平（1952）、48頁。
- 22) 本来なら、散居制―田地割制―耕地圍繞制について触れるべきであるが、紙数の関係で省略した。ここでは田地割制の施行が当地方の散居制・耕地圍繞制になんら変更をもたらさなかったことだけを指摘しておく。
- 23) 表3-1参照。
- 24) 明治中頃より大正にかけ、鷹栖村から50余軒が北海道へ移住した（『鷹栖村史』・『砺波市史』参照）。
- 25) 明治13年の初村会記録によると、自普請（用水・土木）に関係する費用が予算の相当部分を占め、村方理事の日給の方が村会議員のそれより高い。その後、役場行政の機能が多様化してくると、土木費の占める割合は低下するが、それでも村の重要な仕事であることに変わりはない。
- 26) 明治以降に、連合形態より一歩進んで村統合的な性格が出てきたことも忘れてはなるまい。例えば、前述の“区”制の採用とか、土地改良区においては総代・役員の本立によって前者に村代表的性格を、後者に村を越えた性格を負わしめていることなどがそうした一面を表している。
- 27) 鷹栖自治振興会所蔵。昭和初期に作成されたものであるが、その記載内容より明治初年または幕末期の江波え組織と大きくは変わらないと推定される。

第3章 散村の社会空間構造とその展開

- 28) 喜多村俊夫 (1950) 『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論編』, 岩波書店, 411-428。
- 29) 渡辺洋三 (1954) 『農業水利権の研究』, 東京大学出版会, 馬場 昭 (1965) 『水利事業の展開と地主制』, お茶の水書房。
- 30) 余田博道 (1961) 『農業村落社会の論理構造』, 弘文堂。
- 31) 注7の砺波市史編纂委員会編 (1965), 411-412, 「天保九年, 御ヶ条写村定等一太田村一」。
- 32) 鷹栖口用水組合 (1957) 『同地区改良維持管理計画書』。
- 33) 鷹栖文庫所蔵 (1924) 「鷹栖村勢概要」。
- 34) 東西の区分とは, 村中央を貫流する宮川の東部と西部の区分を指す。
- 35) 中明宗平 (1952), 137-147。
- 36) 正徳2年 (1712) 「越中社号帳」より。
- 37) 宝暦9年 (1759) 「神社改書上帳」より。
- 38) 水津一朗 (1968) 『社会地理学の基本問題』, 大明堂, 89-154。
- 39) 岩田慶治 (1956) 礪波地方における双分組織の問題, 人文地理, 8-5, 19-44。
- 40) Demangeon, A. (1952) *Problèmes de géographie humaine*, Libraire Armand Colin, Paris, p.164.
- 41) 石原 潤 (1965) 集落形態と村落共同体, 人文地理, 17-1, 49-54。
- 42) 耕地圍繞制の面でも, かかる社会的ヒエラルキーの反映がみられた。地主・自作・自小作農群がみごとに自家周囲に耕地を集中しているのに比べ, 小作・自小作農群の耕地には分散がみられた。しかし, 集村域のそれと比較するとき, その集中度の差違よりもその集中度の様な高さにこそ注目すべきである。なお大阪市立大学地理学教室編 (1969) 『日本の村落と都市』, ミネルヴァ書房における宮井隆・橋本征治「圃場整備に至る鷹栖の変容」, 265頁において, 地主階級に関する記述の誤りが校正の手違いより未修正であったので, ここで訂正しておきたい。すなわち, 「地主の耕地集中度は自作, 自小作のそれと並んでいたと」。
- 43) 山澄 元 (1966) 毛利藩藩政村の一考察, 人文地理, 18-3, 31-60。近藤 忠 (1967) 紀州における藩政村の集落構成—紀州における—, 人文地理, 19-2, 1-16。紀州の近世における地方行政区劃の変遷と村落の分合, 人文地理, 9-1, 1-15。近藤・山澄らの藩政村の規模よりするムラ共同体の成立に関する歴史地理学的研究は示唆に富む。



第4章 村落間にわたる水利とその類型——近世——

はじめに

近世の地域構造を解明するためには、商品経済の発達を媒介としてマチを中心に形成された結節的地域、ならびに主として農業的契機によるところの村落地域の形成過程を跡づけ、それらの構造を分析することが肝要である。前者については第6章で論じるので、本章では村落地域について、その主要な形成契機たる水利の面から考察することにしたい。水利に関連する地理学的研究には、村落の内部構造との関係において考察されたもの（堀内，1955；樽松，1956）と、村落間にわたる水利の類型や地域性の解明に重点を置いた研究（堀内，1966；森滝，1966）とがある。近年、それらに空間的秩序ないし地域構造論的視点を加味した研究が進んでいる。前者に関連しては水津（1968）・浜谷（1969）・橋本（1969……第3章参照）らの論稿があり、後者に関連しては田林（1974）らの研究がある。本稿は後者の観点より、近世における水利関係に基づいた村落間にわたる水利組織とその内部構造、空間的構造とその類型、それらの地域性とその規定因子などについて考察する。対象地域として、豊富な水利パターンを示す富山県砺波地方をとりあげる。

1 地域の概観と開発史

図4-1に示したように、砺波地方は三方に山地を配し、その間には庄川により形成された広大な扇状地（微高地、旧河道、その他に細区分）を抱え、その北側には三角州を連ね、富山湾へと開けている。扇状地の両端に沿って庄川と小矢部川の二大河川が北上し、兩岸には沖積地（低湿地、沖積地に細区分）が細長くはりついている。平地と山地の間には旧扇状地と幾段かの段丘面（旧扇状地と低位段丘、中位と高位の段丘に細区分）が発達している。

さて、「利波郡高辻帳」¹⁾ 正保3年（1646）と「砺波郡高物成帳」²⁾ 天保10年（1839）をベースにして17世紀初頭における開発状況とその後の開発過程を図4-2に示した。



図 4-1 砺波地方の地形区分

1. 山見八ヶ用水, 2. 新用水, 3. 野尻岩屋口用水, 4. 鷹栖口用水, 5. 若林口用水, 6. 新又口用水, 7. 千保口用水, 8. 舟戸口用水, 9. 芹谷野用水, 10. 針山口用水, 11. 山田新田用水

これによれば、山間部、山麓部、水利の便に恵まれた旧扇状地と低位段丘、扇状地の微高地の一部などの利用可能地は近世初頭には既に拓き尽されており、むしろ明暦以降には山崩れや川崩れによる減歩をみた地域であった。三角州・河川沿岸沖積地、扇状地の微高地はおおむね拓かれており、水まわりの悪い箇所や低湿地の開拓が残されて、清水坪と称された湧水や庄川系用水の余水や芥川と称された水が滞りがちで効率の悪い自然水路を利用して徐々に拓かれていった。一方、残余の扇状地と水利の便の悪い段丘の開拓は遅れていた。

応永13年（1406）の洪水時には旧野尻川から旧中村川や千保川にも分流したといわれ、往時の庄川はその河身定まらなかった。天正13年（1585）の大地震の際には大規模な川崩れがあり、庄川主流は旧中田川へと落ち込み、その後もしばしばの洪水により旧中田川は河幅を広げ、本流化していった。この庄川の東遷、近世に入ってから政治

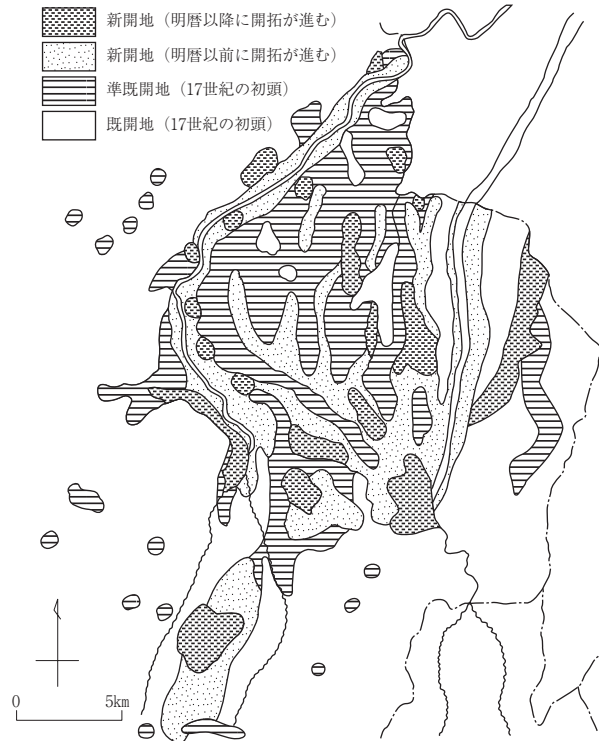


図4-2 砺波地方の開発過程

的安定、さらに前田氏の積極的増産政策、農民の大量入植もあって、扇状地の開拓は急速に進んだ。しかし、庄川の河身は依然として不安定であり、砺波平野は絶えず洪水の脅威にさらされていた。承応2年（1653）、3代藩主の利常は利長の菩提寺として高岡町に造営中の瑞竜寺を洪水から護り、あわせて庄川西部の治水・安定のために、千保川の流量を減じて旧中田川筋へ多く流すことを計画し、旧中田川の浚渫を命じた³⁾。同じ頃、柳瀬付近でも千保川の護岸工事が実施された。しかし、それらはいくまでも部分的手直しの域を出ず、真に庄川の治水を図って安定取水を可能ならしめるには、旧中田川へと本流を締め切り、強固な護岸を施す以外に道がないと判断されるに至った。そこで、寛文10年（1670）にいわゆる“松川除”の大護岸工事に着手、実に44年の歳月を費やして正徳4年（1714）に工事完成がなったのである。

河川流路の変化と開拓の進捗に伴う大規模治水工事と新規水需要の増大という一連の事態の推移が従来の水利体系を大きく変貌させて行ったことは容易に推察される。例えば、前述の旧中田川浚渫工事に対して、当時は千保川より取水した中村口（鷹栖口用水）・若林口・あらまた口（新又口用水）・千保口の4用水は、減水により干損に

なるからと、工事中止を嘆願したが⁴⁾、聞き入れられず、4用水は取水施設の改良、あるいは取水口を上流へ移すなりして、事態に対処する必要に迫られた。事実、明暦2年より鷹栖口用水の開さくに着手され、寛文10年の庄川の締め切りに伴い野尻口と岩屋口が上流の赤岩付近へと取水口を移し、共同取水するようになったので、その野尻口跡へと掘り進められ、延宝7年(1679)に取水に成功している(村中, 1950)。

水利の便の悪い低位段丘の上部と中位段丘も17世紀後半までまったく手がつけられずに残されていたが、まず寛文3年には庄川右岸の芹谷野台地に芹谷野用水が、小矢部川水系においては寛文13年に山田野台地に山田新田用水が、天和元年(1681)には戸久用水と安養寺用水が拓かれるなど、寛文年間以降にその開拓は進んだ。このよう

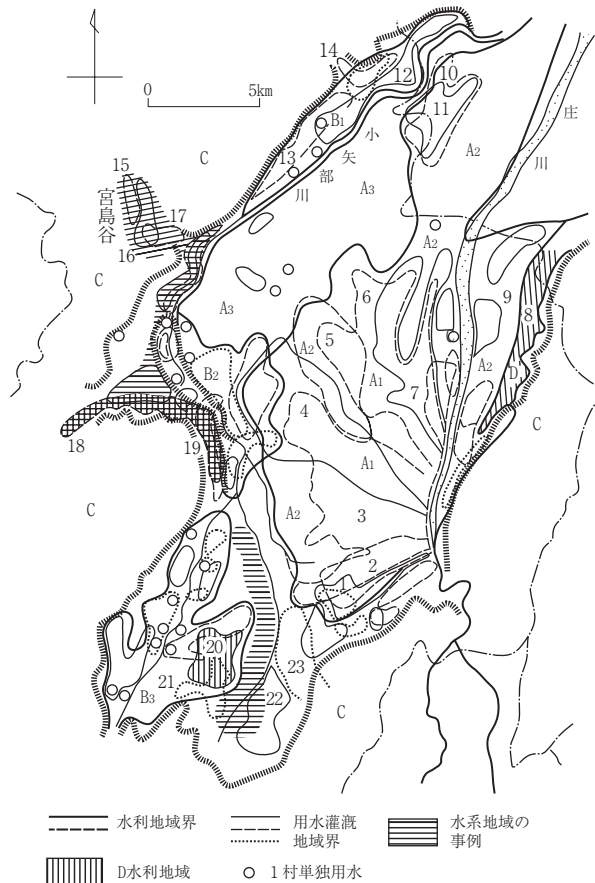


図4-3 諸用水灌漑域と水利地域区分

1. 山見八ヶ用水, 2. 新用水, 3. 野尻岩屋口用水, 4. 鷹栖口用水, 5. 若林口用水, 6. 新又口用水, 7. 千保口用水, 8. 芹谷野用水, 9. 針山口用水, 10. 五十玉用水, 11. ジャリ所用水, 12. 佐加野用水, 13. 五位庄用水, 14. 白山谷堤用水, 15. 糖子島用水, 16. 宮中用水, 17. 法楽寺用水, 18. 安養寺用水, 19. 戸久用水, 20. 山田新田用水, 21. 原川用水, 22. 池川懸り, 23. 赤祖父水郷

にして、17世紀後半から18世紀初頭にかけて砺波地方における近世の水利体系は荒削りながらできあがっていたとみてよかろう。なお、図4-2で既開地・準既開地とされた諸地域の用水（水利施設や維持管理機構を含む用語とする）は旧態のまま残り残され、わずかに小矢部川下流左岸に五位庄用水の整備、台地や山間部に元禄頃から溜池の造成をみた程度であった。

さて、砺波地方の諸用水は、水系的には庄川水系と小矢部川水系に大区分される（図4-3参照）。庄川水系は、既に近世前期には庄川より直接導水した地域（ A_1 水利）、前期には A_1 地域よりの落水や湧水に依存し、おくれて庄川系用水に編入された地域と芥川に依存した地域（ A_2 水利）、もっぱら A_1 ・ A_2 水利地域よりの落水や湧水に依存した地域（ A_3 水利）と、3地域に区分される。小矢部川水系は、本流より取水した B_1 水利（下流部）・ B_2 水利（中流部）・ B_3 水利（上流部）の3水利地域と支流や山間部の沢水を利用した小河川灌漑型のC水利地域（小河川灌漑型という意味で、庄川支流の灌漑域もここに分類する）に区分される。なお、芹谷野用水や山田新田用水のように藩直営になった用水は他と性格を異にするので、D水利地域として一括する。これを図4-2の開発過程と対比すれば、 A_1 ・ A_2 水利地域は新開地と準既開地にあたり、若干の既開地も認められる。 A_3 水利地域のほとんどは準既開地である。 B_1 ・ B_2 ・ B_3 水利地域はおおむね拓かれていて、沿岸低湿地と段丘面に新開地が認められる。山間地にあたるC水利地域は、開墾可能な場所は既に開墾されていたという意味では既開地に分類される。

2 水利行政の展開と水利体系の再編成

藩の水利行政機構としては、各郡に用水才許（十村加役。十村とは大庄屋にあたる）が配され、改作奉行がこれを統轄した。改作奉行は諸用水の井肝煎の任免権も掌握していたが、他藩と同様に（喜多村，1950）個別用水については原則的に各用水の自治と自普請に委ね、藩当局は大局的な水利の統制・維持管理・開発などにあたった。

2.1 財政政策

元禄8年（1695）、それまで一本立だった郡打銀（郡奉行がその郡の費用銀として徴集するもの）から水利関係費を分離独立させて、各郡に郡用水打銀が設けられた（小田吉之丈，1929）。郡用水打銀は水当り高割で村々より組十村が徴集し、これに加

銀して、重点的に配分された。砺波郡「用水仕方書」⁵⁾ 享和3年(1803)によれば、「砺波郡用水普請図方之儀元禄之頃迄図所不相極様子ニ而何之村ニ而茂其村之力ニ難及所者御郡江加勢相願申趣ニ而…」と、元禄の頃までは村方の「力ニ難及所」を郡に申請し、十村が検分・詮議のうえ^{つも}図り方を決定し、郡打銀を下付し、村方で普請された。ところが、「……其後村々心得不宜さまで無之所茂願出され……」、かつ「……口堅メ普請銀も以前と者銀高ニ相成候……」と、不正請求もあって打銀が多額にのぼり、水 downstream 村々の負担が過重となり、不公平が生じてきたので、18世紀後半より図りの箇所と事項を制限し、支出を抑える方針が採られた。

近世後期の用水定書類⁶⁾を整理すれば、(1) 庄川七口については別ぎめにし、その護岸と取水口の保全に特に留意したこと、(2) 重要道路・河川と用水が交差する箇所に設置された貫樋・懸樋などや堰・取水施設・分水施設などの保全と資材補助、(3) 洪水などによる破損箇所の修復や新規用水・築堤については期限付きで重点配分したこと、(4) 被災しやすい箇所や重要箇所を^{じょう}定図り箇所としたこと、などが挙げられる。具体的には、図4-4に示したように庄川七口(特に、千保川筋・芹谷野用水・山見八ヶ用水)、小矢部川中流部の渋江川出合い地域、同下流部左岸の水見往来筋と広谷川流域などに重点的に配分されていた。これら地域はいずれも、同図に併示された水害ならびに干害地域に当たる。用水の維持と修復に多大の経費を要したこれら地域の負担軽減に郡用水打銀が少なからず寄与したこと、そして結果的にそれが地域格差を是正する働きをしたことは確かである。しかし、乏しい予算枠に縛られて、現実的には大用水や重要箇所に重点配分されて、渋江川・山田川・祖父川の各川筋については^{みつも}見図らない(明和年間用水定書)というように、多くの中小用水はその枠から外され、不利な立場に立たされた。御納戸銀(郡打銀類は賦課徴収金によったのに対し、御納戸銀は藩費によった)や郡打銀からも水利関係に支出されたが、基本的政策においては郡用水打銀のそれとあまり変わりはない。

2.2 合口の推進

まず、諸事例を列举してみよう。(1) 既述のごとく、既に寛文年間には野尻口と岩屋口が合口して野尻岩屋口用水と称し、18,500石余の大用水となっていた。(2) 最上流部に位置し水路が緩傾斜であったために、用水の滞留・逆流現象に悩まされてきた山見八ヶ用水が宝永7年(1710)に新用水へ編入された。(3) 野尻岩屋口用水は安定取水を図るために上流の新用水への合口を希望し、この願を認めた藩当局は強権を背景に寛保4年(1744)に両者の合口を命じた。これに不満だった新用水は野尻岩屋口

用水より数々の譲歩条件を引き出して⁷⁾、延享3年(1746)に不本意ながらこの合口に同意した。だが、強権によるこの合口はその後もしっくりとは馴染まず、水利費の負担や合口取水施設の修理負担などをめぐって両用水はしばしば激しい水論を交わした。(4) 安永7年(1775)に、鷹栖口用水が野尻岩屋口用水への合口を申し出、藩当局もこれを認めて野尻岩屋口用水に対し硬軟両様の説得工作をし、天明3年(1783)に合口を申し付けた。しかし、この合口は同6年には決裂し、ついに不首尾に終わった。(5) 18世紀後半より、鷹栖口用水と若林口用水は両取入口の強化のための協調、合口、そして離反をしばしば繰り返した。(6) 天保12年(1841)に、針山口用水は後発で規模の小さな三六堂用水を合わせ、さらに頼成下江・六ヶ村口用水と共同取水し

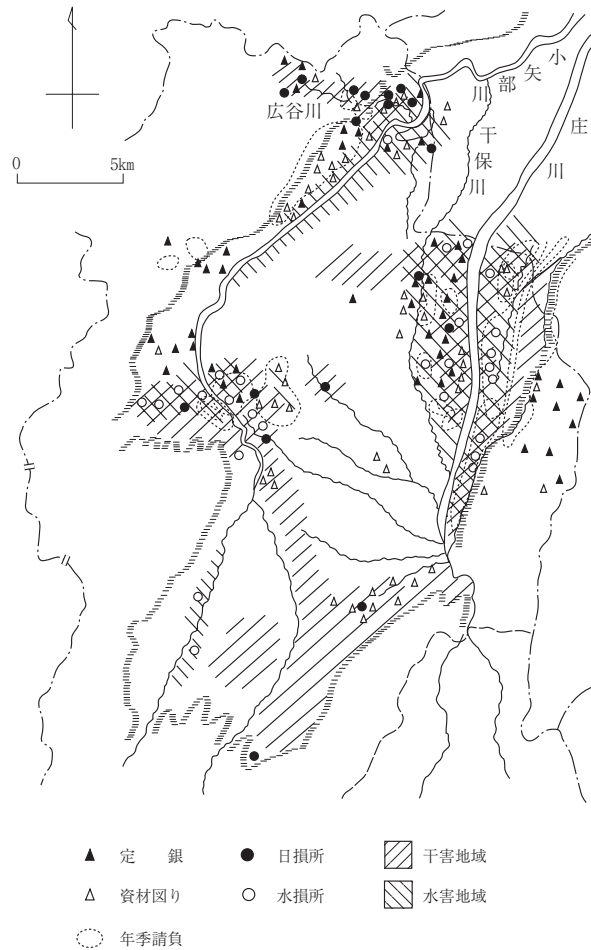


図4-4 干害・水害地域と郡用水打銀図り箇所
 郡用水打銀図り箇所は「用水仕方書」享和3年による。
 日損所・水損所は「利波郡高辻帳」正保3年による。

た。こうした一連の合口・共同取水の企ては、下流用水・劣位用水・後発用水・小用水が上流用水・優位用水・先発用水・大用水に加わることによって取水の安定化と取水量増を図ろうとした動きとして把握される。藩当局もこうした動きを年貢の確保と増徴という基本方針に合致するものとみなして、それを促進する立場をとり（新沢、1955）、(3)・(4)の事例では主導的な役割を果たした。そのみならず、藩は劣位用水に依存した地域の用水事情の緩和のため、優位用水の灌漑域の下流部への拡大についても、同じ観点からこれを支持した。例えば、慶応4年（1868）、国吉6カ村の五位庄用水への加入に際して、藩は後者に対して御郡回り口を12カ所増やすといった助成をおこなうことによって、それを促進した（福岡町史編纂委員会、1969）。地域的には、こうした一連の水利体系再編成の動きとそれに対する藩のバックアップは藩として重点的な生産地帯をなした庄川水系とB₁・D水利地域に集中した（この動きには後述する用水の併合も含めなければならない）ことが注目される。

以上のごとく、藩の水利行政の展開と、それらを通してみた水利体系再編成の動きは一部地域における地域格差是正の働きをしたが、砺波地方全域には及ばず、多くの地域が旧態のまま残り残された。

3 水の充足度と用水の規模

近世における諸用水の水の充足度に関する客観的な資料を欠くので、前述の正保3年の高辻帳に記載された日損所と水損所、諸用水の干害記録、合口以前の干害状況をもとに（庄川合口用水史編集委員会、1969）、水の充足度の低い地域の概略を図4-4に示した。南部の山麓一帯や山田野・芹谷野などの旧扇状地と低位・中位段丘（C・D水利地域）、戸出周辺（A₂・A₃水利地域）、庄川兩岸の低湿地（A₂水利地域）。低湿地は、用排水機能の極めて低い芥川に依存したために、洪水の被害を蒙りやすいのはもちろんだが、渇水時には干害に泣かされた）、小矢部川上流の福光周辺（B₃水利地域）、同中流部の沖積地と扇端部（B₂・C・A₂水利地域）、同下流部の沖積地（B₁水利地域）と広谷川流域（C水利地域）、などに干害地域が目立つ。

かかる水の充足度の差異が水利組織の在り方にどのような影響を与えただろうか。小矢部川下流左岸に合流する広谷川の支谷、白山谷を堰止めて五十辺村など6カ村を灌漑した白山谷堤用水（図4-3参照）では、天保13年に下記のごとき「取り極め」⁸⁾を行った。

- (1) 堤下タより 八ヶ用水迄江筋春秋両度宛江下村々打寄江拵可仕候事
- (2) 堤年内ニ八歩水相溜可申候春彼岸□相成候て立合不^{ママ}残ぬみ指水溜可申事
- (3) 五十辺村等六ヶ村共畦少^{ママ}キ水持不宜早損仕候間以来者三分疇ニ仕高かけ之分畔付多シ水持宜敷様村中江申談置……若心得違ニ而疇少^{ママ}キぬり申者ハぬり為直可申事。

村々共同による用水幹線の“江拵え”と普請，貯水時期と方法の規定，畦の高さの規定と違反者にはぬり直させる罰則，分水・貸水規定などが盛られており，この地域では水利・耕作規制が厳しく実施された様子をうかがわせる。ちなみに，同用水の下手を横断する五位庄用水の慶応3年（1868）の定書は用水幹線の共同普請と分水を規定した程度であった。

南砺波地方の山麓部に位置する池尻村など9カ村を灌漑した赤祖父川は水量乏しく，その灌漑域の赤祖父水郷（C水利地域）はしばしば干害に見舞われた。同水郷の水割帳⁹⁾によれば，明治初期から昭和19年までの78年間に，時水割の実施された年は31度にのぼり，2.5年に1度のわりで行われたことになる。もっともひどかった昭和14年には13回（3日3晩で1巡），延40日にわたって時水割がなされた。こうした極度の水不足が耕作慣行に及ぼした影響については土地改良投資調査会（1953）の報告がある。それによれば，(1) 秋から春にかけて天水を湛水して干害に備えるので，湿田化が進む，(2) そのために，肥料の種類，耕耘作業，品種選択が制約され，土壤管理も不十分となる，(3) 田植時期，水田適地の開田，二毛作も制限される，などの耕作規制による弊害が指摘されている。水利事情に変わりのない藩政期においても，ほぼこれに似た状況にあったとみて差支えがないだろう。頻繁な時水割に加えて，明治27年（1894）の「赤祖父川灌漑用水受渡規定」の第5条に「惣代人参加セザル旧各村□式厘以上五厘以下ノ罰水ヲ可渡モノトス」，第6条に「第壹条ノ取入用水時期ヲ拒ミ亦ハ相^{ママ}図ノ太鼓前ニ^{ママ}憚^{ママ}ニ水ヲ取^{ママ}タリ者アリ中ハ其灌漑旧村ヨリ五厘以上式分以下ノ罰水ヲ可渡モノトス」という村連帯責任を強調した厳格な罰水規定が設けられていた。そして，ひとたび大干魃ともなれば，「殺し田」と称して，耕作放棄ないし水田の畑地化が強制された。こうした強力な水利規制は，台地上に立地し水の充足度の低かった山田新田用水（D水利地域。維持管理機構や水利組織形態はA₁水利地域に近い性格をもった）の安永5年（1776）の定書にも，「くわせん米」の罰則規定がみえ，「切田」の制度もあって明治期には最大6割の耕作放棄が実施されたといわれる（坂井，1964）。水の充足度の低さに起因する村落間にわたる，あるいは村落内部におけるこうした共同体的な水利・耕作規制が江下村落間に競争的關係をはらんだ強固な地

域結合をもたらし、灌漑域の非拡大性とあいまって、水利組織の閉鎖的性格を強めたことは否めない。A₁水利地域（この場合、A₂水利地域も含める）においては、管見に触れた限りでは耕作規制はあまりみられず、水利規制の面では時水割や分水規定がみられたが、その実施度合いははるかに低かったし、罰水規定も見当たらなかった。このように、A₁水利地域において水利・耕作規制が弱かった要因として、水源たる庄川の水量の豊富さ、近世における治水の進捗、水利機構の整備拡充、藩のバックアップなどが挙げられる。その結果、水系毎の地域結合は相対的に緩やかとなり、灌漑の拡大傾向とあいまって水利組織の開放的性格が強められた。B₁水利地域はこのA₁水利地域型に近い性格をもち、A₃・B₃水利地域はC型に近く、残るB₂・D水利地域は両者の中間に位置づけられよう。

ここで、諸用水の規模について若干触れておきたい。図4-3をみてもわかるように、A₁水利地域の諸用水の灌漑域は非常に広大で、ほとんどの用水が5,000石以上の江高をもち、加入村も数十カ村を数えた。野尻岩屋口用水のごときは61カ村にわたって2万石余を灌漑した。しかも、新田開発ならびに合口・併合などにより、その規模（灌漑面積、加入村数）はいっそう拡大的であったことは表4-1に明らかである。ところが、A₁水利地域以外の諸地域では、ほとんどが江高2,000石未満の小規模用水で、五十玉用水（6,108石-1784年）、ヂヤリ所用水（3,172石-1784年）、五位庄用水、その他2～3の2,000石台の用水をみるのみであった。加入村数も、1村単独型からせいぜい4～5カ村程度であった。そのうえ、これら地域のほとんどが既開地であったこと、ならびに水源そのものが貧弱なケースが多かったので、規模的拡大もみられなかった（2.1項参照）。なお、規模の目安として、江高が5,000石以上の用水を大規模用水、同2,000石以上を中規模用水、同2,000石未満を小規模用水としておきたい。水利の開発・改良は土地生産力の上昇・安定化に大きく寄与するわけだが、その状況を免率（税率のこと。土地生産力とはイコールではないが、その制定基準からして、その有力な指標とみなせる）からみると、明暦2年には既開地では五つ以上、準既開地では四つ以上、新開地では四つ未満というように、開発の古い地域ほど高くなっている。加賀藩はこの免を定免として、その変動（特に減免）を嫌った。事実、砺波郡では減免地域はみられなかった。そうした中で、新開地のA₁・A₂・D水利地域や準既開地のB₁・B₂・A₃水利地域の一部に免の上昇をみた地域があったのが注目される。それは、それらの地域における土地生産力の上昇を物語るが、前者にあっては水利の開発と改良の進捗がその有力な背景をなしていた。一方、既開地では水利開発が行われる余地は少なく、改良もあまり進まなかったため、この面での土地生産力の上昇は

表4-1 庄川筋の主たる用水の灌漑江高変遷

	主たる用水	江高(石)	年代	江高(石)	年代	江高(石)	年代	補注
左岸	新用水	(6) 4,345	1655	(22) 6,918	1839	(24) 7,234	1878	} 1655年には坪野口とある。 1710年に合口。
	山見八ヶ用水	(8) 1,234	1710					
	野尻口用水	(20) 10,229	1655	(28) 11,083	〃	} 22,097	1881	} 17世紀後半に合口。
	岩屋口用水	(24) 6,004	〃	(33) 9,410	〃			
	鷹栖口用水	(11) 4,208	〃	(13) 8,360	〃	(13) 8,624	〃	} 1655年には中村口とある。
	若林口用水	(18) 6,762	〃	(21) 7,866	〃	9,291	〃	
	新又口用水	(30) 7,882	〃	(36) 7,874	〃	9,315	〃	
千保口用水			(24) 6,244	〃	7,597	〃	} 1655年には、千保川西筋 14カ村5,515石、同東筋11 カ村3,284石とある。	
	柳瀬口用水		(4) 1,705	〃				
右岸	芹谷野用水	(21) 5,720	1677	(21) 5,763	〃	(6,245)	1841	} 射水郡の分を除く。 1841年。三合口の一部を 合併。
	針山口用水			(9) 3,271	〃	} (11) 4,553	〃	
	三六堂用水			(5) 1,767	〃			
他地域	五位庄用水	(10) 不明	1710	(10) 4,855	1852	(16) 5,841	1867	} 五位庄の江高は1818年。 1867年に国吉六カを合口。
	山田新田用水	(8) 1,661	1678	(11) 2,146	〃	(10) 2,064	19C初	

- (注) 1. 砺波郡関係のみ、石高は四捨五入。()内は用水加入村数である。
 2. 天保10年(1839)の庄川筋の江高・村数は鷹栖口用水史所載(49~50頁)「天明4年庄川筋各用水江高調」のそれと殆んど変わらないので、この数字は18世紀後半の様子を示すとみなしたい。なお、これはあくまでも用水費割当基準となる江高・役高であり、実灌漑面積とは異なり、固定化される傾向にあった。例えば、天保11年の鷹栖口用水の役高は8,360石であるが、それ以外に1,543石の先々落水高、1,565石の去戌年の手上古、168.73石の天保11年新願江高があり総灌漑面積は10,228石となった。
 3. 改作築堤等三代又兵日記(明暦元年<1655>)、砺波郡射水郡江高帳(天保10年)、庄川合口用水史などによる。

あまりなかったとみてよいだろう。その場合、初期よりの重い税負担が大きな足かせとなっていた。

4 用水の運営機構

用水の運営機構は井肝煎(江肝煎役とも呼ばれた)の有無により大別されよう。大規模用水においては村々肝煎(庄屋にあたる)の推薦¹⁰⁾により1~3名の井肝煎が設けられ、その下に江走り人、水番人などが配されていた。井肝煎は取水施設・用水幹線・支用水(図4-5参照。各村への分派口より上部とみてよい)の維持管理、水の公平な配分、用水費や人足の公平な割当、といった経常的な業務に従事する実務機関であった。本来的な決議機関ではなかったため、下記のごとき重大事や異常事態については井肝煎は各村の代表(百姓惣代などと呼ばれたが、多くの場合、村肝煎が兼ね

た)の寄合協議による決定を待たねばならなかった。すなわち、(1)山田新田用水の明和6年の定書によれば、「井肝煎中 寄合廻状」とあるように、重大事の決定に当たっては村肝煎寄合がもたれた。(2)明治12年の字新用水旧慣遺法は、水門の伏替(10条)、破損箇所修繕のための堰上げ(12条)、水門等諸修繕費の割当(14条)、干魅の際の分水(19、20条)などについては江下惣代人と差配人(井肝煎にあたる)が立会協議のうえ決定すべきであるとしている。(3)明治13年の千保口用水各村連合会議案(庄川合口用水史編集委員会、1967)は、難決事項(難題を指す)については江下惣代人を招集すべしとしている。

以上のように、用水により若干の差異はあるものの、井肝煎の専決範囲に入らない難題または重要事項とは、慣習の変更、用水の分配や水利費割当の決定または変更、対外交渉における用水としての意志決定、水利権などに係わる事項であった。規定には盛り込まれていないが、これら重要事項の決定に井肝煎が参加したことはいうまでもない。この外に、井肝煎は用水内部の意見調整を図るとともに、村落間の紛争の調停にもあたった。村肝煎は、(1)井肝煎の推薦、(2)村落内部の用水維持管理と諸普請の統轄、(3)用水費の徴集と人足の割当て、(4)郡用水打銀の申請と執行などの村単位の水利業務に従事するとともに、(5)多くの場合、村代表として用水の意志決定にも参加した。かかる村肝煎の用水運営への直接的かつ深い関与は、近世における用水運営が村行政と不可分な形で行われたこと、ならびに用水運営における「村」の単位性を示すものである。

複数の井肝煎を抱えた用水には、各井肝煎が用水内部の一定のサブ・ユニットから選出されて(例えば、鷹栖口用水では横江と豎口より各1名ずつ井肝煎が立てられた)、各サブ・ユニットを分掌するとともに、それを越えた部分や全般的な事柄について合議運営するケースが多かった。合口用水の場合も、各単位用水ごとに井肝煎がいて、合口部分の運営や対外交渉において協同した点では前の事例とあまり変わらない。しかし、各井肝煎の単位用水の管掌権の独立性は非常に高かった点が異なる。併合用水においては、^{おや}親用水の井肝煎の統一的差配下にあつて、被併合用水は独自の井肝煎を擁して、自用水内部の運営と対親用水交渉にあたらせた。井肝煎の間で機能の差異が認められた点が前二者と異なる。いずれにしても、これら諸用水は、用水運営機構が二段構えになっていた点に特色がある。こうした用水運営機構の差異は次項で述べる水利連合の態様とも大きく関連することに注意を促しておきたい。

用水の規模の狭小なC・B₂・B₃・A₃の各水利地域では井肝煎を欠き、せいぜい水番人を設置するにとどまったケースがほとんどであった。享保13年(1728)に、広安村

(山田川右岸)は分水慣行を楯に水の平等な配分を求めて、池川筋の上流3カ村(蓑谷・理休・北野)に対し井肝煎の設置を要求した。これに対して、3カ村側は、「……山田川之儀者庄川小矢部川とハ違、少キ谷水故……往古ヨリ井肝煎と申ハ無御座候。……十村御扶持人衆御見分之上、時ニヨリ一水かし下し申儀も御座候。……其上之井肝煎と申ハ却而水も龜抹ニ相成、入用等も懸りひしと迷惑仕候御事」(城端町史編纂委員会、1959)と、その申出を断っている。すなわち、これら地域の諸用水が井肝煎を欠くのは、(1)小規模用水であり、井肝煎給米を支払う余裕がない、(2)関係村が少ないわけであるから、相互の話し合いで十分にやっつけていける、(3)水論が発生した際には、十村の裁定を仰げばよい、といった理由によった。

17世紀中頃では、井肝煎の手当としては、切米2.7石、ほかに家高の加給と小遣米などがあって、ほぼ3石になった。時代が下がるにつれて、この額はアップされて、天保11年の鷹栖口用水では井肝煎2名の扶持米が9石、小遣米が2石、計12石が支給されており、1人宛6石に達していた。その年度の自普請総入用が102石余(これ以外に1.652貫目の格銀負担あり)であったから、井肝煎給与は格銀を除いた用水費の12%弱になった。用水の取入条件にもよるが、用水費はおおむね用水の規模に比例していたとみてよいだろう。とすれば、井肝煎の給与は一定額を占めることになるわけだから、給与の用水費に占める割合は、用水の規模が小さくなるにつれて、逆に大きくなるのは当然である。このことは百姓一人一人の負担について考えてみても同じことになる。しかも、これら小規模用水への郡用水打銀の配分は抑えられる傾向にあったのだから、水利費の負担はそれだけ高くなったことも考慮する必要がある。したがって、小規模用水においては、井肝煎を設けずに、村々肝煎の話し合いでもって、より共同体的な性格を強めた形で運営せざるをえなかった。そして、内部対立の際の身近かな調停者、公平な第三者としての井肝煎を欠いたことにより、紛争が発生しやすく、その調停にはいちいち十村の手を煩わさねばならなかったし、合理的な解決がなかなか困難であった。その意味で、井肝煎を欠いた用水は水利の合理的でスムーズな運営という面で劣っていたといえよう。

5 水利組織の空間的構造

5.1 水利権

近世の村落間にわたる水利組織は、個人や個としての家々によって構成されたので

はなく、前項で既に明らかにしたように“村々”によって構成され、村連帯責任制のもとで村行政と一体化されることにより機能していた（第3章参照）。個々の取水権はこの村水利権によって保障され、それに従属したことはいうまでもない。

論理的には、用水における最高の水利権あるいは用水の水利権そのものは、決議機関としての村代表の寄合と実務機関としての井肝煎または村肝煎寄合とによって実体化されていた用水そのものに帰属し、村々の水利権はこの総体としての用水水利権の下位にあって、それに従属した（渡辺，1954）。例えば、村落間における水利権の譲渡については勝手な授受は許されず、用水の側の承認を前提とした。このことは、村水利権の非自立性、用水水利権への従属性を示す。また、大正13年（1924）、二万石用水（旧野尻岩屋口用水）において、苗島用水の補給水として使用されてきた小岩屋口用水の落水路を旧飛驒屋村が自村の飛驒屋用水へ掛樋をもって導水するという事件が起こった（庄川合口用水史編集委員会，1967）。この事態に対して、用水組合は、(1) 用水はそもそも組合の引水によるものであり、(2) 幹線はもちろんのこと、小岩屋口・飛驒屋口などの分派用水も組合の造営物であり（この点は歴史的事実と反する面もあるようだ……筆者注）、飛驒屋はそれの維持管理を委ねられているに過ぎないのであって、(3) このような場合、組合と相談するという慣行に反する、と主張した。これに対して、飛驒屋側は、(1) 従来、自村領内の用水施設は村民一同により共同維持管理されてきたのだから、その処理権は旧村の側にあると、つっぱねた。結局この事件は、大正15年に、(1) 掛樋を撤去する、(2) その代わり、水不足の飛驒屋地区の引水を承認するということになり、用水組合の水利権主張を認めただうえで、現実的には飛驒屋の取水量増加要求に応えるという妥協をみた。

しかし、用水の水利権が構成諸村によって実体化され、機能したことは疑いのない事実であり、旧飛驒屋村がその取水量増加要求を獲得しえた背景にはそうした事情も有利に作用したとみななければなるまい。このように、用水運営機構・水利権の存在形態の両面から、「村」が用水の最も基本的な構成単位、サブ・ユニットであることが了承される（合口用水と併口用水における水利権の態様については後述する）。

5.2 水利組織の空間構造

水利関係に基づいた村々の結びつきとしての水利組織の空間構造は、具体的には用水への村々の結合状態とそこにおける村落間の関係として把握される。当地方では、図4-5に示した四つの類型が認められた。Ⅰの小用水型はA₁・D水利地域以外の水利地域、特にC水利地域に多くみられる小規模用水に卓越したタイプで、1村単独あ

るいは数カ村共同で用水幹線より直接取水した。1村の取水状態に注目すれば、一つのムラ支江（村々が直接取水している用水路）に依存するケース（図4-5のa型）と複数のムラ支江に依存するケース（同b型）とがあり、a型は1村単独取水型に、b型は数カ村共同取水型に対応した。しかし、一般的には、1用水にこの両様の取水型が混在していた。例えば、図4-6に示した白山谷堤用水では、1～3番口は共同取水型、4～8番口は1村単独取水型に近い。なお、共同取水型において村落間にわたるサブ・グループが形成される可能性が存在したが、多くの用水では白山谷堤用水のように村々の水利共同関係は交錯しており、そのうえ用水の規模が小さくて用水の運営が共同体的に行われたので、そのようなサブ・グループの形成はほとんどみられなかった。

Ⅱの大用水型はA₁水利地域に卓越したタイプで、幹線からいくつかの支用水が分派し、それぞれにムラ支江がつながっており、幹線については全村が共同し、支用水については関係諸村が共同した。この支用水の段階において、サブ・ユニット性が顕れる場合があった（Ⅱのa型）。新用水は、山見八ヶ用水、坪野口など6支用水を分

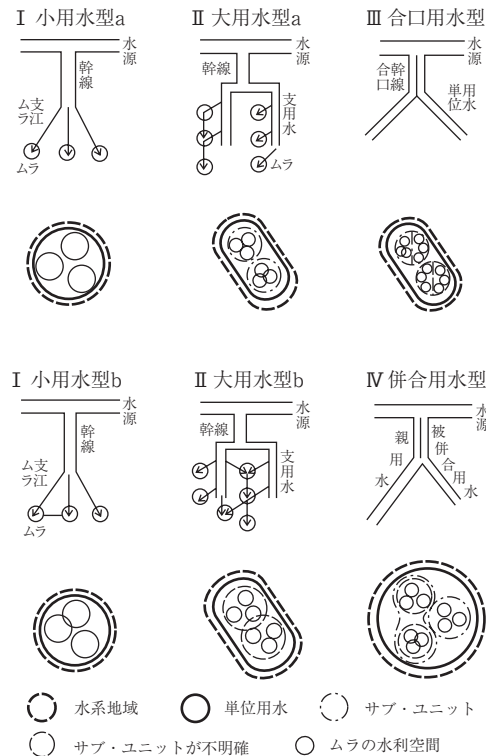


図4-5 水利空間構造の諸類型

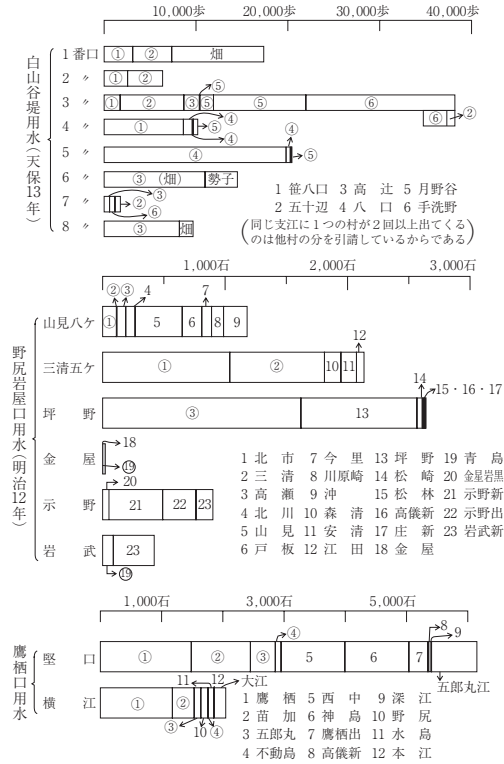


図4-6 村々の引水形態

- (注) 1. 本図はムラ支江・支用水ごとの水 downstream 村とその江高を示す。
 2. 歩・石は灌漑江高を示す。鷹栖口用水は18世紀後半の姿。
 3. ○を付した村は複数の支用水にまたがって取水。

派していた (図4-6 参照)。明治12年の字新用水江下耕地調によれば、加入24カ村のうち、二つ以上の支用水にまたがって取水した村は旧三清村など4カ村のみであった。それも、図示したようにどちらか一つの支用水に主として依存しており、他はまったく補助的な意味しかもたなかった。しかも、この調査は灌漑域拡大後のものであるから、それ以前においては複数支用水に依存するタイプはいっそう少なかったと考えられる。このように、Ⅱ型は支用水ごとに特定村落グループができる基盤をもった。加えて、前項で述べたように大用水タイプには複数の井肝煎を擁したケースが多く、その場合は各井肝煎は各支用水 (新用水では三清五ヶ口、坪野口、山見八ヶ用水に、鷹栖口用水では豎口と横江に) を分掌したので、支用水のサブ・ユニット性はいっそう顕在化する可能性をもった (大用水であるということも、その傾向を助長した)。

新用水では、明和8年の三清五ヶ口の懸樋・貫樋工事や明治30年の示野口の江筋底掘工事は各支用水の負担とされた。しかし、支用水のサブ・ユニット性は必ずしも顕

在化するとは限らなかった（Ⅱのb型にあたる）。例えば、「鷹栖口用水取入料米並江掘人足米盪格銀等割符帳」には諸入用が統一記載され、用水費割当が支用水ごとに分記されることもなかったし、その他の面でも両支用水の区分性ははっきりとは出てこなかった。その背景には、図4-6に示したように鷹栖村・苗加村という、中核的村落（両支用水の井肝煎は主としてこの2村より選ばれた）が両支用水にまたがって取水していたことが考えられる。

Ⅲ型は、同じくA₁水利地域に卓越したタイプで、各单位用水は独自の維持管理機構ならびに水利権を保持しつつ、合口取入部分から各分派口までの用水施設の造成ならびに維持管理について連合した。最も古い野尻口と岩屋口のように、井肝煎の分立にかつての独立用水としての面影を残しながらも、実際の運営上においては融合が進んで、もはやⅡ型に近いパターンをとった例もあるが、多くは完全に融合統一されるには至らず、時には激しい水論が繰り広げられる緊張した関係のもとで、ゆるやかな連合体を構成するにとどまった。

例えば、新用水と野尻岩屋口用水の合口の場合、優位用水たる新用水は優先取水権の確保、合口にとともなう一切の負担増は負わない（具体的には、享保19年から寛保3年までの10カ年間の平均用水費336.84匁——江高100石当り約4.6匁となる——しか負担しないということ）という条件で合口したので、合口取水施設の維持管理は野尻岩屋口用水の負担となった。そのために、もともと用水費の高くついた（同10カ年間の平均用水費は7626.08匁で、江高100石あたり37.22匁と、新用水の約8倍に達した）野尻岩屋口用水の負担はいっそう大きくなり、しかも年々増加の一途を辿ったのでサポタージュが目立つようになり、約束履行をめぐる両用水の紛議は絶えなかった。こうした緊張関係は近代にまで持ち越されて（明治23年、新用水関係町村長は「元来野尻岩屋口ト新用水トハ其性質ヲ異ニシ、到底連合ノ会議ニテ費用或ハ水利等ノ義ヲ評決スベキモノニ無之……」と述べている——庄川合口用水史編集委員会、1967）、明治33年の両用水合併による2万7千石普通水利組合設立の際にも、それぞれ別個の普通水利組合を組織して、ついに完全融合には至らなかった。このように、合口の多くは劣位用水の優位用水への加入という形を採ったので、対等な関係においてでなくヒエラルキーをはらんだ関係において合口が成立したという点を見逃がしてはならない。

なお、上例の場合、劣位用水である野尻岩屋口用水が新用水を大きく上回る大用水であったのでその独自性が損われることはなかったが、この規模関係が逆の場合、すなわち優位用水が劣位用水よりも圧倒的に大規模であれば、もはや合口という形から

ほど遠く、次の併合用水に分類されてしかるべき水利組織形態・用水運営機構をとった。後述する新用水と山見八ヶ用水はその典型といえよう。このゆるやかな連合体においては、それぞれの水利権に抵触するような事態が発生したり、合口によるメリットが消失した場合、単位用水は合口を解消することによって自己の水利権、権益を擁護することがあった（例えば、鷹栖口用水と若林口用水の場合）。したがって、合口用水の水利権は各単位用水の水利権の連合によって成立していたと考えるべきであろう。なぜならば、仮に合口用水の水利権が各単位用水のそれより上位に立つという統一的組織をとったとすれば、上述のような単位用水の水利権の主張がなされたり、自由な離脱（容易ではなかったが可能であった）が許されたことは理に合わないことになるからである。単位用水の独立性を踏まえた連合体であったからこそ、それが可能であったのである。

Ⅳ型は有力用水による弱小用水の併合型で、このタイプとしては、新用水と山見八ヶ用水、針山口用水と三六堂用水他、芹谷野用水と三合口用水などがあげられよう。山見八ヶ用水は宝永7年（1710）に新用水に加入したわけだが、それは対等な併合ではなく、山見八ヶ用水がより重い負担を背負うことによって成立したようである。その間の事情を新用水と野尻岩屋口用水の合口に伴う山見八ヶ用水江柱掘掘げに関する次の覚書がよく伝えている（庄川合口用水史編集委員会、1967）。「……但山見八ヶ用水下ヨリ右水門ヨリ上、新用水惣人足ヲ以テ、江サライ等可仕旨相断候得共、山見八ヶ用水之義ハ、宝永七年ニ新用水江相加リ候得バ、新用水取分口迄之義ハ、山見八ヶ口ヨリ修理仕、新用水ハ一向相構申間敷候」寛延2年（1749）というように、山見八ヶ用水は本来、新用水が負担すべき幹線の保全や江ザライを一方向的に押し付けられていた。それだけではなく、山見八ヶ用水は独自の井肝煎を擁したが、その管轄は自用水内に限られ、野尻岩屋口用水などとの対外交渉は親用水としての新用水に依存した（上述の寛延2年の交渉も新用水井肝煎が行った）。そして、新用水内部においても、新用水井肝煎の統一的差配下にあつて、山見八ヶ用水は一分派用水として位置づけられた。以上のように、併合された用水の独立性が大きく後退してしまった点において、このⅣ型はⅢ型の合口用水型とは異なる。しかし、昭和14年に新用水が水神碑を建てたのに刺激されて、翌15年に山見八ヶ用水は独自に山見八ヶ神明宮を建立したことから推察されるように、かつての独立用水としての面影も残しており、そのサブ・ユニット性はⅡ型の大用水型における支用水のそれより遙かに高い。この点で、Ⅱ型とも異なる。

地域結合という観点からは、C地域やB地域において、明確な広域組織をもつこと

はほとんどなかったが、緩やかな一種の“地域的まとまり”を呈した水系地域（水系ごとの地域的まとまり。この場合、支流も1水系とみなす）を無視しえない。例えば、小矢部川中流左岸に注ぐ宮嶋谷（図4-3参照）には、法楽寺用水・宮中用水・糠子嶋用水の3用水があり、同一河川より取水した三者は、一方が多く取水すれば他方は少なくならざるをえないという競合的な関係にあると同時に、大出水時には等しく水防に当たらねばならないし、対外的には連帯することが多い、といった連帯関係にもあった。また、前二者より取水した岩瀧村と宮村の両村にとっては、両用水は等しく関心を寄せざるをえない対象であった。すなわち、加入村落が相互に重複したという点からも、両用水は無関係でありえなかった。小矢部川上流部においては、水系地域はいっそう明確な形をとっていた。小矢部川本流より直接取水した福光町以南の両岸の諸用水は“小矢部川筋井肝煎”をたてており、対山田新田用水との交渉においても川筋の権利と利益の擁護のために共同した。

藩の水利行政においても、諸用水を川筋ごとに掌握し、諸施策を講じていた。前述の郡用水打銀の配分においては、大きくは庄川筋と小矢部川筋に分けられ、庄川筋は西縁、東縁、新又前、祖父川前、場市前、千保川筋などに、小矢部川筋は支流の山田川、大井川、池川、渋江川などに細区分されていた。近代における水利機構改革のための諸用水の大同団結の多くはこうした水系地域を踏まえていたことも見逃せない。それは、水系地域が漠然とした実体のまったく備わらないような地域であったのではなく、既述のごとき競合と連帯の関係に給われて、一つの水利地域を形成する基盤をもった（前述の「小矢部川筋」は立派に一つの水利地域を形成していた）ことを示唆する。その最初の動きが藩政時代に合口という貴重であるとともに苦しい経験を経てきた庄川筋におこったのは、いかにも象徴的である（明治14年に庄川八口用水水利会の発足以来・幾多の経緯を経て昭和16年に庄川合口用水は完成した¹¹⁾）。

むすび

砺波地方における自然条件と水系地域、開拓と用水開発の過程の検討より、A₁～Dの八つの水利地域区分をえた。用水の充足度・用水規模はそれら諸要素と深く関連し、この水利地域区分とも高い相関性を示した。藩の水利行政は用水充足にみられた地域格差の部分的な是正を果たしたが、全体的な是正にまでは及ばなかった。用水規模の面では、藩の積極的な合口推進が庄川水系を中心に拡大的な水利体系再編成を促

進することにより、地域格差を広げることにつながった。規模拡大を果たしたA₁水利地域と旧態のまま残されたC水利地域に代表的に対置された水の充足度と用水規模の差異は水利・耕作規制や土地生産性の向上における地域差と密接につながり、ひいては用水の運営機構、水利権の態様、地域結合の在り様にも顕著な地域性をもたらした。これらの総体が各水利地域の水利組織を特徴あるものにしてしたが、それを用水の規模とその成り立ちから類型化すると、Ⅰ小用水型・Ⅱ大用水型・Ⅲ合口用水型・Ⅳ併合用水型という4類型が指摘された。それらが上述の諸地域性を踏まえたものであったことはいうまでもない。こうした水利地域と規模的類型のそれぞれの特性とそれによって来たる要因については既に論じたところである。

しかし、残された問題も多い。例えば、(1) Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型のA₁・A₂水利地域は村落の共同体性の脆弱な典型的な散村地域にあたり、Ⅰ型の多いC水利地域が集村地域であることの意味を村落レベルにまでおりて農業構造・村落構造・耕地の存在形態（混在耕地制や耕地囲繞制）と関連づけて考察すること、(2) 本稿での水利地域と他の諸機能地域との対応関係の分析などである。

注

- 1) 金沢市立図書館蔵、高辻帳には、本田高と新田高が分記されており、本田高は慶長あるいは元和年間の検地高を示したものと考えられるので、この本田高を総高や明暦2年（1656）の御印高と比較することにより、近世初期の開発状況がわかる。
- 2) 高島幸吉（1932）『砺波町村資料』、砺波資料刊行会、67-391に所収。本帳には、御印高と天保10年までの高の変遷が詳記されている。
- 3) 富山大学蔵：川合文書、「往昔御紙面等之写」。
- 4) 富山大学蔵：川合文書、「改作築堤等三代又兵衛日記」。
- 5) 富山大学蔵：川合文書。
- 6) 富山大学蔵：川合文書、「御郡用水方諸覚書」。
明和～寛政年間、「御普請根帳」安政2年、「射水郡用水定書」寛政2～文化4年、注5など。
- 7) 野尻岩屋口用水が合口工事の一切と合口取水施設の維持管理を受け持ち、用水費の増加分も引き受け、新用水の取水に差障りのないようにする、といった内容のものであった。
- 8) 富山大学蔵：川合文書、「白山谷堤用水懸り五十辺村等六ヶ村用水……取極定書帳」天保13年。
- 9) 井口村池尻区長蔵。
- 10) 司農典に「諸郡并肝煎人撰之儀者、村々納得之上願方有之役向」とある。
- 11) 小矢部川筋では、小矢部川中流沿岸用水が昭和19年に、小矢部川下流左岸合口用排水が昭和34年に、小矢部川上流部地域総合開発事業による刀利ダムよりの合口取水が昭和42年、それぞれ成立している。その他地域では、A₂・A₃水利地域に用排水改良事業が、C水利地域に南砺山麓地帯用水補給事業が計画中である。

文 献

- 新沢嘉芽統（1955）『農業水利論』，東京大学出版会。
- 浜谷正人（1969）農村社会の空間秩序とその意義，人文地理，21-2，135-159。
- 橋本征治（1969）散居村における社会構造の地理学的研究，人文地理，21-6，547-574。
- 堀内義隆（1955）奈良盆地における水利慣行と村落構造，人文地理，6-6，13-24。
- 堀内義隆（1966）奈良盆地における部落の水利構造についての研究，地理学評論，39-3，159-167。
- 福岡町史編纂委員会（1969）『福岡町史』，福岡町役場。
- 城端町史編纂委員会（1959）蓑谷村理休村北野村百姓共御断申上候，『城端町史』所収，城端町役場，530-532。
- 喜多村俊夫（1950）『日本灌漑水利慣行の史的研究』（総論篇），岩波書店。
- 樽松静江（1956）奈良盆地の灌漑を通してみた農村，『現代地理講座3』（平野の地理），河出書房，168-190。
- 森滝健一郎（1966）河川水利秩序の諸類型，地理学評論，39-12，757-785。
- 村中原太郎（1952）『鷹栖口用水史』，鷹栖口用水土地改良区事務所。
- 小田吉之丈（1929）『加賀藩農政史考』，刀江書院。
- 坂井誠一（1964）『山田新田用水史』，山田新田用水土地改良区。
- 庄川合口用水史編集委員会（1967）『庄川合口用水史』，庄川合口用水史刊行会。
- 水津一朗（1968）『社会地理学の基本問題』，大明堂。
- 田林 明（1974）黒部川扇状地における農業水利の空間構成，地理学評論，47-2，85-101。
- 土地改良投資調査会（1953）富山県赤祖父郷用水補給事業効果調査報告，本報告書は国民経済研究協会編（1998）『農業基盤整備』（『戦後復興期経済調査資料，第17巻），日本経済評論社に所収されている。
- 渡辺洋三（1954）『農業水利権の研究』，東京大学出版会。



第5章 神社の広域祭祀圏と広域社会空間——近世——

はじめに

わが国における神信仰は、原初的には森羅万象に神の降臨・宿りを観ずるというシャーマニズム的性格を強くもったが、古代氏族社会の発展過程において祖先崇拜と結びつき、氏の神信仰として政治的社会的統合と支配のシンボルとして機能した。統一国家と律令社会の出現は、「神」を政治的・社会的支配構造の中に位置づけたが、古代社会の崩壊により、この支配体制が壊れ、庄園体制・前期封建社会を経て、武士団の惣的結合、さらに地縁的結合に基盤を求めた産土神信仰があらわれ、それは広汎な近世村落の成立とともにムラ氏神信仰へと発展した¹⁾。

しかし、近世における祭祀組織はムラレベルにとどまるものではなく、より広い範囲を基盤とした神（神社）が存した。すなわち、マチの卓越した政治的・経済的中心性をバックにしたマチの惣社²⁾、開発単位や水利・山林入会の連帯を基盤とした（図4-2）、換言すれば農民的・農業的な結合を背景としたムラムラ連帯の広域祭祀組織とその圏域、あるいは水・山・風といった単一機能の神（以下、機能神と呼ぶ）を祭祀する広域祭祀組織とその圏域などが認められる。そこで本稿では、ムラムラが連帯した祭祀組織が近世の地域構造の中でどのような位置を占め、いかなる形をとったのか、その空間的拡がりに重点をおいて、主として前記の三つの祭祀圏について考察することにしたい。なお、いわゆる惣社には、郷（近世）の惣社を唱えるケースが多いので、惣社と郷の関係から、本地域における近世郷の意味についても若干考えてみたい。

1 マチの惣社

近世には、郷レベルの惣社であることを唱える神社（図5-1）がほぼどの郷にも認められ、特に開発の古い山麓地域には複数の惣社が存在するケースも認められた。ただし、いうまでもないことだが、こうした神社の社伝をそのまま信じるわけにはい

かない。そこで一つの目安として、明治初期に定められた官幣社・国幣社・格社・郷社が近世における神社の地位をある程度反映しているのではないかと考えられる。明治2年（1868）の郷社定則によれば、「郷社ハ凡戸簿一区ニ一社ヲ定額トス佻令ハ

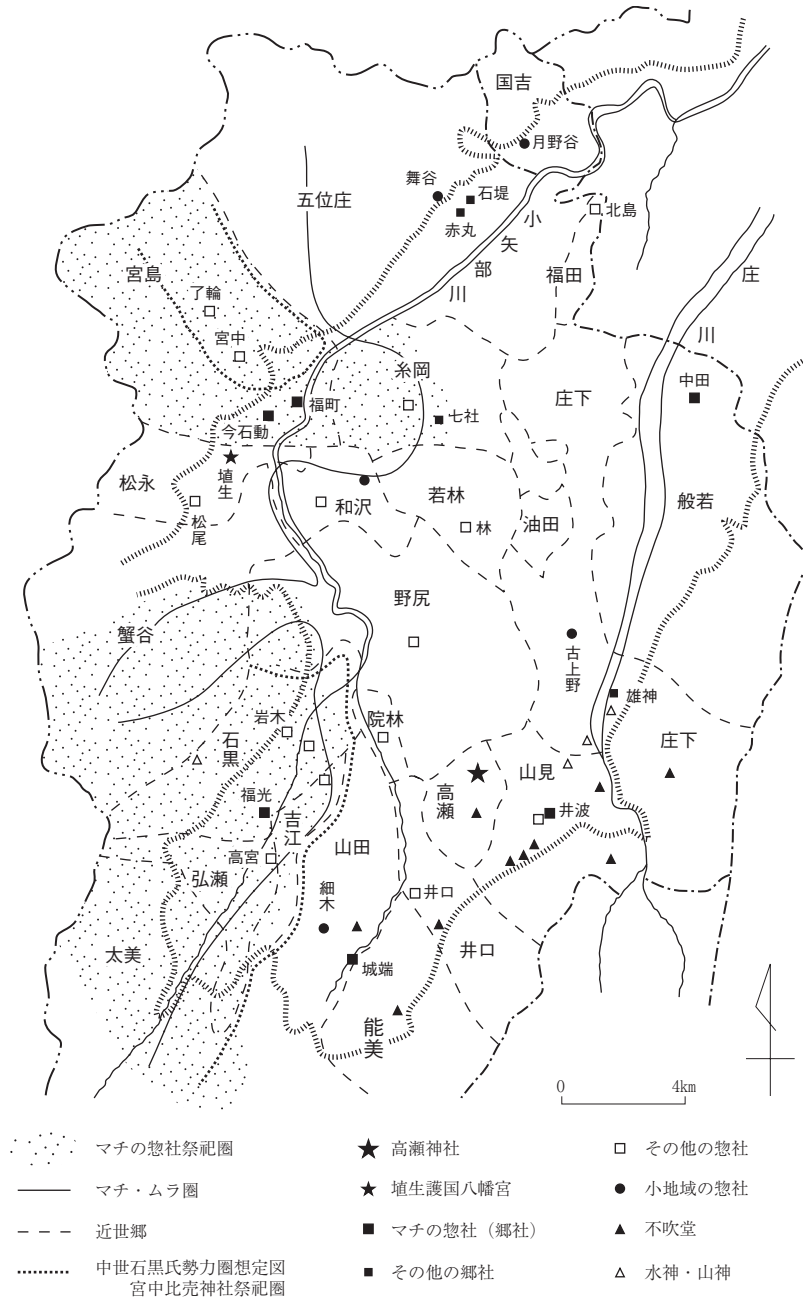


図 5-1 砺波地方の神社・祠・郷

二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一所各三ヶ村、五ヶ村ヲ氏子場トス此社ノ中式内カ或ハ従前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ帰スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムベシ」とあり、区または千戸という区域内で、①式内社またはそれに準ずる社格があるか、②近郷の崇拝を集めている最首位の神社であることを条件とした。砺波郡（図5-1）では、郷社として11社が指定された（その他に国幣小社1、格社1）。そのうち、6社までがマチの神社である。これらのマチの神社は「式内社」ないしそれに匹適する古社とは言い難いものの、近世において近郷一円にかなりの勢威をもち、実態としてその地域における神信仰の中心的な存在として、定則にいうところの区域内の「最首トナル」神社という資格を備えるものとみなされ、指定されたと考えてよいだろう。ただし、その直接的な氏子圏はマチ内部とマチに連坦する隣接村に限られるケースが多かった。また、本地域は真宗勢力の強いところであるので、以下述べる神信仰に基づいて形成された祭祀空間における地域的・社会的結びつきについても割引いて考える必要があろう³⁾。

1.1 福光宇佐八幡宮と小矢部川上流地域

宇佐八幡宮 福光の宇佐八幡宮（祭神は誉田別命）は、昭和初期には小矢部川以西から蟹谷郷南部に至る1町88カ村から神饌料を集めていたことからわかるように広い祭祀圏を擁した⁴⁾（図5-1）。この範囲は他のマチに先がけて明治6年に郷社指定を受けた同社の近世における祭祀圏とそう大きく隔たることはないともてよからう。ところが、その範囲内には弘瀬郷の比売神社（高宮村）、吉江郷の日吉社（下吉江村）、延喜式内社に比定されている石黒郷の荊波神社または富士社（岩木村または桐木村）があり、近世においてはその実質をかなり失っていたが、それぞれ郷の惣社であったと伝えられている。したがって、本地域における近世郷の性格、およびこれらの惣社と宇佐八幡宮との関係が問題となる⁵⁾。

古くから拓かれた小矢部川上流域では、『勘仲記』（治暦元年〈1065〉）の「越中国解」に「当国往古無_レ有_二庄園_一、而近代之間、所部百姓為_レ遁_二公役_一属_二権門_一而立_二庄園_一」と、庄園化が進み、弘長二年（1261）の関東下知状（石黒庄弘瀬郷〈円宗寺領〉雑掌の幸円と地頭の定朝らとの地頭職をめぐる争論に対する裁許状）には、「当時、以山田・広瀬両郷為一庄、石黒上・中・下為一庄、以吉江・太海・院林・直海・大光寺五郷為一庄」⁶⁾と、小矢部川上流のほぼ全域が庄園化されていたと伝えている。その反面、武士団が地頭職・惣追捕職などを足がかりに勢力を伸ばし、庄園の蚕食が進行していたことは当時の数々の訴状からうかがえる。ここで、「関東下知状」にみえるように

庄園が中世「郷」を単位としていたこと、および永く山田郷には地頭職が設置されていなかったことを改めて指摘しておきたい。

中世の戦乱期には、石黒・福光・院林・太美・直海などの各郷には有力な武士団が活躍し、各氏の惣的結合のシンボルとして、守護神を祭ることが行われた⁷⁾。例えば、弘瀬郷には「若宮二丁、梅宮一丁、湯沸宮一丁、天満七反、高宮三反、小白山七反」の神田があり（仁和寺文書弘瀬郷田数注進状 宝治2年〈1248〉）、郷内各地にはこれらの神田が給された神社が存したことを示している。特に、石黒郷を本貫地とした石黒氏の一族はこの地域一帯に勢威を張り、福満（福光）がその一大中心地をなしていた。ところが、中世末期になると、一向一揆が盛んとなり、文明13年（1481）の一揆で福満城主石黒右近光義が滅ぼされ、門徒による各郷の支配が確立されるに至り（この戦で、山田川・山田野を挟んで、以東地域は井波瑞泉寺方へ、以西地域は福満石黒氏方に味方して戦っているが、この結末は両地域における両武家の支配力の強さの差を反映したものである）、武家勢力は弱められた。その過程において、武士団の惣的結合を背景にした神社には衰退したものも多かったと考えられる。例えば、高宮の比売神社は「……一揆之時分焼払退転仕候由御座候……」とある。

中世における宇佐八幡宮の歴史は不明であるが、同社の由緒書は、石黒郷惣社であったこと、中世において荒廃したが、「天正十一年石黒重成奉仕するに至り漸次に再興して……」と伝えられている。この石黒重成は近世の同宮々司の寛仁寺の祖で、石黒一族の末裔とみられる。こうした中世における石黒郷と石黒氏との関係、および一般に八幡宮が武家の祭神として敬崇されたことなども勘案すれば、宇佐八幡宮は石黒氏との関連において把握されるべきであろう。

さて、近世においては、「……天正十八年從_レ高徳完様（利家）_ニ諸堂御再興被成候」と、同宮の再建に前田氏の財政的援助があり、前田家の祈願所（特に女子）としても崇敬された。こうした政治的庇護が近世における同宮の威信を高めたことはいうまでもない。さらに政治的・経済的にも、福光とその周辺は中世以来、石黒庄の中心地として栄えたところで、近世においても在郷町として大いに発展した。すなわち、藩の年貢米収納のため、明暦3年（1657）には城端の中出蔵が、寛文11年（1671）には藩の御蔵が建てられ、寛文2年（1662）には、藩士の年貢米を預る蔵宿が、さらに作喰蔵・備荒蔵も設置され、まさに福光は小矢部川上流域の年貢収納の中心をなした。産業面でも、18世紀中頃より周辺の養蚕地域を背景に生糸の生産が盛んになり、苧布・苧布の生産地・集散地としても発展した福光は近郷一帯の経済的中心をなした。

そこで図5-1に、中世石黒氏の勢力圏と目される地域、近世後期における経済・

政治・人口移動の諸相からみた福光と周辺の村々との関係の範囲、すなわちマチ・ムラ圏⁸⁾、および昭和期の宇佐八幡宮の勢力圏を示したが、3圏はほぼ整合する。このことは、宇佐八幡宮の祭祀圏が、歴史的領域とマチの勢力圏とを踏まえていたことを示す。こうした在郷町としての経済的発展（例えば、藩政後期になると加賀藩はしばしば御用金・冥加金と称して各マチに多額の上納をさせたが、文政9年（1826）の場合、御用銀として砺波郡に650貫目が課され、その一割を福光町人が引請けていることから福光の財力がしのばれよう）が宏大な宇佐八幡宮の造営・維持を可能にしたことはいうまでもない。それにひきかえ、宇佐八幡宮におけるような政治的庇護・経済的社会的中心性といった諸条件を欠いた他の惣社は記録にとどめられるような広域祭祀活動を行っていなかったようである。

今石動愛宕神社・福町神明宮と小矢部川中流域の郷 軒玖突智命・伊須流岐大人
 杵命を祭る今石動の愛宕神社は宮島郷内今石動町外49カ村の惣社であり、天照皇大神を主神とする福町の神明宮は糸岡郷福町外33カ村の総社であるといわれる。愛宕神社の社伝によれば、社地はかつては利波山の山中にあり、天正11年（1583）の豊臣秀吉・前田利長の佐々成政討伐の際には、当社で武運祈願がなされたこと、そして天正13年には利長の叔父である秀継が同地に築城し同神を守護神としたが、大地震（おそらく同年11月）で城郭が崩壊し、その後廢城に至って、現在地に遷座されたと伝えている。福町の神明宮も、やはり秀吉との関係を社伝に残している。いずれにしても、豊臣氏・前田氏による砺波地方の軍事的制圧・政治支配の拠点として重要な位置に立地した両社が城主前田氏の崇敬と庇護をえて、近世初頭にその基盤を確立したことは間違いないであろう。

愛宕神社は宮島郷49カ村の惣社を唱えるが、この数字は原牧新・福久新という明暦3年（1657）から元禄12年（1699）の間にできた新村を加えたものである。したがって、総社であることを唱えるこの伝承はそう古い起源のものであるとは考えられない。一方、延喜式内社に比定される宮中村の比売神社も宮島郷惣社を唱える（了輪村の宮島神社は比売神社の本宮といわれる⁹⁾）。ただし、その範囲は子撫川流域の25カ村に限られる。この愛宕神社の優位の要因としては、福光の場合と同様に、前田氏の庇護、今石動が砺波郡随一の町方として高い政治的・経済的中心性を保持したことなどがあげられる。しかし、今石動のマチ・ムラ圏（図5-1）からすれば、愛宕神社の祭祀圏は狭隘で、福光宇佐八幡宮の場合と異なる。その原因については、まず植生の護国八幡宮の存在をあげねばならない。同社は、中世には蟹谷・宮島・糸岡の3郷に神領を有する有力な神社で、近世に至っても前田氏の厚い庇護を受け、慶長13年

(1608) 頃に「護国」の称を与えられ、砺波郡一円の尊崇をえたといわれる。また、蟹谷郷の松尾神社は松尾村他27カ村により宮修理がされてきたと文政社号帳に記され、和沢郷の惣社である和沢神社は「素ヨリ社殿修営ノ如キハ古来郷内各村ヨリ醸金ヲ以テス」(神社明細帳)とある。このように近隣の惣社がその祭祀圏をある程度堅持していたことが、今石動という有力な町方にある総社にしては愛宕神社の圏域が相対的に狭小である要因としてあげられる。逆に、宮中の比売神社はよくその祭祀圏を保ちえたというべきかもしれない。

次に、宮島郷に属する福町神明宮¹⁰⁾が、なぜ糸岡郷惣社を唱えるのかということが問題となる。それは、かつての糸岡郷の中心地であった木舟城との関係(天正頃の大地震により木舟城が崩壊したため商人達が今石動方面へ移動して福町を形成したこと、そして同社の主神たる天照皇大神が元禄15年(1702)に旧木舟城主前田秀継の遺臣といわれる4人の町人により伊勢から勧請されたこと)¹¹⁾、および福町は行政的には糸岡組に含まれたということによって説明される。また、この新しい惣社においては、「……郷内ニ係ル臨時ノ祈雨・祈晴・除蝗・祈穰ノ四祭等ハ勿論、近歳ニ至ルマデ、郷内組裁許村役人ノ依頼ニヨリ、毎歳ノ五穀豊熟祭執行スルヲ定例トス」(神社明細帳・傍点筆者注)と、その祭祀圏が糸岡郷≒糸岡組であることを明示している。なお、この郷内には延喜式内社に比定される七社村の長岡神社、および五社村の糸岡神社が鎮座したが、その祭祀圏ははっきりとしない(少なくとも、福町神明宮を凌ぐことはなかったろう)。

以上より、近世の小矢部川中流域では祭祀圏の規模において、郡規模の埴生護国八幡宮、近世に確立された郷規模のマチの惣社、そしてその下位に立つ古い惣社という顕著な階層性が認められたといえよう。

小結 起源のそう古くないマチの神社が古い惣社といわれる神社に代わって郷レベルの惣社の地位を確立したのは近世においてであって、その勢威を支えたのは、政治的庇護、マチの社会的・経済的中心性、マチの財力などであった。そこから、マチ惣社の祭祀圏とマチ・ムラ圏との整合性が想定された。そして、そのことが福光宇佐八幡宮のケースで確認された。しかし、霊験や社格・由緒を尊ぶ神祇信仰にあっては、祭祀圏は必ずしも政治・経済といった要素のみに左右されるものではないことは当然であって、そのことは小矢部川中流域の祭祀圏の検討の過程で認められた。なお、祭祀圏の実態とその「地域」としての意味については、福町神明宮のように郷と組とが重複したようなケースもみられるので、検討の余地がある。

マチの惣社の祭祀空間は構造的に二つのパターンに分けられる。マチの惣社がその

祭祀圏に郷レベルをこえた範囲を組み込んでいったため、他の惣社がその実質をかなり失っているという小矢部川上流域型では、マチ氏子圏、連坦村の擬氏子圏、複数の旧惣社圏、郷域をこえる広域祭祀圏という階層的な重層構造を示した。それに対して、郡レベルの神社が近くにあつて、しかも他の惣社がその実質をかなり維持していたため、マチの惣社の祭祀圏は郷レベルに抑えられ、しかもその結びつきが必ずしも明確でなかった小矢部川中流域型では、マチ氏子圏、連坦村の擬氏子圏、旧惣社の祭祀圏、郷レベルの祭祀圏、他の郡、クニレベル神社の祭祀圏が複雑に絡みあっていた。なお、こうしたマチの神社の広域祭祀は開発の古い山麓のマチに限られ、開発の新しい扇状地や台地上の地域ではあまり発達しなかった。

2 ムラムラ連帯の広域祭祀圏

小矢部川下流域の西部には、二つのムラムラ連帯の祭祀集団（村落規模を上回り、近世郷規模を下回るもの）が認められる。五位庄（惣社は浅井神社）に属する舞谷村（村社は八幡宮）の下加茂社（図5-2）は山麓部に連坦する舞谷・馬場・加茂（高島）・鳥倉・西の5カ村の宮として祭祀され、「……此下加茂社祭祀ノ節ハ郷内五ヶ村神輿渡御」（神社明細帳）が行われた。さて、川人山三社権現開闢由来¹²⁾によれば、五位庄の「五十三ヶ村ヲ十二郷ニわけ、郷大将十二人御付被為成候」（享保九年越州川人山三社記には「置主使十二人」とある）、そして「宮様より右十二人ノ者共ニ祭祀五十三ヶ村より入用取立千百くわんと申まつり……」をとりしきらせたとある。この「千百くわん祭」は近世においてもとり行われ、惣社の浅井神社は知識米と称して御供料米を取り立てていたことから、この伝承は事実とそう大きく違っていないものと考えられる。だとすれば、中世の五位庄では4～5カ村からなる10余の下部単位がおかれたことになる。庄官十二人のうちの一人は鳥倉村に在ったと伝えられるところから、前記の5カ村もそうした下部単位をなしたと考えられる。そして、庄園体制の崩壊後においても、こうした地域単位（おそらく、その地域形成過程においては前記の庄官たちが重要な役割を果たしたであろう）が下加茂社を中心とする祭祀行事に組み込まれて残され、それが近世へと継承されたのが前述の神輿渡御の行事であったと考えられる。なお、舞谷には親王塚・城が平山・観音堂跡・鍛冶屋町などの小字名が残され、また5カ村とも、山麓下位面にある耕地は五位庄用水により灌漑されたことを付け加えておこう。



図5-2 小地域祭祀集団

- | | | | |
|-------|--------|---------|-------|
| 1. 嶋崎 | 2. 答野出 | 3. 上八ヶ新 | 4. 細池 |
| 5. 岩坪 | 6. 答野嶋 | 7. 頭川 | |

月野谷村（図5-2）の見多気神社（祭神は安閑天皇＝蔵王権現と小彦名命）は、国吉組（近世郷と一致）の惣社を唱え（神社明細帳）、近世においては「毎年八月七日祭礼之砌湯の花為入用銭」を答野嶋・嶋崎・高辻・月野谷・五十辺・八口・手洗野の7カ村に割符し、「……社殿修覆雑用等ハ右湯ノ花銭ニ割符仕立村」¹³⁾より出された。なぜ、この惣は一部の村々により維持運営されたのだろうか。まず、その社地が7カ村の共有山の一角にあったことから、山の入会関係がその基底にあつたことは確かである。山麓の村々は「……蔵人藤原国義当地ニ下向アリ、荒地ヲ開墾シ田畝ヲ整備シ水路ヲ開設シテ村邑ノ基ヲ開ク」（神社明細帳・傍点筆者注）とあるように古くから拓かれたところで、前記7カ村のうち嶋崎・答野嶋を除く5カ村は国吉用水に属する。なお、頭川・岩坪は別水利で、細池・嶋崎・答野嶋は両水利とかかわる（以上の村は元和五年の利波郡家高新帳¹⁴⁾にみえる）。

このほか、佐賀野は、近世初頭に宿駅として在ったが、農業的には不安定なところで、元和5年の「新帳」からは洩れており、笹八口は寛永～正保年間にでき、答野出

と上八ヶ新は寛文年間の佐賀野用水の開さくによる新村である。ということは、見多気神社の祭祀集団は国吉用水懸りの古い村々を主体に構成され、他水利や後発の新村は除外されていたことになる。嶋崎・答野嶋については疑問が残るが、この祭祀集団も舞谷他4カ村と同様に、近世以前に山の入会関係と水利の共同を踏まえて成立し、その連帯を近世へと継続させたものの、後から成立した村々を抱摂するまでには至らなかったと理解される。

寛文年間、山田野台地に新田用水を開さくして拓かれた藩直営の山田新田の細木新村には、「五ヶ村の宮」または「細木堂」(図5-3)と通称される神明社がある。「山田新田由来」¹⁵⁾によれば、同宮は「細木峠ト申所を惣宮地ニ残シ置宮ヲ建、山田新田開発被仰付候節御納戸銀ヲ以御宮并社地ニハ役棧敷仕立、御祭祀縮方トシテ御割場与御足輕被遣候……」と、新田開発にともなって藩の肝入りで新田一帯の惣宮として創建されたものである。同宮の5カ村というのは、「猶以村数五ヶ所か六ヶ所ニいたし、家ハ其村領之内ちりちりに見図為立可申候」と寛文13年の条にいう開発当初の新村(実際は細木新・大窪新・大塚新・縄蔵新・赤坂新・天池新の6カ村)¹⁶⁾を指し、その後国広・西山田を加えた8カ村により祭祀され、同宮の「五カ村の祭り」には広く山田新田の村々(水利や山の入会で共同する)からも人が加わり、おのずと惣宮としての地位を占めるに至った。

こうした開発に伴うケースとして、金屋本江村の白山比咩能神社(主神は菊理媛命)がある。「往古・本村並ニ近郷数ヶ村ノ氏神トナリシ由、中古毎村ニ氏神の鎮齊シシヨリ本社ヲ総社ト唱ヒテ今衆庶婦依セル社ナリ」(神社明細帳)と、村々に産土神信仰が普及する以前は、同社がその近郷一円の総氏神的地位にあったことを伝えている。砺波地方には白山社の分布は少なく、ことに開発の新しい扇状地には神明社が圧倒的に多くて、白山社はあまりみかけられないのだが、金屋本江に隣接する内御堂・野寺・西中にも白山社があることは、ある程度この社伝の真実性を裏付けているのではあるまいか。また、延宝年間(1673-1681年)に金屋本江村の佐次郎兵衛により拓かれた金屋本江新の氏神は、白山比咩能神社より分祠された。これらのことは、近世村落の自立後も、従前のつながりが古村や親村の氏神への尊崇を持続せしめたことを物語る。

庄川の乱流の河跡が残されて、開発のおくれた扇頂部に立地する古上野村(図5-1)の五ヶ堂神社も、二万石用水岩屋口に属する五ヶ・古上野・高儀新・庄新・筏の五カ村の総社とされている(庄新は宝暦年間に離脱……ただし、その尊崇には変わりがない……神社明細帳)。古上野と五ヶ(明ヶとあるのは間違いだろう)は「元和五

年利波郡家高ノ新帳」に記載された比較的古い村だが、筏は寛永11年（1634）～正保3年（1646）の間、高儀新は正保～明暦年間に、庄新は延宝～天保年間にできた新村であることから、ここでも、古村や親村の氏神への連帯が残されたのではないだろうか。

ともあれ、開発が中世後半から近世にかけて進んだ扇状地には、開発の共同、村々の本末関係あるいは水利の共同を絆とした、換言すれば、農業的・農民的なつながりを基盤とした祭祀の連帯が近世を通じて持続された点は注目される。

以上のように、開拓の古い山麓地域の小祭祀連合は、中世的な郷内の小地域結合を近世に継承したという性格をもつものに対し、開拓の新しい扇状地や台地では、中世末から近世にかけての開発や新村の成立と深く関係している。そこに、両者の祭祀集団としての性格の相違が予想されるが、今のところ、それを明らかにする資料を欠く。

3 機能神の祭祀圏

3.1 ^{ふかんどう}不吹堂

砺波平野南部（南砺）の庄川町から城端町にかけての山麓一帯では、春の3～4月頃に局地的強風、いわゆるフェーン風が吹くことが多く、時には風速20メートルを越すこともあり、古来、南砺山麓の人々はこの突然の強風に苦しめられてきた¹⁷⁾。井波町周辺の記象に残る大災害をざっと拾いあげても、宝暦9年（1758）の井波大火（北田・井波・山見・松嶋の各地区が全焼）、同12年2月大風、4月大火、寛政2年（1790）、同7年、文化11年（1814）、そして明治12年、同43年の細野・井口の大火と枚挙にいとまがない。そこで古くより、この地域の村々では、五穀豊穰・安全を祈って、この大嵐を鎮めんがために、不吹堂と呼ばれる風神堂や^{しなとべ}級長戸辺神社（祭神は志那都比古命・志那都比売命）を建てることが行われてきた。これまでに13の不吹堂が確認されている。これらの不吹堂には一村だけのものもあるが、数カ村によって共同祭祀されるものが多い。

文政5年（1822）、井口地方は冷害・旱害と秋の台風により大凶作であった。そこで、井口郷の東西原・川上中・^{じゃぼみ}蛇喰・井口・宮後・池尻・久保・田屋、山見郷の江見・安清・森清・三清・雨潜の13カ村が寄り合い、相談の結果、風除けと雨乞いのため、翌6年に天摩山の頂に祠を建て、不動明王を祭った¹⁸⁾。これが川上中の不吹堂である（図5-3）。これらの村々は、赤祖父川の水郷に属する。その中核をなした赤祖父郷の村々

は広大な郷中入会山を共有し¹⁹⁾、村々の連帯の絆が非常に強い地域であったが、郷中の池田・石田の両村がこの祭祀集団より抜けている。それは、この両村が赤祖父水郷に属さなかったためと考えられる。というのも、その後三清・雨潜の両村がこの不吹堂の祭祀集団より脱落していったのも、近代に入って両村が山見八ヶ口用水より引水するようになって、赤祖父川より取水する必要が乏しくなった。すなわち、こうした祭祀組織からの離脱は実質的には赤祖父水郷から脱け出したことに起因するからである。こうした事実から、この祭祀集団が「郷」範域を基盤にしながらも、水利の連帯を主要な契機とし、山郷の連帯により強化された集団であることがわかり、この不吹堂が風神と水神という両面の性格をもつことが首肯される。こうした祭祀集団の中核をなした赤祖父水郷の村々が単に機能的・一面的な絆によって結ばれた集団としてだけでなく、より統合的性格をもつ集団として、井波・城端という大きな町にはさまれながら、近世はもちろん、明治前期のめまぐるしい行政区画変遷過程（2004年に、金屋以外は南砺市に編入）を経て現在に至るまで、その行政的・経済的・社会的一体性を堅持した一因として、こうした共同祭祀も重要な役割を果たしたであろう。

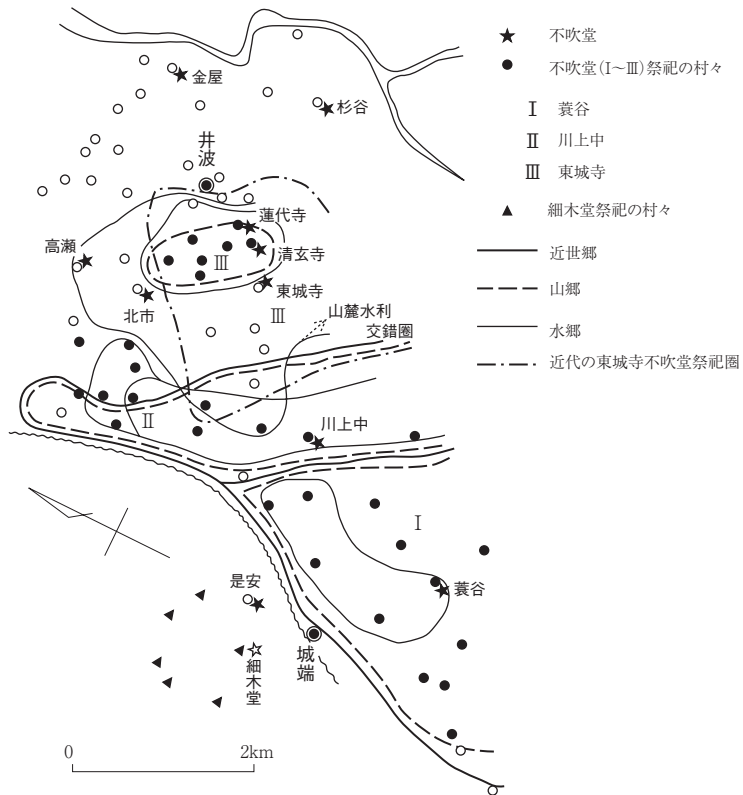


図5-3 砺波地方南部の不吹堂祭祀圏

城端西南部，蓑谷の慈雲神社（図5-3）は蓑谷・細野・西明・正谷・大鋸屋・新泉沢・理休・林道・北野三ヶ（長楽寺・次郎丸・吉松）の9カ村により祭祀され（神社明細帳），その領域は能美郷と一致する。さて，山林に関しては，北野三ヶ・西明・細野・蓑谷の入会山をはじめ，村落間で複雑な入会関係があって，近世初頭（天正17年に蓑谷と北野）以来，しばしば山論が繰り返されてきたが，こうした村々の入会関係の紛争は，前田氏入封（天正13年）とともに，中世においては郷中入会山であった山林に対して，札山銭が課徴されるようになり，郷中入会山が村々または一村に分割・帰属せしめられたことに起因すると考えられる。前記の天正年間以来の北野・蓑谷両村の係争に対して，寛文9年（1669），十村の命により，林道村他10カ村の肝煎が仲裁に入って両村を和解させた²⁰⁾。この11カ村は能美郷内の村々であり，そこにはかつての郷的連帯が存続していたことがうかがえる。水利面でも池川筋の北野・蓑谷・理休をはじめ，村々の水利関係は交錯していた。したがって，郷的領域を背景に“山”と“水”の関係を交錯させた村々の精神的紐帯の上に前述の慈雲神社が成立していたといえよう。

井波の西方，東城寺の奥の七村山の不吹堂は，蓮代寺・清玄寺・戸板・五領・今里・谷・川原崎の7カ村によって祭られている（図5-3）。この不吹堂の由来は不明であるが，近世初頭にはこれら7カ村は西大谷川の水郷（山見村も属する）を形成し，また七村山と称する広大な入会山を共有していた。したがって，これらの村々は，水と山の連帯を基盤とした集団といえよう。現在では祭祀集団は拡大され，南山見地区の村々に地区外の久保・池田・山見の3集落を加えて，毎年6月18日に「カザボシ」祭りが行われている。この拡大された領域は水利関係圏（図5-3に示したように，山麓小河川水利で7カ村と複雑に結びついている）と行政区画にはほぼ重なる。なお，明治初年にかつて清玄寺村にあった不吹堂を再興したのもこの拡大された領域の村々（久保を除く）であった。

風神の祭祀集団が行政区画に拡大再編されるという変化がより明確にあらわれるのは，城端の南方，是安の級長戸辺神社（図5-3）である。社伝によると「延宝三年八月本神社ヲ創建セリ其後元禄十五年迄信徒村数百八十餘村毎年三組総代出張祭典執行天明二年六月本殿再建明治三年迄六組より（信徒戸数一万戸）組総代明治六年迄区総代出張祭典及營繕一切事務取扱ニ従事セリ……」といわれる。また一説には，野尻村の十村，六郎左衛門が大西村伊藤喜伝次・三清村武部与次兵衛の両十村らと相談のうえ，寛文2年（1622）に強風地帯30カ村の鎮守として創建したともいわれるが²¹⁾，喜伝次は18世紀中頃の人物，与次兵衛が山田組肝煎を務めたのは寛文12年～延宝3年

であり、寛文2年頃の山田組十村は井波村加兵衛である。したがって、時間的に三者が同席することは考えられない。両説を勘案すれば、17世紀後半に山田野周辺の村々の守護神として創設され、その後その信仰圏が3組（おそらく山田組・井口組・太美組・山見組のうち）、さらに南砺一帯の6組へと拡大されたものと解釈される。ともあれ、この神社の場合、行政区画をベースにした十村主導になる祭祀集団を形成し、しかもその範囲は他の不吹堂の祭祀圏をも抱摂する「惣」風神の性格をもった点が注目される。

金屋岩里村の不吹堂はその祭祀範囲は判然とはしないが、かなりの広い範囲を基盤としたと考えられる。文政12年（1829）の地方文書に「近年打続大嵐御座候而、立毛作難仕、近郷之百姓中甚迷惑至極仕候ニ付、不吹堂相建申渡奉存、風下村々註示談納得之上……御祈祷人用並地平平均人足賃等夫々割符仕候処……」²²⁾（傍点筆者注）とあり、金屋岩黒村・井波町・北川村の役人たちが割符分を負担しないという高瀬村の説得方を十村に願ひ出ていることがわかる。図5-3をみればわかるように、この4カ村を含む範囲はかなり広く、十村組（山見組）あるいは近世郷（山見郷と高瀬郷）の領域に広がるものであったことが想定される。

これらの他に、庄川東岸には、二ツ屋村他9カ村の不吹堂があるが、これは明らかに庄下郷の川東の村々の連合である。高瀬村・北市村・蓮代寺・杉谷の各村にも不吹堂がある。

以上のように、この地域の不吹堂の基本的性格は、まずなによりも風害を恐れ、五穀豊穡を祈願する農民たちの信仰の対象である風神を祀る施設であったということにある。だからこそ、この祭祀集団は水利集団や山の入会集団と重なり、また単に風神としてのみならず、水神としての性格をも合わせ持ったわけでもある。時に、そうした地域には強固な地縁的集団が形成され、しばしばその範囲は近世郷域と整合した（七村山・川上中・箕谷・二ツ屋他9カ村の各不吹堂）。改めて、われわれはこの地域における近世郷の「地域」としての有意性に注目しなければなるまい。この地域は直接的にあらわれる地域というよりも、歴史的基盤として、他の諸事象を介して顕現する地域であるといえようか。いま一点は、近世の中頃から十村らの指導により、郷域よりも拡大された行政区画としての組を基盤とする風神があらわれ（是安の級長戸辺神社、金屋の不吹堂）、風神祭祀集団が拡大・再編されたことである。

3.2 水神と山神

古来、人々は水を治めるために力を合わせてきたが、しばしば大旱魃によって一瞬

にしてそうした努力も水泡に帰した。そこで、人々は水神を祭り、水霊を鎮め、守護を祈願した。そうした水神社はこの地域にも数多くみられる。とりわけ河川沿いや合流点の上・下流域に多い。そうした水神社には、水系地域、また水利連合の村々により祭祀される神社も多い。例えば、庄川流域²³⁾では、庄川が平坦部へと出かかる東岸部の庄金剛寺村にある元雄神社（後に弁財天を合祀したことから、俗に弁財天）は庄川より取水する諸用水の総守護神として古くより崇められており、前者の例といえよう。文政12年に庄川西岸の金屋岩黒村に再建された（寛政年間中までであったのが流出したと記録されている）野尻岩屋口用水の守護神としての井堰神社や、東岸の三合村にある三合新用水の守護神としての宇賀社などは後者の事例である。

村々入会山の守護神を祭る事例としては、福光町西部の山地の字峰山に鎮座する春日社がある（字葉山の火宮社がそうであるともいわれる）。同社は西勝寺・松本・遊部・川合田・定龍寺・八幡の6カ村入会山の守護神として祭祀されている。山の神や火の神を祭る神社をざっと探せば、吉江中（大山津見命）、沖・西明（火結神）、臼中村・千福（武甕槌命）、和泉・砂子谷・香城寺（木花開取姫命）など、山麓部や山間の村々に見い出される（入会山をもたない扇状地の村々にはあまりみられない）。こうした地域では、入会関係を通しての氏神連帯がかつて存したと思われるが、当地方では郷中入会山や村々入会山の多くが、近世前期に解体して行ったため、こうした連帯も早くに薄れてしまったようで、近世における実態を掴めない。

むすび

近世の砺波地方におけるムラの領域をこえて広い範囲を祭祀圏とする神社・祠について、その祭祀集団の領域、性格、地域性などについて考察した結果、次のようにいえる。

近世におけるマチの中心機能の発達は、マチの惣社の地位を高め、その祭祀圏を広域化させた、しかし、その祭祀圏は必ずしも明確にあらわれるという性格のものではなかった。それに対して、ムラムラ連帯の地域祭祀圏や風神・水神といった機能神の祭祀圏はすぐれて農民的・農業的連帯に基づいた明瞭な地域としての性格をもった。ことに、開発の古い地域のそれは、歴史的領域としての郷（近世郷……中世の郷・庄との連続性はかなり高い）を踏まえた領域をとるケースが目立った。その意味では、そうした広域祭祀圏は歴史的領域を反映するともいえよう。また近世郷という観点か

らみた場合、こうした砺波地方の近世郷は、単なる形式地域や歴史的領域にとどまるものではなく、用水の確保や災害の回避・防止といった具体的な要請を具現するための空間的連帯の一つの重要な基盤として近世においても機能していたともいえよう。ただし、近世後半になると、十村の主導による「組」を基盤とした祭祀集団があらわれるなど、近世郷は相対的にその実態を失っていったことも指摘しておかねばならない。

以上述べてきたように、近世砺波地方にみられた機能的にも多様で、領域的にも広狭がさまざまな広域祭祀圏は、時に歴史的領域や開発の新旧といった歴史的経緯を反映し、あるいは相互に範域のずれを見せながらも、重層的・階層的な空間構造を示した。

残された問題として、広域祭祀圏の内部構造、ことにマチの惣社の祭祀実態、風神・水神以外の機能神の実態とその圏域、さらにはムラ氏神と広域神との関係や、寺と神社の関係などの検討を加えることによって研究のいっそうの深化を図る必要がある。

注

- 1) 吉井良晃(1935)『神社制度史の研究』, 雄山閣, 1-17。
- 2) 惣社は、古くは一国の一ノ宮を指したが、郡・郷などの地域の最首位の神社をも指すようになった。ここでは広い意味で使う。マチの惣社という時は、マチに立地する惣社の意味である。佐伯有義(1907)『神祇全書』, 第2輯, 皇典講究所, 参照。
- 3) 山中寿夫(1963)幕藩体制下における真宗寺院と安芸門徒, 小倉豊文編『地域社会と宗教の史的研究』所収, 柳原書店, 127-156。
- 4) 宇佐八幡宮蔵「宇佐八幡宮記録」。
- 5) 金田章裕(1970)砺波平野における中世開発と表土との関連についての若干の考察, 人文地理, 22-4, 48-65。
- 6) 福光町史編纂委員会(1971)『福光町史』(上), 福光町, 193-205。
- 7) 注6, 276-277。
- 8) 第6章参照。
- 9) 富山県(1942)『神社明細帳』。以下の引用は、文中で神社明細帳とする。
- 10) 明治神社誌料編纂所(1912)『明治神社誌料』(中), 明治神社誌料編纂所, 54頁。
- 11) 小矢部市史編集委員会(1971)『小矢部市史』(上), 小矢部市, 813頁。
- 12) 福岡町史編纂委員会(1969)『福岡町史』, 福岡町役場, 1283-1284。
- 13) 京谷準一(1965)『国吉小史』, 国吉小史刊行委員会, 656頁。
- 14) 高島幸吉(1932)『砺波町村資料』, 砺波町林資料刊行会, 1-18。
- 15) 福光図書館蔵。
- 16) 坂井誠一(1964)『山田新田用水史』, 山田新田用水土地改良区, 68頁。
- 17) 井波町史編纂委員会(1970)『井波町史』(上), 井波町役場, 13-26。

- 18) 井口村郷土史研究同志会（1974）『井口村伝説史話』，74-75。
- 19) 郷中山割定書并山割帳，院瀬見村区長文書（院瀬見村区長蔵）。
- 20) 城端町史編纂委員会（1959）『城端町史』，城端町役場，439-464。
- 21) 注17，14-15。
- 22) 井波町史編纂委員会（1970）『井波町史』下巻，井波町役場，429-430。
- 23) 庄川合口用水史編纂委員会（1967）『庄川合口用水史』，庄川合口用水史刊行会。

第6章 マチ・ムラ地域の展開と村落社会——近世——

はじめに

近年、矢守(1970)¹⁾や西村睦男編(1968)²⁾らによって近世地域の構造論的研究が進められてきた。矢守は、藩領をもって近世地域の完結的地域とみなし、主として政治支配体制に焦点を絞ってその結節的地域構造にアプローチしている。後者では毛利藩領がとりあげられ、山澄、大脇、小森、木村、武藤、西村らにより、知行構造、農業地域、市町、中心集落などについての意欲的分析が試みられている。また、歴史的地域の構造的な研究を主張してきた水津³⁾は、クリスタラー・モデルをもとに、外国の諸事例とわが国の事情を勘案して正方形モデルを提唱し、それが砺波地方にもあてはまることを主張した。

矢守がいうように、近世における完結的地域としては、まず藩領域をあげねばならないが、郡レベルにおいても“ある種のまとまりある地域”が構成される場合もありうる(注1の43頁)。

ここでとりあげようとする砺波地方は、加賀藩領の東部にあって、三方を山に囲まれ、北部は高岡町・射水郡へと開けた一つのまとまりある地域である。この“まとまり”のうちには、狭義の砺波郡2町700カ村のほか、城端町・井波のヒンターランドとしてこの地域への原料・労働力の供給地であった五箇山(行政上は、別格的にだが、砺波郡に入る)、高次中心としての高岡町、水利や商品の生産・流通面で関係の深い射水郡の北西部地域などを含めねばならない。しかし、資料統一の欠如というマイナス面を考慮して、上記の諸側面についてはそのつど視野に入れることにして、一応、五箇山地方を除いた旧砺波郡をもって本章の対象地域とする。

本論では、近世地域形成の二つの主体、マチとムラ⁴⁾が商品経済を媒介としてどのように関係し合いながら地域を構造化していったかについて考察する。時代的には前期と後期に分け、できるだけ具体的な砺波地方の全体像にアプローチする。もちろん、今一つの地域形成力としての領主支配の局面にもしっかりと目配せしながら論じることにはしたい。

1 同質的地域区分

地形的（図6-1）には砺波地方を、①旧三角州と小矢部川・庄川の沿岸沖積地、②扇状地（微高地，河川跡，それ以外の地域に細区分）、③旧扇状地（隆起扇状地）と低位段丘（水の便に恵まれた下部と水の便の悪い上部に細区分）、④中位・高位段丘、⑤山地に大区分される。砺波地方の開発の歴史は古代に溯り，中世末から近世初頭においては，隆起扇状地，低位段丘の下部，山地部，扇状地上の微高地の一部などは既に開発を完了していた⁵⁾（既開地＝図6-1のA地域）。近世においては，むしろこれらの地域では川崩や山崩により減歩になった地域（庄川沿岸部，小矢部川沿岸部，山

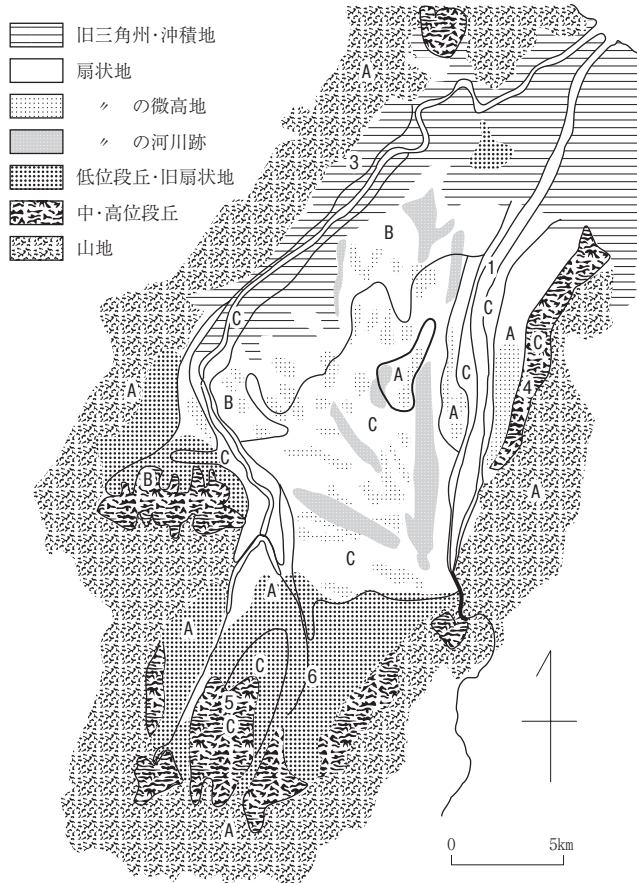


図6-1 自然地域と同質地域区分

A. 既開地 B. 準既開地 C. 新開地

1. 庄川 2. 小矢部川 3. 五位庄用水灌漑域 4. 芹谷野台地 5. 山田野台地 6. 山田川

地部)がみられる。ついで、扇端部とそれに続く旧三角州はおおむね拓かれていた(準既開地=B地域)。それに対して、開拓が遅れたのは扇状地、沿岸低湿地、低位段丘上部、中位・高位段丘であった(新開地=C地域)。なかでも、扇状地の旧河川跡、山田野台地、芹谷野台地は大幅に開拓が遅れたので、新村地帯として他より区別される(C₂地域とする。残余がC₁地域となる)。

自然的地域と開発の新旧より区分したA、B、Cの地域の同質的地域としての有意性を検討しておこう。土地生産力の指標として明暦2年(1656)の免=税率⁶⁾をみると、ほぼA地域は5ツ以上、B地域は4~5ツ未満、C₁地域は3~4ツ未満、C₂地域は3ツ未満となり、開拓の古い地域ほど免が高いという傾向を示す。その後、免の上昇した地域は主としてC地域であり、A・B地域では今石動~福岡間、津沢周辺の小矢部川沿岸村に多くみられる。

次に、農業基盤としての水利パターン⁷⁾と林野の有無との関連はどうか。A地域は、主として水の充足度の低い山間の沢水、小河川、小矢部川本流より取水し、閉鎖的性格の強い小用水地域である。ただし、庄川西岸のA地域は庄川系大用水地域に入り、小矢部川下流左岸の五位庄用水地域は17世紀後半に大改修されて庄川系大用水地域に近い性格をもつので、この両地域は除く。C地域は、近世に入ってからの大規模治水工事(17世紀中頃の柳瀬普請、寛文10年よりの松川除の築堤工事など)や用水開さく・整備により開拓が著しく進捗した地域で、庄川系大用水地域と台地上の用水地域とに区分される。前者は水の充足度が高く、開放的性格をもつ。後者(芹谷野用水、山田新用水の各灌漑域)は水の充足度において前者より劣る。なお、庄川沿岸の“芥川”^{こみかわ}と称される自然排水路を利用した地域はA地域の水利パターンに近いので、これを除く。B地域は、①前期には庄川系用水の落水や湧水を利用したが、後期には庄川系用水に組み入れられた扇端部と旧三角州の一部、②もっぱら落水と湧水に依存した①に続く地域、③小矢部川から取水する地域よりなる。全体的には、B地域はA地域とC地域の間形態をとるが、どちらかといえば、①はC地域に近い性格をもつに至り、②と③はA地域に近い水利機構をもった。

山林を有したのは(注6に「山役」ありの村々)庄川沿岸と扇状地部分を除いたA地域のみで、平地部のB・C地域や新開地は、請山による以外は、山林の利用から疎外されていた。ただし、B・C地域にも“野”があったのだが、開拓が急速に進むにつれて、それは早くに失われてしまった。この草肥源としての山林の有無はムラムラの金肥への依存度を左右する重要な原因となる。

以上より、若干の例外は存在したが、A・B・C(C₁、C₂)の3地域区分は自然

的にも、開発の新旧や生産力の面においても、また水利や林野といった農業的基盤においても共通するところの多い同質的地域区分として、十分に有意性をもつといえよう。ゆえに、この地域区分はマチの成立基盤としてのムラムラの性格やその変容を考察するうえでの重要な指標となろう。

2 マチの成立と商品の生産・流通構造

2.1 マチの成立

図6-2によれば、中世の市場町・門前町・城館集落・宿駅町といったマチ的機能を備えた集落は主としてA地域に立地している。これらのマチは中世郷域（山田郷の山田之市など）、庄園（高瀬庄の市屋形など）、土豪支配領域（木舟など）などを市場圏としたと考えられる。そして、その存立は必ずしも同時的でないことを考慮しても、その近接性は明らかなることからして（例えば、中世末の城端と井波の間には、少なくとも井口之市と山田之市が共存した）、その市場圏は狭小だったと考えねばならない。

前田氏は入国当初、楽市楽座の制を採り、市場を保護するとともに、積極的に新設さえした（篠河、立野、北野など）。しかし、領国経営が進むにつれ、領国内の広範な諸物資の流通、膨大な貢租の収納と輸送、人的交通などの諸機構の抜本的な拡充整備が必要となり、その拠点となるべき強力なる中心の確立が痛感されるに至った。しかし、小地域を市場圏とし、そのうねムラ的な面影を多分に残した中世的マチ機構は領主側のこうした要望に応えるだけの力をとって持ち合わせていなかった。そこで、藩は弱小な中世的マチを有力なマチに吸収せしめるという統廃合政策（天正元年に井口、山田の両市を、慶長9年には北野の市を城端に吸収）、ならびに砺波郡では今石動と城端のみを町方とし、他はすべて村方とするという商工と農の分離政策をとった。ただし、宿立て・町立てという名目で少数の有力なマチにおける営業を認め、年貢収納、交通、農民への生産・生活用品の供給にあたらしめた（図6-2参照）。この際、ようやく開拓が一段落してきた扇状地にも、杉木新（慶安2年-1649）、福野（慶安3年）、津沢（万治3年-1660）の諸マチが新設された。これは、新開地の充実に背景とした近世的な地域形成の胎動として注目される。だが、杉木新の六斎市が「戸出・中田・柳瀬の市日に指合不申候御事」⁸⁾と、先発のマチの市日を避け、補完的な市日を設定⁹⁾していることからわかるように、これらのマチは先発の諸マチに対し補完的な役割を課されていた。

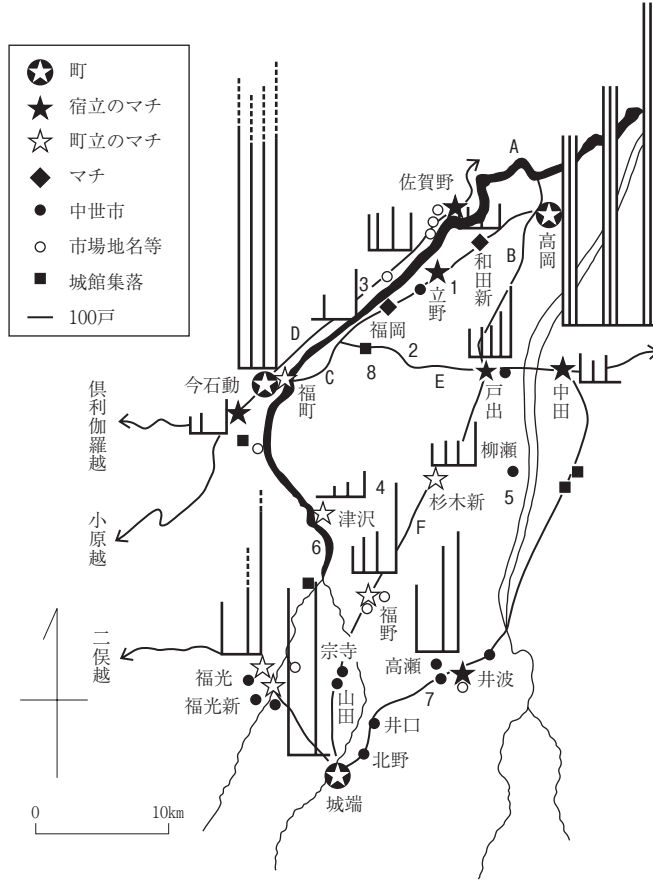


図6-2 中世マチ・近世マチの分布

1. 中保 2. 小伊勢領 3. 土屋 4. 鷹栖 5. 太田 6. 鴨島 7. 院瀬見 8. 開発
 A. 小矢部川水運 B. 千保川水運 C. 北陸道 D. 氷見往来 E. 戸出往来 F. 上使往来
 (注) 各マチの棒グラフは藩政期(横軸)におけるおよその人口推移を示している(なお、今石動の点線は福町、福光の点線は福光新の人口)

2.2 商品の生産・流通構造

商品(商品作物も含む)の生産・流通構造の分析をとおして、マチを中心とした地域形成を考える。

おがせ 苧紬・苧布織の普及 苧布は^{からむし}苧を原料とした麻布で、古くより砺波地方南部(南砺)の特産物として知られてきた。近世には、この苧布生産は最も一般的なムラ稼業として砺波一円に普及していた。前期における流通の中心は高岡・今石動・城端などの町方であり、18世紀初頭におけるその布取扱量は12万疋にも達した。ただし、明暦2年(1656)の御印に記された“布役”は、戸出の5,468疋、井波の5,630疋に対し、今石動は1,360疋と少なかったことから判断すれば、17世紀後半から三つの町方の布

扱ひ量が急速に伸びたものとみられる。それは、これらの中心地が布判押しを背景にした特権を握って苧布の流通を中心として発展したことを反映している。しかし、そうした町方の中心性を支えた布判押しが乱れるにつれてその布取扱量は減少し、かわって戸出・井波、ついで福光が発達してくる。これらのマチは、いずれも苧糸―布織―布晒という一連の生産過程を周辺に擁した生産地型中心であった。なかでも、布晒地帯¹⁰⁾を近くにひかえた戸出がまず大きく伸び、布判押の特権も手にした。布判押しは天明元年（1781）再編されたが、この頃から近江・越前などの他国商人が入り込み、在町商人や在村商人と結びついて糸糸の直買を盛んに行うようになり、糸不足で砺波地方の布生産量は4万疋（文政4年）に落ち込んだ。後掲の図6-6には、戸出や中田の周辺の村々に多数の苧買、糸仲買人、布仲人などをみかけるが、彼らは在町商人と手を結び、あるいは直接他国商人と取引することにより、ムラムラをより直接的に全国経済と結びつけるという役割を果たした。

東方の山田野台地縁辺の湧水帯に布晒場、西方の山麓一帯に布織地をひかえた福光は、寛政年間より徐々に生産量を伸ばし、その取扱量も文政初年（1820年頃）には2.7万疋に、天保14年（1843）には6.6万疋に達し、苧布・苧糸の大集散地として発達した。18世紀初頭には今石動や戸出の傘下にあった福光が、それらを抑えて発達した要因としては、戸出の大商人芳太郎が一手縮を願ひ出、「近年江菟（州）八幡辺并越前岩本辺より身元宜商人越中筋に罷越、町在名借を以布仕入方仕買取……」¹¹⁾と述べ、産物方役所も「他国之者猥に入込、少々之前銀等を以て下々と馴染」と警告しているように、他国商人と直取引を行うことにより有利な立場に立ったこと¹²⁾、ならびに苧糸の移出もおこなった点があげられる¹³⁾。こうした福光布業の発展の担手だった布商の多くは、「自分家内之者等手織之細美布等壺、式疋程宛背負」って売り歩いたり、「…五疋拾疋宛相晒シ小売至来」といった零細な生産者、あるいは在所仲買人や諸国商人より注文を請け仲買する者など、総じて小前の零細経営者であった。その下に“苧うみ”や布機の賃稼ぎをおこなうマチの細民や農村の婦女子がいた。ムラムラにとって、「村方年分第一の稼に御座候」（文政2年）、とあるようにそれらの賃仕事は重要な収入源であった。

布業の小中心だった杉木新でも、布屋五右衛門は、周辺農村の婦女子に紡がせた苧糸を福光・津沢方面の布織地帯に賃織に出して製品化し、それを大坂・江州・越後方面へ売り捌いた¹⁴⁾。杉木新は、布商が商業資本の段階にとどまった点では福光や戸出と変わらないが、マチ内部や周辺農村に布織技術を欠いた点でそれらより劣る。このことは、低次生産中心地における高度技術の欠如、村落部における商品経済との係り

方の地域差として注目される。

菅草・菅笠 17世紀後半には加賀笠と称して全国的名声を博した金沢産の菅笠は重要な移出品目であった¹⁵⁾。藩でも原料の菅草増産のために、寛文10年(1670)には菅苗を130余カ村に配布した。元禄年間の「農隙所作村々寄帳」によれば、栗カ崎村など金沢周辺の諸村では婦女子の手で盛んに菅笠造りが行われ、堀川笠問屋が諸郡生産の菅笠ともども買い集めて全国的に販売していた。原料の菅草は主として砺波郡の小矢部川沿岸の低湿地(今石動～立野間)より供給された。18世紀後半には、この地域での菅草は相当商品化されていたようである。例えば、土屋村では寛政3年(1791)には75軒が5町5反に菅作していた¹⁶⁾。同10年の総百姓数が79軒であるから、ほとんどの家が菅作を行い、しかも、当時自家用の菅草は40歩もあれば十分確保されたといわれるから全体で1町歩もあれば十分で、残余の4町5反ほどが販売用の菅作であったことになる。天保年間には90カ村ほどが販売用・自家用のための菅作を行い、その総作付面積は85町歩に及んだ。土屋村でも作付面積は寛政年間の2倍になった。そして、需要地に近い宮嶋組の村々ほど商品化が進み(自家用の7.6倍)、逆に遠ざかるにつれて自家用の比率が高まり、最遠の国吉組48カ村では自家用のみに栽培された。

金沢との取引はマチやムラの仲買人などを介して行われていたが、文政初年より金沢問屋は在地の菅荷廻人を置き、菅草流通の統一をはかった。しかし、菅荷廻人が種々の不正を行ったので、生産地31カ村は天保2年(1831)に彼らのみずからの選択・監督下に置くことにし、さらに天保14年にはこれを廃して金沢問屋との取引一切を村役人に取り仕切らせた。ここに、村々は行政区画の枠(3組にわたった)をこえて、生産者連合とも呼ぶべき組織をつくり、みずから金沢問産と取引するというまったく新しい流通機構をつくりあげた。

砺波郡では、菅作に伴い、早くから菅笠もマチの細民や貧農層の稼業として生産され、在村商人や高岡・今石動・福町・福岡・立野などのマチ商人の手により堀川笠問屋へ販売されていた。天保9年には、砺波郡は、その移出高が1.5万両と金沢の1.1万両を凌いで、実質上の加賀笠主産地になるまでに成長した。その生産組織を幕末期の福町の職業構成にみると¹⁷⁾、他国行菅笠商(8人、今石動町続)→笠骨商(50人、社内)・笠糸之商人(8人、後谷村出村町端)→笠縫人(27人、社内・古福町)という町内分業が行われていた。笠縫人27人(1人、1日に2蓋でき)に対し笠骨商50人(1人、1日に20蓋分でき)と多いが、これは笠骨商が町内需要のみならず、周辺諸村の笠縫人にも笠骨を供給したためと思われる。また、“頭あて”などの高次部分は在地ではできず、金沢から供給されていた。すなわち、生産・流通の両面において、高次

中心—低次中心—ムラムラの間で多分にヒエラルキーのある多様な分業関係が結ばれていた。

南砺の“カイコ”地域 砺波南部の山麓一帯から五箇山にかけての養蚕地域を控えた南砺地方は、城端の絹業、井波の蚕種業・絹業、福光の生糸業が盛えたところで、“カイコ”（蚕）地域とも呼ぶべき特色を備えている。元禄6年（1693）の城端¹⁸⁾は、絹関係戸数が兼業者も入れて361戸と、総戸数の52.3%を占めるという絹業一色の町であった。その内訳は、糸手間37戸→絹手間100戸→絹商191戸→糸絹仲人・網仕入人23戸→上方上下9戸、というように完全な町内分業が成立していた。生産過程は矢印の方向に進んだが（糸絹仲人は絹手間・糸手間の仕事とも関係した）、「絹懸機糸操屋相定候儀・絹屋方ヨリ案内次第二先々江罷越、賃銀等詮義仕、絹屋中手間無御座候様ニ相動可申御事」¹⁹⁾といった専属的な下請制が各レベルで成立していた。そののみならず、城端絹商自体も京都西陣問屋の支配下にあった。でき布の多くは白布のまま、上方上下によって京都へ直送され、城端では完成品化されなかった。しかも、使用人数5人以下（兼業への従事者も含む）の零細経営が78%を占める状態で、上方上下や絹仕入人を介して京都問屋より前金の便宜や融資を受けてもいた²⁰⁾。

したがって、城端絹業は西陣の景気に左右された。延宝年間には4万疋と称された生産額が寛保2年（1742）には1.5万疋余に落ち込んだのも、その頃の新興機業地勃興による西陣低迷を反映した結果だった。糸手間、絹手間などの賃仕事はマチの細民の賃仕事であったが、おいおいと理休村や野田村にも及んでいたようである。というのは、享保11年（1726）の城端絵図では街区が理休村・野田村の方へと拡がりを見せ、享和2年（1802）には「絹でき高二万七千二百九十七疋、絹屋二百六十五軒、くりこ懸機数二百四軒にて機数二百二十四、くりこ等二百三十、外に川嶋理休分寺内門前百軒余」（「掌海拾遺」、注22の55頁）とあり、文化3年の能美組巨細帳にも野田村の糸賃引が記載されている。

井波では、18世紀中頃よりの蚕種業の不振による不況挽回策として安永・天明期に再興された絹業が、化政期の産業奨励政策によって、旧機業地の城端を抑えて飛躍的に発展した。ちなみに、文政12年（1829）の布生産高は、城端の24,244疋に対し、井波では31,764疋であった。さて、井波と城端の生産構造を比較すれば、生産過程そのものにはそう大きな差異はない。しかし、前述の享和2年の記録によれば城端は、絹屋一軒の平均年産額は100疋ほどで、機数にすれば1.5台分ほどであり、くりこ懸機という下請人も平均1人ほどを抱えるにすぎず、元禄6年（1693）のそれと大差のない零細経営であった。一方、井波²¹⁾は、文化7年に絹商37戸が106台の機を所有し一軒

平均3台弱と城端の約2倍の規模をもち、さらに天保9年には（括弧内は隣接する松島、北川、藤橋の3カ村の分も含めた数字）、絹機屋52軒（66）、機数316台（384、他に懸機37）、糸引人250人（355）、糸操人217（245）と、絹機屋一軒平均6台の機を備え、12人ほどの糸引人・糸操人を擁したことになり、その経営規模は著しく拡大されていた。すなわち、その生産形態は、零細な懸機による下請制的形態を脱却し、絹機屋が多く機を抱えて機女を雇い入れるというマニファクチュア的な性格を帯びていた。

そうした絹業の発展とは対照的に、井波の蚕種業は衰退の道を辿った。すなわち、近世前期においては5～6万枚も生産販売され井波「第一之商売」であった蚕種業は、広く北陸路一帯から中部・関東方面にも販路を拡げ、加賀藩領内においては独占的地位を確立していた。ところが、宝暦9、12年（1759、1762）の両大火で、井波蚕種業は壊滅的打撃を蒙った。その頃より隣郡の八尾商人が台頭し美濃・飛騨方面に進出、また郡内にも福光新町などの新興生産地が伸びてきた。さらに、天明年間より優良な奥州蚕種を帯した他国商人の入り込みが盛んとなり、彼らと組んで奥州蚕種の販売に手を染める在村商人・もぐり商人が出るに及んで²²⁾、井波蚕種業の独占的地位は崩れていった。こうした一連の動きは、全国的な商品経済の発展を背景とする新たな生産流通構造の展開として理解されるわけだが、マチ・ムラ関係の観点からは、その一翼を担って直接に他国商人と結びついていく在村商人の活躍が注目される。

福光の後背の山麓一帯は細布機と並んで養蚕が盛んな地域で、古くから城端絹業にマユ、生糸を供給してきた。宝暦頃より、これら養蚕地帯を背景にして福光に曾代糸^{そだい}が興り²³⁾、化政期に至って3,000～6,000把の生産をみるようになった。その供給先は国内機業地の小松や城端であった。さて、生糸業については、藩は国産絹の保護政策の見地から、原糸の国内供給を重視し、既に正徳6年（1716）に「他国より糸買申者罷越、御領国之糸大方買申由に候間、……他国者に必売不申候様……」²⁴⁾と、他国移出を禁じ津留品目に入れていた。その後、この禁令も弛緩していたが、文化9年に再び「近年猥に他国者に売渡候段相聞、不埒之至に候条、以来他国江糸売出者在之、密々にて相知れ候においては急度相糺曲事可申付候」²⁵⁾と引締めた。また、“淀み糸”と称して、生糸業者は一定量の在庫を義務づけられていた。こうした桎梏をかいくぐって、福光の生糸業者たちは越前・江州方面へ生糸を密移出していた。これには国内機業の不振による生糸需要の減退という原因もあったのだが、良質生糸の確保を目論む小松絹業者たちは津留・淀み糸の藩制を楯にその厳守を求めて種々の圧迫をかけ、両者間に多くの紛争が発生した。結局、福光の総取扱高は嘉永年間に5,000～7,500把

に達した程度で、洩糸もせいぜい1,000～2,000把を出なかった。

こうした福光生糸業の発展の限界には、原料のマユ不足や生産者の零細性も原因したが、国産保護政策とそれを楯にする国内絹業者＝町商人の圧迫も無視しえない。それは、閉鎖的経済制度のもとでの在町産業の発展の限界として理解される。養蚕・糸挽という仕事に従事したのは零細農民やマチの細民たちであった。文政11年、福光にマユを供給していた周辺11カ村が津留解禁を嘆願して、「多福光村江指出、軽キ者共御収納第一之引足ニ相成来申候……飯米并味噌、塩等迄も人々まゆ特附候方より仕送申儀ニ而」²⁶⁾と述べている。最後に、井波や福光とその周辺のマユ飼地域では真綿の生産も盛んであったことを付け加えておこう。

木綿布 近世の越中木綿布業は上方より原綿の供給を仰いだ。その移入綿の「御国随一」の集散地が高岡であった。寛文11年(1671)に締綿市場設置、明和元年(1764)に綿市場の公営化、文政7年に綿専売権の獲得など、高岡は終始一貫して領国内の綿流通の中心をなしてきた²⁷⁾。高岡はまた、木綿生産の中心地でもあった。さて、安永・天明期の殖産政策によってまず新川郡の魚津、東岩瀬、三日市などで白木綿布の生産が興り、ついで射水郡、砺波郡(寛政年間より今石動、福野などに)、能美郡にも普及した。文政年間には新川木綿は百万反に達したといわれる。これら在方で扱われたのは、裏地に使われる白地木綿が多く、その染色加工は主として高岡で行われた(もっとも、後には在方でも染色が行われるようになる)。事実、高岡は上方よりの藍玉移入の中心地でもあり、安政年間には染屋が82軒もあった。すなわち、高岡が原綿・原糸の供給、地方で半製品化、高岡で染色完成品化、という分業体制が成立していた(前述の“カイコ”地域でも、井波の蚕種－福光の生糸－城端・井波・小松の絹業の間にも同様な分業関係が成り立っていた)。

しかし、全国的視野からは、低級品を主体とした加賀木綿の地位は決して高いとはいえなかった。そこで、化政期の殖産政策期に入ると、高岡をはじめ各地において、他国より技術導入を図って製品の高級化、多様化が試みられた。高岡では奥縞(文政元年)、岐阜縞(同12年)などが開発され、砺波郡の福野でも寺嶋屋が美濃方面より技術導入して棧留縞を創り出し、文政12年から一手販売した。やがて寺嶋屋の死により、専売権は杉木新の四日市屋に移り、天保4年には4,560反の生産をみ、領内一円はいうに及ばず、富山・江戸にも売り捌かれていた。ここに、地方木綿布業の自立への歩みを見てとれるのだが、天保8年には専売権は高岡町人の手に渡ってしまっており、その自立化の基盤はまだまだ脆弱なものだったといわねばならない。

小結 流通面では、18世紀中頃から有力在町(苧布の戸出・福光など)が生産地

帯を基盤とし、他国商人と直接結びつくことによって生産地型中心として発達するに及んで、特権的（苧布における高岡・今石動など）・独占的（蚕種業の井波など）流通中心の支配は崩れ、前期の単系列的流通にかわって流通の複系列化が進んだ。その背景をなしたのは、いうまでもなく全国的な商品流通の発達であった。その過程において、ムラムラは在町商人・在村商人を介して、あるいは直接他国商人と結びつくことにより、否応なく全国経済と深く係わるようになった。しかし、農本主義的政策を脱却しえず、国産保護政策に終始した政治体制下におかれた諸産業は、半完製品のまま移出したり（苧紬、白絹）、上方資本の支配下に組み込まれたり（絹業）、低級品を主体としたり（木綿布業）するなど、全国的視野からすればその地位は決して高くはなかった。かかる状態からの脱却の動きが化政期以降に出てくるが、福光生糸業がついに閉鎖的経済政策の桎梏から離脱しえなかったように、決してそれは成功したとはいえない²⁹⁾。

生産面でも、多くの産業は零細資本による家内手工業的段階にとどまり、僅かに幕末に至って井波絹業にそこから止揚される傾向がうかがえたにすぎない。こうした産業構造下における最底辺の賃仕事に従事したのがマチの細民や零細農民たちであった。すなわち、空間的には、①町内分業（絹業、生糸業）、②一般のムラムラは原料供給や低度の加工に従事し、より高度の加工はマチ近隣のごく限られたムラムラで行われるという村落レベルでの地域差、③低次加工は低次中心で、高次加工は高次中心で（木綿布業）、あるいは高次部品は高次中心より供給される（菅笠）といった中心地間の分業関係など、多分にヒエラルキーを帯びた構造をもつ分業関係を基盤とする結節的地域構造が発達した。かかる商品生産の空間的展開が次節で述べる農村の変化を地域的に規定することになる。

3 ムラムラの変化

3.1 ムラムラの変化

前期のムラムラの姿 近世初頭には、土豪・旧名主層・草分け百姓らを主体とした中世的農業経営がまだ色濃く残されていたが、近世領主の支配が浸透し、近世的村落が確立してくる寛永頃（1620年代）からこれら本百姓層の分解が進行し、随所に小農集約経営への転換の動きが出てくる³⁰⁾。こうした傾向は改作法体制³¹⁾が整う17世紀後半にはいっそう顕著になり、ついに元禄6年（1693）の切高仕法³²⁾の制定に至る。

中世的な名主の大規模手作り経営は、①歴史的・政治的状況が隷属的労働力の温存にとっては不利に展開し、下層農民の自立化傾向をもたらしたこと³³⁾、②折からようやく浸透してくる商品経済が農村労働力に流動性を与えるとともに、それに依存的な小農民の発生を促したこと、③積極的な新田開発が自立的小農民の育成に寄与したこと³⁴⁾、④その新田開発が峠をこした段階（ほぼ天和・貞享年間）における増徴・増産政策が土地生産性の向上、すなわち多肥集約経営の方向に向けられたこと³⁵⁾、などによりその経営的・労働力的基盤を失い、小農集約経営へと移行せざるをえなかった。しかし、小農経営が商品経済に依存的に成立する限り、そして大規模経営が地主・小作経営へと移行するというプロセスもとったため、それは新たな農民層分解の始まりでもあった³⁶⁾。こうした農業様式の変化は一様に起ったのではなく、多分に地域性をもって展開した³⁷⁾。特に、商品経済の浸透状況、労働力の存在形態、天然肥料の所在、開発の状況などにおける地域性は無視しえない。

ムラ稼業 前述の「農隙所作村々寄帳」には、砺波郡のムラ稼業として布晒、串柿、杉原紙、白箸、堅炭などがあげられている程度で、ムラムラは原料供給、第1次産品の生産段階にとどまっていたようである。しかし、前節でふれたように、既に前期には苧紮・苧布（砺波一円）、蚕種（井波近隣諸村）、真綿（井波西部の山麓部）、菅笠（小矢部川下流沿岸地域）などの生産が行われていた。その商品化の程度はさておいても、2次、3次レベルの加工が村落部でも行われていたことは確かである。

前期農民層分解の地域性 寛文～延宝年間の砺波地方北部の18カ村の持高構成比の平均と代表的3カ村のそれとを表6-1に示した。平均では、米単作地域における専業自立経営の下限とみなされる20石未満層が3割をこす反面、50石以上の大高持層も2.5割を占めるという過渡的状況を示している。個別村落では、江尻村のように50石以上層が4割に達するような村々（鷹栖、上叢、蓑島、高木）、逆に上川崎村のように20石未満層が5割前後も占めるような村々（矢部、西川原島、中保、安居）とい

表6-1 前期持高構成比（砺波地方北部18カ村）

(%)

村名	戸数	平均持高	～1石	～10石	～20石	～30石	～50石	～100石	100石～
江尻	10	59.5			20.0	10.0	30.0	20.0	20.0
不動島	9	27.9			33.3	22.2	33.3	11.1	
上川崎	17	19.8		17.6	52.9	17.6	5.9	5.9	
総計	352	40.4		4.5	27.3	22.4	20.5	16.5	8.8

(注) 1. 総計は18カ村の数字である。太田は寛文6年、安居・上川崎は延宝7年、鷹栖・不動島・浅地・高木・四日市・下次郎島は寛文10年、上叢・江尻・蓑島・不老子・壺歩式歩・矢部・小伊勢領・西川原島・中保は寛文11年。

2. 平均持高は石数である。

うように、地域差がかなり認められた。次に、平均持高では、持高構成レベルの高い江尻村など5カ村はいずれも50石以上であり、同レベルの低い上川崎村など5カ村は30石未満というように、持高構成のレベルと平均持高との間には高い相関性がある。そこで、延宝4年(1676)の砺波郡全体の平均持高をみると³⁸⁾(図6-3)、山地部と山麓部の村々、開拓が遅れた新開地や荒蕪地を多く抱えた村々のほとんどが30石未満であるのに対して、30石以上の村々は、開発がほぼ完了していた扇状地と、旧扇状地や庄川・小矢部川沿岸地域の一部にみられた。こうした分布状況は、この期における持高構成が村落の側の自然的条件や開発の新旧といった歴史的条件に大きく規定されたことを物語る。そして、案外と、城端・井波・福光・今石動・戸出などのマチに近い地域にも平均持高が高い村々が認められるが、これは商品経済の周辺諸村への浸透がそれほど進んでいなかったことを示しているといえよう。

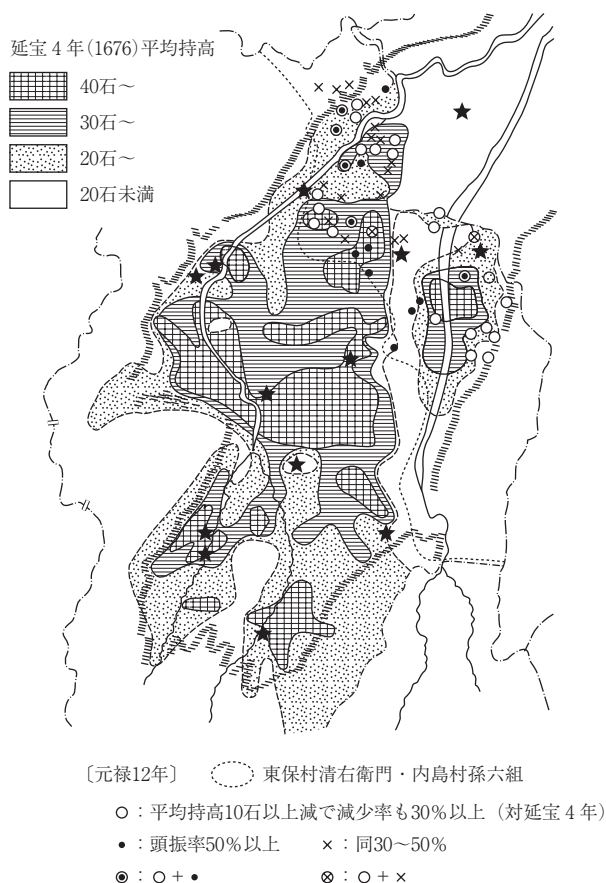


図6-3 前期の平均持高と頭振率

(注) 黒の星印はマチの位置を示す(図6-2参照)。

だが、商品経済がより浸透した元禄頃になると、様相は少し変わってくる。図6-3に、元禄12年の清右衛門組と孫六組の171カ村³⁹⁾のうち、平均持高の減少の著しい村と頭振率（総家数に対する頭振家の割合）30%以上の計52カ村（重複多し）を示したが、川崩れといった自然的要因による減歩地域（庄川、小矢部川沿岸諸村、山地部、および若干性格は異なるが、新開地）を除けば、マチの影響を強く受けていた戸出―福岡―和田新にかけての三角地域に多くなっている。平均持高の激減地域は、頭振の分布状況と比べれば、その分布には自然的要因も作用していることがわかる。

そもそも頭振とは、下人などの隷属民と異なり、一応自立していた無高の階層であり、延宝7年の加賀郡では⁴⁰⁾、頭振の大多数が日用稼、船運、奉公、諸商売などに従事し、請作人として農業に従事したのは5%に満たなかったという。同郡は領内でも先進的地域であったので、砺波郡では請作人の比率がもう少し高かったのではないかと推測される。いずれにしても、商品経済の一端を担うなり、地主・小作経営の最底辺の労働力を構成することにより生計を立てていた彼らの存在はマチ・商品経済との位置関係にある程度規定されていたといえよう。事実、4-2項で後述する城端町の下人・下女や零細町人（彼らの多くは頭振の出身者であったと考えられる）の出身地圏はマチ・ムラ圏とほぼ一致し、しかもマチに近いかまたは商品経済の浸透度の高い村々よりの来町が多かったのである。

3.2 ムラ稼業の拡大

文化3年の能美組巨細帳には組下64カ村の畑作物と稼ぎが詳細に記されている。その一部を図6-4に示した。まず、絹関係では、桑栽培（34カ村）と養蚕（34カ村）が城端方面で広く行われたが、井波周辺には少ない。逆に、糸賃引（6カ村）・絹賃織（4カ村）・縞機屋（4カ村）は井波近隣諸村に限られ、城端方面では野田に糸賃引がみられるのみである。これは、井波近隣諸村が古くより蚕種業に従事し（2節参照）、商品生産の基盤をもったうえ、多数の頭振層が集積されていた（次項参照）のに対し、城端近隣諸村はそれらを欠き、城端絹業が町内完結的であったことによる。井波―井口間の諸村では、井波の蚕種の“出がら”からできる真綿の賃懸が、城端北部の山田川沿岸地域では福野の木綿布業の影響で木綿賃懸が行われるなど、ムラ稼業が近在のマチ産業と強く関連しつつ行われていた。織布業と関連して、18世紀末から、国産化が奨励されてきた藍の栽培は井波・城端の近隣諸村（両者とも5カ村）に限られた。どうも、高度の技術を必要とする稼ぎ（絹）や新規の事業（藍）はマチとその近隣性、ならびに特殊技術を集積した一部の村々に片寄り、一般の村々にはなかなか

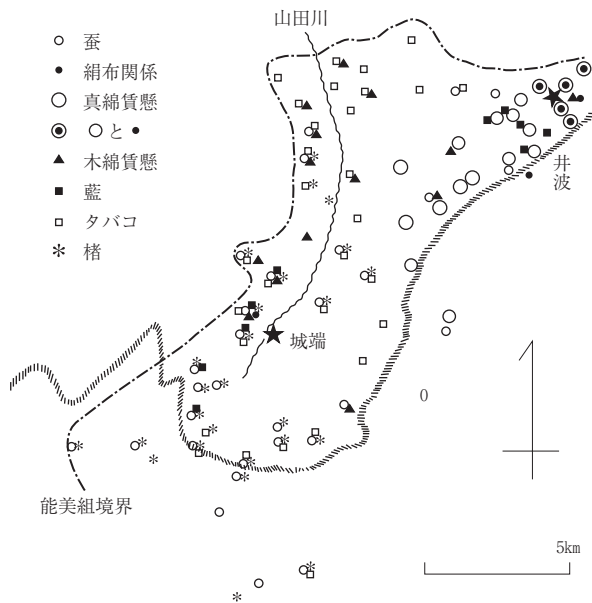


図6-4 能美組のムラ稼業

(注) 能美組巨細帳（文化3年）による

普及しなかったようである。

タバコ（30カ村）、楮（27カ村）は城端周辺から山田川に沿った地区で盛んに栽培されたが、井波周辺では少なかった。全体的には、商品作物栽培は城端地区で盛んで、井波地区では賃仕事のウエートが高かった。日傭・駄賃稼ぎ（59カ村）、苧紮（60カ村）はほとんどの村々で、苧麻栽培（39カ村、井波—井口間には少ない）や藁加工も広く行われており、砺波地方では奥まった位置にあった南砺のこの地域でも多様なムラ稼業が盛んに営まれるようになっていたことから、他は推して知るべしである。

砺波郡全体の後期のムラ稼業の様子を示してくれる資料を欠くので、文化7年「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」⁴²⁾に記載された諸商売人数とその業種より、その一端をうかがってみよう（図6-5、図6-6）。まず、村落部に多数の商工業者が存在したことが指摘される。彼らは、図6-5の実線より北部の交通幹線に近い村々（図6-2参照）、ことに今石動=福町、戸出、福岡などのマチ周辺部に濃密に分布し、南砺地域や新開地には少ない。こうした分布態様は当時村々への商品経済の浸透状況を反映したものであり、この顕著な南北差は後述する農民層分解における南北差と表裏の関係にある。次に、業種別分布（図6-6、ムラ稼業関連業種と商品経済浸透度の指標的な意味をもつ仲人と質屋もとりあげた）では、戸出周辺に苧・紮・布の仲買人や仕入屋、晒屋といった一連の苧布関係業種が集中しており、

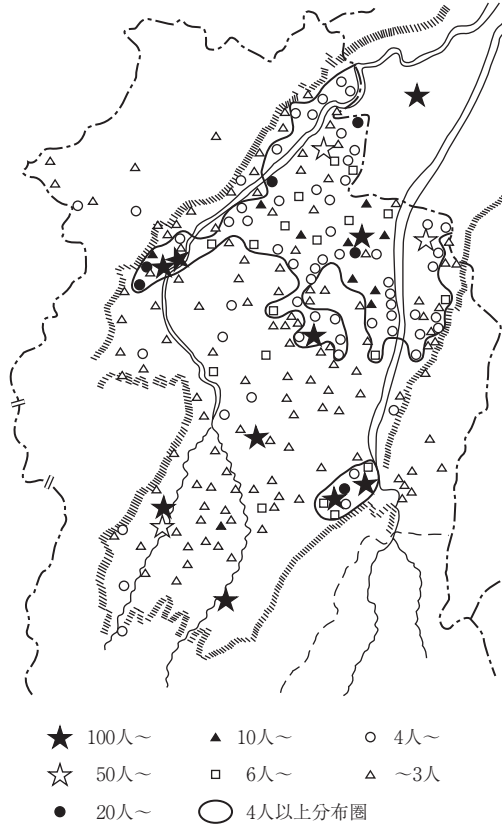


図 6-5 在村商工者数

(注)「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」(文化7年)による

これら地域を基盤とした戸出布業の健在ぶりがしのばれる。庄川東岸部の中田南部の既開地に舶仲買が、その対岸の秋元周辺にも布仕入屋がみとめられ、この辺りまで戸出布業の力が及んだこと、ならびに広範な在村商人の存在から布業が村落的な産業として発達したことがわかる。木綿布関係では小商売が多く、高岡木綿布業との関連から北部に多く分布しているが、賃仕事は福野、今石動、津沢などの生産マチ周辺でも行われたとみなければならない。絹布関係は、マチを除けば、井波近隣諸村に限られており、マチ的な産業であったといえよう。全体的に北部に多様な業種が存在するのに比べ、南部には食品関係が目立つ程度であり、ことに質屋、仲人の分布に南北差が顕著にあらわれている。その理由を繰り返すことはあるまい。

文化3～7年という限られた期間におけるムラ稼業の一端を垣間見たにすぎないが、前節の諸産業の展開を踏まえて考察すれば、後期ムラ稼業の地域性はほぼ次のようにまとめられる。①砺波地方全域で種々のムラ稼業が営まれ、村々は商品経済と深

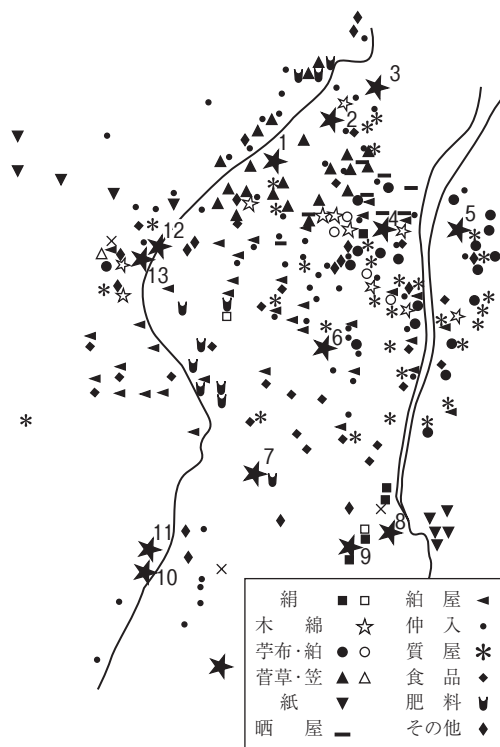


図 6-6 ムラの諸商売

(注) 凡例の絹、苧布・舶、菅笠・笠の左黒印は中買など、右白印は小売など。「砺波郡村々散小物成銀等 暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」(文化7年)による。黒の星印はマチの位置を示す(図6-2参照)

く関わっていたこと、②特に交通幹線に近く、高次中心の影響を強く受けた砺波の北部地域(北砺)に顕著であったこと、③マチの近隣諸村ではムラ稼業が特に盛んで、高度な技術を必要とする加工業、マチ的産業、新規の仕事などもこなされていたことなどである。

3.3 農民層分解の深化

文化3年の能美組64カ村の頭振数は637戸で、頭振率は17.2%となっていたが、井波と隣接3カ村(山見、松島、藤橋)に537戸と8割強が集中していたので(頭振率は61.5%)、これを除いた残り60カ村の頭振率は2.7%と低い。したがって、後期においてはマチとその近隣村を除いた一般村落では頭振はきわめて少なかったといえよう。次に、寛政3~5年(1791~1793)の福野を除いた同マチ周辺の24カ村の頭振数は72戸で、頭振率は10%であった。このうち、福野と隣接する4カ村(柴田屋、二日

町、苗島、百町)の頭振率は17.2%と、井波近隣諸村の56.8%に比べ相当低い。これは両マチの近隣諸村への影響力の差と受け取ることができる。この4カ村を除いた残り20カ村の頭振率は7.8%と能美組60カ村の2.7%より高く、マチ近隣村を除いた一般的村落に関しては、その関係は逆転していたことがわかる。北砺地方に関しては全体的な様子はわからない。個別村落についてみれば、山麓の土屋村⁴³⁾では寛政10年の頭振率は3.8%と南砺の福野地区より低い。それに対して、弘化5年(1848)と時代は下がるが(一般的に、頭振は時代が下がるにつれ少なくなる)、北砺の平地部の平均的村落たる小伊勢領⁴⁴⁾の頭振率は25.5%と高かったことを指摘しておこう。

次に、農民層分解の結果としてでてくる走り人⁴⁵⁾、奉公人など、離村者について検討しておこう。文政4年、福岡地区24カ村の走り百姓家数は13戸で、平地部(6カ村)に10戸、山麓部(2カ村)に2戸、山地部(1カ村)に1戸と、平地部に断然多い。この9カ村のうち、6カ村は他村よりの懸作高の多い村々、すなわち土地喪失の激しい村々であった。井波地区37カ村でも文政12~明治10年の約50年間に606人の走り人があったが⁴⁶⁾、このうち井波町人の懸作先(寛政12年)14カ村の年平均走り人は1カ村当たり0.6人と総平均の0.33人の2倍弱に達している。この両事例より、商品経済との接触などによる土地喪失が走り人の発生を促したことがわかる。そこで、懸作状況に目を移すと、後期には村落間やマチ、ムラ間の土地移動が激増してくるこ

表6-2 福岡地区の持高構成(1821年)

区分	村数	百姓数	平均持高	持高構成比(%)								懸作高	被懸作高
				~0.1石	~1石	~10石	~30石	~50石	~100石	100石~			
山地村	X	6	277	4.9	2.9	13.7	67.1	16.2				39	1
	Y計	6	277	4.9	2.9	13.7	67.1	16.2				39	1
山麓村	X	1	132	8.2	49.2	3.0	27.3	12.9	3.8	3.8		109	111
	Y計	9	564	8.0	17.2	16.3	43.8	17.9	3.2	1.1	0.5	505	476
平地村	X	5	216	13.7	39.8	19.0	20.0	8.8	5.6	4.2	2.8	995	854
	Y計	3	83	8.2	36.1	13.3	27.7	15.7	4.8	1.2	1.2	123	452
合計	X	6	348	11.6	43.4	12.9	22.7	10.3	4.9	4.0	1.7	1104	965
	Y計	18	924	7.2	14.6	15.3	49.4	17.2	2.4	0.7	0.4	667	929
	計	24	1272	8.4	22.5	14.6	42.1	15.3	3.1	1.7	0.8	1771	1894

(注) 1. 本表は「宮嶋組七拾壹ヶ村草高免付品々帳」文政4年〔福岡町史編纂委員会編(1969)『福岡町史』, 福岡町〕によった。

2. X・Yの区分は文化7年「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上帳」(文化7年)の村商人数によった。Xは4人以上の村、Yは3人以下の村である。

3. 持高には懸作高も含めている。平均持高、懸作高、被懸作高は石数である。

がわかる。表6-2に示した福岡地区24カ村では約1,900石ほどの土地移動があった。まず、懸作人75名の階層では、50石以上層（懸作分も含む）が29.3%で、30~50石未満層も含めると47.6%と半数近くに達しており、懸作の増加は大高特へのいっそうの土地集中、すなわち両極分解に拍車をかける要因であったことを示している。地域的には、沢川村を除いた山地部には懸作関係はなく、山麓部でも懸作関係は平地部の半分ほどで、マチとの懸作関係は非常に少なく、村落間の土地移動という色彩が濃厚であった。それらに比べ、平地部では、福岡の425石をはじめ、戸出・福岡、射水郡などのマチマチよりの懸作高が708石と、同地区の総被懸作高1,307石の54%にのぼった。そして、被懸作高が最大の大滝村（422石）には、文化7年に菅笠商人、木綿請売、仲人など15人も在村商人がいたし、福岡の土地集積町人は菅笠や肥料関係の有力町人であったといわれる。このようにみれば、商品経済の浸透度の高いムラほど土地移動が激しく、しかもそれには町人による土地集積が大きなウエートを占めたことがわかる。

さて、弱小な在町、福岡の土地集積圏は周辺の5カ村に限られたのに対し、寛政12年の井波町人20名の総懸作高は511石余で、周辺26カ村（前述の走り人発生の統計地区以外の分も含む）に及び、ほぼ後述する井波のマチ・ムラ圏に収まった⁴⁷⁾。また、天保8年（1837）の徳政類似令による御縮高は、今石動では1,500石ほどで、やはり同町のマチ・ムラ圏一円にその懸作先は広がっていた。同じく、高岡の懸作先も砺波・射水両郡にまたがって約1万石に達したろうと推定されている⁴⁸⁾。このように、町人による土地集積の範囲は、そのマチの対外活動の範囲、すなわち懸作関係の発生契機が所在する範囲、より端的に言えばマチ・ムラ圏一円に及んだといえよう。

以上、さまざまな角度から農民層分解の地域性と商品経済との関連性を追求してきた。最後に締め括りとして、表6-2に示した文政4年（1821）の福岡地区24カ村の持高構成を検討しておきたい。1石未満層の比率では、平地村（56.2%）>山麓村（37.1%）>山地村（16.6%）と顕著な差異が存在する。しかも、平地村では50石以上の大高持層は宝永7年（1710）より増えており（ただし、実数）、大多数の零細農民と少数の大百姓という両極分解傾向が土地移動の激しかったこの地区にはっきりと浮かび上がってきている。次に、商業的村落（X）と非商業的村落（Y）に分けて比較すると、同じ平地村でも、1石未満層ではYの39.4%に対し、Xは58.8%と高く、50石以上層でもYの2.4%に対し、Xは7%と高く、XはYよりいっそう強く両極分解傾向を示す。したがって、平地村X>山麓村X>平地村Y>山麓村Y>山地村Yの順で農民層分解は進んでいたことになり、位置的因子よりも商品経済との関連性が農民層分

表 6-3 幕末の持高構成

(%)

地域	村名	百姓数	～1石	～10石	～30石	～50石	～100石	100石～
北 砺	小伊勢領	33	63.6	24.2	3.0	3.0	6.1	
	開 発	30	56.7	26.7	6.7	3.3	6.7	
南 砺	北 野	254	22.4	48.4	19.3	6.3	2.4	1.2
	院 瀬 見	76	23.7	42.1	25.0	5.3	3.9	

(注) 1. 小伊勢領村は1848年、開発村は1858年、北野村は1862年、院瀬見村は1856年の数字である。

2. 北砺は砺波地方北部、南砺は同南部。

解により強く作用したことが了解される。表6-3に、北砺と南砺の農民層分解差異を示すために、各2カ村の幕末期の様子を示しておいたが、1石未満層をとりあげても、北砺の5～6割に対し、南砺の2割台と大きな差異があり、頭振や走り人の発生、商品経済の浸透度において述べた南北差がここにも顕著にあらわれている。

4 マチ・ムラ地域

本節では、まず年貢米の蔵入れ圏、マチの商工業者の出身地圏の分析を行い、これまでの諸考察を踏まえつつ具体的なマチ・ムラ圏を設定し、近世のマチ・ムラ地域の構造的特性について考察したい。

4.1 蔵入れ圏

封建体制の経済的基盤をなす年貢米の収納については、封建領主が大いに意をもちいたところであった。加賀藩でも、安全かつ安価な輸送、速やかな収納、換金の便などを考慮して、各地に領主取り分を収納する御蔵と藩士知行米の収納・保管に当たらせる蔵宿（委託販売にも従事）を設けた。砺波郡にも、図6-7、図6-8に示したように、交通の要衝や既開地の有力なマチに御蔵・蔵宿が設けられた。年貢米の収納を通じておこる米運搬のための労働力や馬匹の村方よりの徴発、収納に関連しておこるマチ・ムラ間の往来と諸物資の購買・移動、あるいは図6-8に示した今石動蔵宿と蔵下の村々との貸借関係、蔵宿による土地集積といった種々のマチ・ムラ関係は封建体制下における両者の最も基本的な結びつきをなした。それだけに止まらず、マチ人口の1～3割が蔵宿をはじめ、労働力提供、牽売馬、酒屋、米批屋といった、年貢収納に関係する業務に就くなど⁴⁹⁾、“米経済”は各蔵町の重要な基盤をなした⁵⁰⁾。したがって、マチ・ムラ関係の基盤をなした年貢米の蔵入れ圏（御蔵・蔵宿）の検討は、近

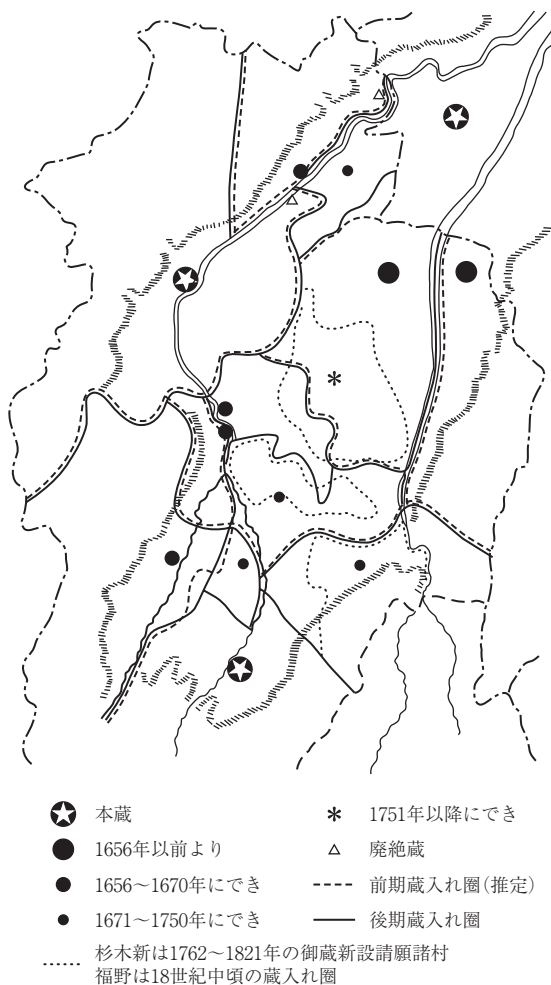


図6-7 御蔵入れ圏

世における両者の関係を考察する上で欠かせないといえよう。

近世前期の両蔵入れ圏（御蔵・蔵宿）については、資料を欠くので、近世後期の蔵入れ圏をベースに他の資料で補いながら、一応の目安として破線でもって図示しておいた。前期については、両蔵入れ圏に共通して、今石動＝小矢部、城端、戸出（元禄11年に杉木新に蔵宿ができるまでは、杉本新周辺の村々は戸出入りだったとみられる）が広大な蔵入れ圏を形成し、米経済における圧倒的優位を誇っていた。福光も独自の蔵入れ圏を形成していた。ところが、交通機能と年貢収納機構以外には目立ったマチ的機能を備えていなかった中田、津沢、鴨島、三日市の各蔵入れ地には蔵宿を営みうるような商人もマチ機能も育っておらず、また新開地に立地する福野、杉木新も米経

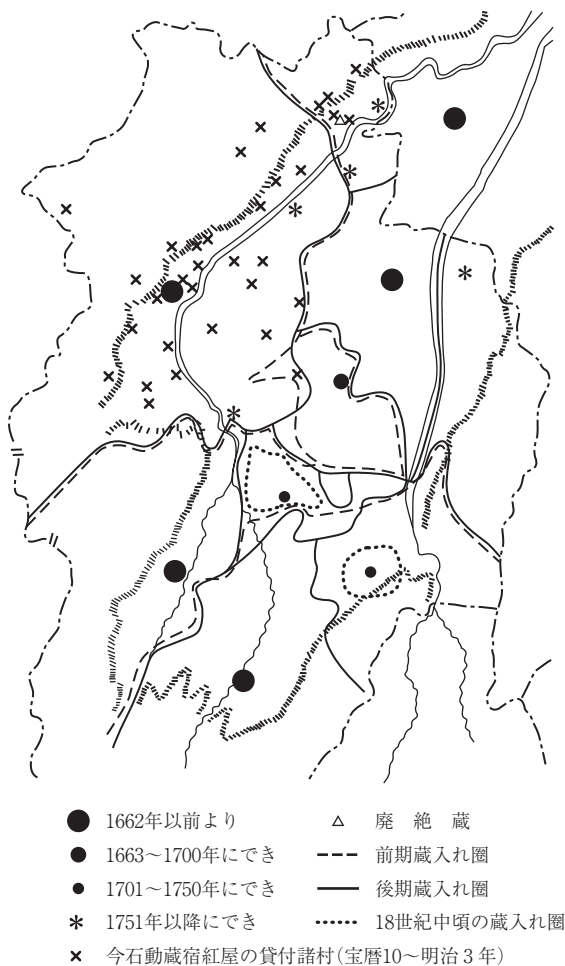


図6-8 蔵宿入れ圏

済における中心性の確立は遅れた（井波でも同様であったが、その原因については断定し難い）。しかし、18世紀頃から蔵入れ地が遠方のために多大の労力と費用を費やし、欠米の憂き目や不便さを強いられてきた新開地の村々などで、蔵替えや新蔵設置の運動がおこってくる。

図6-7に示した杉木新の周辺諸村は、宝暦12年の願書では「道程遠く在郷道故……馬足往来仕兼候ニ付……御蔵米ニ難成儀御座候……御収納米持運費多御座候」⁵¹⁾と、御蔵設置を嘆願し、「願之通被為仰付被下候ハバ、御蔵之儀ハ百姓中より相立可申候」とまで述べ、さらに安永5年には、「最早百姓中退転同時ニ罷成申ニ付、村々毎に引免も被仰付被下候様」と強硬に訴えている。こうした強烈な運動は、マチ・ムラ関係の視点からは新たな中心を求める、あるいはより近くて、より利便性の高い中

心を求める求心的な運動として理解される。もちろん、その中心に擬せられた杉木新などの後発のマチが彼らと手を組んだことはいうまでもない。農民の安全でかつスピーディな、そして安上がりな納租という要求は、前述の藩の方針に抵触するものではなく、むしろそれに沿うものであった。しかし、既存の蔵町はこうした動きに対して、既得権を侵害するものとして強硬に反対した。例えば、城端、小矢部の御蔵入りだった福野近在の村々が享保年間からしばしば福野中出蔵入れを希望したが、両町の反対にあって、結局18世紀中頃の福野御蔵の蔵下村は図6-7に示した範囲にすぎなかった。杉木新の蔵宿にしても、その成立は早かったが、戸出の圧迫を受け十分な蔵入れ量の確保に困難し、両者の蔵入れ圏の確定をみたのはようやく文化元年に至ってのことであった。

こうした経緯を経て、宗守・立野・福野・井波（以上18世紀中頃まで）、杉木新（幕末）に各御蔵が、杉木新・福野・井波（以上18世紀中頃まで）、中田・津沢・福岡・立野・佐賀野（以上天保年間）に蔵宿の設置をみた。こうした新蔵設置の背景には、新開地の充実、後発のマチの発展、それらのマチの周辺諸村との結びつきの強化といった展開がみられたからである。

そのあおりを受けて、旧蔵町の地位は低下し、その蔵入れ圏は縮小した。その結果、天保10年には図示した範囲に新旧の蔵入れ圏の範域は落着いていた。この蔵入圏の推移と蔵町の勃興・盛衰を、後述する商工業者出身地圏、マチ・ムラ圏や第2節で述べたマチとムラの生産・流通関係と比較する時、蔵入れ圏はマチ・ムラ関係を無視して存在したのではなく、相互に作用し合いつつ、形成されてきたことがわかる。

4.2 商工業出身地圏

前期の状態については、さいわい城端の「組中人々手前品々覚書帳」（元禄6年）、に当時の商工業者の出身地と来住してからの経年、ならびに下人下女の出身地が記載されている。商工業者の来住年代別にみると（図省略）、第Ⅰ期（1573～1613年）では、町立当初に市を移転してきた北野と井口の出身者が飛び抜けて多いほかは、ほぼ前期城端圏（図6-9, 11）と目される範囲からやや分散的に来住している。第Ⅱ期（1614～1653年）に入ると、井波、福光と五箇山方面からの来住が増え、その傾向は第Ⅲ期（1654～1693年）でも持続され、来住者数も増加し、絹業の発達による城端の人口吸収力の増大ぶりがうかがえる。しかし、Ⅱ・Ⅲ期の主たる出身地圏はやはり前期城端圏を大きくはみ出ることにはなかった。このように、出身地圏はマチの盛衰、ムラ側の事情などによって時代とともに移り変わるわけだが、そうした変動要因の動向をしっ

かり把握しておれば、前期・後期の出身地圏の大枠を掴むことは可能である。なお、下人下女などの雇人の出身地圏も図6-9に示しておいたが、ほぼ商工業出身者地圏と重なる。したがって、商工業者出身地圏≒マチの人口吸収圏とみる事が許されよう。また、図6-8の蔵宿入れ圏ともほぼ一致することを付け加えておこう。

次に福野と杉木新の町立願書に名を連ねた発起人（初期構成町人とみられる）たちの出身地を地図上におとせば、その範囲はマチのごく近隣に限られている。両マチの人口規模を勘案すれば、前期の商工業者出身地圏はその範囲を大きくはみ出すことはなかったと思われる。以上の事実と人口規模から推して、今石動・城端の両町が後期を上回る吸収圏を形成し、弱小在町がごく小規模な吸収圏しかもたず、福光・井波・

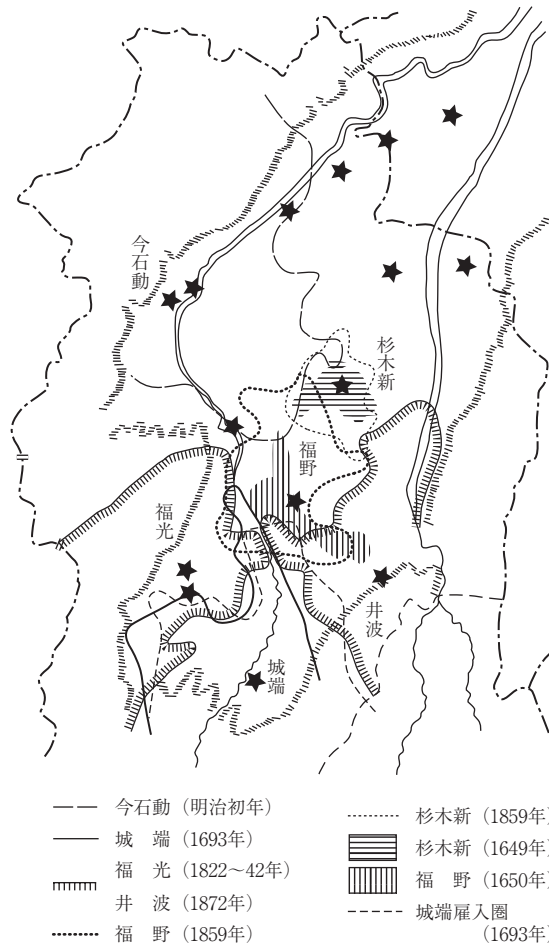


図6-9 商工業者出身地圏

(注) 黒の星印はマチの位置を示す (図6-2 参照)

戸出が中規模の吸収圏をもったであろう、という前期出身地圏の姿がおのずから浮び上がってくる。

当地方の市町村史類には、近世後期から明治初期にかけての屋号調類が記録されている。屋号には出身地名や業種名を冠することが多いが、当地方では前者が圧倒的に多い（例えば、今石動＝福町では86%強を占めている。したがって、この出身地名を冠した屋号から商工業者の出身地圏をほぼ把握できる（図6-9）。まず、砺波郡内外の比率をみると、各マチとも郡外出身者は1割前後を占めるにすぎず⁵²⁾、それも領国内からがほとんどであり、当地方のマチはせいぜい郡的規模の出身地圏＝人口吸収圏しかもたなかったということになる。さて、後期出身地圏であるが、次の諸点を指摘しておこう。福光・福野は新開地を傘下におさめ（杉木新も同様である）、前期城端圏にも食い込んで、両出身地圏は拡大された。井波も城端・戸出方面へとその圏域を拡張させた。これら在町の伸長のあおりで、後期城端圏は大幅に縮小したとみなければならぬ。今石動＝福町は津沢・福岡とその周辺の村々からも吸収し、その高次中心性をここでも証している。図示はできなかったが、同じ圏内でもマチ周辺部に濃密な分布がみとめられる。かかる出身地圏の形成と分布状況は商品経済の発達と農民層分解の結果としてムラムラから離脱せざるをえない階層、あるいは商工業的発展を求める階層の所在態様（3.3項参照）とその集中方向を反映している。すなわち、彼らは賃稼、原料供給、商品購買、借金、年貢収納、あるいは親近感や文化的接触といった諸契機に促されて身近かなマチを選択し、マチに居を移したわけである。したがって、前述の蔵入れ圏と出身地圏を比較した際に、若干のずれは認められても、それぞれの核心的部分は全く重なったのもむべなるかなである。詳細は省略するが、井波においても経済的・社会的諸圏と出身地圏は6～8割の一致をみている。

4.3 高次中心

これまで折に触れて述べてきた金沢・高岡と砺波地方との関係を軸に、高次中心についてまとめておきたい。既述の文化7年の「諸商賣書上申帳」には食品・衣料品・日用雑貨・干鰯などの請売や振売（行商）の仕入先が記載されており、業種的に限られるが高次中心の卸売圏がわかる（図6-10）。さて、総件数197件のうち、7割ほどが高岡・伏木・放生津といった郡外のマチから供給されている（放生津・伏木は干鰯と魚が大部分）。なかでも、高岡は飛び抜けて多く、郡外件数の64%、全件数の44%を占め、その供給範囲は、高岡を中心としてほぼ半径12km圏に入る北砺一帯、日帰り圏一杯近くまで達していた。その取扱い品目も呉服・木綿太物などの衣料品、小間

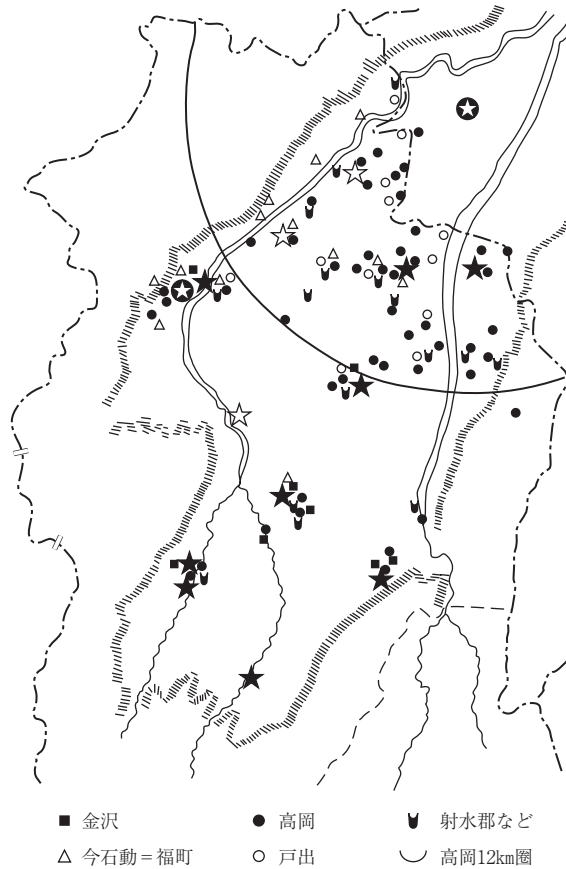


図6-10 卸売圏

(注)「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」(文化7年)による卸先村々。
星印はマチの位置を示す(図6-2参照)。

物・唐津物などの雑貨から食品，肥料に至るまで，多岐にわたっていた。そもそも，北陸道に沿って立地し，木町水運を擁し，外港として伏木・吉久の両港がひかえる交通の要衝にあった初期城下町高岡は，砺波・射水両郡の要として位置づけられ，越中方面の経済的・政治的・文化的中心をなした。高岡と砺波地方は，小矢部川（106艘の長船を擁した木町浦が大坂廻米の川下げをはじめ諸物資の輸送に当たった。そして，今石動の川波止の小矢部にも37艘の長船が配されていた），千保川（戸出・杉木新方面），新開川（中田方面）などの水運と北陸道などの陸路でもって結ばれ，高岡は苧紬・苧布・綿・木綿布・魚肥・米・塩などの流通中心の役割を果たし，砺波地方の経済に深く関与した。そのみならず，そうした関係をとおしての高岡商人による北砺一帯における土地集積，在村商人の分布における高岡の強い影響力（3.3項参

照)など、高岡は砺波のムラムラの農民層分解とも深く関わった。その直接的影響圏は図6-11に示しておいたように今石動北部から杉木新を通り中田南部に至る線の北側一帯で、ことに立野・佐賀野方面は、相当遅くまで高岡蔵宿入だったことからわかるように、完全に高岡の勢力圏下に入っていた。

金沢は、領主支配機構の中心地として、そしてそれと結託する特権商人たち、高い文化、大人口(宝暦5年現在、武家約1,700戸、町人約6.5万人)とその膨大な消費に支えられて、加賀百万石の中心地として栄えた。金沢は生産都市というよりも消費都市、流通中心としての性格が強い⁵³⁾。流通面では、さすがに高次財、武家対象財を扱う商工業が多かったが⁵⁴⁾、残念ながら砺波地方への供給実態は詳らかでない。前述の請売・振売品目では7件と5.5%を占めるにすぎず、それも南砺波のマチマチへの供給にとどまり、直接ムラムラには及ばなかった。中期には年間15~18万石消費されたという米のうち、約3万石ほどが南砺、特にその西部のムラムラから今石動、埴生や福光経由で供給された。米以外にも、既述の菅草をはじめ、各種の産物が金沢に運び込まれ、消費あるいは流通に回された。このように、金沢は南砺地方と今石動~福岡間の小矢部川沿岸地域とのつながりが深かったものの、その度合は高岡に比べると少なく、より間接的であったと考えられる。

次に砺波郡内に目を移すと、そもそも請売・振売品目の郡内供給率は低く、取扱い品目も貧弱で、かつ高岡の2次卸的性格が強いためであるが、それは砺波地方のマチマチの中心性の低さを物語る。さて、今石動=福町と戸出がそれぞれ郡内件数の4割ほどを占め、その供給圏は後述するマチ・ムラ圏にはほぼ収まっている。南砺と扇中央部のマチマチの卸件数はごく僅かである。それは、この地域における請売・振売が少ないことにもよるが、それら商人を支えるべき村落部の購買力がいまだ低かったことに起因するといえよう。

4.4 マチ・ムラ地域

前項において、マチ・ムラ圏の指標としての商工業者出身地圏の有意性を確認した。そこで、この出身地圏をベースに既述の諸経済関係、蔵入れ圏、市日関係、文化7年の諸商売の状況などを参考に、各資料の年代的ずれを修正して作成したのが図6-11のマチ・ムラ圏である。もとより、現実の境界は線でもって画される性質のものではなく、もっと幅をもって考えられるべきものである。そこで、図には各マチ・ムラ圏の最内側を示し、不確定な要素が入る地域は未帰属地域または競合地域として圏外においた。境界画定の根拠となるべき事実についてはこれまでの叙述過程で明らか

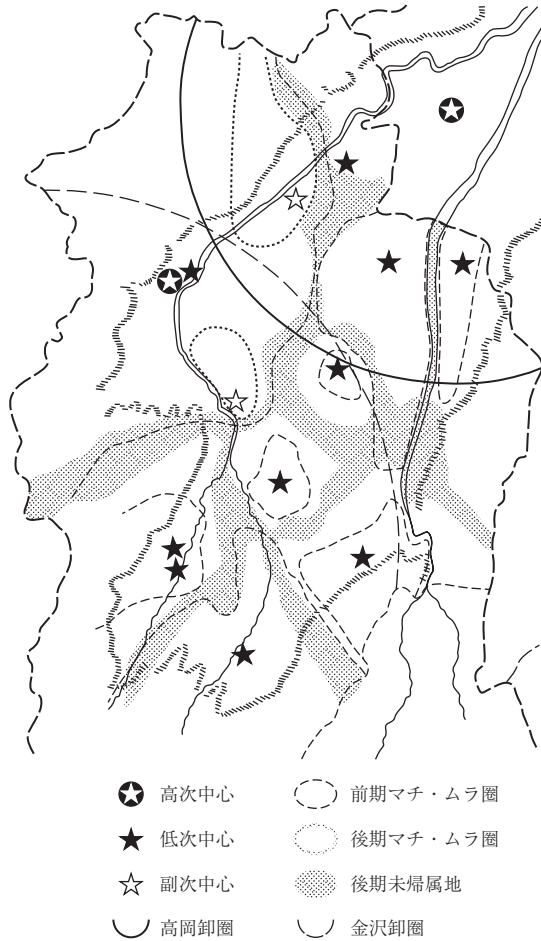


図 6-11 マチ・ムラ地域の構造

にしておいたので、その作業過程の説明は省いて、早速マチ・ムラ圏の検討に入る。

まず、各マチ・ムラ圏の前期から後期への推移過程を辿ってみよう。既開地 A (図 6-1 参照)、準既開地 B を主たるエリアとした前期の今石動、城端の両町は、後期には他のマチとの競合地域となる地域や新開地 C にも力を伸ばし、広大なマチ・ムラ圏を形成していた。ただし、後期に比し商品経済が未発達なこの段階におけるその影響力はごく緩やかなものであったことは 3.1 項で述べたところである。同じく既開地・準既開地を基盤とした福光・井波・戸出は、前期段階ではそこから大きくはみ出ることがなかったので、そのマチ・ムラ圏は後期に比し狭小であった。一方、新開地を基盤に成立した杉木新、福野、津沢の各マチ・ムラ圏もごく近隣に限られていた。そして、未だ農業開発に重点がおかれて商品経済との接触が遅れた広大な新開地は未帰属

地域として残されていた。このように、前期において各マチはそれぞれ基盤とするムラムラの地域性、すなわち1節で述べた同質的地域の性格にある程度規定されつつ、それに見合ったマチ・ムラ圏を形成していたといえよう。しかし、マチ・ムラ地域⁵⁵⁾の形成は未熟で、後期にみられるような顕著な結節地域は未だ出現していなかった。

後期に至り、商品経済がより活発にムラムラへ浸透してくると、そこを基盤とした在町の中に有力な生産・流通中心として発達するものが現われ、それらは町方の領域を蚕食しつつ、新開地にも進出することによりそれぞれのマチ・ムラ圏を著しく拡大させた。このような有力在町として、福光、井波、後期前半の戸出（後半にはやや停滞）、中田などがあげられる。そのあおりで、今石動と城端の圏域は緊縮ないし縮小した。一方、新開地を基盤とした福野、杉木新は自立的マチ・ムラ圏を形成し、拡大傾向をみせるが、なお新開地全体をその圏内に組み込むに至っていなかった。その要因としては、マチの中心性の未熟さとともに、新開地そのものが商品経済と馴染みが薄かったこともあげねばならない（3.2項、3.3項参照）。残る津沢、福岡、立野、和田新は、高岡、今石動、戸出といったより高次の中心が近くにひかえ、その直接的影響力が周辺諸村に及んだがために、自立的マチ・ムラ圏を形成しえずに副次的中心にとどまった（福岡、津沢は今石動に、立野・和田新は高岡に従属した）。

かかる後期マチ・ムラ地域の状態は次のように整理されるだろう。北砺地方においては、第1級高次中心（高岡）、第2級高次中心（今石動＝福町）、低次中心（戸出、杉木新）、副次中心（津沢、福岡、立野、和田新）、そしてムラムラが重層的に、かつヒエラルキーを帯びた構造をもって結びあわされるという高度な結節地域の形成をみたのに対し、商品経済のムラムラへの浸透において北砺に劣り、高次中心の発達をみなかった南砺地方においては、大・小のマチ・ムラ圏が並列し、その間に広い未帰属地域が残されるという、単純でかつ後進的なマチ・ムラ地域しか形成されなかった。もちろん、図示したように高岡と金沢の間接的影響力は及んでいた。この全体を領国地域、さらに全国地域の中に位置づけた姿こそ、近世砺波地方のマチ・ムラ地域の全体像ということになろう。こうした地域構造はまさに1節で述べた商品の生産・流通構造そのものと対応しており、この事実が、近世マチ・ムラ地域の形成主体がどこにあったかを雄弁に物語っている。とはいっても、マチ・ムラ地域をマチや商品経済の側からのみ語るのには片手落ちであり、ムラムラの側の条件も無視しえないことは既に述べたところである。

むすび

結論的なことは前項で既に述べたので、ここでは今後の展望をもって結びにかえた。本章においてはできるだけ具体的にマチ・ムラ関係とその範囲を把握し、マチ・ムラ地域の構造的解明に努めた。砺波地方について得た筆者なりの結論は、当地方を藩領、さらに全国地域の中に正確に位置づけるという作業をまっけて、再検討される必要がある。また、本章では十分に扱えなかったムラムラの側の地域形成（水利連合、林野入会連合など）や基礎的地域としてのムラムラの地域性とマチ・ムラ地域との関係については第4章で論じたので参照されたい。

注

- 1) 矢守一彦（1970）：『幕藩社会の地域構造』，大明堂。
- 2) 西村睦男編（1968）：『藩領の歴史地理』，大明堂。
- 3) (i) 水津一郎（1964）：『社会地理学の基本問題』，大明堂。(ii) 水津一郎（1968）：地域における結節システムの原理，人文地理，20-5，62-87。
- 4) 本章で使う若干の用語についての概念規定をしておく。① [町，在町，マチ]：町は町奉行支配下の町を指し，在町は郡奉行支配下の町を指し，マチは中心的機能を有する集落の意で，町・在町の総称ともなる。② [ムラ，村]：ムラはマチに対応する非中心的集落，村落と同意。村は行政単位としての村である。③ [マチ・ムラ]：マチとムラ，④蔵町：御蔵・蔵宿が所在するマチ，⑤ [前期，後期]：前期は18世紀前半まで，後期は18世紀中頃以降。両期の境は元文～寛延年間（1736～51），⑥ [南砺，北砺]：図6-11の福野，福光，井波，城端の各マチ・ムラ圏が南砺，今石動＝福町，戸出，杉木新，中田の各マチ・ムラ圏が北砺である。ただし，福野圏と津沢圏の一部は両地域にまたがる。マチ・ムラ地域については注55を参照。
- 5) 正保3年（1646）の「利波郡高辻帳」と同原稿（金沢市立図書館蔵）には本田高と新田高が別記されている。本田高は慶長あるいは元和年間の検地高と推定される。したがって，この本田高，新田高と同年以降の新開高（天保10年「砺波郡高物成帳」―高嶋幸吉編（1932）：『砺波町村資料』所収―などによる）を比較することにより，近世における砺波地方の開発状況がわかる。なお，中世末については，金田章裕（1970）「砺波地方における中世開発と表土との関連についての若干の考察」，人文地理，22-4，48-65を参照。
- 6) 「越中砺波郡村御印留」明暦2年（1656）金沢市立図書館蔵と注3による。
- 7) 「砺波郡射水郡江高帳」天保・嘉永，（川合文書―富山大学付属図書館蔵）など。
- 8) 砺波市史編纂委員会（1965）『砺波市史』，砺波市役所，506-508。
- 9) 木村辰男（1968）近世における市の分布形態と商圈，西村睦男編（1968）『藩領の歴史地理』所収，大明堂，323-345。
- 10) 元禄年間の「農隙所作村々寄帳」（金沢市立図書館蔵）は，布晒の村々として戸出～立野・福岡間の15カ村ほか，今石動，福光，井波方面に6カ村，計21カ村をあげている。

- 11) 「布方一件留帳」嘉永4年。以下引用は、本留帳と「福光町書上帳」（福光図書館蔵）による。
- 12) 水島 茂（1966）：越中織物業の発達，富山史壇，34，35-43。
- 13) 福光町史編纂委員会（1971）『福光町史』（上），福光町，982頁。苧布扱業者9人に対し，苧紬仕入商は15人と多い（天保12年）。
- 14) 注8，624頁。ただし，安政5年から。
- 15) 若林喜三郎（1970，1972）『加賀藩農政史の研究』（上）・（下），吉川弘文館。同書（下）211頁所収の「三州交易出入大略」文化8年により，藩貿易における砺波郡諸産物の位置を示せば，総移出銀高15,800貫のうち，八講布（苧布）1,000貫（6.3%），紬1,000貫（6.3%），城端絹900貫（5.7%），堀川越中笠1,000貫（6.3%）となる。
- 16) 福岡町史編纂委員会（1969）『福岡町史』，福岡町役場，353頁。以下資料は同町史，345-373，1180-1193。
- 17) 小矢部市史編集委員会（1971）『小矢部市史』（上）所収，小矢部市，295-299，「今石動町続福岡村家数高井商売柄書上帳」慶応元年（1865）。
- 18) 城端町史編纂委員会（1959）『城端町史』，城端町役場，82-220。
- 19) 坂井誠一（1961）加賀絹の生産販売構造，史学雑誌70-7，47頁。
- 20) 注18，315頁。城端町役人と京都問屋の明和4年（1767）の借下銀取極において「此已後絹屋共借下金銀弥先格之通売子請負ニ而……」と述べている。
- 21) 井波町史編纂委員会（1970）『井波町史』（上），井波町役場，528-529。
- 22) 注21，510-511。文政7年，15カ町村に24名の在方商人あり，また文政元年にはもぐり商人の存在が指摘されている。
- 23) 注12，44-51。注13，1007-1088。
- 24) 梶川勇作（1966）：幕末期越中福光における生糸の生産と流通，人文地理，21-2，96頁。「福光糸出津一件」。
- 25) 注24，97頁，同上。
- 26) 注13，1025-1026。
- 27) 高岡市史編纂委員会（1963）『高岡市史』（中），東京書院新社，159-166。
- 28) (i) 福野町史編纂委員会（1963）『福野町史』，福野町役場，170-180。(ii) 水島 茂（1967）福野の棧留稿，富山史壇，36，32-37。
- 29) 宮本又久（1953）加賀藩の産物方政策をめぐる近江商人と加賀商人，北陸史学，2，1-13。口郡の苧紬や徳丸縮も幕末に至るまで，近江商人の資本支配下にあった。注15の（下），230-234も参照。
- 30) 高沢裕一（1965）近世前期奥能登の村落類型，金沢大学法文学部論集，13，91-104。
- 31) 慶安～明暦年間に，三代の利常により創始され，ながく加賀藩農政の基本となった制度で，間接知行，定免，定村高，村連帯責任などを骨子とする。関連して，夫役・役家制なども改められていった。
- 32) 分高，脇借などにより進行しつつあった高の売買，細分化に対して，これに一定の枠をはめて規制しようとしたのがこの仕法である（注15の上巻，354-368）。
- 33) (i) 清水隆久（1960）加賀藩初期に於ける下百姓について，日本歴史，145，59-81。(ii) 三橋時雄（1942）江戸期に於ける耕作規模の縮小化，経済史研究27-3，16-36。
- 34) 山田野新田開発では，二・三男層に25石相当の土地を与え，自立百姓としている。
- 35) 高沢裕一（1967）多肥集約化と小農民経営の自立（上），史林，50-1，1-36，（下）同50-2，32-65。
- 36) 注35の下巻，60-61。
- 37) 岩井忠熊（1951）初期加賀藩の農政について，立命館文学，79，40-53。

- 38) 「砺波郡村肝煎給米図り帳」延宝4年，川合文書（富山大学付属図書館蔵）。
- 39) 「村々肝煎扶持米図り帳」元禄12年，川合文書（富山大学付属図書館蔵）。
- 40) 注15の上巻，351頁，「加賀郡頭振総人数」。
- 41) 杉野家文書。
- 42) 「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商売之品相しらへ書上申帳」文化7年，井波図書館蔵。
- 43) 「古開新開高百姓数等書分上り帳」土屋村，寛政10年，小山家文書。
- 44) 「居村人々持高并小矢岡新村高人々持分……其外年中村定記」引化5年，杉野家文書。
- 45) 届出なく逐電した者を指す。
- 46) 注21，644-646。
- 47) 「井波町肝煎懸作高名義につき答書控」寛政12年（注21の（下），219-223所収）
- 48) 注16，508-511。この時の没収高は享和2年の徳政類似令以降の取得分である。
- 49) 津沢3割強（慶応4年），今石動2，3割（天明6年），福光1.5割（天保12年），福町1.6割（慶応元年）。
- 50) 水上一久（1959）加賀藩の蔵宿（1），金沢大学法文学部論集，6，1-24。
- 51) 注8，525-526。
- 52) 今石動＝福町12.7%（明治初期），城端10.9%（元禄6年），杉木新8.1%（安政6年）となっており，中心性の高いマチほど高率になる。
- 53) 田中喜男（1965）近世城下町発展の一考察，北陸史学，8，19-37。
- 54) 水上一久（1962）城下町金沢の職業構成，金沢大学法文学部論集，9，121-162。
- 55) マチ・ムラ圏とマチ・ムラ地域との概念的差異をはっきりさせておこう。前者は，一つのマチとムラムラが密接に結びついている範囲を指す。後者は，マチの中心性には低次から高次に至る種々のランクがあり，ムラムラはただ一つの中心に結びつけられているのではなく，さまざまなランクのマチマチと，いわば重層的に結びついているという考え方に立脚した概念である。

第7章 ムラ商人の地域的展開とマチ・ムラ空間

— 近世後期 —

はじめに

近世の商品流通については、各研究分野ごとにかなり多くの研究業績が積み重ねられてきている。それらの研究対象を大まかに分類すれば、村落地域については米穀をはじめとする商品の生産・流通と、それらが村落社会や村落経済に及ぼした影響に関する研究¹⁾、城下町・在郷町を中心とする商品流通の研究²⁾、さらに、領国経済あるいは全国経済という視点から、それらをトータルにとらえようとする研究³⁾などがあげられる。しかし、経済史的研究の多くはそれらのメカニズムや制度的展開、あるいは封建制の展開・崩壊に主たる関心を注いできたし⁴⁾、社会史的研究も封建的な社会構造や社会分解との関連において把握することに力点を置いてきた⁵⁾。これらに対して、地理学的研究は、その空間構造に注目しながら⁶⁾、農村レベルについては商品生産の展開とその地域性に⁷⁾、商品流通については城下町・在郷町を中心とする流通構造や中心地システム⁸⁾の解明に力を注いできた。しかし、その際に村落地域は町のヒンターランドとして、町の勢力圏構造の枠組みの中に単に組み込まれる存在とみなされ、村落内部にみられる商業的機能、特に在村（ムラ）商人（いわゆる在郷町を除いた村々〈本稿では営業戸数30軒未満〉に在住する商人）については、十分な関心が払われてきたとはいえない⁹⁾。

近世の流通構造において、村落地域は単に生産財・消費財やサービスの被供給地域、あるいは村落的商品の生産地域であるにとどまらず、それらの流通機構の最末端部として一定の役割を果たし、場合によってはかなり積極的な役割を担ってきたことは、安藤・大石¹⁰⁾らによって指摘されてきたところである。これらに従えば、近世流通構造の解明にあたって、村落地域における流通システムの把握が欠かせないことがわかる。特に、村落地域における商品流通を主として担っていた在村商人（本章ではムラ商人とも呼ぶ）の実態と、彼らが流通システムに占めた役割の解明が不可欠であることがわかる。

そこで、本章では、文化7年（1810）という近世後期の一断面における加賀藩砺波

地方の在村商人の分布的考察を中心に、諸営業の地域的展開とその分布パターンの分析から、商業の空間構造とその背景にある商品経済の展開について考察する。

1 時代背景と史料の位置づけ

改作法¹¹⁾に基づく農本主義的政策が藩政の基底をなした加賀藩では、村方は町方(今石動・城端)および町立・宿立の村々¹²⁾から峻別され、営業を堅く禁じられていた。ところが、大規模な新田開発が峠を越した17世紀後半には持高の分割相続や他人への譲渡が活発となり、元禄6年(1693)には一定の条件の下での持高の分割・譲渡を是認する「切高仕法¹³⁾」を施行せざるをえない状況となった。その後も持高の細分化はいっそう進行し、請作や副業(苧紮や苧布の生産¹⁴⁾、養蚕、糸紡ぎ、菅笠づくり、紙漉など)によって生計をたてる多数の零細農民(特に、持高1石未満の農民は「名高」層と呼ばれた)や無高層(「あたまふり頭振」と呼ばれた)が発生した。そして、農村部にもそれらの原材料や製品を仲介あるいは販売する商人や、現金収入をあてこんで酒・菓子・古着・古道具などを商う商人たちがみられるようになった。かかる農村地域への商品経済の浸透、特に在村商人の発生を、藩当局は改作法精神を根底から揺るがす動きととらえ、再三にわたって農村での営業を禁止あるいは抑制しようとしたが、十分効果をあげることができなかった¹⁵⁾。

一方、早くも元禄期から逼迫しだした藩財政を建て直すため¹⁶⁾、藩当局は新田開発や年貢の増徴を図るとともに、藩士からの借知や町方・在郷町への冥加銀強制によって急場をしのいできたが、宝暦年間には「宝暦の札くずれ¹⁷⁾」と称される激しいインフレーションが発生した。こうした状況の打開策の一環として、藩では「産物方」を設置して¹⁸⁾、農村部での桑・麻・楮・漆などの生産を奨励し、領国内での産業振興を図り、あわせて運上銀や役銭を課すことによって財政を建て直そうとした。この産業奨励政策は、天明3年(1783)の大凶作で一頓挫をきたしたものの、商品経済が農村部により深く浸透した文化・文政年間には再びこの課題に積極的に取り組むことになる。その一環として、文化3年(1807)には郡方諸商売の調査、文化9年には個々の郡方営業に対する役銀の規定¹⁹⁾、さらに文化10年にはそれまでは無税であった全ての郡方営業への課税が行われるなど、村方での営業を是認したうえで、税の増収を図るという政策がとられた。

本章でとりあげる文化7年12月の「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ

書上申帳」(井波図書館蔵。以下、「諸商賣書上申帳」と略記)は、文化3年の営業調査の後を受けて、改めて一定の基準に従って全村方の営業(在郷町も含む)の業種と軒数を書き出させたものであり、文化9～10年の課税対象拡大の基礎資料の一つとなったものとみてよい。「諸商賣書上申帳」には当時の七つの十村組²⁰⁾区分に従って、村ごとに川役・船役・油役・山役などの散小物成銀とその由来・現況、油臼・油振売・酒造屋・蠟燭屋の軒数とその由来・現況、その他の営業については軒数または人数、および仕入先・営業期間(一部の業種について)が記されている。書き上げられた村数は309カ村で、全砺波郡(町方および五箇山の利賀谷組と赤尾谷組を除く……以下、砺波地方という場合、五箇山の両組を除く)570余カ村の約4割に相当する。うち235カ村について商人、および一部のサービス業者・職人・小生産者・賃稼ぎ人など(本章では、広義の商業展開に関する議論においてはこの種の営業も含めて考察する)、90有余の業種にわたって、村ごとに軒数が記載されている。

ここで、当時の他の営業調査記録と比較検討をし、この「諸商賣書上申帳」の性格と特徴を明確にしておきたい。井波の肝煎文書として同時代の4種の営業調査記録が残されている。文化7年10月の「諸商賣軒数等相調理書上」²¹⁾は、2カ月後にまとめられた「諸商賣書上申帳」にかかわる井波町役人による調査記録であるが、書上げの順序が若干異なっていたり、「諸商賣書上申帳」には脱落していた「金沢仲使(飛脚のこと)式人」が書き上げられている点(他のマチについても同様)が異なるだけで、その他の点では全く同じ体裁によっていた。これらの事実は、「諸商賣書上申帳」が全郡的規模のもとに一定の基準と様式に従って書き上げられたことを示す。

文化3年には3種の調査記録があるが、「井波町諸商賣並稼作物等書上申帳」²²⁾には、67業種499軒(ただし本業のみの総軒数であり、実際には2～3の副業を兼ねているケースが多い。副業の総件数は571)、「諸商賣御調理ニ付全名前ニ記軒数等理方根帳」²³⁾には95業種1,049軒(この場合、副業も含まれている)、「商賣並稼高書上申帳」²⁴⁾では45業種、292軒と記されている。このように調査によって、とりあげられた業種や営業軒数に差異がみられるのは、一般に当時の営業者が複数の業種を兼ねることが多かったため、本業とみなされる業種が調査によって異なったこと、および記載対象業種が調査によって異なったこと(前2者では、「諸商賣書上申帳」でとりあげられなかった日稼人、奉公人、石工・大工などの職人、医師・按摩などのサービス業者がとりあげられていたため、軒数などが若干多くなっている)などによる²⁵⁾。同様な比較検討を福光についても行ったところ、類似した結果を得た²⁶⁾。したがって、「諸商賣書上申帳」については次のような評価および史料的位置づけを与えることが

できる。

- (i) 村方での諸営業の取締まり，管理と課税強化を図ろうとする政策に沿うものであった。
- (ii) したがって，主として課税対象となる業種・営業者がとりあげられており，当時の全ての業種・営業者を網羅しているとはいえないし，兼業についても記されていない。
- (iii) しかし，統一的基準・様式に従って，全郡の規模で精査されたもので，19世紀初頭の砺波地方における諸営業，特に商業の実態を窺い知る上での第1級の史料といえる。
- (iv) 商売の形態，営業期間，卸売り圏などについても知ることができる。

以上のような史料評価のうえに立って，以下「諸商賣書上申帳」の分析をとおして，砺波地方における商業的活動の地域的展開，特に村落地域における在村商人の活躍の実態とその地域的展開を明らかにしながら，同地方における商業の空間構造について考察を加えることによって，近世後期における商品経済の展開に迫る。

2 マチ・ムラ別営業軒数とその分布

図7-1に，村方（在町を含む）の営業件数による区分を示している。以下，営業戸数30軒以上の在町をマチとし，同29軒以下の村をムラと区分して，町（町方，『諸商賣書上申帳』の数量的分析では“町”として別扱いとする）の動向およびムラ地域における生産・サービスなどの展開も視野に入れながら，近世砺波地方における商業地域構造，特に村落地域における商品経済の展開について論じる。

さて，営業戸数3軒以上のムラ²⁷⁾は，図中の南北境界線より以北の地域（以下，北部と呼ぶ）に濃密に分布し（78カ村－マチを除く），それより以南の地域（以下，南部と呼ぶ）では疎に分布し（同9カ村），その比は実に9対1であった。「営業者有り」のムラ数も，北部（147カ村）は南部（72カ村）の2倍に達し，ムラ地域の総営業軒数では同4.5倍であった（北部595軒，南部133軒）。次にマチ（注27参照）に目を向けると，八つのマチを擁する北部の総営業軒数762に対し，六つのマチからなる南部は同1,105軒と353軒多く，ムラ地域にみられた南北両地域間の格差は逆転する。結局，マチとムラの営業軒数の合計では南部1,238軒，北部1,357軒（南部より1割ほど多い）と，両地域間の差は119軒であった。

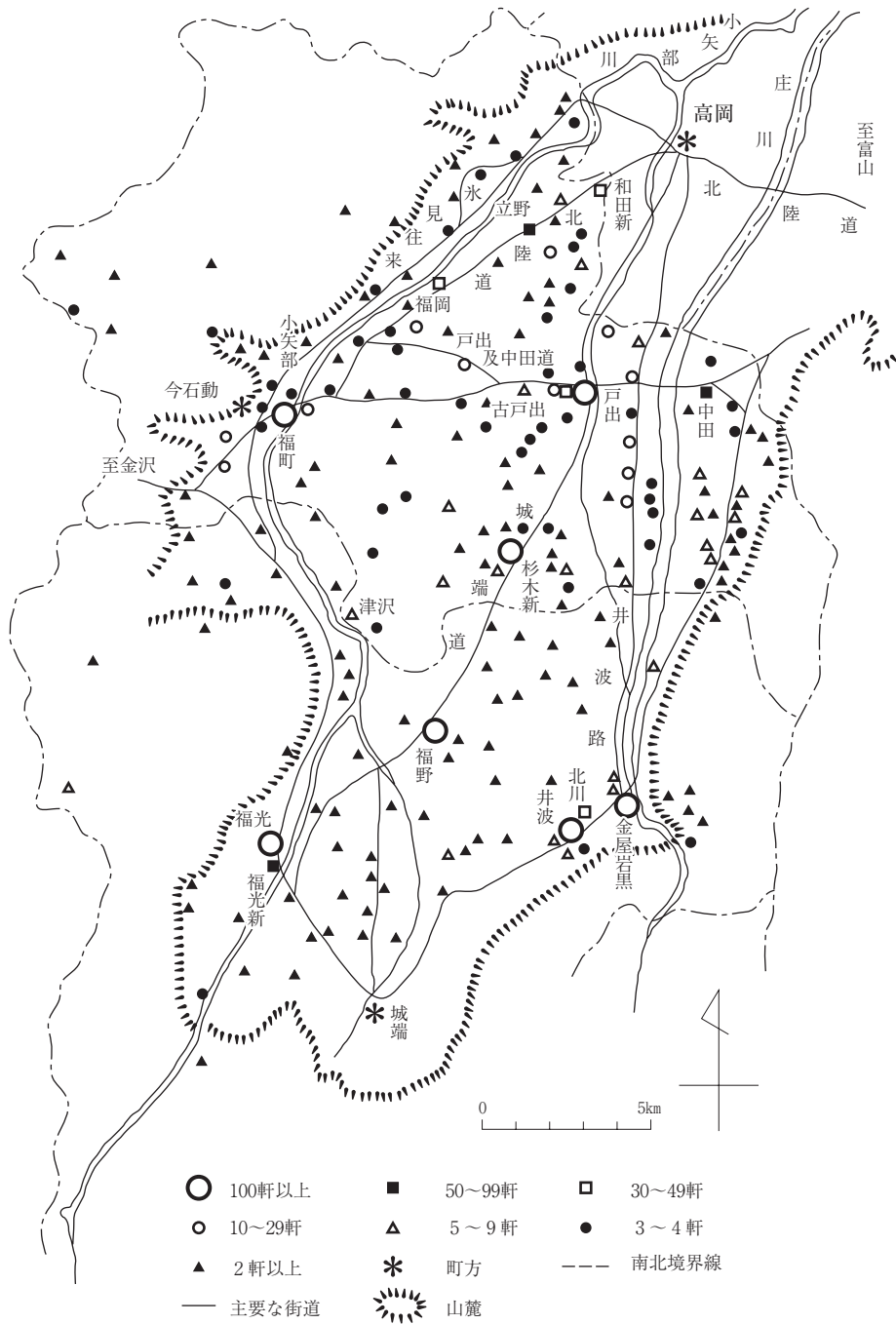


図7-1 営業軒数階級別分布

(注)「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」(文化7年)による。

なお、マチに関しては今石動（北部）と城端（南部）の2町を含めて考えなければならぬが、残念ながら同時代の史料を欠く。そこで、参考資料として表7-2に、今石動については天明6年（1786）、城端については元禄6年（1693）の諸営業の様子を載せておいた。これによると城端が475軒と今石動の387軒を上回っている。ただし、城端には、かなりの小生産者も含まれていたもので、この差異はそれほど大きくはない。ちなみに、両町の総戸数の変化をみると、今石動は元禄4年（1691）1,162軒、寛保2年（1742）1,040軒、文化3年（1806）1,057軒と大きな変化はなかった（ただし、商業的活動は18世紀後半から下降線をたどることから、文化年間の営業活動が天明年間のそれをあまり上回ることはなかったとみなしうる）。一方、城端では元禄6年（1693）689軒、寛保2年835軒、文化13年（1816）1,022軒と増加していることから、文化年間の営業活動は元禄年間のそれを下回ることはなかったと考えるのが妥当である。したがって、今石動・城端の両町を含めると、前述の南北両地域における総営業軒数の差はそれほどなかったとみてよいだろう。

さらに、南北の村落地域における商業活動の普及・活性の度合いという観点から若

表7-1 人口・草高・営業軒数（十村組別）

地域	組	人口 (人)	草高 (石)	1人平均草高 (石)
南 部	山田	9,670	19,962	2.064
	大美	9,435	19,150	2.030
	井口	8,150	19,610	2.406
	石黒	7,054	14,053	1.992
	①蟹谷	8,967	17,659	1.969
	野尻(南)	4,275	10,715	2.506
	山見	8,411	12,340	1.467
	庄下(南)	5,127	8,191	1.598
	小計	61,089	121,680	1.992
北 部	野尻(北)	4,812	11,258	2.340
	庄下(北)	5,028	6,744	1.341
	船若	8,900	14,087	1.583
	若林	7,342	15,750	2.145
	糸岡	9,224	19,840	2.151
	宮嶋	9,087	14,428	1.588
	五位	9,965	18,402	1.847
	国吉	9,051	16,862	1.863
	①小計	64,645	118,240	1.829
合	計	125,734	239,920	1.908

史料：「(嘉永6年) 砺波郡村鑑帳」・「嘉永6年4月砺波郡組別巨細帳メ出帳」(富山県史編纂委員会『富山県史・史料編IV近世中』付録, 1980, 富山県, 210~270)。

(注) 蟹谷組の津沢・清水の両村は同組から除外されて、北部の小計に算入されたので、小計の数字が増えている。

干の検討を加えておきたい。表7-1に、時代はやや下る嘉永6年(1853)の組別の人口、草高、および営業軒数(人口1万人当たり)を示している。まず総人口は、北部(64,645人)の方が南部(61,089人)より6%ほど多い程度であるのに対して、草高は北部(118,240石)の方が南部(121,680石)よりも3%ほど少ない。その結果、1人当たりの草高は、北部は1.8石と南部の2石よりも9%ほど少ない。すなわち、少ない草高、換言すればより小さな農業生産力でより多くの人口を支持しているという構図が浮かび上がる。その構図を支えているのが商品の生産と流通という生業である。それは、人口1万人当たりの営業件数にみられる大きな南北格差にもよく顕れている。これは、北部のムラムラは商品の生産・流通活動により多く依存しながら生計を立てていたことを示している。

上記の南北差は文化7年から40年余の後の時代の姿であり、その間の推移からして若干割り引いて受け止めねばならないが、文化7年においても農村部における商品経済の浸透度において、南北間に有意な差違があったことは確かである(ただし、前述マチの商業活動を組み入れると、この差異は縮まることになる)。

前章で同じくこの地域をとりあげてマチ・ムラ地域構造を論じた際²⁸⁾に、土地保有と土地移動における両極分化の傾向や、「頭振」・「走り人」・「マチでの奉公人」といった農村社会における農本主義的体制の崩壊を告げる諸要素は、(i)マチから遠いムラよりもマチに近いムラに、(ii)山地のムラよりも平地のムラに、(iii)同じ平地農村でも、開拓の新しいムラよりも開拓の古いムラに、そして(iv)営業軒数の少ないムラよりも営業軒数の多いムラにおいて、より顕著に現われていたことを指摘した。そこで、図7-1、図7-2によって営業軒数の多いムラの立地場所を比較検討すると、(i)～(iii)の立地条件のムラに営業軒数が相対的に多いことが読みとれる。このことは、営業軒数の多寡がムラ地域への商品経済の浸透による農民層分解・農本主義的体制の崩壊と深くかかわっていたことを意味する。

そうした観点から今一度、表7-1の1人平均持高(農業への依存度合を示すとみなされる)と営業軒数との関係をより詳細にみると、南部では営業軒数の多い山見組と庄下組が持高平均値を下回り、逆に北部では開拓の比較的新しく平均営業軒数の少ない扇状地上の野尻組・若林組・糸岡組が同平均値を上回っている(野尻組・庄下組については、平均持高は、同じ組に属しながら営業軒数の多い北部の方が南部よりもそれぞれ少ない)。この面でも営業軒数の多い地域の方が1人平均持高²⁹⁾はおおむね少ない、換言すれば農業への依存度が低く、逆に商品生産や商業への依存度が高い傾向がみとめられるといえよう。このように、一定地域における営業軒数の多寡は、

その域内における商業への依存度の高さを示す重要な指標であることが再確認される。

今一つの重要な因子として、交通条件があげられる。図7-1に主要な街道と河川交通路を示した。これらの交通路（特に陸路）に沿って営業軒数の多いムラが立地している様子（特に北部に密）が読みとれる。全国的な幹線道路の一つであった北陸街道に沿って金沢・高岡・富山へと通じ、また小矢部川水運によって伏木浦経由、西廻航路をとって上方方面と結ばれていた北部地域は早くから外部経済と接触し、南部地域に比べて商品経済が浸透し易い交通的基盤を有していた。そのため北部の農村地域では、早くから苧紬・麻布・菅笠などの生産が広く行われ、これらの生産物の流通に携わる営業者も数多く存立していた。また、通行人や周辺農村民を対象とする諸営業（例えば、北陸街道沿いの後谷・上野・六家では休茶屋をはじめ、酒・肴物・飴菓子などが商われていた）や外部からの生産物（例えば、小矢部川水運の中心であった小矢部・津沢の周辺農村では干鰯・灰仲買などの営業者が多かった）や消費財（小間物・魚・煙草・鍋）を供給する諸営業が南部よりも盛んであった（南部の28軒に対し、北部では113軒）。それらの他に、御蔵・蔵宿³⁰⁾が設置されていたマチを中心に年貢米の収納・保管・搬送に関する業務も主要街道や河川交通路沿い拠点の周囲に集積されていた。

以上のように、農村地域における営業軒数の分布状況、特に南北格差は人口的要素に加えて、商品経済の農村地域への浸透度、農民層分解の状況、交通路の発達といった相互に深く関連し合っている諸要素の地域格差を反映した結果であるといえよう。

3 業種別営業軒数とその分布

「諸商賣書上申帳」に書き上げられている業種は多彩であり、業種によって営業軒数の多寡があり、その分布状況も多様である。しかし、よく分析すると、そこには一定のパターンのあることがわかる。それは、業種の性格や当時の生産・流通構造と深く係わっているようである。そこで業種ごとのマチ・ムラ別分布割合を表7-2に示した。総営業軒数ではムラ分布率 = (ムラに分布する軒数 ÷ 総軒数) × 100は28%である。個々の営業の規模や質の問題もあるので、単純に軒数の比較だけでもって各営業の賑わいぶりを規定することはできない面もあるが、数的にみれば農村部にも案外多様な諸商売が営まれていたといえる（特に北部ではムラ分布率は44%に達していた）。

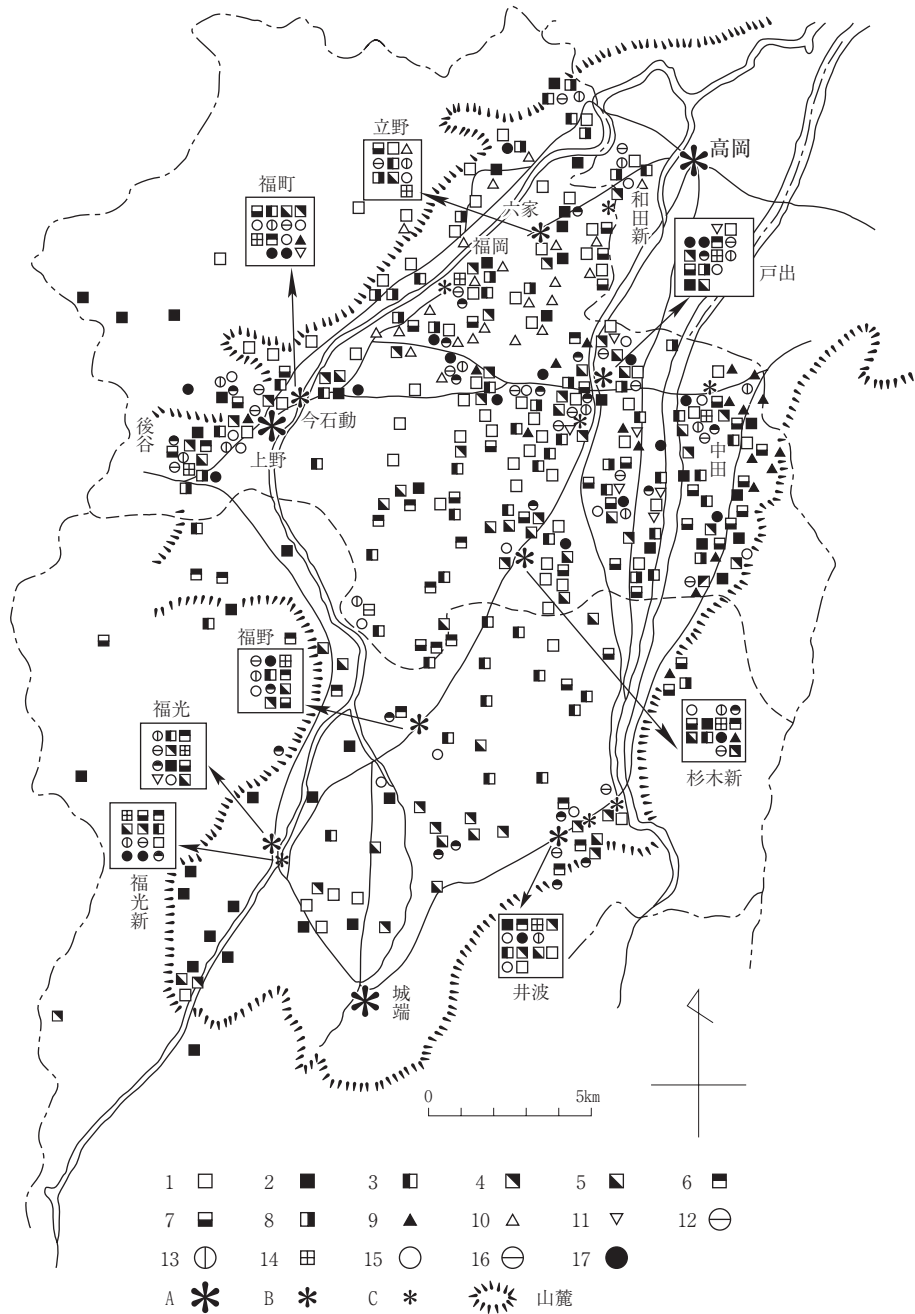


図7-2 諸営業の分布

- 1 仲人 2 博労 3 室屋 4 油売り 5 油臼 6 古道具 7 質屋 8 酒売り 9 苧紬
 10 菅笠・菅 11 麻布 12 豆腐 13 酢・醤油・味噌 14 酒造 15 小間物 16 古手
 17 木綿太物・糸綿 A 高次中心 B 低次中心 C 副次中心

(注) 1. 「砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳」(文化7年)による。

2. 金屋岩黒村の中心性は低いので(本文171頁参照)、副次中心とした。

表7-2 業種別、マチ・ムラ別の営業軒数

類型	業種	総数	マ チ				ム ラ				
			北部(今石動)	南部(城端)	小計	比率	北部	南部	小計	比率	
ムラに多く分布(ムラ分布率75%以上)	普及型	(1)仲人	106	11(一)	16(一)	27	25%	73	6	79	75%
		博 労	41	2(一)	2(一)	4	10	23	14	37	90
		小 計	147	13(一)	18(一)	31	21	96	20	116	79
	産地型	漆 搔	2	—(—)	—(—)	—	—	2	—	2	100
		紙 漉	14	—(—)	—(—)	—	—	7	7	14	100
		紙 請 売	1	—(—)	—(—)	—	—	1	—	1	100
		苧 紮 売・請 売	2	—(—)	—(—)	—	—	2	—	2	100
		菅 仲 買	2	—(2)	—(—)	—	—	2	—	2	100
		菅 笠 仲 買	5	—(—)	—(—)	—	—	5	—	5	100
		晒 屋	44	—(—)	—(3)	—	—	44	—	44	100
		土 も の 焼	1	—(—)	—(—)	—	—	—	1	1	100
	小 計	71	—(2)	—(3)	—	—	63	8	71	100	
	その他	鑄 かけ 師	4	—(—)	—(—)	—	—	4	—	4	100
		米 問 屋	3	—(20)	—(—)	—	—	3	—	3	100
		鑄 物 師	8	—(—)	1(—)	1	13	6	1	7	88
水車雑穀賃挽		7	1(—)	—(—)	1	14	6	—	6	86	
煙 管 張 り		1	—(—)	—(—)	—	—	1	—	1	100	
小 計	23	1(20)	1(—)	2	9	20	1	21	90		
計		241	14(22)	19(3)	33	14	179	29	208	86	
ムラ・マチに分布(ムラ分布率25%以下)	普及型	室 屋	78	14(14)	15(10)	29	37	36	13	49	63
		油 売	57	17(8)	11(—)	28	49	18	11	29	51
		油 白	67	14(13)	21(8)	35	52	20	12	32	48
		(2)古 道 具	62	8(—)	37(—)	45	73	7	10	17	38
		(3)質 屋	134	33(9)	59(5)	92	69	36	6	42	31
	小 計	398	86(44)	143(23)	229	58	117	52	169	42	
	産地型	苧 紮 買・仲 買	38	13(—)	—(—)	13	34	23	2	25	66
		(4)鍛 冶	83	14(31)	37(15)	51	61	30	2	32	39
		紺 屋	87	24(11)	30(16)	54	62	25	8	33	38
		菅 笠 仲 買	103	66(10)	—(—)	66	64	37	—	37	36
		布 仕 入・売 買	37	19(13)	4(10)	23	62	14	—	14	38
	小 計	348	136(65)	71(41)	207	59	129	12	141	41	
	その他	蠟 燭	38	14(11)	12(3)	26	68	10	2	12	32
		酒 請 売・酒 粕	39	13(7)	—(—)	13	33	25	1	26	67
		灰 仲 買	4	2(—)	—(—)	2	50	2	—	2	50
鉛 菓 子		23	16(—)	—(—)	16	70	7	—	7	30	
小 計		104	45(18)	12(3)	57	55	44	3	47	45	
計		850	267(127)	226(67)	493	58	290	67	357	42	

類型	業種	総数	マ チ				ム ラ				
			北部(今石動)	南部(城端)	小計	比率	北部	南部	小計	比率	
マチに多く分布 (ムラ分布率25%未満)	食品・嗜好品など	豆腐	73	33(5)	25(一)	58	79	13	2	15	21
		茶	10	6(1)	2(80)	8	80	2	—	2	20
		肴請売	31	23(53)	2(26)	25	81	6	—	6	19
		酢醬油味噌	68	35(10)	22(一)	57	84	11	—	11	16
		魚	85	22(一)	49(一)	71	84	13	1	14	16
		煙草	39	22(4)	12(一)	34	87	4	1	5	13
		米糍売・小売	140	53(43)	72(2)	125	89	8	7	15	11
		酒造	29	12(一)	14(4)	26	90	3	—	3	10
	小計	475	206(116)	198(112)	404	85	60	11	71	15	
	その他	休茶屋	28	21(5)	1(一)	22	79	6	—	6	21
		鍋	20	7(一)	7(1)	14	70	5	1	6	30
		小間物	84	35(一)	34(11)	69	82	13	2	15	18
		干鯛	38	10(一)	21(一)	31	82	5	2	7	18
		(5)木綿太物	76	25(5)	38(19)	63	83	13	—	13	17
		古手	145	32(35)	89(一)	121	83	13	11	24	17
		(6)糸賃引	35	—(一)	31(23)	31	89	—	4	4	11
		薪木呂	60	—(一)	55(一)	55	92	—	5	5	8
	糸・綿売	49	21(一)	26(7)	47	96	2	—	2	4	
(7)その他	127	51(37)	66(56)	117	92	9	1	10	8		
小計	662	202(82)	368(117)	570	86	66	26	92	14		
計	1137	408(198)	566(229)	974	86	126	37	163	14		
合計	2228	689(347)	811(299)	1500	67	595	133	728	33		
(8) マチにのみ分布	367	73(40)	294(176)	367	100	—	—	—	—		
総計	2595	762(387)	1105(475)	1867	72	595	133	728	28		

- (注) 1. 『砺波郡村々散小物成銀等暨諸商賣之品相しらへ書上申帳』(文化7年)による。
 2. マチは営業戸数30軒以上の村、ムラは同30軒未満の村。
 3. 町方の今石動については「石動の諸営業」天明6年(小矢部市史編集委員会『小矢部市史・上巻』, 1961, 470頁)、小矢部市、同城端については「組中人々手前品々覚書帳」元禄6年(城端町史編纂委員会『城端町史』, 1959, 国書刊行会, 182-220)による。表中には参考までに()内に表記している。
 4. (1)炭焼仲人も含む。(2)古手売との兼業も含む。(3)古手屋との兼業も含む。(4)打切鍛冶も含む。(5)木綿売、太物売も含む。(6)糸引並真綿出来屋(25軒)を含む。(7)ムラに営業戸1軒のみの塩小売(35軒)、絹機屋(27軒)、葉種(16軒)、焼餅屋(12軒)、蚕種(11軒)、綿打(9軒)、風炉(ママ)屋(8軒)、縮緬(4軒)、仕立屋(3軒)、檜物(2軒)の10業種。(8)飼蚕屋(128軒)、根源売(84軒)、絹屋(29軒)、呉座(ママ)屋(11軒)、雑穀批屋(9軒)、果物屋・売薬屋・宿屋(各8軒)、てん屋・飴屋・菓子屋(各7軒)、干物屋・荒物屋・煎餅屋(各6軒)、唐津屋・鬘附屋(各5軒)、煙草入出来屋(4軒)、古金物買屋・古金物屋・呉服屋・木屋(各3軒)、堅絹屋(2軒)、温(ママ)鈍屋・八百屋・金物屋・傘屋・枕家具赤物屋・種(ママ)屋・葛(ママ)籠屋・銭屋・塗師・布木綿疵直シ屋・縁取り屋・練屋・木地挽・木綿染地・針屋(各1軒)の37業種。
 5. 今石動・城端には上記の『諸商賣書上申帳』に記載されていない業種があるが、それらは除かれている。城端の「マチにのみ分布」する営業戸のうち、167軒は絹商で、その大部分は小前の業者であった。

いずれにしても、この地域における近世の商工業やサービス業の展開を考察するうえで、ムラ地域における諸営業の展開に関する検討が欠かせないことは確かである。

さて、表7-2によると、ムラ分布率75%以上の「ムラに多く分布」する業種15、同25～75%の「ムラ・マチに分布」する業種14と、合計29業種（全93業種の31%）がムラ地域に比較的良好にみかけられるタイプであったことがわかる（これらの業種の平均ムラ分布率は74%）。これら29業種の分布状況（図7-2に代表的業種の分布状況を示す）を検討すると、広範な地域に比較的均等に分布するタイプと、特定の地域に集中しているタイプとがみられる。前者を「普及型」（7業種）とし、後者は特定の生産地と密接に関係しているケースがほとんどなので、「産地型」（13業種）と呼び、そのいずれにも属さないタイプを「その他」（9業種）とした。

「普及型」の最も代表的な業種は油臼と油売りである。油を製造する油臼業者は北部に34軒、南部に33軒と南北差はみられないが、北部ではムラにやや多く（ムラ分布率59%）、逆に南部ではマチにやや多く（マチ分布率64%）分布するというように、南北両地域で分布パターンがやや異なる。油屋・油請売・油振売といった油売り業者（油臼業者も小売りしていたケースが多い）は北部35軒、南部22軒と北部に多く分布するが、他の業種にみられるほどの大きな差はない。マチ・ムラ別では、マチに28軒、ムラに29軒と、ほぼ同数の分布をみる。さらに、油売り業者についてそれぞれの仕入れ先を検討すると、おおむね同村内または近隣の油臼業者と結びついていた。そこで、近隣同志の油臼業者・油売り業者を一つのグループとして括ると、グループ間の距離（最外縁部の間隔）は2.5km以内におさまる（ただし、山間部を除く）。したがって、購買者サイドからすれば、おおむね1～2.5km圏内で油の供給を受けることができたことになる。そのうえ、「振売」する行商人もいたから、平坦部のムラでは日常の油購入についてはほとんど不便はなかったとみてよかろう。このように、油関係の業種は、油が一般的かつ日常的に消費される財であるという特性、マチでもムラでも生産されるという生産形態、多様な流通形態といった「普及型」としての特徴をよく備えていたことになる。

室屋もムラ分布率63%と高く、特に扇状地では2～3kmの間隔で多数分布した。戸出以北部と、南部の台地や山麓部では少なくなるが、それでも、分布間隔が5kmを超えることは少なく、油関係ほど一般的ではないとしても、「普及型」としての特徴を具備した。

博労は、その仕事柄からしてムラに多く分布するのは当然であるが（ムラ分布率90%）、北部にやや多く分布した（全体の61%）。より詳細に検討すると、扇状地にはほ

とんどみられず、扇状地を取り囲むように庄川沿岸部から戸出北部、今石動西部の山間地、福光周辺と、やや分散的に分布した。

南部と北部にほぼ均等に分布するという意味では、「均等分布型」ともいえる油臼・油販売・室屋・博労に対して、同じ「普及型」でも仲人・質屋・古道具屋の分布には地域的片寄りがみられた。仲人はムラに多数みられたが、その分布は北部に片寄っていた（総数の79%）。マチ・ムラ別の分布割合をみると、北部では87%がムラに分布したのに対して、南部では27%と少なく、対照的な分布状況を呈した。主として農村部での雑多な商品の流通にかかわった仲介的業者とみられる仲人の存在がその地域における商品の生産・取引の活発さと深くかかわっていたことを考慮すれば、この分布形態はごく妥当なものであったといえよう。古道具屋と質屋のムラ分布率は30%台に下がる。質屋は、南北両地域間では差異はみとめられないが（南部65軒、北部69軒）、南部ではそのほとんどがマチに分布した（マチ分布率91%）のに対して、北部ではマチ・ムラに均等に分布した（ただし、庄川沿岸部に密で、その他の地域では疎であった）。古道具屋は、南部に多く分布するという点（総軒数の76%）で、仲人の分布状況と好対照をなし、マチ・ムラ別の分布状況に関しては、質屋の分布状況と類似していた。このように、同じ普及型に分類されても、業種ごとにその分布状況にはかなりバラエティがあったが、5業種をトータルにみれば、北部203軒に対し南部195軒と、南北格差は少なく、マチ・ムラ別にみると北部ではムラにやや多く分布する（ムラ分布率58%）のに対して、南部では、マチに圧倒的に多く分布した（マチ分布率73%）。したがって、一口にマチ・ムラ分布型といっても、業種によって、商品経済の浸透度や農民層分解の度合の差異による地域差があったことがわかる。

「産地型」にはムラにのみ分布する業種とマチ・ムラの両方に分布するタイプとがある。ムラにのみ分布するタイプは、紙漉・菅笠仲買・土もの焼・晒屋など8業種で、いずれもムラ地域で生産された商品を販売する業種や主としてムラ地域に立地する産業であり、特定地域に片寄って分布する傾向にあった³¹⁾。ムラ・マチの両方に分布するタイプは5業種である。中でも、苧紮買・同仲買はムラ分布率66%と、最もムラ的な商いであり、しかも北部に集中していた。古くから、(苧)布は、八講布あるいは五郎丸布と称され、砺波地方の特産麻布として上方へ移出されていた。今石動・高岡・戸出・福光などがその移出拠点となっていたが、18世紀後半頃から、それまでの移出先であった奈良・近江・越前などから買付け商人が乗り込んできて、農民から苧紮や布を直接買付けるケースが増えてきた³²⁾。こうした苧紮の取引形態の変化がムラ地域における仲介的業者の発生を促した。その結果が上記数字に反映されたわけである。

同じく、布の仕入・売買も北部に集中していた（総数の89%）。マチにやや多く分布する点で苧紬の場合と異なっていたが、北部においてはムラ分布率は42%に達しており、決してムラ分布率が少なかったとはいえない。むしろ、苧紬と並んで布の取引についてもムラ商人が活発に従事していた点にこそ注目すべきであろう。苧紬布と前記の晒屋は、北部の戸出周辺部に濃密に分布していた。さらに、紺屋も、ムラに分布する33軒中の25軒までが北部の扇状地から戸出にかけての地域、すなわち苧紬・布の生産地帯に、一部重複しながら並んで分布しており、北部地域に繊維産業関連業種が集積されていたことがわかる。かかる分布状況は苧紬・布の生産者、それらの仲買商人、晒屋・紺屋などが分業的体制の下で一体的な生産・流通地域を構成していたことをうかがわせる。なお、紺屋の場合、総数では北部に多く分布したが、マチに関しては南北格差はみられなかった。

菅草・菅笠の仲買・仲売業者（110軒）は菅笠の生産地帯である今石動以北部の小矢部川下流域に分布した。これは、かつて農村地帯で編まれた菅笠は今石動や高岡の町方商人の手で買い集められて、金沢の堀川笠問屋に売られていたが、生産の隆盛に伴いムラ地域にも仲売・仲買商人が発生し、今石動の買付業者に仲介したり、堀川笠問屋と直接取引するようになった結果である³⁹。鍛冶屋（83軒）については南北差はほとんどないといってよいが（北部44軒、南部39軒）、北部ではムラに多く（ムラ分布率68%）、南部ではほとんどがマチに分布した（マチ分布率95%—福野・井波に多い）。

以上のように、「産地型」業種の分布は一義的にはそれぞれの取扱い商品の生産地の分布に規定されており、糸引と鍛冶屋という工人的性格の強い業種を除けば、おおむね北部に多く分布した。そして、南部ではマチに多く分布するのに対して、北部ではムラにもかなり多く分布するという南北地域差がここでも顕著であった。

「マチに多く分布」する業種は、他地域からの移入品（茶、魚、干鰯など）、マチで主として生産されていた商品（絹・木綿関係）、食品（豆腐、米、酢、醤油味噌など）を扱う業種や、サービス業（休茶屋、風炉屋）など32業種で、うち15業種はムラ地域に1軒分布するのみであった（表7-2参照）。これら全業種の総営業軒数は1,137軒で、うち534軒が北部に、603軒が南部に立地しており、この点では南北差は少ない。ただし、糸賃引は、絹生産が南部の井波・城端・福光に片寄って行われていたことを反映して、南部にのみ分布した。

ムラ地域にしほれば、北部に126軒、南部に37軒と、北部に圧倒的に多く分布した（両地域に均等に分布したのは米の秕売・小売と古手屋のみである）。そして、北部に

おけるこれら全業種のムラ分布率は24%にものぼり、「ムラ・マチに分布」するタイプに近い数値を示した。マチに多く分布するところから、「マチにのみ分布」するタイプとともに、「マチ的商売」とも呼びうるこれらの業種はマチに近いムラ、主要街道筋のムラ、営業戸数の多いムラというように、商品経済がより深く浸透していたとみられるムラに主として立地していた。したがって、商業的にはこれらのムラはかなりマチ的性格をもっていたといえよう。

「マチにのみ分布」する37業種の分布についても、「マチに多く分布」するタイプと同様な傾向がみられた。ただし、業種については唐津屋・呉服屋・売薬屋など、立地条件としてより中心性の高い場所を選好する業種が付け加えられねばならない。このことは、「マチ的商売」を擁するムラといえども、業種構成上からみた中心性の高さという点では大きくマチに劣ることを意味する。同様なことが業種の多様性という点においても指摘される（図7-2参照—金屋岩黒村は総営業軒数は148軒と多いが、そのうち139軒が根源売と薪木呂商売で中心性の高い財は扱われていないので、図中では副次中心として扱われ、表7-3では除外されている）。営業軒数に関しては、北部の73軒に対し、南部は294軒と4倍強の営業戸数を数えた。ただし、小生産者として、せいぜい副業的に商売を営んでいたにすぎない井波の飼蚕屋128軒を除くと、南部の総軒数は166軒となり、北部との差は縮まる。

4 営業形態

「諸商賣書上申帳」の諸営業の記載から、ムラムラでの営業形態について、少し述べておきたい。同帳記載の各営業戸の「業種」の語尾には、(ア)…屋、…売、…買、…小売、…商 (イ)…請売、(ウ)…振売、(エ)…売買、…中買、…中売、…仕入、(オ)…商売などと記されている。(ア)は「店舗あり」を示し、マチに多い（マチ全体の79%…ムラでは48%）。(イ)は仕入販売で、いちおう店舗ありと考えられる。(ウ)は行商。(エ)は仲買業者。(イ)～(エ)については、ムラとマチの間に差異はみられない。次の(オ)は軒数欄に「…人」と記されているところから、店舗らしきものをもたない業者とみられ、ムラに多い（ムラ全体の8%…マチは3%）。その他に、仲人・博労・鋳物師など、雑多に表現されているケース（そのほとんどは店舗をもたなかったとみられる）がムラで27%、マチで2%である。したがって、「店舗あり」の営業形態は、マチでは9割近くに達したが、ムラでは半数ほどにすぎず、その他は

店舗らしきものをもたない、より零細な営業形態のものであったと考えられる。以上のようなムラ・ムラでの営業形態の在り方は、村落地域に商品経済が浸透し、商業活動が活発化していたとはいえ、マチのそれに比べるとまだまだ未熟なものであったとみななければなるまい。

5 ムラ営業と商圈構造

前章において、砺波地方における経済的中心地の階級とそれぞれの配置および範囲について検証し、藩政後期には第1級高次中心から副次中心に至るヒエラルキーを帯び、かつ重層的な地域構造が出現していたことを論じたが、ムラ地域については各中心地の後背地として位置づけるにとどまった。そこで、ムラ地域も含めて営業類型別の軒数とその割合を検討したところ³⁴⁾、明らかに中心性が高まるにつれてマチ的営業の割合は高くなっている(表7-3)。ムラについてみると、ムラの商売の割合は営業戸数15軒未満のムラで最も高いが(33%)、営業戸数15軒以上のムラでは10%と低く、逆に「マチ・ムラに多く分布」する営業(53%)と「マチに多く分布」する営業(37%)の割合が高くなっている。特に戸出や今石動・福町に町続きの中の宮・上野・後谷はB型の副次中心を上回る数値を示している。このことは中心地の考察に当たって行政的なマチの範囲だけをとりあげるのではなく、隣接するムラ的小中心地も含めたマチ・エリアという範囲をとりあげる必要のあることを示している。

これらのムラ的小中心の存在は、当時のムラ地域が単にマチの後背地として商品やサービスを供給される側にとどまるのではなく、積極的にマチの機能を補完しながら

表7-3 中心地ランク別の営業類型

区 分	マ チ				ム ラ	
	中心地	副 次 中 心			小中心	その他
		A	B	小計		
	%	%	%	%	%	%
マチにのみ分布	16	11	3	7	—	—
マチに多く分布	54	69	41	53	37	19
マチ・ムラに分布	28	20	52	37	53	48
ムラに多く分布	2	0	4	3	10	33
総 営 業 軒 数	1,357	167	206	373	136	592

(注) 1. 中心地は営業軒数100軒以上のマチ、副次中心は同30~99軒のマチで、Aは中心地と町続き、Bはその他。ムラの小中心は同15~29軒のムラ。

2. 金屋岩黒村の商業構成は特殊なので(本文171頁参照)、本表では除外。

ら、商品流通におけるクリスタラー的重層構造の一翼を担っていたことを物語っている（特に北部地域）。さらに、マチについても副次中心A型の方が同B型よりも中心性が高く、中心地に近似した数値を示すことが指摘される。したがって、中心地システムにおいて副次中心のA型は中心地と一体的なものとなされる。

代表的な分布類型別の商圈を模式化して図7-3に示したが、そこには全業種を一括して比較した商圈図³⁵⁾とは明らかに異なった様相が呈されている。すなわち、業種別にみればムラの商圈が必ずしもマチのそれよりも狭小、あるいはそれに従属するとは限らないことが示されている（図のI-i, I-iiの2類型、およびII-i型の油関係の業種）。それら以外の類型においてもムラが商圈構造の一角を占め、一定の役割を果たしていた様子が読みとれる。

かかるムラ地域における活発な商業的活動の実態を正当に評価することによって、われわれは19世紀初頭の砺波地方における商品経済の空間的展開をより正確に把握し

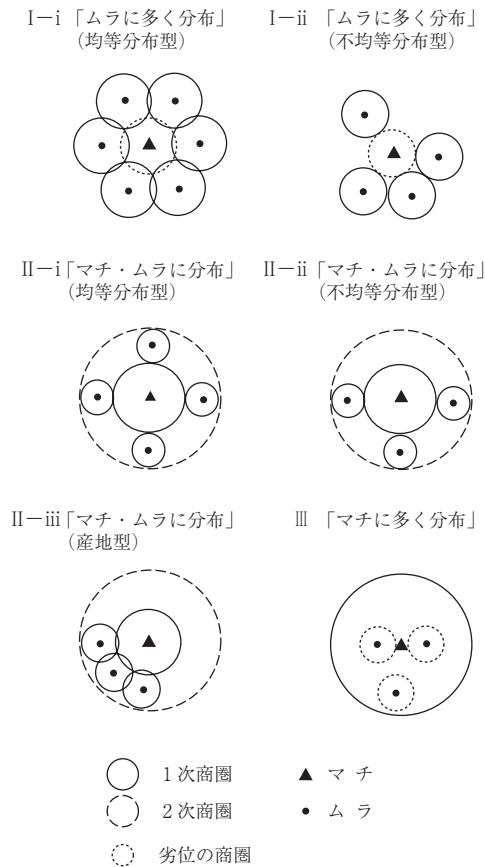


図7-3 業種別分布類型による商圈模式図

えたことになる。

むすび

砺波地方全域にわたって村別に諸営業の軒数・人数を書き上げた文化7年（1810）「諸商賣書上申帳」を19世紀初頭の加賀藩における郡レベルでの商業・サービス業の地域的展開を解き明かす第1級の史料と位置づけ、砺波地方を南部と北部に区分して、在村商人の分布状況に従ってそれぞれの業種を四つのカテゴリーに類型化し、マチ・ムラ別に各類型・各業種の分布状況を検討した結果、次の諸点が指摘された。

（1）砺波地方の南部と北部において、総営業軒数については大きな差異は認められなかった。ところが、マチ・ムラ別にみると、南部ではムラ地域における営業の種類、軒数ともに非常に少なく、大部分がマチに分布する「マチ営業卓越型」とも呼ぶべき分布状況を呈した。それに対して、北部では、ムラ地域においても多くの在村商人が多様な営業を営み、「ムラ営業発達型」とも呼ぶべき分布状況を呈していた。その結果、ムラ地域の人口1万人当たりの営業軒数には南北間で大きな差異がみられた。かかる南北両地域間の商業分布あるいは在村商人分布の差異は商品経済の村落部への浸透度、農民層分解度の差、ならびに交通条件の違いなどによることが指摘された。

（2）ムラとマチに分布する業種の特徴を比較したところ、ムラでは、油・こうじのように一般に広く日常的に消費される財（いわゆる低次財）や苧紬・菅笠といった主としてムラ地域で生産された財を扱う業種、あるいは主としてムラ地域に立地する水車雑穀賃挽・晒屋などの分布率が高かった。一方、マチには高次財や移入財を販売する業種やサービス・飲食関係の営業が多いのは当然であるが、絹業関連業種のようにマチに立地する産業に関連する業種も多く営まれていた。このように、ムラとマチのそれぞれに多く立地する業種は明らかにその性格を異にしていた。一般的にはムラ地域では低次財を扱う業種や苧紬・晒屋・菅笠といった産地型の諸営業が多いといえるが、当時のムラ地域への商品経済の浸透ぶりを反映して、酒・飴菓子・古手・古道具などを商う商人や質屋といった、前述のムラに多い業種の範疇に入らないもの、すなわちマチ的な業種も数多くみられた（特に北部に多かった）。マチ周辺のムラ、主要街道沿いのムラや営業軒数の多いムラには魚屋、休茶屋といった15種もの「マチ的営業」も営まれていた。これらの事実は、当時のムラ、特に上述の北部のムラはマチ

を中心とした流通・サービス構造の一翼を積極的に担っていたことを物語る。

(3) 油、こうじといった最も一般的な財を供給する業種はムラ地域にそれぞれ一定の間隔を保ちながら分布し、マチと対等にそれぞれの小商圈を形成していた。あわせて、北部の戸出を中心とする地域における苧布関係業種の分業的集積も注目された。

(4) 近世期における中心地研究において、ムラはマチを中心とする地域構造の中で、単にマチの後背地として位置づけられるのではなく、マチ・エリアの一角を構成したり、最末端の小中心地として積極的に商圈構造の一端を担っていた。また、本稿で扱った諸営業の分布的類型区分がマチの中心性の判断に有効な一つの指標となりうることも実証された。

本稿は文化7年という近世期の一断面において、ムラにおける諸営業を中心に郡レベルの領域における分布的考察を加えるにとどまったが、時系列的により幅を広げて、大小の地域レベルでのムラにおける商業活動の分析を進めることによって、わが国の近世期における流通メカニズムの解明がいつそう深められよう。

注

- 1) (a) 古島敏雄 (1950) 近世における商業的農業の展開, 渡辺義通編『社会構成史大系8』所収, 日本評論社, 1-176。
 (b) 原田敏丸 (1967) 幕末期江州の農村における商品の生産に関する一考察, 宮本又次編『商品流通の史的研究』所収, ミネルヴァ書房, 35-50。
 (c) 若林喜三郎 (1972) 『加賀藩農政史の研究』(上巻), 吉川弘文館, 338-354。
- 2) (a) 宮本又次 (1948, 1971復刻) 『近世商業経営の研究』, 清文堂出版。
 (b) 原田伴彦 (1957) 『日本封建都市研究』, 東京大学出版会。
 (c) 安藤精一 (1958) 『近世在方商業の研究』, 吉川弘文館。本書は在村商人の活動にも注目している。
 (d) 中島義一 (1965) 『市場集落』, 古今書院。なお, 地方史研究, 30-4 (1980) には近世の町の特集が組まれており, 飯島千秋「城下町と周辺農村」(18-21) をはじめとする諸論文が収められている。
 (e) 伊藤好一 (1967) 『近世在方市の構造』, 隣人社。
- 3) (a) 矢ヶ崎孝雄 (1957) 飛騨における近世末期の商品流通—総括的研究—, 金沢大学教育学部紀要, 5, 27-47。
 (b) 植村元覚 (1959) 『行商圈と領域経済—富山売薬業史の研究—』, ミネルヴァ書房。
 (c) 大石慎三郎 (1975) 『日本近世社会の市場構造』, 岩波書店。
- 4) (a) 堀江保蔵 (1942) 『近世日本の経済政策』, 有斐閣。
 (b) 豊田 武 (1952) 『日本の封建都市』, 岩波書店, 222-232。
- 5) (a) 古島敏雄・永原慶二編 (1954) 『商品生産と寄生地主制』, 東京大学出版会。
 (b) 秀原選三 (1967) 幕末期西南辺境型領国における流通構造の特質—試論—, 宮本又次編『商品流

- 通の史的研究所収, ミネルヴァ書房, 11-34。
- (c) 森 杉夫 (1964) 幕末期河内綿作地帯の商品生産と農民層分解, ヒストリア, 37, 25-36。
- (d) 新保 博 (1967) 『封建的小農民の分解過程』, 新生社。
- 6) (a) 矢守一彦 (1957) 商品流通の歴史地理的研究法, 藤岡謙二郎編『人文地理学研究法』所収, 朝倉書店, 272-282。(b) 松本豊壽 (1964) 城下町商圈論—〈商物方限令〉を中心として—, 地理学評論, 37-11, 593-605。
- 7) (a) 浮田典良 (1958) 櫛田川下流域の農業, 商業的農業の展開 (紀ノ川流域), 藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理』所収, 蘭書房, 402-415。
- (b) 大脇保彦 (1968) 萩藩の農業地域, 西村陸男編『藩領の歴史地理』所収, 大明堂, 194-214。
- 8) (a) 矢守一彦 (1964) 商品流通と城下町, 山口平四郎編『産業地理の諸問題』所収, 柳原書店, 144-145。
- (b) 石原 潤 (1968) 定期市研究における諸問題, 人文地理, 20-4, 43-68。
- (c) 西村陸男編 (1968) 『藩領の歴史地理』(大明堂)に, 小林健太郎「近世初頭萩藩領における市町の分布と類型区分」(302-322), 木村辰男「近世における市町の分布形態と商圈」(323-345), 武藤 直「近世防長の市町とその背景」(346-377), 西村陸男「近世における中心集落—その形成と規模および商圈」(378-411)などの論文がある。
- (d) 藤本利治 (1976) 『近世都市の地域構造』, 古今書院, 132-143。
- 9) 前章では, 在村商人の発生について論じたものの, 流通システムにおける在村商人の役割については十分に言及することができなかった。したがって, 本章は前章を補完するものといえる。
- 10) 注2の(c), 注3の(c), および安藤清一 (1958) 近世在方市商業と局地的市場圏, 歴史教育, 6-1, 13-19。
- 11) 3代藩主前田利常により慶安4年(1651)に創始され, 明暦2年(1656)に完成された加賀藩独自の農政法で, 間接知行制(土農分離), 定免・定納制, 百姓助成制度(貸米・貸銀仕法など), 改作奉行, 十村制度(村方役人の最上位に位置し, 他藩の大庄屋に相当する)による郷村支配体制などを根幹とする。
- 12) 領国内流通機構の拡充・整備のため, 交通の要衝, あるいは地域中心的役割を果たしていた村々にも, 宿立て, 町立ての村として, 宿駅機能の整備や営業を認めた。砺波郡では, 井波・中田・立野・佐加野・埴生の各村が宿立て, 福光・戸出・福町・和田新・福野・福光新・福岡・津沢の各村が町立てであった。いずれも制度的には村方として郡奉行支配下にとどまったが, 本論では「マチ」(注27参照, ただし営業軒数の少ない津沢・佐加野・埴生を除く)として分類した。
- 13) 耕作能力のある者に田畑をもたせることを目的とした政策。しかし, その趣旨に反して, 「高」の細分化がいつそう進み, 農業だけでは生計を維持しえない零細農民層が多数発生し, 他方では富農層や商人への「高」の集中が進み, 農民層分解に拍車がかかった。
- 14) 苧とは麻のこと, 苧紮とは苧を績むこと。古くから砺波地方では麻布の生産が盛んで, 河上布, 越中布(近世に入ってから八講布・五郎丸布)として知られていた。この地方では麻布のことを単に布と呼ぶ。
- 15) 早くも, 寛文元年(1661)に「在々餅酒小間物ふり売並道端に小屋をかけ, 右商売不_レ致様に御郡江急度可被_二申付_一候」(石川県図書館協会編(1970)『改作所日記』(上巻), 57頁)という触れが出され, さらに延宝元年(1673), 享保年間にも同様の趣旨の触れが出されている。
- 16) 田畑 勉(1980) 加賀藩財政と産物方政策, 若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』所収, 名著出版, 123-145。

- 17) 宝暦5年(1755)、藩財政窮乏のため正銀の通用を停止し、大量の銀札が発行されたため、激しい物価騰貴がおり、翌6年には金沢・越中射水郡で、さらに同7年には砺波郡の川上地方でも騒乱が相次いで発生した。
- 18) 若林喜三郎(1972)『加賀藩農政史の研究』(下巻)、吉川弘文館、95-96。
- 19) 例えば、豆腐役については、町続きの村は十匁、宿方の村は六匁、里方の村は一匁五分というように、商業化の度合に応じて地帯区分をし、役銀を規定した(富山大学図書館蔵「川合文書」)。
- 20) 十村(注11参照)差配下の村々で、数十カ村、草高1万~2万石の規模をもつ。
- 21) 井波町史編纂委員会(1970)『井波町史』(下巻)、井波町役場、253-256。
- 22) 注21の下巻、928-930。
- 23) 注21の上巻、609頁。
- 24) 注21の下巻、242-243。
- 25) 例えば、文化3年の「井波諸商賣並稼作物等書上申帳」の営業軒数のうち、文化7年の「諸商賣書上申帳」の調査対象業種を本業または副業とする商人の数を合計すると、おおむね「諸商賣書上申帳」の営業総軒数と合致する。
- 26) 対照史料は天保12年(1841)の「福光村百姓頭振等日用稼方人別書上申帳」(福光町史編纂委員会(1971)『福光町史』(下巻)、福光町、41-43)。
- 27) 村方のうち、営業戸数30軒以上の村をマチとし、同29軒以下の村をムラとする。
- 28) 注9参照。
- 29) 厳密に言えば、懸作状況も考慮する必要があるが、有力なマチを除いた一般の農村部では懸作関係はそう遠方の村にまで及ばなかったので、十村組のような数十カ村という大きな地域単位をとれば、村落間の懸作関係の多くはその域内におさまるとみてよいから、ここでは省略した。
- 30) 年貢米収納の蔵で、御蔵は藩営のもの、蔵宿は民営のものを指す(注9参照)。
- 31) 例えば、菅笠関係の商売は小矢部川流域に、紙漉は西部の山間部の村々に多く分布した。
- 32) 宮本又次(1980)加賀藩の産物方政策をめぐる近江商人と加賀商人、若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』所収、名著出版、146-156。
- 33) 福岡町史編纂委員会(1969)『福岡町史』、福岡町役場、345-373。
- 34) 中心地の階級区分は旧稿(注9参照)と異なる。
- 35) 注9、54頁。



第8章 現代散村の経済的・社会的変容——鷹栖——

はじめに

わが国の農業と農村社会は、第二次世界大戦後における一大変革を経て、昭和30年以降になると、「兼業化」、「機械化農業」、「都市化」、「三ちゃん農業」等々の用語で表現されるような著しい変貌を遂げてきた。そこで、次の第Ⅲ部では近代における山村社会の崩壊と持続について、そして第Ⅳ部では都市化の影響のもとでの都市近郊社会の変容と持続の諸相を取り上げる。それに合わせて、この第Ⅱ部でも砺波散村の戦後における上記の諸変化への対応と展開について考察しておきたい。具体的には、砺波散村を代表する扇央部の村、旧鷹栖村をとりあげ、昭和41～42年にかけて実施した調査の結果をベースに、昭和30年以降における諸変化について考察する。本章では鷹栖の経済的・社会的変化について論じ、続く第9章では居住様式の変容について考察する。

1 砺波の自然

砺波平野は、飛騨山脈の水を集め、庄川町金屋附近（海拔100～110m）で山地を離れ、北流する庄川の堆積作用により形成された一大扇状地である。本章において事例として取り上げる鷹栖は、砺波市の中心地である出町から南西方へと続く農村である。地形的には扇央部に位置し、高度は44～54mで、1/200～1/300の傾斜をなしている。層の薄い粗粒耕土の下はすぐ砂礫層で、保水力が弱く、漏水も激しい。そのことがこの地方の水田の水管理を難しくしている。庄川の豊かな水も、ひとたび怒れば、たちまち洪水となって人も家も田も呑み込んでしまう。砺波平野の開拓の歴史は常に庄川治水の歴史と共にあり、古くは松川除堰堤工事（1670～1714）、そして近代に入っては庄川合口用水事業（昭和9～昭和15）などの大規模な治水・利水工事によって、庄川の水は利水として人々を潤すことができるようになった。この庄川という大河川から引水、灌漑することも砺波扇状地の農業の大きな特色の一つである。地下水の水

位は砺波市南東方を最深（渇水期には24mに達する）とする楕円形のコンターを描いており¹⁾、扇中部に位置する鷹栖は地下水位が深い範囲に入る。豊水期は5～6月頃で、渇水期は10～11月頃である。過去においては用水施設の不備のため、しばしば渇水による水争いもあったが、合口や取水施設が整って取水の安定化が進んだことによって水問題はなくなったかにみえたが、近年は地下水の漸低現象が問題となりつつある。

気候は北陸型である。初雪は11月末頃で、初霜はもっと早い。積雪期間は12～4月頃まで続き、10cm以上の積雪は95日に及ぶ。この間はチューリップなどを除いて裏作は不可能となる。そのため、この地方全体がおおむね水田単作地帯となっている。月平均気温が15℃以上の月は5～10月の6カ月間であり、今日の稲作もこの時期に行われる。日照時間数も、9月頃から少なくなり、11月には月間116時間でしかない。また、9月頃は秋雨前線の通過で降水日が多くなることが稲作に大きな影響を与えている。こうした気候条件が、政府の早期供出の奨励策と相まって、この地方を代表的な早場米地帯にしている。

2 人口の変化と商工業の展開

2.1 人口の変化

鷹栖は15～16世紀頃から開拓され、加賀藩の治政下でその開拓は一気に進み、約3,600石の草高を擁する加賀藩随一の大村となった（表8-1）。戸数も幕末期には3百戸に達し、明治中期には不動島を合併し、戸数約400戸、人口2,400人前後に増えた。そのまま昭和30年頃まではその人口規模を維持してきたが、その頃より人口は減少し始め、昭和40年には2,162人（男子1,046人、女子1,116人）に落ち込んだ。

人口の変化を転入・転出の両面から分析すると、次のようになる。流入人口は、昭和16～22年の例外を除けば概して低かった。それにひきかえ、同期間中の流出人口は一貫して増加していて、流入人口の8倍弱に達した。流入者の出身地は県内（6割）からが多く、流出先は県外（8割）が多い²⁾。このように人口流入出の面からみても、流出が流入よりもはるかに多く、社会的増減に関しては常に大幅な出超となってきた。この負を人口の自然増加が補っていることになる。農村地域としての鷹栖は常にその過剰人口を都市域や北海道へと送り出す人口供給地としての役割を果たしてきたといえよう。

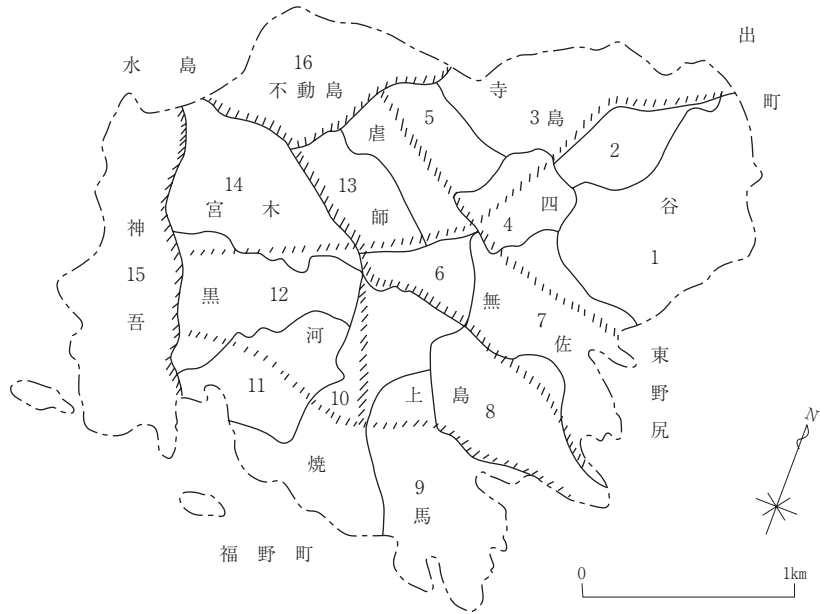


図8-1 鷹栖の“島”と“区”



 “島” (寺島…など) の界
 “区” (1, 2…など) の界

表8-1 戸数・世帯数の変化 鷹栖

年度	戸数	世帯数	人口
元和元年 (1615)	36		
元禄6年 (1693)	76		
天保13年 (1842)	302		
弘化3年 (1846)	343		1,731
明治5年 (1872)	399		1,954
29年	407		2,485
44年	398		2,374
大正10年 (1921)	403		2,507
昭和1年 (1926)	400		2,435
5年		468	2,511
10年	405		2,156
15年	405		2,123
20年	424	452	2,444
25年	415	439	2,407
30年		445	2,466
35年		458	2,387
41年		440	2,162

(鷹栖村史・国勢調査)

さて、昭和30年が16人、同35年が16人の人口の自然増加であったのが、同39年は5人の減少となっている³⁾。昭和39年は例外として、砺波市や富山県の動きと照らし合わせると、これは全国的な出生率の低下による人口自然増加の停滞に沿った現象とみられる。

社会的増減に関しては、転出は昭和30年以降減少し、転入も減少しているが、後者の減少率の方が著しい。しかし、自然増加と社会的減少の差引人口数は昭和30年には8人の減少であったのが、同35年は18人、同39年は36人と著しく減少の割合が高くなってきている。昭和41年調査を参考にすると、転出者の多くは他産業への就業機会を求めて向都離村する青年層であり（兼業度が高い家ほどその傾向が強い）、転入は女子の嫁入りである。次に地区別に検討すると、増加しているのは2・3・4・6・13区である。これらの地区はいずれも街村部を抱える地区であり、減少しているのはそれ以外の周辺地区である。こうした動向は非農業的要素の浸透度に関する各地区の傾向とよく一致している（第3節参照）。

次に人口構成については、県全体では平均年齢が上昇し、生産年齢人口（15～65歳）も増加している。ただし、既述のように20～29歳の若年労働力の都市への流出が増えたことにより、その増加の勢いが鈍っていることに留意しておきたい。女子人口は男子人口を上回っている。以上のような傾向は、砺波市でも認められる。鷹栖では、昭和35年まで男子人口が多かったが、同40年には女子人口が男子のそれを上回った。年齢階級別人口に関しては、昭和27年・41年の50戸抽出調査による年齢階級別表によると（省略）、平均年齢の上昇、生産年齢人口の増加（ただし、15～29歳は減少）、女子人口比率の上昇などが指摘される。上記のような富山県や砺波市の人口趨勢は日本の農村地域の一般の人口趨勢と全く符合するのに驚かされる。鷹栖も、その変化過程にややづれが見られるものの、同じ傾向を示しているといつてよからう。

産業別人口については、県全体では農業人口の減少と製造業・建設業・商業・サービス業（それぞれ昭和25～40年にかけて、16.7%→23.5%、3.6%→7.4%、8.3%→11.7%へと増加）などの第2次・第3次産業の増加である。鷹栖においても、やはり農業人口の減少と製造業・建設業人口の増加がみられ（表8-4）、特に繊維産業への就業者が多い。なお、総農業就業者数の振幅が激しいが、それは兼業を主とする人口の増減が著しいからである。

2.2 商工業の展開

鷹栖における商業は、明治21年に貫通した出町―津沢間の県道沿いに豆腐屋、紺屋

といった日用品を扱う商家が出現したのに始まって、徐々にその数を増してきた。その位置は宮町・御坊町を中心とする県道沿いの地区であったが、隣接する出町の商圈に入るため、その発展は鈍かった。商業は従業員2～3人にも満たないような零細家族経営で行われるもので、地域住民の日用品買物の便に供している程度にとどまっている（昭和41年現在、その種類としては飲食店15軒、家具店5軒などである）。昭和29～39年にかけては、商店数・従業員数に全く変わらない。ただ、昭和39～41年に若干の増加をみている。この間、砺波市全体の伸びも県平均に比べ著しかった。これは、この地方の消費の伸びを反映した結果である。

鷹栖の工業は、製材・縫糸・漆器（職人的な個人経営）などであり、事業所総数は10前後で、就業者数4人以上の事業所は昭和37年まで漸減していたが、同38年以降は砺波市全体の動きに合わせてやや増加した。しかし、10人以上の雇用者を有する事業所は鷹栖製材所のみで、あとは年間販売額1,000万円以下の零細事業所である。

このように、鷹栖の商工業は質・量において停滞していて、多くの雇用を見込めないのが現状である。砺波市全体としては、工業の充実はみられるものの、県全体からみればやや停滞気味といえよう。

砺波市は昭和38年に新産業都市（富山・高岡地区の属す）の指定を受け、同42年から着工する北陸高速道路と将来建設される中部横断道路とのインターチェンジが市内に設けられるなどの明るい材料もある。しかし、一部はまだ計画段階であり、全国的に新産業都市の計画がうまく実施されておらず、昭和41年8月現在、富山県においては新産業都市法による誘致企業はほとんどみないのが実状である。したがって、砺波市は発展の可能性を蔵しているものの、必ずしも順調な発展を期待しえないのが現状である。

3 農業・農家の変化

3.1 就業構造の変化と人々の生活

昭和27年と同41年の調査結果を対比して、この間の農村における大きな変化に対する個々の対応の仕方が、家の性格（例えば、専業農家：兼業農家）や、人々の家庭内における地位（例えば、長男：二・三男）などによってどのように異なり、またどのような点で一致するのかについて考えてみたい。まず、専兼別に農業従事度合いをみると、農業専従者が多いのは、専業農家>第1種兼業農家>第2種兼業農家の順であ

り、農業が主の兼業者は第1種兼業農家に多いという常識的パターンを示している(表8-3)。性別にみた農業専従者は、女子が男子の2倍に達している。年齢的には、50歳以上の人口が約半数を占める(男子専従者のほとんどがこの高年齢層に属する)。

農業を主とする兼業者は3:2で男子がやや多く、その過半数が50歳以上の中高年齢層である。女子は未婚者が多い。一方、農業を従とする兼業農業者は、男子が女子の3倍を占め、その63%が30~50歳の青壮年層である。女子については、未婚者が主婦を上回っている。このことから、兼業農家の農外収入の柱となっているのが農外職業を主とするか、またはそれに専従する階層の収入であることがわかる。一方、兼業農家における農業の主力は女子(主婦と祖母)と高年齢の男子によって占められ、いわゆる三チャン農業のパターンが鷹栖においても顕著にあらわれている。

次に、昭和27年の抽出調査⁴⁾と今回資料をつき合わせて、個々の農家・個人の変遷

表8-2 農家統計 (昭和25~40年)

鷹栖

年 度	総世帯数	農家人口	平均一世帯人員	専業・兼業別農家数			広狭別農家数 ha						
				専業	第1種兼業	第2種兼業	例外規定	0.3町未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0以上
昭和25	369	2,155	5.8	148	145	76	2	29	48	115	104	52	20
29	367			114	187	66		23	51	121	102	52	18
35	369	1,989	5.4	68	168	133		25	46	125	103	52	18
40	366	1,862	5.1	46	133	187	2	21	47	123	106	48	19

(農林センサス・旧鷹栖村資料)

表8-3 専業・兼業別就業構造

鷹栖

農家分類 (農家数)	性別	従事日数	専業(人) (7)	第1種兼業(人) (7)	第2種兼業(人) (29)	非農家(人) (4)
農業だけ	男	150日以上 149日以下	7 (1.0) 0	3 (0.43) 2 (0.29)	6 (0.21) 12 (0.42)	0 0
	女	150日以上 149日以下	11 (1.57) 0	6 (0.86) 2 (0.29)	16 (0.56) 7 (0.24)	0 0
農業外だけ	男	100日以上 99日以下	0 0	3 (0.43) 0	17 (0.59) 0	9 (2.2) 0
	女	100日以上 99日以下	0 0	1 (0.14) 0	6 (0.21) 0	1 (0.25) 2 (0.5)
農業が主 他業種は従	男		1 (0.14)	2 (0.29)	3 (0.1)	0
	女		0	1 (0.14)	3 (0.1)	0
他業種が主 農業は従	男		0	6 (0.86)	27 (0.93)	0
	女		0	2 (0.29)	11 (0.38)	0

(注) () 内の数字は1農家平均の人数を示す。

(昭41年50戸抽出調査)

を辿ってみた結果について述べておこう。昭和27年から同41年までの各農家の専兼別の変化を大きく左右しているのは農地改革ならびに農地法によりやや固定的となった所有耕地面積の大小であり、零細農はその家計を維持していくためには農外職業に現金収入を求めざるをえなくなり、農業は主婦に任されるようになる。そして長男は父の職業を継ぐなりして農外職業に従事し、二・三男は職を求めて家を出るか、父の職業を継ぐかのどちらかを選ぶことになる。だから農業形態としては第2種兼業農家にならざるをえないのである。それにひきかえ、1.0～1.5町以上を有する比較的恵まれた農家の多くは専業農家ないし第1種兼業農家にとどまり、世帯主は日雇い・大工などの比較的時間の自由な職業に従事して農業にも力を入れており、主婦はそれを助けている。二・三男については、昭和41年に実施した50戸抽出調査によると、第2種兼業農家と専業農家では他所へ出るケースが多く、第1種兼業農家では在宅他産業就業が多い。

では、非農業者、兼業農業者の就職先はどんな職業が多いのか、換言すればどのよ

表8-4 農家の農外就業構造

鷹栖

業種		① 製造業	② 建設業	③ 公務員	④ サービス業	⑤ 鉱業	⑥ 商業	⑦ 運輸業	⑧ 日雇い	⑨ その他	合計
第1種兼業	主 男女	1	1	1						1	3
	従 男女		5	2					1	2	10
	小計 男女	1	6	3					1	2	13
第2種兼業	主 男女	10	2	3	1						16
	従 男女	8	7	5	1		2		3	1	27
	小計 男女	18	9	8	2		2		3	1	43
非農家	主 男女	3	2		3	1					9
	従 男女										
	小計 男女	3	2		3	1					9
合計	男女	22	17	11	5	1	2		4	3	65
		10	1	2	3		4		1	2	23

「主」とは農外職業に主として従事する者。

(昭和41年50戸抽出調査)

「従」とは農外職業に副的に従事する者。

うな産業が農家人口を吸収しつつあるのだろうか（表8-4）。第1種兼業農家の男子は、兼業農業者として比較的時間の自由な大工などの建設業や日雇いに従事するなどして、農業から全く離れてしまうということはできない。それに比べ、第2種兼業農家の男子は他産業への従事度合いを高め、製造業に従事する割合が高くなる。婦女子についても、老夫妻が農業を任せられる第2種兼業農家においては製造業への従事度合いが高くなっている。以上のように、3者とも余暇に農業をするという留保を残しながら、農村立地型産業に従事しており、耕地面積の少ない家ほどそれら産業への依存度を高めつつある。したがって、個々の農家ではかなり差をみせながらも、全体的には所有耕地の大小によりその農業経営形態は大きく左右されているといえよう。そして、耕地面積の少ない家は家計維持のために農外職業（第2次産業）に多く従事せざるをえなくなり、農業収入の少ない農家ほどそれら産業への依存度を高めつつある。その結果として、農業は能率の面からいって問題の多い主婦を中心とする女子と高齢層に頼らざるをえなくなってきたというのが実情である。

一方、比較的広い耕地面積を有する専業農家の世帯主は、ごく一部の積極的経営者を除いて、その大部分は仕方なく農業に専従しているというのが実情で、若い家族員は流出してしまつて農業経営に労働力不足を感じている農家も多い。また、経営面積を増やして自立経営をしようにも新たに耕地を得ることは困難であり、その経営・家計ともに苦しい状況に追い込まれている。

3.2 機械化の進展など

昭和25年頃に農業機械といえは、動力機・もみすり機・脱穀機などの調整段階の機械があった程度で、耕起にはもっぱら畜力を利用した前近代的耕作法に依っていた。

戦後の日本経済の復興、政府の機械化助成策、農民の農機具への認識の高まり、そして何よりも農民が痛切に感じ始めた労働力不足に促されて、昭和27年に初めて動力耕耘機が導入されたのを契機として、鷹栖の機械化は進行してきた。動力耕耘機は最初、専業農家に、それから兼業農家へと波及していった（表8-5）。

鷹栖の農業用機械の普及過程を振り返ると、まず戦前の昭和11年頃から籾すり機・脱穀機・発動機が普及し（その時期についてはそれぞれ多少のずれがある）、次いで上記の動力耕耘機が同27年頃に導入されて30年頃から本格的に普及し、さらに動力噴霧機（動力撒粉機にとってかわられる）や動力カッター・乾燥機⁵⁾（昭和37～38年頃）の順で普及してきている。それ以外にも、農用トラック、貨物自動車、ミルカーなどが使用され、昭和42年には刈取機が導入された。

表 8-5 農機具と自動車の普及度

鷹栖

種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	動力噴霧機	手押噴霧機	動力耕耘機	発動機	電動機	乾燥機	動力カッター	もみすり機	脱穀機	動力撒粉機	動力精米機	貨物自動車	乗用車	単車
保有台数 A	13	7	11	3	21	3	9	10	7	1	2	10	5	20
B	9	7	11	3	14	3	9	8	5	5	4	2	0	8
普及率 A	48%	26	41	15	78	11	33	37	26	4	7	32	16	65
B	64%	50	79	21	100	21	64	57	36	36	28	14	0	57
総数	22	14	22	6	35	6	18	18	12	6	6	12	5	28
全抽出農家 普及率	54%	34	54	15	85	15	44	44	29	15	15	27	12	62

A - 第2種兼業農家

(昭41年50戸抽出調査)

B - 専業農家 + 第1種兼業農家

かかる農業機械化の進展は次のような要因によって促された。すなわち、戦前より既に進行していた青年層の流出による労働力不足が専業農家や第1種兼業農家といった耕地面積の比較的大きな農家において顕在化し、そうした状況解消へのニーズが高まっていた⁶⁾。さらに付け加えれば、農地改革による自作農化が農民の資本蓄積をある程度可能にし、そのことが農民の農機具購買力を高めたことも見逃せない。そうした潜在的需要と購買力の上昇を背景に、折から漸く戦後の疲弊から復興した日本の工業が技術革新を遂げながら日本的な小規模農業経営に適合した農業機械を提供できるようになった。そして、まず耕耘機が上層部の間に導入された。そして零細経営農家の第2種兼業化が進行すると、これら階層の間にもようやく労働力不足が顕在化し、次の段階としてこうした階層にも農業機械が普及していった。そして、その所有形態は共有から個人所有へと、早いテンポで変化を遂げていった⁷⁾。

以上述べた農業機械化の急速な進展は、農作業方法を大きく変化させるとともに、兼業の質・量の両面における強化を促した。農業機械の普及は、農作業改善と相まって農作業時間を短縮すると同時に道路整備と圃場の大型化による機械の高効率利用への要望を高めた⁸⁾。また、兼業化の進展はいつそうの省力へと駆り立てることになり、昭和30年代後半から大がかりな圃場整備事業が進められている。

肥料については、戦前から昭和30年頃までは有機肥料や自給肥料に頼っていた。と

ところが、農協での購入品目の変化をみると、昭和30年頃から急速に無機質肥料の購入が増えてきて、有機肥料は同31年より無機質肥料の10分の1に急落している。したがって、鷹栖における無機質肥料への完全な転換は昭和30～31年頃と考えてよからう。

もう一つ重要な要素は農薬の普及である。昭和24年には農協での農薬販売が46万円程度であったのが、同28年には58万円、同32年には180万円、同35年には370万円と急激に増加してきている。こうした数字の推移からみて、鷹栖における農薬の本格的普及は昭和28～30年頃に始まり、同35年にはほぼ全体に行き渡ったと考えてよからう。その結果、病虫害や秋落ち現象は減り、多施肥と合わせて、土地生産性の向上に大きく資した。一方、それは生産コストの上昇と健康問題をもたらすことになる。

次に、雇用労働力ならびに交換労働力について簡単に述べておきたい（表8-6）。雇用労働力のほとんどは地域内（94.4%）でまかなわれ、時期的には春の田植期（70.1%）の方が秋よりも多く、性別では女子（76.1%）の方が多。田植には男子も多いが、そのほとんどが季節雇用（81%）の形をとっている。親戚間や近隣の間で行われる労働交換は少なくなって、季節雇いを含めた臨時労働力の18.4%ほどを占めるに過ぎない。臨時労働力の合計は、1家族平均で延べ40人であり、行っていない家を除く

表 8-6 農家雇用労働力

鷹栖

種 別		村 内	村 外	小 計	割 合	合 計	
地 域 別	村 内	男	459		459	94.4%	1,898
		女	1,439		1,439		
	村 外	男		21	21	5.6%	
		女		88	88		
時 期 別	春	男	237	21	258	70.1%	1,027
		女	681	88	769		
	秋	男	10	0	10	29.9%	
		女	421	5	426		
男 女 別	男	459	21	480	23.9%	2,007	
	女	1,439	88	1,527	76.1%		
季 節 雇 い	男	338	21	359	21.8%	1,644	
	女	1,197	88	1,285	78.1%		
交 換	男	119	0	119	32.8%	371	
	女	247	5	252	67.2%		
不 明		10		10		10	

(注) 1. 現在、鷹栖は砺波市に合併しているが、(昭41年50戸抽出調査)
旧鷹栖村の範囲を「村内」とした。
2. 数字は延人員。

と同56人となる。鷹栖では雇用労働力が地域内でまかなわれていることは注目してよかろう。その一方で、いわゆる「ユイ」と呼ばれる労力交換が著しく減退しているのは、村落の共同体的慣行が弱まってきたためとみられる。しかし、昭和44年度の現地での聞き取り調査では、農村における労働力の払底が雇用による労働力確保を困難にしているため、新たに「区」全体あるいは近隣同志でユイ的（精算は賃金で行うが、その精神は労力交換である。）に行うことが盛んになってきているようである。こうした事実は、農村における社会の仕組みや価値観の変化については、表面的動向の解釈に止まるのではなく、多面的な分析を行うことによって農村社会の深層に迫ることを要請しているといえよう。

ともあれ、機械力の利用と多施肥による増収がある一方で、それが生産費の上昇を招いていることは明らかである。それを補うためにさらに兼業の度合いを高めざるをえなくなり（鷹栖でも農外所得が農業所得を上回っている）、そのためにさらに省力を図るといういたちごっこが起こっている。まさに、農家の過剰投資傾向はいつそう高まってきているといえよう。

3.3 土地所有における変化と階層分化

前述のごとく農地改革により1町平均の自作農層が形成され⁹⁾、それが昭和30年代における土地所有パターンの原型となった。そして、農地移動に係わる法の制限が階層間の土地流動性を阻んでいる。それにもかかわらず、日本経済の発達による農業構造の変化は農民の階層分化、地域的分化を促し、土地所有においても徐々にではあるが、変化が起こりつつある。

まず、農地の所有権変更の全体を眺めてみると、砺波市においては昭和33年以降、件数はやや減少傾向を示すが、面積ではあまり大きな変化は認められない。昭和33～41年までの9年間における所有権変更の総件数は約3,300件で、面積は272.6haに達した。これは総農地面積の0.59%に当たり、全国平均（1.75%—昭和35年）より少ないが、都市に近い戸出地区（0.47%—昭和39年）より多い。有償、無償の割合は3対2である。

鷹栖は昭和35年～40年で、総件数は70件で、総面積は795畝7歩であり、その割合（0.4%）は砺波市平均より少ない。有償と無償を比べると、無償の率が49%と他地域よりもやや高い。このことは財産贈与などの理由による譲渡が多く、本来の意味での土地売買が少ないことを意味する。

次に、譲渡事由別にみると（表8-7参照）、離農・転出・兼業・労働力不足などに

表 8-7 自作地所有権移動の理由

砺波市・鷹栖

種別	無償贈与	積極的事由					縮農的事由					金の必要	その他	合計
		営農資金	交換	買い換え	の相要手望方	小計	離農・転出	た兼業の縮農の	労力不足	耕作不便	小計			
砺波市 (件)	3 (1.6)	1	25.3	7.6	10	43.9 (23.2)	21.7	16.3	13.3	35.3	86.6 (45.8)	24.7 (13.1)	30.7 (16.3)	188.9 (100)
鷹	11 (15.7)	2	23	0	0	25 (35.7)	9	0	2	12	23 (32.9)	5 (7.1)	6 (8.6)	70 (100)
栖	面積 388畝 7歩	23畝 11歩	112畝	0	0	135畝 11歩	134畝 2歩	0	26畝 26歩	36畝 29歩	197畝 14歩	59畝 14歩	14畝 21歩	795畝 7歩

(注) 砺波市は年平均の件数。鷹栖は昭35～40年の累計。()内は%を示す。

(砺波市農地委員会資料)

よる農業縮小ないし放棄の事由が砺波市全体では件数の45.8%を占めるのに対して、鷹栖では32.9%である。この差は、鷹栖が他地域に比べて農業維持力が強いことを示しているといえよう。

逆に交換・買い換え・営農資金の調達などの事由（やや積極的な動機ととれる）は砺波市が23.2%で、鷹栖は35.7%であることは前述の鷹栖の農業維持力が強いとする解釈と符合する。この中で、交換という事由が砺波市平均で58%、鷹栖では92%に達していることは鷹栖農民の合理的農業経営努力を表明している。こうした土地交換の背景には、散村地帯特有の「自家周囲に耕地を集中させる」という伝統的営力があることを指摘しておきたい¹⁰⁾。なお、「金の必要」に迫られて土地を手放すケースが砺波市平均の2分の1であることから、鷹栖の人々が他地域に比べて堅実な暮らしをしている様子がうかがわれる。以上、譲渡事由よりみた鷹栖の姿は比較的に農業維持力が強く、堅実な農民生活が展開されていることを反映しているようにみえる。

次に、砺波市全体の耕地面積広狭別農家数の増減と、同広狭別の譲渡・譲受の差し引きした数字とを比較してみると、必ずしも一致した傾向を示さない(表8-8)。すなわち、譲渡件数では中農層(1.5町前後)への土地集中を示すのに、農家世帯数の増減では両極分解の傾向を示す。一方、鷹栖では広狭別の階層間移動は必ずしも砺波市の傾向と一致せず、中農層の増加傾向を示している(昭和25～41年)¹¹⁾。しかし、昭和35～41年をとると、1～2町層を除いてはほぼ一致してくる。鷹栖の1.0～1.5町層の増加現象と土地所有における階層間移動が他地域に比べて少ないことから、鷹栖では両極分解にまで進んでいないのではないかと考えられる。いずれにしても土地所有における階層間移動が進行していることは確かであり、経済的・社会的にも農家階層の分化が進行している現状から推して、土地所有権の移動はいつそう活発となるだ

表8-8 広狭別農家数増減

鷹栖

種別	総戸数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町以上
昭和25～29	-2	-6	+3	+6	-2	0	-2
昭和29～53	+2	+2	-5	+4	+1	0	-2
昭和35～41	-2	-3	+4	-4	+4	-2	+1
昭和25～41	-2	-7	+2	+6	+3	-2	-3

(農林センサス, 砺波市資料)

広狭別農家数増減と所有権移動(第3条)

砺波市

種別	総戸数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町以上
昭和25～35	-18	+9	-30	+17	-32	+19	-1
昭和35～41	-66	-21	+34	-30	-80	-13	+44
昭和25～41	-84	-12	+4	-13	-112	+6	+43
譲受—譲渡(件数)		-30	-19	+4	+48	+6	-9

(注) 最下段は昭和39～41年間の累計の差である。

(農林センサス, 砺波市資料)

ろう。

次に農地所有権移転事由の地域的傾向をみると、四谷・寺島地区が圧倒的に多く、次いで県道部とその南部の無佐・上島・黒河・焼馬地区が多い。前者では、①農地を他用途に転用する(この中には無佐を入れねばならない)、②交換、③離農などの事由があげられている。後者では、①無償贈与、②耕作不便、③農地交換といった事由があげられている。この中から離農ないし農業縮小傾向の事由を取り上げてみると、その分布は農地転用における宅地・工場施設などへの農地転用の分布と類似している。このことから、四谷・寺島・無佐などの街村部や出町一福野間の県道に近い地域が都市化現象の浸透による土地所有権移動と用途変更の激しい地域であるとみてよからう。さらに、譲渡と譲受を地図上にドットしてみると(図8-2)、ほぼ同一地点に両者が並列していることがわかった。そこで、さらに個別に土地の売買・授受関係を照合してみると、そうした営為が近隣の間で行われていることが判明した。これは、先に述べた散居村における耕地囲繞制が土地の所有権移動にもあらわれた結果であるという解釈を支持していると考えてよからう。

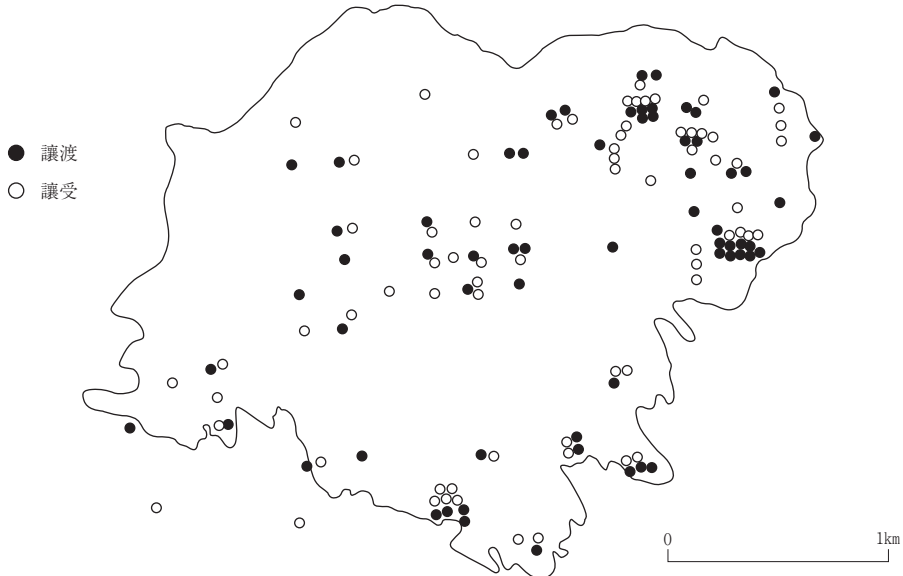


図 8-2 農地法第三条, 第四条による所有権移転 (昭和35~39年, 鷹栖)

3.4 社会的変化について

戦後における経済的・社会的な諸変化が非常に著しいことは誰しもが認めるところであり、農村においても農地改革を起点として、あらゆる部門で大きな変革が行われた。経済的には第2次・第3次産業の発達による経済の高度成長は都市の膨脹をもたらし、それが農村社会に都市への人口流出、都市文化の浸透、兼業化・脱農業の促進などの波及作用を及ぼした。こうした諸変化は農村社会内部における戦前の地主—小作関係というヒエラルキーな性格を帯びた関係を基調とした旧い習俗・価値観に支えられた共同体的社会の破綻をもたらし、新しい価値観・社会の創造への模索を必然たらしめた。そうした変容の一端を紹介し、次章の理解の助けとしたい。

農地改革の社会的意義 明治中期頃から当地方ではいわゆる永小作権が制度的に確立され、耕作権が所有権より優位に立つという特異な制度が確立されたため、地主の小作に対する直接的な支配は他地域に比べて緩やかであった。そうした中で、地主たちは「オヤッサマ」群対小作群という身分的・階級的な優位性を背景とする村政治・行政の支配を通して自らの優位性を確保してきた¹²⁾。しかし、そうした地主の階級的優位性は農地改革によって払拭され、平均1町歩を所有する広汎な自作農群(96%)が創出され、戦後の鷹栖社会の基盤が確立された。また、農地改革は自営農民の相対的な資本蓄積を可能にし、機械化を始めとする農業経営の近代化の足がかりを与え

た。しかし、折からの高度経済成長は農業労働力を農村から奪いとる形で進行した。そのため、全体的には兼業化をベースとしながら、農業規模的には自立経営農家：零細農家、農業従事度合いにおいては専業：兼業：脱農業という類型的分化を遂げながら、広範な社会分解が進行した¹³⁾。

社会的紐帯の弛緩と生活圏の拡大 戦前においても、農村商工業の発展や交通機関の発達により、農民生活は旧来の自給自足的経済や閉鎖的社会的桎梏から抜け出し、分業的経済体制、開放的社会へと志向してきた。戦後は、そうした傾向はますます顕著となり、古い社会的紐帯や地域的紐帯は弛緩し（例えば、地区・ムラ報恩講の解消、地神の屋敷神への退化、地蔵組紐帯の弛緩など）、個人的結合を主体としたり、機能をより先鋭化した集団が増えてきている（例えば、主婦を中心とした個人的加入による営農研究会など）。また、生活圏の拡大を足場とした新たな組織も構築されつつある。しかしながら、農協の組織形態も最初は「個人」加入制を取りながら、昭和30年には「家」加入制に後退するなど、こうした社会関係や組織はまだ未成熟であるといえよう。

上記の社会紐帯の弛緩をもたらした要因としては、①土地所有における階層分化の進行、②兼業化・非農家群の増加による社会的分化、③交通の発達と経済活動の広域化による生活圏の拡大がもたらす地域紐帯の弱化などがあげられる。①と②については既に述べたので、ここでは生活圏の拡大について述べておこう（表8-9）。

前回調査における村内または自家での日用品の充足率は7割近くを占めており、外部へ出るのは出町が主で、その他地域での購買は1割に満たなかった。ところが、今回調査では村内での充足率は3分の1強となり、出町で3分の1、あとは高岡・石動・福野・津沢・金沢・富山などで購買される。高級品になるほど外部、それも高岡・金

表8-9 買物圏

鷹栖

種別	鷹栖	出町	近隣地区					遠方都市					その他	不明	合計
			福野	福光	戸出	津沢	小計	高岡	石動	金沢	富山	小計			
家庭器具	57 (35.9)	54 (34.0)	10	2	5	3	20 (12.6)	7	3	3	3	16 (9.9)	6 (3.7)	6 (3.7)	159
高級衣料	14 (19.7)	28 (39.4)	3	2	0	1	6 (8.5)	7	8	5	2	22 (31.0)	0 (0)	1 (1.4)	71
高級雑貨	20 (30.8)	31 (47.7)	0	0	0	3	3 (4.6)	7	3	0	1	11 (16.9)	0 (0)	0 (0)	65
日用品	47 (58.0)	24 (29.6)	0	0	0	2	2 (2.5)	4	3	0	1	8 (9.9)	0 (0)	0 (0)	81

・上段－戸数

(昭和41年アンケート調査)

・下段－全体に対する割合(%)

沢などの遠方が多くなる。

外部での購買動機を調べると、「品数が豊富」であることと並んで、「職場に出たついで」、「町へ出たついで」といった兼業化・脱農業による生活範囲の拡大という理由や、「町に知り合いがある」とか「町に出たついで」などという通勤以外の人々の生活範囲の拡大による理由などがあげられている。

次に交通の発達状況についてみると、加越能バスでは昭和30年対比の同40年のバス乗車人員ならびに路線数は、それぞれ220, 410の指数を示し、人的交通が飛躍的に増えていることがわかる。総乗車人員のうち、定期券利用者は178万人と、27%に達している。さらに自動車の1世帯当たりの普及率は乗用車と貨物車を合わせて39%で、単車を含めると78%となり、ほとんどの家がなんらかの車両交通手段を有していることになる。それも、兼業度が高くなるほど保有率も上がる。それは兼業度の差による生活範囲の広狭を反映した結果であると考えられる（表8-5）。

通婚圏については¹⁴⁾、大正4年～昭和41年にかけて一貫している傾向は、その拡大現象である（表8-10）。大正4年には37%であった村内婚が、昭和28～41年の間には21%に減り、同期間に県外婚は1.7%から25%へと増加している。県内婚の範囲は鷹栖の20km圏内に入る東砺波郡を中心とする近隣市町村がほとんどである（わずかではあるが、年代が下がるにつれてその圏は拡大することが付け加えられる）。通時代的にみると、①村内婚を主とする時代（明治以前）→②村外でも比較的近隣の市町村

表8-10 通婚圏

鷹栖

年 度		富 山 県			富山県外	不 明	合 計
		鷹栖村内	東砺波郡	その他			
大正4年	転入	22	14	3	0	0	39
	転出	0	17	2	1	0	20
	計	22	31	5	1	0	59
昭和元年	転入	10	12	0	3	0	25
	転出	0	16	2	7	0	25
	計	10	28	2	10	0	50
昭和13年	転入	2	9	5	2	0	18
	転出	0	8	6	9	0	23
	計	2	17	11	11	0	41
昭和13～27年	転入	5	16	7	2	4	34
	転出	4	10	12	4	0	30
	計	9	26	19	6	4	64
昭和28～41年	転入	2	7	2	0	1	12
	転出	3	3	0	6	0	12
	計	5	10	2	6	1	24

(注) 太線以下の欄の数字は抽出50戸家族の累計の数である。(人口動態調査簿)(昭和27年50戸抽出調査)

との通婚を主とする時代（大正～昭和初期）→③やや遠方・県外との通婚（昭和初～中頃）→④県外婚が増加する（戦後）というように区分できる。これを第2節で述べた人口の転入出圏の拡大現象と比較すると、ややその圏の拡大に時期的なずれが目につくものの、ほぼ似た傾向が示されている。

簡単に買物圏、通婚圏について述べたが、経済的・社会的変化（殊に兼業化・向都離村の促進）により人々の生活範囲は狭い「村」という枠を突き破って、交通手段の発達に伴って拡大していった。それが社会的地域単位の拡大現象を引き起こすことは自明であろう。

「個」の確立への動き 精神的、あるいは文化的な面においても、やはり著しい変化が認められる。前述の新たな機能的集団の一部においては、その構成分子を「家」ではなく「個」においてとらえようとする動きがあることを指摘した。例えば、営農研究会は今や農業の担い手たる婦人によって主に構成されている。しかし、それは「家」を代表してという性格ではないようである。というのも、登録名義はもちろん、実際上も彼女たちは歴とした構成員として活躍している。他方、世帯主が出る場合は彼らの名義で登録されている。すなわち、営農研究会は実行者の集団であるということになる。したがって、営農研究会は「家」代表の集まりでもない。しかし、各家から一人が参加しており、「家」集団としての性格も垣間見えるのも事実である。

一方、旧社会を強固に支えてきた集団的価値観（いわゆる村精神と換言してもよい）の否定の上に立ち、「家」の枠を抜け出て、「個」を尊重する集団が増えつつある。そうした集団の成立は、社会関係が「家」の関係でも、「家」を背景とする個人の関係でもなくて、「個人」の間で結ばれることと繋がっている¹⁵⁾。もちろん、こうした傾向はまだまだ微弱であり、「家」なる観念が農村社会の奥深く沈潜していることはいうまでもない。上記の営農研究会も、まだそうした性格を抜け切れていないということになる。しかし、第3章や第4章で論じたように、砺波散村では、こうした「家」連合体的な性格が集村に比べて弱かったことも、この地域における村落社会の変化を考える上で考慮に入れておかねばならないことを指摘しておきたい。

むすび

農業外の職場に進出する兼業農家が激増し（ほとんどの家では誰かがホワイトカラー、ブルーカラー、または日雇い労働者として外に働きに出ている）、他方では商店

経営者あるいは工場経営者として資本に対する鋭い感覚の持主が多数出現するなど、農村の生活はもはや単純な農業一本のものではなくなっている。物質的な面ではテレビ（100%…最近ではカラーテレビが普及しつつある）、冷蔵庫（89%）、洗濯機（89%）、石油ストーブ（52%）、自動車（37%）と目覚ましい普及率を示している。それも、農業を主としている家とそうでない家とでは差がある。例えば、同じ自動車でも乗用車は農業を主とする家ではほとんど使用されず、大部分が第2種兼業農家と非農家である。全般的に物質的な面においても非農業的色彩が強いほど近代的生活用具の普及度は高い。その購買欲は都市のそれに決して劣るものではない。物品の購買のみならず、居住面においても台所の改善、応接間の設置、椅子生活の普及などが進められ、住居自体も都市的な建物（鉄筋コンクリート、プレハブ住宅）が多くみられるようになった（次章で詳述する）。

精神的な面では、マス・メディアの発達により都市的文化の情報吸収は都市のレベルに近づきつつある。それがすぐ生活の場にもちこまれるわけではないが、その影響力は無視しえない。なぜなら彼らの現実の生活そのものが、都市のそれと密接につながり（経済的交流はもちろん、旅行、都市に出た子女、婚姻関係、出稼ぎなどを通して行われる）、旧い殻から抜け出ようとしているわけであるから、新たな都市文化を受け入れる素地は十分にもつといえよう。

注

- 1) 砺波市史編纂委員会（1965）『砺波市史』、砺波市役所、12頁。
- 2) 北陸農政局（1965）『鷹栖・大島・栲山調査報告書』、169-215。
- 3) 鷹栖が昭和39年に死亡者数が出生者を上回ったのは一時的現象であり（その間に疫病などの流行なし）、砺波市全体では変わらない。
- 4) 渡辺久雄（1954）農業経営に関する二、三の問題、人文研究、5-9、772-785。
- 5) 昭和36年頃に米の品質鑑定に水分検定機が採用されると、農家はわれ先にと乾燥場を設けて、水分検定機、乾燥機を導入した。
- 6) 注1、941-942。機械化の進展は既に戦前に始まっており、それが戦争により中断したという見方をしているが、筆者もその説に賛成である。
- 7) 鷹栖のこの変化は砺波でも早い方である。近接する福野町高堀集落ではまだ共同購入の段階である（昭和40年センサス個票より）。
- 8) 富山県平野部では、機械導入の障害条件として「道路が悪い」39.4%、「小圃場である」29.0%などがあげられている（『農林省統計書』による）。
- 9) 農政調査会（1952）『富山県砺波地方における慣行小作権の構成と農地改革』、農政調査会。木村 宏（1954）村落構成と土地所有、人文研究、5-9、41-51。
- 10) 村松繁樹（1953）砺波平野の散村三論、人文研究、4-3、1-20。水津一郎（1954）土地占居からみた

散居の機能, 人文研究, 5-9, 27-40。

- 11) 昭和27年と同41年の抽出家族の所有面積について, 1町を基準として標準偏差をとると, 昭和27年: 5.88反, 同41年: 6.13反とバラツキが大きくなっており, 1町層への収斂はみられない。
- 12) 明治以来, 村の要職はほとんどこれら地主階級が占め, 一部収入役などには自作農層が採用された(ただし, 大正3年, 小作指導者萩原正清が村長になったのは例外であり, 同人は同5年には辞職に追い込まれている)。地主自営地の労働力として「住込み」あるいは「通い」で雇用された「オトコサ」は隷属的であった。
- 13) 戦後の鷹栖社会に旧地主階級がどのような地歩を占めたかについては, 残念ながら今回の報告の範囲外であった。
- 14) 岩田慶治(1956): 砺波文化の地域的秩序, 人文研究, 7-9, 13-35。
- 15) 川畑精一・神谷慶治(1964)『現代日本の農業と農民』, 岩波書店。



第9章 現代散村における居住様式の変化——鷹栖——

はじめに

第8章では、砺波散村の代表的な村落である砺波市鷹栖をとりあげて、主に昭和30年以降における人口変化および商工業の展開を概観した後、就業構造や土地所有の変化、階層分化に伴う社会的変化、および生活圏の拡大とその意味などについて論じた。それを承けて、本章では近代、特に第二次世界大戦後における散村の人口分布や分家様式の変化が散居という居住様式にどのような影響を与えたのか。それは、はたして散居の在り方を覆すような変化なのか、それとも基本的には散居スタイルを維持する方向での変化なのかについて論じる。さらに、生活の近代化に伴う家屋形態や居住様式の変化についても考察する。

1 世帯・戸数の増減と分家様式・住居分布の変化

一地域における住居の増減は転入・転出戸数と地域内の分家数により決まる。さらに、分布という観点からは地域内移住についても把握しなければならない。そこで、第1節では各年代毎の転入・転出世帯（戸数）を、そして第2節以下では分家数と村内移住を数量的に把握し、さらにその位置の変化と住居密度の変化について考察する。なお、本節では近年の動向の位置づけを補足するために必要に応じて明治期まで遡ることとする。

1.1 転入・転出世帯（戸数）について

鷹栖における挙家転入出については、既に川喜多¹⁾が明治以降から昭和26年までを4期に分けて、その間の家族規模と村総人口の変遷との関係から論じているので、ここでは戦前・戦後を通じての戸数増減の様相について概観することに止める。

転出世帯（戸数） 表9-1によると、東・西砺波郡内（そのほとんどは東砺波郡である）への転出は第Ⅰ期（明治1～15年）から第Ⅲ期（大正1～14年）の間に多く、

その後はほとんどない。また東・西砺波郡を除く県内流出は6件あるのみで、それらの転出先は富山・高岡方面である。県外への流出は明治中期から大正初期にかけて多いが、これは明治以降における日本の資本主義的発展の蔭で没落していった農民層（主に、明治後半から大正にかけてたびたび起こった農村恐慌による）の北海道移住による特異な現象であった。北海道移住は鷹栖の戸数変遷の上では特異な一時期を画しているが、その住居配置への影響はそう大きくなかったようである。なぜなら、1.3項、1.4項でも触れるように、彼らの跡家へは分家者や農業経営の発展を望む者が入ったので、それは集落内の住居配置を大きく変える要因とはならなかったとみてよからう。

北海道移住を除いた県外への転出状況はどうであったか。時代的にはあまり大きな変化はみられなかったが、時代が下がるにつれて、僅かずつ増えている。大正時代には、明治後期の北海道移住のあとを受けて、まだその余燼が燻っていたが、大阪方面への移住も増加してきている。昭和に入ってから数字は少ないのだが、聞き取り調査によると、もう少し多いようである。その移住先は、ほとんどが大阪・東京などの遠方である²⁾。この世帯移住の傾向は向都離村者の増大傾向と一致している（第8章参照）。

以上述べたところより、転出世帯の戦前までの推移をまとめると次のようになる。第Ⅰ期（明治1～15年）は、東・西砺波郡内の近隣市町村への転出が圧倒的に多く、県外へは金沢・東京などに分散的に移住している。第Ⅱ期-1（明治16～29年）には、同じく近隣市町村への移住が多いが、地域はやや拡大し、高岡などの市域への移住もみられ、一方では明治16年から北海道移住がはじまり、この期の終わり頃には著しく増加してくる。

第Ⅱ期-2（明治30～44年）には北海道移住が最高潮となり、同時に大阪・東京・金沢といった遠方の都市への移住がみられるようになる。北海道移住は次の第Ⅲ期（大正1～14年）にまで及ぶ。この第Ⅲ期には、大阪方面への移住が徐々に増加する一方、近隣市町村への転出は著しく減少する。したがって、この第Ⅲ期は向都性の遠距離移住の本格化した時代と位置づけられよう³⁾。第Ⅳ期（昭和1～19年）に入ると、この移住先の遠距離化・向都性移住の現象がいつそう進行し、県内移住はほとんどみられなくなる。

かかる戦前の傾向のあとを受けて戦後はどうであったか。終戦後しばらくは、都市での生活困難が離村者の一時的帰村を促したので、人口数・戸数ともに一時的に増加した（第Ⅴ期-1）。しかし、日本経済の復興につれ都市の機能が回復してくると、再

表9-1 転出世帯

鷹栖

時代区分		転出先	県内			県外			不明	合計
			東・西 砺波郡	その他	小計	北海道	その他	小計		
第Ⅰ期 (明治1～15)			4	—	4	—	5	5	—	9
第Ⅱ期 (明治16～44)	i (明治16～29)		6	2	8	14	6	20	1	29
	ii (明治30～44)		4	—	4	27	2	29	—	33
第Ⅲ期 (大正1～14)			3	—	3	4	8	12	—	15
第Ⅳ期 (昭和1～19)			—	1	1	2	6	8	—	9
第Ⅴ期-i (昭和20～27)			—	—	—	—	3	3	—	3
不明			9	3	12	8	8	16	1	29
合計			26	6	32	55	38	93	2	127

(注) 1. 本表は転出の全数を示すものではない。

『鷹栖村史』より作成

2. 各時期のおおよその傾向を示す。

3. 第Ⅴ期-i は統計が異なるので省いた。

表9-2 転入世帯

鷹栖

時代区分		前住地	県内			県外			不明	合計
			東・西 砺波郡	その他	小計	北海道	その他	小計		
第Ⅰ期 (明治1～15)			1	1	2	—	—	—	—	2
第Ⅱ期 (明治16～44)	i (明治16～29)		1	—	1	1	—	1	—	2
	ii (明治30～44)		—	1	1	1	—	1	—	2
第Ⅲ期 (大正1～14)			3	—	3	—	—	—	—	3
第Ⅳ期 (昭和1～19)			6	—	6	1	—	1	—	7
第Ⅴ期-i (昭和20～27)			—	1	1	—	—	—	—	1
不明			7	—	7	—	—	—	2	9
合計			18	3	21	3	—	3	2	26

(注) 1. 本表は転入の全数を示すものではない。

『鷹栖村史』より作成

2. 各時期のおおよその傾向を示す。

3. 第Ⅴ期-ii (昭28～42) は統計が異なるので省いた。

び人口の流出現象が再開する。その時期は昭和30年頃である。現在、この現象はいつそう激しくなりつつある。すなわち、転出世帯の状況を『鷹栖村史』⁴⁾でみると、昭和25年に1件、同30～32年に3件となっている。この数字は必ずしも挙家移住の全てではないが、昭和30年頃からの転出人口の動きと考えあわせると、挙家転出も同年頃から活発になったと思われる。また、砺波市資料によると、昭和30年以降は年間に3～4件の転出を数え、転出先は東京・大阪などの県外が多い。これらの離村ケースの内、農業的・農村的地区からの離村家族は成立してから2～3代経過した小規模農家であり、他は非農業的・街村地区から出ていることは、第Ⅴ期が第Ⅳ期の延長線上にあって、脱

農家層・非農家層が析出される傾向にあることをうかがわせる。この傾向は昭和30年頃から上昇カーブを描きつつある。

転入世帯 明治以降の転入世帯の正確な数は掴めないが、『鷹栖村史』から拾うと、明治元年から昭和30年頃までに約26件を数える(表9-2)。この数は、『鷹栖村史』掲載の転出世帯に比べて著しく少ない。転入世帯の旧住地は近隣市町村がほとんどであり⁵⁾、県外からはわずかに蒔絵師、僧侶、第二次大戦中の疎開者などがみられる程度で、いずれも縁故関係による来住である。その他に、北海道などからの若干の帰村家族が含まれる。

昭和30年以降には年間3世帯ほどの転入がある(この数が前代に比べ多いのは市資料による全数のためである)。彼らは勤労者や商人で、その流入先としては4・5・6区などの街村部に多い。

以上、転入・転出世帯の時期別の変遷を検討した結果、全時期を通じて転出が転入を圧倒的に上回っていることがわかった。しかし転入・転出の間の相関関係は不明であるが、転出は転入にかかわりなく動いているようにみえる。

1.2 分家様式の変化

前項において、挙家転入出の変化を時代別に考察した。その結果、出超ということは明らかとなった。にもかかわらず、総世帯数において大きな変化が認められない。ということは、その差を埋める何らかの形での補充があるということになる。それが、まさしく分家現象なのである。以下、転入出の状況を念頭において分家の時代的変遷を概観し、集落の自己培養機能について考察してみたい。

最初に、明治から昭和27年頃までの変遷をみておこう。表9-3はその間の分家数を示すが、明治30年から大正時代にかけてが年間1.6~2.2件と多い。この時期はまさしく北海道移住による転出世帯数の増加期と一致している(明治40~44年頃に最大のピークを示す)。渡道が本格化していない明治16~29年頃には分家数も少ない。同じく明治初期においても転出家族・分家数ともに少ないという現象を示している。このことから、戦前においては、転出家族の多い時期に(多少の時期的ずれはあるが)、分家が多く出るという常識的パターンを示している⁶⁾。戦後の分家数をみると、昭和20~27年までは年平均2件と、明治末~大正のピークに匹敵する分家を数える。その半数近くが昭和24年に集中しているが、これは戦後の特殊事情による一時的現象と考えられる。ともあれ、この点に関しては、60人余の戦死者を出し一時的に村の可容人口が増えたところへ、都市などへ流出していた人たちの帰村・定着が進み、そのこと

表9-3 分家数

期	年	分家数	年平均 (件数)
I 期	明治1～15	7	0.5
II 期	i 明治16～29	14	1.0
	ii 明治30～44	34	2.2
	計 明治16～44	48	1.6
III 期	大正1～15	27	1.9
IV 期	昭和1～19	20	1.1
V期-i	昭和20～27	16	2.0
総 数		130	1.5

(注) 1. 総数には年代不詳の12件を含む。
2. 『鷹栖村史』の系図より作成。

が活発な分家輩出につながったものと考えられる。さらに、折からはじまった農地改革が新たな土地取得の機会を与えたことも分家を促す要因となった。その後は、分家数は減少し、年に1件平均となる。しかし、最近ではまた増えている⁷⁾。

戦前における分家様式については、岩田(1954)の詳細な研究⁸⁾があるので、ここでは省略する。その要点は、(1)分家に際し、ある程度の田地(本家所有地の一割ほど、おおむね一反前後)が分け与えられ、一部には北海道移住者の跡を受ける“皆添え”分家と呼ばれる型式もあった、(2)分与される田は本家にとり不便な(離れた)土地であることが多い、(3)そのため、分家は本家からみて放散的になる⁹⁾、(4)しかし、一部には本家との関係を見捨てた街道筋への非農家的分家もみられるという。

戦後における分家様式はどのように展開したのであろうか。戦後を昭和20～27年までを前期とし、昭和28年以降を後期と分けて¹⁰⁾考察を進めよう。

前期分家様式 前期の分家数は16件摘出できたが、その内の13件は昭和22～25年の4年間に集中している。まず分家を出した本家が、どのような階層に属しているかをみよう。

(1) 農地改革前の平均耕作面積は1.5町ほどであったが、小作や下層の自小作・小自作などであった者が多く、所有面積は1町以下の農家(地主・非農家を除いた平均所有面積は5反6畝になる)が2分の1を占めていた、(2)それが農地改革後には1.5町平均の自作農となった、(3)専・兼別に片寄りはない、(4)一部に地主(1件)、非農家(2件)が含まれているといった点が指摘される。すなわち、農地改革前は小作ないし、1.5町前後(小作地が多くを占める)を耕作する農家が農地改革の進行とともに自作農化し、分家を分派していったと読み取れる。この点、戦前の分家分派層

表9-4 分家の位置 鷹栖

鷹栖

項 目	交 通 便					地 区	
	県道沿い	便利になった	変わらず	不便	不明	同じ区	違う区
昭和20～27	8	2	2	3	1	13	3
昭和28～42	9	3	0	0	0	4	8

(注) 1. 便利とは県道ないし出町に近づくことを指す。 (現地調査)
 2. 不便とは 〃 から遠ざかることを指す。

表9-5 本家、分家の農業従事度合

鷹栖

項 目	分 家 者				本 家			
	専業	兼業	非農家	不明	専業	兼業	非農家	不明
昭和20～27	4	4	8	0	7	7	2	0
昭和28～42	0	1	10	1	2	6	3	1

(現地調査)

が比較的に上層農に限られていたのに比べて、前期分家が大きく異なるところである。

それでは、分家者はどのような生活手段をもって巣立っていったのであろうか(表9-5参照)。職種としては、農業(専業・兼業が半分ずつ)と非農業が相半ばしている。昭和25年以前に限ると、8:6と農業従事の家が非農家を上回る。ゆえに、前期においては専業・兼業が相半ばする形ではあるが、いずれにしても農業に従事する分家が多いことで戦前の型を踏襲したといえよう。さらに、本家と分家の関係を個別にみると、所有地の多い上層農家の分家は農業に従事し、非農家の分家は当然ながら非農業的職業に従事している。その中間の農家においては、本家と分家の間には強い職業的関係(農業従事度合)は認められない。思うに、この階層(本家)では、分家が専業農家として立つことはほぼ困難であり、何らかの兼業によって収入を補わねばとうてい生計の維持は困難だったのである。

次に位置的關係をみると(表9-4の上段、図9-1参照)、分家の位置は本家から平均220m離れているが、ほとんどが本家と同じ“区”(旧村の分区で、図9-1に数字で示す)内に立地し、異なる区へ移った分家はいずれも非農家である。便利・不便という観点からみると¹¹⁾、便利になったケースが15分の10であり、その内の8割が県道沿いの場所に移っている。これを職業的にみると、非農家ほど便利な位置を志向し、農業従事者は交通便についてはあまり考慮していないことが判明する。さらに分家の位置を地区別に検討すると、1・2・5区といった出町に近い区(村の中心の御坊町・宮町からも交通便が良くなってきている)と8～13区の農業地区から出て、その

多くは同じ区内（約8割）のより便利な位置へと進出している。かくして、前期においては終戦後いまだ農村の階層分化現象が顕著でない段階にあって、各分家は本家からあまり離れていない同じ区内に土地を分与・買与してもらって居を構え、本家の耕作地に余裕のある場合とか他に農地獲得の機会がある場合には、何らかの形で農業に従事することを志向しており、その意味で従前の分家様式が踏襲されたといえる。半面において、あとになるほど非農業的分家が多くなり、位置も本家との位置関係にとられず、より利便性の高い場所を求めるようになることを考えあわせると、前期分家様式は過渡期的性格をあわせもったといえよう。

後期分家様式 昭和28年以降の分家は12件摘出できた。本家についてまず述べると、昭和27年には兼業農家ないし非農家であった家が多い。本家の田地の平均面積は1町1反（昭和27年現在）¹²⁾で前期に比べ4反ほど狭い。分家を出す非農家が多くなったこと、ならびに農家の家計に占める農外収入の高まりとを考えあわせると、このことは分家分派における土地所有高の占める重みの低下を示すと理解される。

分家の側について述べると、彼らのほとんどが農業外に職場を求めて、会社員・大工・自家営業などに従事している。住居は県道沿いの便利な位置にあって、本家との距離については全く考慮されず（本家から平均700m離れている）、本家と“区”を異にするケースが3分の2に達する。住居は、そのサラリーマン的・職人的・商人的性格を反映して、小型の都会的住居構造をなす。

かかる傾向は前期の分家様式と著しい対照をなし、そこには農村における都市化の浸透と兼業化の促進、非農家の増加という昭和30年以降の農村社会の著しい現象が端的にあらわれている。住居の配置という観点からみれば、かかる分家現象は街村部を膨脹せしめ、散居集落形態の偏向要因として重要な役割を演じている。換言すれば、この期における分家層は農外職業に従事し都会的生活を営むことにより、農村社会の分化を促進し、散居集落の変容の一翼を担う階層であったといえよう。

最後に分家立地の地域的特性について触れておこう。図9-1をみても明らかなように、周辺部から中央部（県道部）へ、西部から東部へ（出町に近い）という傾向を示している。本家の位置には地域的特色はみられないが、分家は1・2・4・6区に集中しており、これらの区の県道沿いの地域が市街地的変貌を遂げつつあることを示す（非農家あるいは飯米農家とみられる米穀消費申請の家の分布図においても、同地区への集中がうかがわれた）。

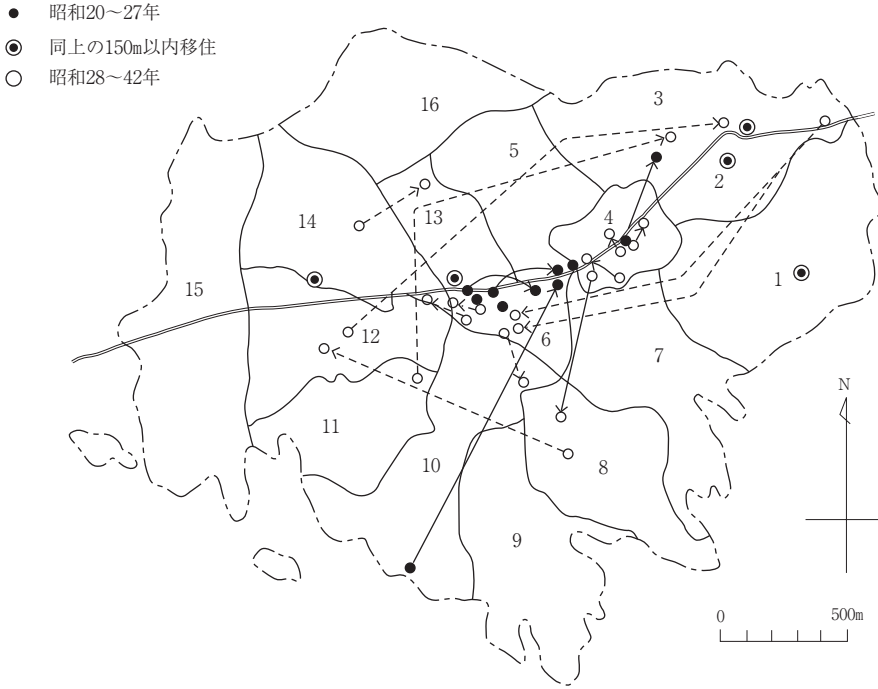


図 9-1 本家—分家の位置関係

(注) 1～16は区。

1.3 村内移住

村内移住については、資料が乏しくて裏付けが困難であるが、若干の検討を加えておきたい。

『鷹栖村史』から村内移住の件数を拾うと（表9-6）、総件数では明治・大正時代は北海道移住者の跡に入るケースが圧倒的に多く（北海道移住者の跡家以外の跡家移住、または新築移住は少なかった）、昭和時代に入り転出世帯が少なくなると、跡家への移住もあまりみられなくなる。

昭和30年以降については、跡家移住の状況は不明だが、転出世帯の増加傾向から推

表 9-6 村内移住の推移

項目	明治	大正	昭和1～19	昭和20～27	昭和28～41	不明	合計
総移住件数	22	7	6	1	10	16	62
跡家へ移住	17	5	5	?	?	7	34
新築移住	?	?	?	?	10	?	10
不明	5	2	1	1	—	9	18

(注) ただしこの数字は全村内移住を含んでいるわけではない。

『鷹栖村史』系図、砺波市役所資料

測すると¹³⁾、ある程度の跡家移住はあったものと考えてよからう。新築移転はこの間に10件を数える。

次に位置関係についてみてみよう。資料的に判断を下しがたいが、一応判明したケースについてみると、街道近くへの移住が比較的多いことから、この時代にもより利便性の高い位置ということがある程度考慮されていたようである。前住地との関係（距離）については、必ずしも前住地の近くということではなく、北海道移住者の跡地の“皆添え”であるのなら、その機会に応じて遠くへの移住を厭わなかったようである。しかし、墓地・学校などの敷地となったために移転を余儀なくされた農家は必ず前住地の近くに代替地を選んでいることから考えて、農家の移住においては、必ず耕地の近くに居住するという散居農民特有の原則が第一義的な立地選択基準として貫徹されたことは確かであろう。

次に、昭和30年以降の新築移転のケースをみてみよう。ほとんどが1～6区内の県道沿いへの移転であり、それらは住居の住置がほとんど変わらないか、または比較的近距离の範囲内で動いているのみである。

以上、中間の資料を欠くが、明治・大正期の移住形態と昭和30年以降のそれとを比較すると¹⁴⁾、次のようにいえるのではないか。明治・大正時代は農業を主とする跡家への移住で県道沿いへの進出傾向はあるが、後者ほど強くはない。それにひきかえ、近年の移住は交通便・商工業経営を主目的とする新築移転であるために、県道沿いの街村地域に進出し、その膨脹を促進していると。このような村内移住の特性は分家様式で述べたところと多くの部分で重なるが、村内移住も分家も村内における居住地選択であるという意味では共通しているわけだからそれは当然といえば当然な事柄である。

1.4 住居密度の変化とその要因

明治42年の日本帝国陸地測量部の地図と昭和37年の修正地図に基づいて住居分布を比較すると（図9-2と図9-3参照）、街村部の膨脹によるヒトデ状の不規則な分布変化が認められる。この分布変化の要因については既に検討した。その結果、住居密度にもっとも強い作用を及ぼしているのは新築分家、脱農業的分家、非農業者の村内移住、工場や商店の進出といった第2次・第3次産業の発展と農家の脱農業・兼業化進展に伴う要因であるといえる。これらの様態と要因等については、第8章と本章の既述部分で検討を済ませているので、ここでは分布的視点からの検討を加えておきたい。

村内移住・分家において、時代が下がるにつれてその住居立地は出町と津沢を結ぶ

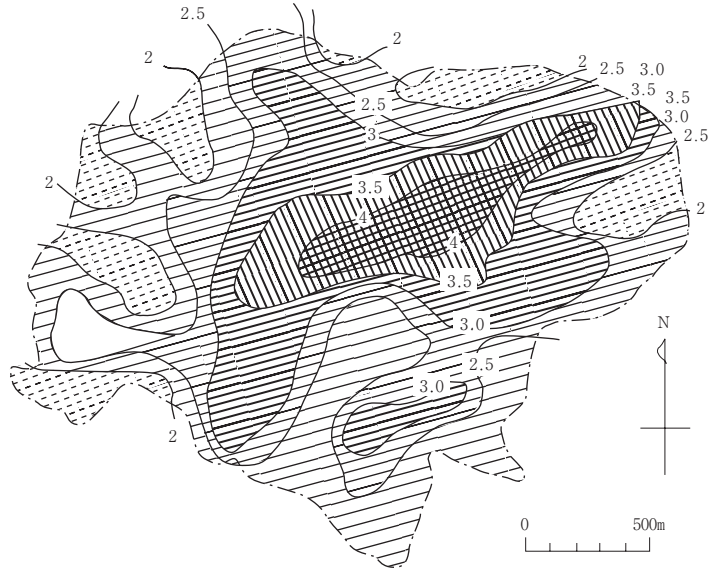


図9-2 住居密度図Ⅰ（明治42年）

（注）数字は200m平方内の戸数。

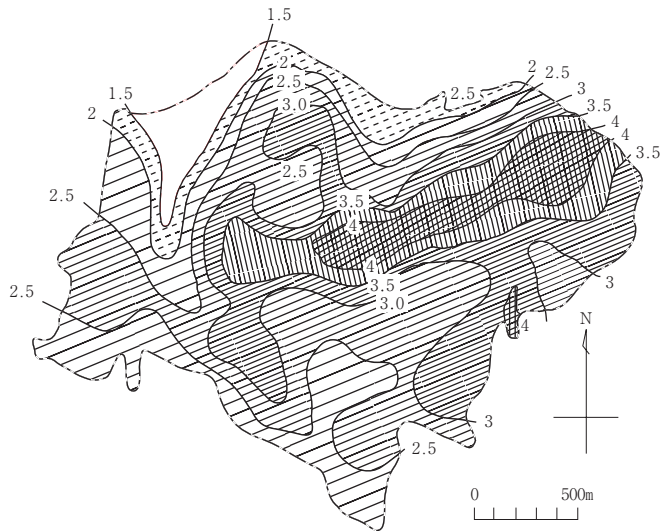


図9-3 住居密度図Ⅱ（昭和37年）

（注）数字は200m平方内の戸数。

県道沿い、および出町方面へと進出する傾向が強くなることを指摘した。その原因の一つには、農家の兼業化・脱農業の促進があげられた。地図（省略）上で、非農家の分布と土地利用における非農業的用途へと転用された土地の位置をみると、そのほとんどが1・2・4・6区などの出町＝津沢間の県道沿い（街村部）に集中し、一部は

出町＝福野間の県道沿い地域の1区・7区などに見い出される。その他にも、いくつかの傾向を読み取ることができるが、それらの位置的指標はいずれも図9-3で明らかかなように出町方面への街村部膨脹を裏付けるものである。このことは、総戸数に変わりはないわけだから、裏返せば交通不便な農業に重点を置く地区の住居の減少を意味する。したがって、非農家や小規模経営の第1種兼業農家は集中に向かい、その他の農家は散居体制を堅持しているといえよう。後者について付言すれば、①農家は耕地をできるだけ自家周囲に集中させようとする事、②圃場整備に際しても住居を動かさないという事実、③農家の移住が交通の利便性ということにあまりとらわれていないということなどは、本地域の農業経営の在り方と伝統的価値観が散居体制維持の有力な基盤となっていることを裏付けているといえよう。

散居に対する考え方を確かめるために、住民の意志をアンケートで問うた（昭42年アンケート調査表は省略）。

まず、「農作業の便・不便」では、「便利」とする回答が84%もあった。逆に、「不便」と答えた回答者（16%）のほとんどは第2種兼業農家であった。しかし、「日常生活面での便・不便」となると、「不便」とする回答が36%となり、第1種兼業農家・専業農家も第2種兼業農家と同じ傾向を示した。そこで「散居と集居のどちらが良いか」と問うと、「集居」を選んだ回答者が32%と、生活面での結果と同じ傾向が示された。かかる意識面での散居体制への不満が、実際に家を動かすことになるのかと問うと、「諾」とする者は6%のみであった。これにより意識と実際行動との落差、慣習・伝統の根強さが改めて痛感されるのである。

次に昭和41年に行った散居生活の便・不便の理由に関する調査の結果を示そう（表9-7）。「散居の良さ」・「現状維持」の理由としては、「近隣からの干渉が避けられること」、「慣習」、「先祖伝来の土地」であることなどをあげ、散居の意義を彼らの「分立的意識の満足」と「慣習の受容」の中に求めている。「農業経営」に関しては、賛否相半ばしている。この項目については回答数が少ないので、昭和42年調査（前述）により補正する必要があるとしても、この調査結果は意味深い。というのは従来、散居制の利点として、住居と耕地の近接性による水田管理の便利さ、他からの干渉や耕作規制が少ないこと、時間の節約などの農業経営上の有利さと封建的規制・制約の弱さなどがあげられてきた。しかし、孤立性の利点を裏返せば、共同が困難であることを意味しており、しかも散居地帯では一般的に道路網が不備であり、その不便さは殊に冬期積雪期に痛感されるどころであって、近年における農業機械の普及や行動半径の拡大はその感をいっそう深めている（昭和42年の調査では、兼業度が高まるほど散

表 9-7 散居制に関する意識調査

A 散居生活の便・不便	(1) 散居が便利な理由 (30件)		件数	
	a	干渉されない	12	
	b	環境が良い	8	
	c	水田管理	5	
	d	防災	5	
	e	その他	0	
	(2) 散居が不便な理由 (32件)		件数	
	a	交通上不便	16	
	b	農業経営上不便	7	
	c	共同生活上不便	5	
d	その他	4		
B 改良か否か	(1) 改良したくてもできない (11件)	a	先祖伝来の土地だから	9
		b	経済的に無理	2
	(2) 改良したい (14件)	a	住居集中	9
		b	圃場整備拡大により手直し	3
		c	その他	2
	(3) 現状維持 (27件)	a	慣習により	12
		b	干渉を避けられる	7
		c	環境が良い	3
d		その他	5	

(昭和41年抽出調査の結果)

居生活の不便さを感じている)。すなわち、上記の調査結果は、かつては利点が多かった散居制も、近代的生活の普及ならびに農業の近代化・兼業化・脱農業化の進行につれて障害となる面が目立ってきたことを示唆している。こうした不便さを取り除き、農業の近代化を図るという大義名分のもとに施行されている圃場整備は、散居体制を破壊するものでなく、かえって道路網を整備することによりその維持に寄与していく面が見出され、興味深い(この点については、橋本・宮井〈1969〉¹⁵⁾を参照されたい)。

散居制の生活面での不便さは、農業従事度が低下するほど、そして農外職業に傾くほど大きくなるが、逆に農業に傾くほどその不便さは農業的利便性と慣れによってカバーされるようである。これは、散居制の本分が今日なお農業経営への適合性に求められていることを意味する。以上の検討の結果、現在も鷹栖の農家にとっては農業経営が第一義的な意味を有していて、生活の近代化は二次的な動機としかかなりえないこと、ただし第2種兼業農家のように農業の意義が低下した階層では生活の合理化への要求が高まりつつあることが理解される。

今後の砺波散村の集落形態の動向であるが、意識面では種々の不便さを感じながらも、実際には旧来の経営様式（特に耕地囲繞制）にとらわれて、それを支えている散居制を変更するまでには至らない。かつ、住居に莫大な投資をしているがために、いっそうその位置を動かすことは難しいというのが現状である。ここであえて砺波散村の将来を予測するとすれば、次のようにいえるのではないだろうか。ただし、これだけの資料ではとうてい正確な予測とはいえないのであって、あくまでも手持の資料の示唆するところという意味で少し言及しておきたい。

もし今後散居制が変わることがあるとすれば、それは、①鷹栖、ならびにその近隣市町村における商工業の発展による非農家の増加、②土地所有体系、ならびに耕作様式（特に耕地囲繞制）の大幅な変化、③生活面での矛盾の拡大、などという要因が考えられる。前章でも述べたように、富山県の商工業の伸長の動きは鈍く、新産業都市の指定を受けても、その実効は急には望めそうにない。砺波市でもその傾向が強い。しかし、日本経済の急激な変化はわれわれの予測を越えるところがあり、将来的には当地方の産業構造も著しく変わるであろうという予測も成立する。しかし昭和35年の産業連関表による分析結果は、今のところそうした急激な変化を示唆していない。したがって、①の非農家の大幅な増加という要素は当分望めないだろう。②の理由は土地制度が絡んでくるためにドラスティックな変化が急速に起こるとは思われない（近年、政府・自民党筋をはじめ各界で議論を呼んでいるが、この問題は他の諸経済社会政策と絡んでいるだけに総合的ビジョンの上に展開されるべき問題であり、早急な結論は出そうにない）。しかし、請負制といったような形でのなしくずし的な変化は起こるであろう。③の要因は①と②とが絡んでくる事柄であるから、同じ条件の下にある。以上のことから、砺波散村の変化は、鷹栖の事例から考えて、当分の間大きく変わることはなかろう。とはいえ、激動の1970年代を迎え、砺波散村の今後の動向を注意深く見守っていかねばならない。散居という既存の集落体制が変化することは、その初期の居住様式の基盤となった要因の退化と、それをつき破る内部矛盾の激化、外からの大きな影響力、そして住民の強い意志なくしては、容易に起こるものでないということの一例証として、この鷹栖の事例を数えることができよう。ともあれ、散居という特異な集落形態の変容というテーマは、今後いっそうミクロな分析とマクロな把握とが要請される問題である。

〔追記〕 なお、2007年の時点においても、この予測は基本的には有効であることを付け加えておこう。

2 住居の近代化

前節で経済的・社会的変動による住居配置の変容を述べた。ここでは、住居の構造と機能の変化が集落社会生活の変化とどのように関係しているのかという観点から若干の整理をしておきたい。当地区の住居形態そのものについては、杉本¹⁶⁾の詳細な研究があるので、ここでは住居の機能的側面の変遷、社会的変化への適応に焦点をしばって考察したい。

2.1 延べ坪と敷坪

富山県の住居の規模は全国最大を誇り、その中でも砺波地方の民家の雄大さはわれわれの目を驚かす。住居の大きさはその家の家格・経済力・生活形態（農業を営むか否か、兼業農家であるか否か、多角経営か否かなどにより、住居の大きさ・形態が変わってくる）などを表明している。主屋の規模については延べ坪（延べ面積）をもって、付属建物群・庭をも含んだ住居全体の大きさについては敷坪（敷地面積）をもっておおよそ確かめることができる。そこで、延べ坪・敷坪を様々な指標でもって分析する（表9-8、表9-9参照）。

まず、各指標毎に検討を進めていこう。

(a) 現経営規模別では、敷坪は1町以上層と1町未満層との間に大きな差があり、1.0～1.5町層が最大である（なぜ、1.5町以上層が下回るのかについては次項以下で検討したい）。延べ坪に関しては5反未満層が非常に狭くて、あとは経営規模が大きくなるほど広がる。前述の敷坪の例外を除けば、敷坪・延べ坪ともに経営規模にほぼ比例しているといえる。

(b) 専・兼別では、敷坪は農業依存度合が高いほど大である。延べ坪は第1種兼業農家が最大であり、農業依存度合との間には明確な関係はみられない。

(a)・(b)の要素をつきあわせると、敷坪は1.0～1.5町層の第1種兼業農家が最大で、5反未満の第2種兼業農家が最小である。延べ坪については、1.5町以上の第1種兼業農家が最大で、5反未満の第2種兼業農家が最小ということになる。すなわち、敷坪・延べ坪という住居の規模に大きなウェートを占める要素は経営規模であって、最近になって活発になってきた兼業化は住居の規模を左右するに至っていないと解される。とはいえ、経営規模のみが決定的因子でないことは前述の1.0～1.5町層の敷坪が1.5町以上層のそれを上回ったことから明らかである。

表9-8 経営規模と延べ坪・敷坪 (単位:坪)

鷹栖

農家種別	5反未満		5反~1町		1町~1町5反		1町5反以上		平均	
	延べ坪	敷坪	延べ坪	敷坪	延べ坪	敷坪	延べ坪	敷坪	延べ坪	敷坪
専業	—	—	—	290.0	(52.10)	310.5	(39.21)	394.0	43.50	340.6
第1種兼業	—	—	51.04	214.0	56.02	467.0	77.40	257.0	64.83	301.1
第2種兼業	35.69	127.6	50.67	232.0	(61.17)	360.6	63.40	214.5	49.25	231.3
農家	—	—	—	—	(45.84)	—	(50.00)	—	(47.92)	—
平均	35.69	127.6	50.80	238.0	56.80	373.0	64.22	293.0	51.63	287.7
非農家	—	—	—	—	—	—	—	—	24.01	70.5

- (注) 1. “農家”とあるのは専・兼別が不明なケースを示す。 (砺波市役所:昭和35年家屋台帳より抽出)
 2. ()内数字は例数が少ない場合のものである。
 3. 延べ坪は二階部分も含む。

表9-9 各指標別の敷坪・延べ坪

鷹栖

	建設年代別				家の創始時代別				宗家・分家別					旧土地所有階層別					
	明治以前	明治時代	大正時代	昭和元~二五年	昭和二六~四二年	明治以前	明治時代	大正元~昭和一九年	昭和二〇年以降	宗家	分家	〃 三代経過	〃 二代〃	〃 初代	旧地主	旧自作	旧自作	旧自作	旧自作
敷坪						三二四	二四九	一六八	一五六	五八三	三二五	三八二	一九三	一五一	五一四	三八四	二六一	二七四	二二三
延べ坪	六九〇〇	五五八一	五八八九	四〇八六	四六七六	五八〇八	四八五五	四九五七	三四七三	五九二七	五六一四	五〇一八	五四三四	四五六二	七四五五	六三九五	六五二〇	五五四一	五二五七

- (注) 1. 建設年代別の昭和26~42年の延べ坪は非農家分を除いている。
 2. 建設年代別の項を除いては、いずれも昭和41年現在の数字である。
 3. 家の創始時代とは「家」の成立の時代であり、現家屋の建設年代ではない。

(c) 建設年代別については延べ坪しか判明しない。延べ坪は昭和初期を境にして大きな差がある。これは、現存する昭和以前の家屋は、建設された当時の姿を示すのではなく(古い家屋は相当粗末で小規模なものであった)、次の二つの変化を経た姿であるということである。一つは、岩田¹⁷⁾が指摘するように、明治末期から昭和初期にかけての増・改築期を経ていることである。二つ目には、昭和初期からはじまった居住機能の内・外への分化期に建設された家屋は、主屋規模が縮小されていることである。というのは当時、付属家屋群を設けて、そこへ非居住機能や主屋に設けるには相応しくないと判断された機能を主屋から外して分散させたため、必然的に主屋の規

模は縮小されることになったからである

(d) 次に、家の創始時代別ならびに宗家・分家の別では、敷坪ははっきりと古いほど大であり、特に大正期以前あるいは分家後3代以上経過した家と、そうでない家とでは大きな差がある。人間の活動サイクルを何代にもわたって営み経済的基礎を確立した家と、分家してから日が浅く、家の基礎の建設途上にある1・2代目の分家とでは大きな差があるのは当然といえよう。なお、宗家と目される家が他を圧して大きな敷坪をとっているのは注目すべきで、これらの家は古くから家の格式を誇り、その権威を他に誇示するために、広大な屋敷地に他を圧するような家を築いた。主屋の規模は栄枯盛衰によって変わるし、建築様式の変化によっても変わる。それに対して、敷坪はかつての規模を根強く残していることがわかる。

建物の延べ坪に関しては、明治以前の家あるいは宗家と昭和20年以降の家あるいは初代の家の間の差を除いては、はっきりした差違は認められない。それは、既述のように延べ坪すなわち主屋の規模というものは、その家の経済力をフレキシブルに反映するものである。それは次の旧土地所有階層別、あるいは(a)の経営規模別、あるいは蓄積の厚い宗家と薄い分家初代の家との差といった比較的その家の経済力(現時点のという意味ではない)をよくあらわす指標に対しては、延べ坪の大・小がフレキシブルに反応していることからわかる。

(e) 旧土地所有階層別では、次のようにいえる。幕末から明治期にかけて土地集積を果たし、古い家柄の多い地主層、あるいはそれに近い自作農層の敷坪・延べ坪は大きい。それにひきかえ、家の成立年代が浅く、経済力の乏しい小作層、あるいは小自作層のそれは小さい。中間の自小作層や経営規模の小さい自作層や小自作層の中でも比較的経営規模の大きい層の敷坪・延べ坪は似通っていて、あまり大きな差はない。特に、慣行小作権の発達した当地方では、これらの層については別な指標、例えば経営規模と貸付面積の多寡などから分析した方がよからう。残念ながら、今回の調査ではそこまでは及ばなかった。

以上を総括すると、各指標別のヒエラルキーは、比較的に変化の少ない敷坪によくあらわれ、延べ坪については、換言すれば主屋の規模は各家の盛衰に左右されやすいので、経営規模・旧土地所有規模・家の歴史的蓄積といった一部の指標に敏感に反応する。すなわち、主屋の構えは、その家の経済力や過去からの蓄積を表明しているということになる。

2.2 2階屋

2階屋（中2階ないし完全な2階屋が設けられているケースに限る）の普及率は昭和27年には16%、同42年には19.3%である。後者の大部分は最近の新築ないし増改築によるものである。2階屋は昭和27年前にある程度普及していて、一時その普及はストップしていたのだが、最近において活発化してきたものと思われる。戦前は、広間や座敷の上部の“アマ”と呼ばれる部分は薪・藁などのイロリ用の燃料・諸道具の物置となっていて、2階の一部は子供部屋などとして補助的な居住機能をもっていたに過ぎない。その頃は内と外との分化が十分に進行していない段階であったので、物置的機能が主屋の中に残留していたのである。その後、付属建物（物置・作業場など）が多くなってきて、暖房もイロリからホリゴタツ、火鉢、石油暖房へと変化してきた。そのために、“アマ”の機能は希薄となり、2階屋の普及はストップしたかにみえたが、最近では生活意識の変化により家族員のプライバシーを守るために後述の廊下機能の発達と並んで子供にも独立した部屋を与える傾向が出てきた。そこで、子供部屋などとして2階屋の居住機能が復活され、増改築の際には模様替えされたり、新築に際しては2階に小じんまりとした部屋を設けることが活発となってきたのである。これは、生活様式の変化が2階屋の再生としてあらわれ、住まい機能の立体的発達の方向を示したものと解される。

2.3 廊下

今回の調査では間取りについては詳しくは調べていないので、廊下について簡単に述べておこう。改築、新築家屋の部屋配置をみると、岩田が述べている標準型の拡張発展の線上にあるケースが多く、ある程度生活の変化に応じて旧標準型の手直しなし修飾が行われている。

主屋の廊下は、明治中期に既に設けられており、その後の屋根の“オロシ”（床面の拡張に応じて屋根の勾配を緩やかにして対応すること）の流行や規模拡大により、徐々に発達してきた。廊下の形態としては、端廊下・中廊下・回り廊下などの型を抽出できる。その発達の順序については、家屋の増・改築の歴史から判断しなければならない。図9-4は家屋の拡大と廊下の発達の関係を示している。家屋のⅡ→Ⅲへの増築の際に廊下1や2があらわれ、ついで家屋のⅢ→Ⅳの増築の際に廊下2が3あるいは①と結ばれた。したがって、廊下の発達系譜は単純な1の中廊下または2の端廊下→1・2が結ばれた片回り廊下→1・2・3が結ばれた回り廊下の順であったものと推測される。なお、近年の非農家・兼業農家の小家屋に中廊下や端廊下がみられるが、

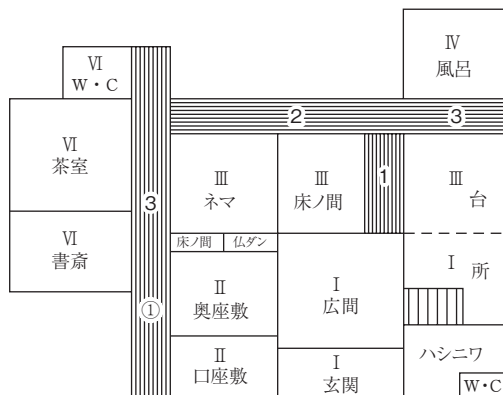


図9-4 間取りの展開と廊下の変化

(注) 1. 太線は間取りの展開 (I→II→III→IV) の境界。

2. 1, 2, 3は廊下の展開の順序 (①の部分は初期には縁であった)。〔N氏宅のモデル化〕

それは上述の増改築のための廊下とは区別されるべきものである。

現在の新築ないし改築された家屋も、ほとんどが何らかの廊下をもっており、その施設状況を間取図から判断すると、各部屋・玄関・台所・便所などが廊下により有機的に連絡され、かつ各部屋の独立を守っていて、生活の近代化の一翼を担っていることがわかる。それは機能中心型とも呼ぶべき性格をもつ。それに比べ、旧来の型は間取りに制約されて、分離・連絡という廊下の機能が不十分にしか果たされていないことが多い。ともあれ、住居構造は生活の変化を敏感に反映することがうかがわれる。

2.4 付属建物について

砺波でみられる土蔵・蔵前小屋・物置・作業場などの付属建物の群立は、村松や岩田が指摘した住まい機能と作業場・物置といった生産的あるいは収納的機能を内・外に分離する住居発展の過程を具象化した景観であるといえよう。それらの機能の変化や、新たに付加された建物の機能などの分析によって、住居機能の変化発展を展望することがこの項の主たる関心である。

古くからある建物として土蔵があげられる。現存する土蔵には、明治～大正期の建物が多い。土蔵は主として“オヤツサマ”層や大規模経営農家の米倉として利用されてきた。土蔵に接して蔵前小屋(手前小屋)と呼ばれる番小屋が設けられ、収穫期には土蔵の番小屋として使用された。収納米のない時は、オトコサ(下男)のいる家では、彼らをそこに住ませ、そうでない家では物置き代わりに利用していた。今日では両ケースとも往年の機能を喪失して、諸道具の置場あるいは改築されて作業場など

として使用されている。

物置（納屋）は、大正時代から普及しはじめ、一つの農家に数棟を数える場合が多い。その用途は鶏舎、諸用具の収納、風呂場の設置などにある。近年においてもこの機能は衰えず、かえって用途の専一化を進めるために新設する農家が多く、納屋と呼ばれる付属建物が増加してきている。

さて、現在では風呂場は物置に設置するケースが多いのであるが、建物の内・外の分が進んでいない明治時代には主屋内の便所の横（居住区が臭気や火気をできるだけ避けられるような位置に設けられる）に設けて、藁・杉葉・ゴミなどを燃料としていた。その後、主屋機能の外建物への分散がはじまると、火災防止や煤よけといった理由と庭仕事は外でするので外部の方が都合がよいという理由もあって、ごく早期に風呂場は物置に移された。最近では重油・プロパンガスなどの普及により、再び主屋内に設けるケースも増えてきた。なお、重油などの使用率は7%である。

作業場は明治→大正→昭和と徐々に普及してきて、戦後に著しく増加した。その普及率は明治期は45分の5、大正期は15分の4、昭和期は44分の23である（うち昭和20～42年までは22分の15の普及率である）。作業場の建物は、瓦屋根を葺いた広い建物である。そして、床はコンクリート張りで地面より幾分高めに張られている（洪水や湿気を避けるためであろう）。その用途は浸種・脱穀・乾燥などの屋内作業を行うことにある。

作業場がこの地方に普及した要因としては、①秋雨が多く屋外作業が難しいこと、②冬季積雪期の屋内作業の場が必要であったことなどがあげられる。階層別の普及度をみると、農業従事割合が高く、耕地面積の広い農家に多く普及している。

その他に、最近増加してきた付属建物としては、鶏舎・畜舎・車庫などがあり、それらは農業の多角経営化の進行（鷹栖ではまだ微々たるものである）と生活の近代化が建物に反映されたものである。

以上の考察より、昭和27年以降の付属建物に関しては、主屋から労働の場や物置を外へ分離させるという従前の傾向の継承・充実が行われたことがはっきりした。そして農業経営や生活環境の変化に応じて、①農業経営の多角化、装備の強化を求めて物置、作業場、さらに鶏舎・畜舎などの普及とその規模の拡大が行われたが、②風呂場の方は生活の近代化という意識の普及、燃料の変化といった要因によって主屋内へ戻る傾向を示しており、また③車の普及に対応して車庫を設置するといった適応を示していることがわかった。その反面では、土蔵・蔵前小屋といった既に本来の機能を喪失した建物が依然として維持され、しかも新設するケースもあるというアンバランス

な生活態様が示されている。

2.5 その他について

砺波平野の散居集落をはじめて見る者の目を驚かすのは、うっそうと繁茂し、遠目には林のごとく映る“カイニョ”と呼ばれる屋敷林の景観である。“カイニョ”は住居回りの水路の内側に設けられ、樹種は杉・檜・竹が多く、その目的は防風・防火・用材補給にあり、その他に護岸・風致・他人の干渉を避けるといった目的もあわせもっている¹⁸⁾。“カイニョ”は、昔は今日よりよほど繁茂していたのだが、明治年間の陰樹伐採、戦時中の木材供出、暴風による倒木などが原因で、かなり疎になってきている。昭和27年現在でカイニョを今後どうするかとの質問に対して、否定的または消極的な意見が43%を占めた。今回調査での「それ以後に木を切りましたか」という質問に対しては、57.5%が「切った」（昭和35～41年の期間に多い）と答えている。その理由としては、「建築用材」として（昭和35～41年に新築が多かった）使ったとか、「日蔭になって邪魔」だからという理由をあげている。これらはいずれも生活様式の変化に伴うカイニョの意義の低下を物語っている。

しかし、圃場整備に際しても、カイニョはそのまま、あるいは疎林的に残されており、防風・防災・美観・垣根などとしての意義を今日なお人々に意識されているのである。“カイニョ”の他にも、①“ジュウグチ”と呼ばれる屋敷進入路の拡張（自動車を通すため）が行われたこと、②圃場整備により、屋敷回り水路を引けなくなってきたことなどをあげることができる。

以上、鷹栖の居住様式における諸変化を述べてきたが、そこにみられる特徴は、経済活動・生活の変化への適応と、それにブレーキをかける旧習の残存というアンバランスの中で、各階層の家々が自己の経済的・社会的・歴史的な重みを背負って懸命に生きている姿である。

農家と非農家では、その住居の規模・機能に大きな差が生じ、旧親作と旧小作とでは、その住居規模・付属建物に差があり、さらに農業を主とする農家と兼業を主とする農家とでは敷坪や住居機能・付属建物の種類に相違があるなどの違いがみられ、住居はその家の階層の状況や歴史を如実に物語っているのである。

主屋の形態は全体的に標準型への収斂という戦前の傾向を維持しながらも、経済的・社会的変動によってその内容の変化と標準型の分裂傾向があらわれていることを指摘できる。

今後とも、農村社会の分化現象の進行につれて、家屋の複雑で多様な変化が進んで

いくであろう。

むすび

第8章において、昭和30年以降の鷹栖における経済的・社会的変化が人々の生活にどのような影響を及ぼしたのかを分析し、本章では居住様式の中でも集落の外的形態（主に分布状況）や住居の形態・機能の変遷を主にとりあげ、それらが農村の経済的・社会的変容といかに関連し、どのような階層の状況を呈しているかを考察することにより、散居村における居住様式の変容の一端を明らかにできたのではないと思う。いうまでもなく、居住様式の研究については、これら諸要素の有機的関連性の追求なくしては不十分であり、さらにより広い視野からの比較地理学的方法が用いられねばならない。

注

- 1) 川喜田二郎（1954）「家族人口の変化過程」, 人文研究, 5-9, 786-795。
- 2) 東京方面へは明治期に多く、その後は大阪方面への移住が多くなる。近年では、再び東京方面へ多く出ているようである。
- 3) 川喜田二郎, 注1。
- 4) 中明宗平編（1962）『鷹栖村史』, 富山県砺波市广栖自治振興会, 4～8章。以下《村史》と呼ぶ。
- 5) 出町・野尻村・東野尻村・福野町などが多い。
- 6) 川喜田二郎, 注1, 68頁。川喜田は転出人口の少ない時に分家が多く出ると述べている。いずれにしても、3者がある種の関係をもって変動しているとすれば、その社会的・経済的背景の究明が今後の課題といえよう。
- 7) 昭和40～42年10月までに新築分家のみで、4件を数える。
- 8) 岩田慶治（1954）家からみた散村の性格, 人文研究, 5-9, 796-806。
- 9) 注8参照。しかし「距離的には、本家から300m以内に居住するケースがほとんどである」といわれるごとく、耕地圍繞制をとる散村においては本家耕地分与による分家拡散の限界が認められた。
- 10) 昭和25年をもって分けるのが最適であるが、資料的關係から昭和27年とした。
- 11) 便利・不便を数的に表現するために、県道・出町方向をプラスとし、それと逆の方角への移動をマイナスとして計算すると（そのどちらでもない場合は零とみなした）、+161mという結果を得た。
- 12) 昭和42年の分家5軒の本家の場合も、平均1町5畝とあまり変わらない。
- 13) 聞き取り調査では跡家への移住も若干みられるようである。
- 14) 資料については前者が跡家移住のみで、後者が新築移住のみであるという留保を残しておかねばならない。
- 15) 圃場整備については、橋本征治・宮井 隆（1969）圃場整備に至る鷹栖の変容, 大阪市立大学地理学

第Ⅱ部 ムラ・マチ地域の形成と展開 — 砺波散村地域 —

教室編『日本の村落と都市』所収、ミネルヴァ書房、259-277を参照されたい。散居制農村に対して
圃場整備が与える影響については、今後注意深くその動向を見守る必要がある。

- 16) 杉本尚次（1969）『日本民家の研究』、大明堂、262-274。
- 17) 岩田慶治、注8。
- 18) 岡本兼佳（1963）『農業地理学』、明玄書房、21-24。村松繁樹（1966）本邦における風と集落の関係
について、人文研究7-9、91-102。